

飯塚市地域防災計画

— 資料編 —

平成26年6月

(最終改正 令和5年6月)

飯塚市防災会議

－ 目 次 －

項・番	資 料 名	分 類	頁
【市の現況資料】			
1 災害、危険箇所等			
1-1	飯塚市の風水害	■	1
1-2	飯塚市の土砂災害発生状況	■	9
1-3	飯塚市の地震状況	■	12
1-4	飯塚地区の火災発生状況	■	18
1-5	重要水防箇所（河川）	■	19
1-6	災害危険河川区域	■	22
1-7	砂防指定地指定箇所	■	24
1-8	土石流発生危険箇所	■	26
1-9	地すべり危険箇所	■	29
1-10	急傾斜地崩壊危険区域指定一覧表	■	29
1-11	急傾斜地崩壊危険箇所	■	30
1-12	道路危険箇所	■	37
1-13	山腹崩壊危険地区	■	40
1-14	崩壊土砂流出危険地区	■	44
1-15	地すべり危険地区（民有林）	■	46
1-16	危険物施設	■	47
1-17	ダム	■	48
1-18	ため池	■	49
2 設備、施設等			
2-1	飯塚市防災行政無線	■通信	53
2-2	地方通信ルート（非常通信ルート）	■通信	56
2-3	水防倉庫	■水防	57
2-4	給水車及び給水タンク保有状況	■給水	58
2-5	水道施設一覧表	■給水	58
2-6	広域避難地	■避難	59
2-7	指定緊急避難場所	■避難	61
2-7-2	指定避難所	■避難	63
2-8	指定福祉避難所	■避難・要配慮者	65
2-8-2	社会福祉施設	■避難・要配慮者	67
2-9	医療機関	■医療	79
2-10	歯科医院	■医療	82
2-11	保育園、幼稚園、学校	■要配慮者	85
2-12	災害時における臨時ヘリポート	■交通	87
2-13	市有車両	■交通	88
2-14	近隣火葬場	■火葬施設	93
2-15	ゴミ焼却施設	■処理施設	93

項・番	資料名	分類	頁
2-16	し尿処理施設	■処理施設	93
2-17	資源化施設	■処理施設	93
2-18	最終処分場	■処理施設	93
3 関係機関連絡先等			
3-1	関係官公署等所在地及び電話番号一覧表	■	94
【例規、基準、応援協定等】			
4 市、一部事務組合等の例規等			
4-1	飯塚市防災会議条例	◆	101
4-2	飯塚市防災会議委員名簿	■	102
4-3	飯塚市災害対策本部条例	◆	103
4-4	飯塚市災害対策本部規程	◆	104
4-5	飯塚市災害対策本部事務分掌	◆	107
4-6	飯塚市消防団の組織等に関する規則	◆	121
4-7	飯塚市火入れに関する条例	◆	126
4-8	飯塚市災害弔慰金の支給等に関する条例	◆	129
4-9	飯塚市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	◆	132
4-10	被害想定箇所における避難指示等の発令基準と現況	◆	135
5 国、県の例規、基準等			
5-1	注意報及び警報の種類並びに発表の基準	◆	140
5-2	気象庁震度階級解説関連表	◆	141
5-3	火災・災害等即報要領	◆	145
5-4	福岡県災害調査報告実施要綱	◆	155
5-5	被害の判定基準	◆	159
5-6	福岡県災害救助法施行細則	◆	162
5-7	災害救助法による救助内容	◆	165
6 応援協定等			
6-1	応援協定等一覧	■	171
【各種様式】			
7 職員の参集			
7-1	参集記録票	□	175
7-2	参集途上の被災状況記録票	□	176
8 情報の収集・伝達			
8-1	被害発生状況連絡票	□	177
8-2	災害箇所一覧表	□	178
8-3	り災台帳	□	179
8-4	人的被害報告	□	181
8-5	住家被害報告	□	182
8-6	その他被害報告	□	183

項・番	資料名	分類	頁
8-7	火災・災害等即報要領(様式)	□	184
8-8	福岡県災害調査報告実施要綱(様式)	□	190
9 応援要請			
9-1	自衛隊災害派遣要請依頼書	□	191
9-2	自衛隊災害派遣撤収依頼書	□	192
9-3	九州地方整備局災害時応援要請依頼書	□	193
10 避難所			
10-1	避難者カード	□	194
10-2	避難者名簿	□	196
10-3	避難所運営記録	□	197
10-4	物品の受払簿(避難所用)	□	198
10-5	避難所設置及び収容状況	□	199
11 救助・医療			
11-1	行方不明者名簿	□	200
11-2	医療救護所開設状況報告	□	201
12 緊急輸送			
12-1	緊急通行車両事前届出書	□	202
12-2	緊急車両以外の車両通行止め標示	□	203
12-3	緊急通行車両通行標章	□	204
12-4	緊急通行車両確認証明書	□	205
12-5	物品の受払簿(物資集配拠点用)	□	206
13 遺体の処理・埋葬			
13-1	遺体処理票	□	207
13-2	遺留品処理票	□	208
14 市民生活の安定			
14-1	り災届出兼証明願	□	209
14-2	り災証明書	□	210
14-3	被害届出兼証明書	□	211
14-4	義援金品受領書	□	212
14-5	避難行動要支援者名簿等	□	213
注) 分類欄は以下を表す。 □ : 様式、 ■ : データベース、 ◆ : 例規・協定・基準等			

【 市の現況資料 】

1 災害、危険箇所等

1-1 飯塚市の風水害

(1) 災害をもたらした気象事例 (福岡県)

災害発生日		災害名称 種別	人的被害			建 物 被 害				耕 地 被 害	
年	月/日		死者・ 行方不 明者	負傷 者	被害 地帯	全壊	半壊	床上 浸水	床下 浸水	流失 埋没	冠水
			人	人	世帯	棟	棟	棟	棟	ha	ha
S20	9/17~18	枕崎台風	87	61		1,820	1,669	4,375	16,179	27,028	8
S20	10/8~11	阿久根台風	5	2		43	17	706	2,437		1,349
S24	8/13~19	ジュディス台風	7	39		118	298	10,927	28,375	546	31,152
S25	9/13~15	キジア台風	6	3		165	285	2,695	6,913	322	5,833
S26	7/7~17	低気圧による豪雨	8	4		12	31	2,681	2,760	187	35,110
S26	10/13~15	ルース台風	10	2		46	108	798	3,366	376	2,687
S28	6/4~8	梅雨前線及び台風第2号	13	3		14	2	424	5,326	97	9,617
S28	6/25~29	西日本水害(梅雨前線豪雨)	286	1,402		2,150	2,819	92,532	119,127	22,908	54,470
S29	9/26~27	洞爺丸台風	8	13	997	51	98	1,264	9,244	180	5,147
S30	4/14~18	前線豪雨	1	12	251	4	3	339	4,355	14	4,120
S30	7/6~8	梅雨前線降雨	2	1	1,168	7	4	1,192	6,186	94	7,018
S30	9/26~10/1	台風第22号	8	25	1,265	174	313	435	2,074	16	970
S31	8/16~18	台風9号	4	41	2,096	315	726	706	2,613	5	762
S32	7/2~5	梅雨前線豪雨	4	1	527	7	13	527	4,542	2	11,085
S34	7/13~16	梅雨前線豪雨(台風第5号)	24	58	4,586	103	81	4,281	14,674	1,611	9,994
S37	7/1~9	梅雨前線による大雨	4	11		30	29	3,656	23,291	23,490	
S38	6/29~7/2	梅雨前線豪雨	18	10	1,138	45	50	10,279	28,745	339	9,078
S41	6/30~7/2	梅雨前線降雨		12	495	5	10	478	6,823	2	191
S42	7/8~10	梅雨前線豪雨(42年7月豪雨)	2	2	365	1	6	343	7,365	36	3,362
S44	6/28~7月上旬	梅雨前線による大雨		20	1,146	3	8	1,135	8,326	1,379	1,225
S46	7/21~23	豪雨	2	2	964	12	9	943	4,215	215	5,425
S47	7/3~6	豪雨	7	9	797	10	23	764	12,861	207	15,556
S47	7/9~13	豪雨	4	31	3,696	48	180	3,468	19,071	747	21,362
S48	6/26~27	大雨	4	6	264	2	5	257	3,808	657	10,498
S48	7/30~31	大雨	28	64	9,112	116	173	8,828	27,143	327	2,628
S51	9/10~13	台風第17号による風水害	2	12	661	27	87	547	7,605	104	2,025
S52	6/9~10	梅雨前線による災害		3	253	5	2	246	2,454	21	1,140
S54	6/27	梅雨前線による災害	7	41	4,475	34	49	4,392	16,998	973	34,385
S55	7/30	梅雨前線の停滞による大雨災害	1	5	240	5	9	226	5,224	110	14,249
S55	8/28~31	前線の停滞による大雨災害	8	28	2,321	44	65	2,321	10,969	404	12,363
S56	6/25~7/7	S56.6.25~7.7にかけ	4	45	1,514	16	44	1,442	5,973	150	7,475

災害発生日		災害名称 種別	人的被害			建 物 被 害				耕 地 被 害	
年	月／日		死者・ 行方不 明者	負傷 者	被害 地帯	全壊	半壊	床上 浸水	床下 浸水	流失 埋没	冠水
			人	人	世帯	棟	棟	棟	棟	ha	ha
		ての梅雨前 線(大雨災 害)									
S57	7/10～25	昭和57年7 月豪雨				1	1	273	4,447	6	3,844
S58	7/15～17	梅雨前線に よる大雨						207	2,640	6	
S60	6/21～7/6	梅雨前線に よる大雨	3	13	431 (1,185)	6	74(65)	351	4,124	108	19,126
H2	6/28～7/3	梅雨前線豪 雨被害									
H11	6/23～7/3	豪雨災害	2	重傷3	290	7	6	1,273	4,890	77	2,534
H15	7/18～19	集中豪雨災 害	死者1	重傷 10	3,415	26	半壊 56	3,472	3,489	73	1,053
H21	7/24～8/6	平成21年7 月中国・九 州北部豪雨	10	重傷9 軽傷9	1,522	13	半壊 11 一部 70	1,319	4,157	93.1	1,763.5
H24	7/13～8/6	平成24年7 月九州北部 豪雨	死者4	重傷8 軽傷9	1,583	70	半壊 432 一部 117	1,085	4,678	445.3	3,347.2

注) 福岡県主要自然災害被害統計(昭和20年以降)、床下浸水2,000件以上を抜粋

(2) 飯塚市の被害状況 (H13~H15)

年		H11 (飯塚地区のみ)			H13		H15		
月 日		6/29~30	7/2~3	計	6/19~25	計	7/1	7/11	
気 象		集中豪雨	集中豪雨		豪雨		大雨	大雨	
人的被害	死者								
	行方不明者								
	負傷者	重症							
		軽傷							
住家被害	全壊	棟	1		1				
		世帯	1		1				
		人	1		1				
	半壊	棟	1		1				
		世帯	1		1				
		人	4		4				
	一部損壊	棟							
		世帯							
		人							
	床上浸水	棟	24		24	15	15		
		世帯	24		24	21	21		
		人	63		63	52	52		
	床下浸水	棟	247	12	259	129	129		6
世帯		247	12	259	126	126		6	
人		614	29	643	258	258		12	
非住家	公共施設	棟					1		
	その他	棟	1		1				
田	流出埋没	ha	5.00		5.00	10.11	10.11		
	冠水	ha	100.00		100.00	109.00	109.00		
畑	流出埋没	ha				0.38	0.38		
	冠水	ha	1.00		1.00	39.10	39.10		
文化施設	箇所	3		3	2	2			
医療機関	箇所								
道路	箇所	62		62	45	45	1	12	
橋梁	箇所	1		1				1	
河川	箇所	69		69	36	36		1	
砂防	箇所								
清掃施設	箇所								
崖崩れ	箇所	100	8	108	29	29	1	2	
鉄道不通	箇所								
航空機被害	機								
水道	戸	40		40					
電話	回線								
電気	戸								
ガス	戸								
ブロック	箇所	3		3					
り災世帯	世帯	3		3	21	21			
り災者数	人	7		7	52	52			

資料：福岡県災害年報

(2) 飯塚市の被害状況 (H15~H17)

年		H15		H16			H17	
月 日		7/18~19	計	6/25~27	9/6~7	計	大雨	計
気 象		集中豪雨		大雨	台風 18 号			
人的被害	死者							
	行方不明者							
	負傷者	重症	2	2				
軽傷								
住家被害	全壊	棟	7	7				
		世帯	7	7				
		人	23	23				
	半壊	棟	10	10		1	1	
		世帯	8	8		1	1	
		人	22	22		1	1	
	一部損壊	棟	39	39				
		世帯	39	39				
		人	111	111				
	床上浸水	棟	1,976	1,976				
		世帯	2,146	2,146				
		人	4,745	4,745				
	床下浸水	棟	1,392	1,398				
		世帯	1,445	1,451				
		人	3,419	3,431				
非住家	公共施設	棟		1				
	その他	棟	129	129				
田	流出埋没	ha	16.60	16.60				
	冠水	ha	761.00	761.00				
畑	流出埋没	ha						
	冠水	ha	29.00	29.00				
文化施設	箇所	15	15					
医療機関	箇所	36	36					
道路	箇所	227	240	2		2		
橋梁	箇所	5	6					
河川	箇所	139	140	10		10		
砂防	箇所							
清掃施設	箇所	1	1					
崖崩れ	箇所	402	405	3		3		
鉄道不通	箇所	2	2					
航空機被害	機							
水道	戸	6,355	6,355					
電話	回線							
電気	戸	259	259			400	400	
ガス	戸	973	973					
ブロック	箇所	18	18					
り災世帯	世帯	2,084	2,084					
り災者数	人	4,608	4,608					

資料：福岡県災害年報

(2) 飯塚市の被害状況 (H18~H21)

年		H18		H20			H21		
月 日		9/17~18	計	6/19~22	8/4~17	計	6/29~7/1	7/24~8/6	
気 象		台風 13 号		大雨	大雨		大雨	中国・九州北部豪雨	
人的被害	死者							1	
	行方不明者								
	負傷者	重症							
軽傷									
住家被害	全壊	棟						2	
		世帯						5	
		人						9	
	半壊	棟							
		世帯							
		人							
	一部損壊	棟							5
		世帯							5
		人							15
	床上浸水	棟							406
		世帯							483
		人							1,020
床下浸水	棟							874	
	世帯							902	
	人							1,919	
非住家	公共施設	棟						6	
	その他	棟						452	
田	流出埋没	ha						18	
	冠水	ha						213	
畑	流出埋没	ha						2	
	冠水	ha							
文化施設	箇所	2	2					18	
医療機関	箇所							2	
道路	箇所							224	
橋梁	箇所								
河川	箇所			2	2	4	1	124	
砂防	箇所								
清掃施設	箇所								
崖崩れ	箇所						4	85	
鉄道不通	箇所							2	
航空機被害	機								
水道	戸								
電話	回線								
電気	戸								
ガス	戸								
ブロック	箇所							5	
り災世帯	世帯							488	
り災者数	人							1,029	

資料：福岡県災害年報

(2) 飯塚市の被害状況 (H21～H26)

年			H21	H22			H24		H26
月 日			計	6/28～29	7/11～16	計	7/13～8/6	計	8/21～22
気 象				大雨	大雨		九州北部豪雨		大雨
人的被害	死者		1						
	行方不明者								
	負傷者	重症							
		軽傷							
住家被害	全壊	棟	2						
		世帯	5						
		人	9						
	半壊	棟							
		世帯							
		人							
	一部損壊	棟	5		1	1	1	1	
		世帯	5		1	1	1	1	
		人	15		6	6	1	1	
	床上浸水	棟	406		55	55	3	3	
		世帯	483		55	55	3	3	
		人	1,020		150	150	12	12	
床下浸水	棟	874		152	152	28	28		
	世帯	902		152	152	28	28		
	人	1,919		355	355	44	44		
非住家	公共施設	棟	6						
	その他	棟	452		68	68			
田	流出埋没	ha	18		6.00	6.00			
	冠水	ha	213		247.00	247.00			
畑	流出埋没	ha	2		1.00	1.00			
	冠水	ha			9.00	9.00			
文化施設	箇所	18		6	6				
医療機関	箇所	2							
道路	箇所	224	1	689	690			1	
橋梁	箇所		1	3	4			1	
河川	箇所	125		94	94			1	
砂防	箇所								
清掃施設	箇所								
崖崩れ	箇所	89	1	36	37				
鉄道不通	箇所	2		3	3				
航空機被害	機								
水道	戸								
電話	回線								
電気	戸								
ガス	戸								
ブロック	箇所	5		5	5				
り災世帯	世帯	488		55	55				
り災者数	人	1,029		150	150				

資料：福岡県災害年報

(2) 飯塚市の被害状況 (H26～H30)

年		H26	H27		H28			H30
月 日		計	8/24～26	計	1/23～30	4/14～	計	7/5～17
気 象			台風 15 号		大雪	熊本地震		平成 30 年 7 月豪雨
人的被害	死者							
	行方不明者							
	負傷者	重症						2
軽傷			2	2	2	2	4	3
住家被害	全壊	棟						
		世帯						
		人						
	半壊	棟						190
		世帯						190
		人						342
	一部損壊	棟						1
		世帯						1
		人						1
	床上浸水	棟						264
		世帯						264
		人						511
	床下浸水	棟		3	3			317
		世帯		3	3			317
		人		6	6			709
非住家	公共施設	棟					2	
	その他	棟					2	
田	流出埋没	ha					12.6	
	冠水	ha					697.0	
畑	流出埋没	ha					18.4	
	冠水	ha						
文化施設	箇所							
医療機関	箇所							
道路	箇所	1					75	
橋梁	箇所	1						
河川	箇所	1					44	
砂防	箇所							
清掃施設	箇所							
崖崩れ	箇所						38	
鉄道不通	箇所							
航空機被害	機							
水道	戸				11,950		11,950	
電話	回線							
電気	戸							
ガス	戸							
ブロック	箇所							
り災世帯	世帯						454	
り災者数	人						853	

資料：福岡県災害年報

(2) 飯塚市の被害状況 (H30～)

年		H30	R元			R2		
月 日		計	7/20～23	9/22～23	計	7/6～8	計	
気 象			大雨	台風 17 号		令和 2 年 7 月豪雨		
人的被害	死者							
	行方不明者							
	負傷者	重症 2 軽傷 3		1	1			
住家被害	全壊	棟						
		世帯						
		人						
	半壊	棟	190					
		世帯	190					
		人	342					
	一部損壊	棟	1	1		1		
		世帯	1	1		1		
		人	1	4		4		
	床上浸水	棟	264					
		世帯	264					
		人	511					
	床下浸水	棟	317				1	1
		世帯	317				1	1
		人	709				2	2
非住家	公共施設	棟 2						
	その他	棟 2	2		2	1	1	
田	流出埋没	ha 12.6						
	冠水	ha 697.0						
畑	流出埋没	ha 18.4						
	冠水	ha						
文化施設	箇所							
医療機関	箇所							
道路	箇所	75				8	8	
橋梁	箇所							
河川	箇所	44						
砂防	箇所							
清掃施設	箇所							
崖崩れ	箇所	38						
鉄道不通	箇所							
航空機被害	機							
水道	戸							
電話	回線							
電気	戸							
ガス	戸							
ブロック	箇所							
り災世帯	世帯	454						
り災者数	人	853						

資料：福岡県災害年報

1-2 飯塚市の土砂災害発生状況

災害No	現象の種類別	発生年月日					旧市町村名	住 所		土砂移動の規模 上段:がけ崩れ 下段:土石流			被害状況(人数、戸数)							
		年	月	日	時	分		大字	字	崩壊流出土砂量(m3)	崩壊深堆積深(m)	崩壊面積氾濫面積(m2)	死者不明者	負傷者	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	非住家被害
1	がけ崩れ	1977	(S52)	4	27	22	30	旧筑穂町	大分	-	不明	不明	不明	0	0	0	0	0	0	0
2	がけ崩れ	1979	(S54)	6	26	-	-	旧穂波町	堀池	-	不明	不明	不明	0	0	0	0	0	0	0
3	がけ崩れ	1979	(S54)	6	26	-	-	旧穂波町	楽市	-	不明	不明	不明	0	0	0	0	0	0	0
4	がけ崩れ	1979	(S54)	6	26	-	-	旧穂波町	平恒	-	不明	不明	不明	0	0	0	0	0	0	0
5	がけ崩れ	1979	(S54)	6	26	-	-	旧穂波町	安恒	-	不明	不明	不明	0	0	0	0	0	0	0
6	がけ崩れ	1979	(S54)	6	26	-	-	旧穂波町	高田	-	不明	不明	不明	0	0	0	0	4	0	0
7	がけ崩れ	1979	(S54)	6	26	-	-	旧穂波町	舍利蔵	-	不明	不明	不明	0	0	0	1	0	0	0
8	地すべり	1979	(S54)	6	28	14	0	旧筑穂町	内住	九郎原	30,000	不明	2,400	0	0	0	0	0	0	0
9	がけ崩れ	1979	(S54)	6	29	9	0	旧飯塚市	柏の森	金池	250	不明	1,050	0	0	0	0	4	0	0
10	がけ崩れ	1979	(S54)	6	30	7	0	旧飯塚市	明星寺	金池	300	不明	不明	0	0	0	4	4	0	0
11	がけ崩れ	1979	(S54)	6	30	7	0	旧飯塚市	明星寺	南谷	2,000	不明	2,400	0	2	0	2	0	0	0
12	土石流	1980	(S55)	7	10	20	30	旧飯塚市	中	自衛隊の原	28,000	不明	不明	0	0	0	0	0	0	0
13	がけ崩れ	1980	(S55)	8	30	8	0	旧飯塚市	立岩	浦ノ谷	35	不明	不明	0	0	0	0	1	0	0
14	がけ崩れ	1980	(S55)	8	30	4	0	旧飯塚市	幸袋	城ノ腰	50	不明	不明	0	0	0	0	1	0	0
15	がけ崩れ	1980	(S55)	8	30	15	0	旧飯塚市	幸袋	野添	30	不明	不明	0	0	0	0	0	0	0
16	がけ崩れ	1980	(S55)	8	30	8	0	旧飯塚市	伊川	持田	不明	不明	不明	0	0	0	0	0	0	0
17	がけ崩れ	1980	(S55)	8	30	5	0	旧飯塚市	大日寺	屋敷	50	不明	不明	0	0	0	0	0	0	0
18	土石流	1980	(S55)	8	31	14	30	旧飯塚市	蓮花寺	-	不明	不明	不明	0	0	1	0	0	0	0
19	土石流	1983	(S58)	7	15	-	-	旧穂波町	南尾	-	不明	不明	不明	0	0	0	0	0	0	0
20	がけ崩れ	1983	(S58)	7	16	-	-	旧穂波町	楽市	-	不明	不明	不明	0	0	0	0	0	0	0
21	不明	1984	(S59)	9	4	11	0	旧穂波町	楽市	-	不明	不明	不明	0	0	0	0	1	0	0
22	がけ崩れ	1985	(S60)	6	25	19	20	旧飯塚市	八木山	-	不明	不明	不明	0	0	0	0	0	0	0
23	がけ崩れ	1985	(S60)	6	25	2	5	旧穂波町	忠隈	忠隈	30	不明	40	0	0	0	0	1	0	0
24	不明	1985	(S60)	6	25	-	-	旧穂波町	楽市	-	不明	不明	不明	0	0	0	0	0	0	0
25	不明	1985	(S60)	6	25	-	-	旧穂波町	舍利蔵	-	不明	不明	不明	0	0	0	0	0	0	0
26	土石流	1985	(S60)	6	25	9	30	旧庄内町	仁保	-	21000	不明	不明	0	0	0	0	0	0	0
27	不明	1985	(S60)	7	3	-	-	旧穂波町	楽市	-	不明	不明	不明	0	0	0	0	0	0	0
28	がけ崩れ	1993	(H5)	6	18	-	-	旧筑穂町	阿恵	山下	不明	不明	不明	30	0	0	0	0	0	0
29	がけ崩れ	1993	(H5)	6	18	-	-	旧頼田町	鹿毛馬	鹿毛馬	不明	不明	不明	20	0	0	0	0	0	0
30	がけ崩れ	1993	(H5)	8	19	-	-	旧頼田町	鹿毛馬	-	不明	不明	不明	20	0	0	0	0	0	0
31	がけ崩れ	1995	(H7)	5	14	15	0	旧庄内町	赤坂	-	30m3	不明	不明	0	0	0	0	0	0	0
32	がけ崩れ	1995	(H7)	7	3	16	5	旧飯塚市	八木山	-	不明	不明	不明	0	0	0	0	0	0	0
33	がけ崩れ	1997	(H9)	7	10	-	-	旧筑穂町	桑曲	-	不明	不明	不明	0	0	0	0	0	0	0
34	がけ崩れ	1997	(H9)	7	10	17	30	旧庄内町	仁保	仁保	不明	不明	不明	15	0	0	0	0	0	0
35	がけ崩れ	1997	(H9)	7	14	-	-	旧飯塚市	八木山	-	不明	不明	不明	50	0	0	0	0	0	0
36	がけ崩れ	1997	(H9)	7	9	-	-	旧筑穂町	大分	-	不明	不明	不明	600	0	0	0	0	0	0
37	がけ崩れ	1997	(H9)	8	12	-	-	旧飯塚市	相田	相田	不明	不明	不明	10	0	0	0	0	0	0
38	がけ崩れ	1997	(H9)	8	12	-	-	旧飯塚市	八木山	-	不明	不明	不明	0	0	0	0	0	0	0
39	がけ崩れ	1999	(H11)	5	24	10	0	旧飯塚市	相田	相田	不明	不明	不明	0	0	1	0	0	0	0
40	がけ崩れ	1999	(H11)	5	24	12	10	旧飯塚市	明星寺	-	不明	不明	不明	0	0	0	0	0	0	0
41	がけ崩れ	1999	(H11)	5	24	12	10	旧筑穂町	大分	-	不明	不明	不明	0	0	0	0	0	0	0
42	がけ崩れ	1999	(H11)	6	30	-	-	旧穂波町	高田	-	不明	不明	不明	0	0	0	0	0	0	0
43	がけ崩れ	2001	(H13)	6	20	-	-	旧穂波町	忠隈	-	-	-	150	0	0	0	0	0	0	0
44	がけ崩れ	2003	(H15)	7	1	13	10	旧庄内町	赤坂	-	350	-	300	0	0	0	0	0	0	0
45	がけ崩れ	2003	(H15)	7	11	18	40	旧飯塚市	川島	-	5	不明	18	0	0	0	0	0	0	0
46	がけ崩れ	2003	(H15)	7	11	17	30	旧飯塚市	庄司	-	2	不明	9	0	0	0	0	0	0	0
47	がけ崩れ	2003	(H15)	7	11	17	30	旧飯塚市	庄司	-	8	不明	22	0	0	0	0	0	0	0
48	がけ崩れ	2003	(H15)	7	11	-	-	旧飯塚市	庄司	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
49	がけ崩れ	2003	(H15)	7	11	18	30	旧飯塚市	花瀬	-	8	不明	13	0	0	0	0	0	0	0
50	がけ崩れ	2003	(H15)	7	11	19	0	旧飯塚市	明星寺	-	2	0.4	10	0	0	0	0	0	0	0
51	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧飯塚市	横田	-	調査中	-	-	0	0	0	0	0	0	1
52	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧飯塚市	横田	中央区	調査中	-	-	0	0	0	0	0	0	0
53	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧飯塚市	伊川	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0
54	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧飯塚市	伊川	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0
55	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧飯塚市	伊川	-	-	-	-	0	0	0	0	1	0	0
56	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧飯塚市	伊川	-	-	-	-	0	0	0	0	1	0	0
57	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧飯塚市	明星寺	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0
58	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧飯塚市	明星寺	-	不明	不明	不明	-	-	-	-	-	-	-
59	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧飯塚市	大日寺	-	-	-	-	0	0	0	0	1	0	0

60	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧穂波町	弁分	-	30	1	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0
61	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧穂波町	天道	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
62	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧穂波町	椋本	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
63	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧穂波町	高田	-	50	5	220	0	0	0	0	0	0	0	0	0
64	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧穂波町	舍利蔵 本谷	-	500	6	750	0	0	1	0	0	0	0	0	0
65	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧筑穂町	馬敷	-	150	3	320	0	0	0	0	0	0	0	0	0
66	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧筑穂町	馬敷	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
67	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧筑穂町	馬敷	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
68	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧筑穂町	馬敷	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
69	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧筑穂町	馬敷	-	-	-	-	0	0	0	0	1	0	0	0	0
70	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧筑穂町	馬敷	-	-	-	-	0	0	0	0	1	0	0	0	0
71	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧筑穂町	大分	-	400	2.5	400	0	0	0	0	2	0	0	0	0
72	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧筑穂町	大分	-	調査中	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
73	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧筑穂町	大分	-	7	0.5	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0
74	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧筑穂町	大分	-	10	0.7	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧筑穂町	大分	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
76	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧筑穂町	大分	-	調査中	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
77	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧筑穂町	大分	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
78	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧筑穂町	大分	-	50	1	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0
79	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧筑穂町	大分	-	6	0.5	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0
80	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧筑穂町	大分	-	50	1	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0
81	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧筑穂町	大分	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
82	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧筑穂町	北古賀	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
83	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧筑穂町	北古賀	-	5	-	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0
84	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧筑穂町	北古賀	-	5	1	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0
85	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧筑穂町	北古賀	-	5	1	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
86	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧筑穂町	北古賀	-	調査中	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
87	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧筑穂町	筑穂元吉	-	1.5	1.4	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0
88	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧筑穂町	筑穂元吉	-	200~300	3	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0
89	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧筑穂町	平塚	-	10	0.5	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0
90	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧筑穂町	山口	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
91	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧庄内町	有安	-	調査中	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
92	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧額田町	口原	-	40	2	140	0	0	1	0	0	0	0	0	0
93	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧額田町	口原	-	30	3	90	0	0	0	1	0	0	0	0	0
94	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧額田町	口原	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
95	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧額田町	勢田 弥八ヶ谷	-	-	-	-	0	0	0	1	0	0	0	0	0
96	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧額田町	勢田 北勢田	-	30	0.5	56	0	0	0	1	0	0	0	0	0
97	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧額田町	勢田 北勢田	不明	-	2	625	0	0	0	0	0	0	0	0	0
98	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧額田町	勢田 浪打	調査中	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
99	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧額田町	勢田 東勢田1	調査中	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧額田町	勢田 明治2	-	30	3	75	0	0	0	0	0	0	0	0	0
101	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧額田町	勢田 東勢田2	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
102	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧額田町	勢田 明治1	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
103	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧額田町	勢田 明治2	-	-	-	-	0	0	0	0	1	0	0	0	0
104	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧額田町	勢田 上勢田	-	30	1.5	75	0	0	0	0	0	0	0	0	0
105	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧額田町	勢田	-	40	1.5	270	0	0	0	0	0	0	0	0	0
106	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧額田町	勢田	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
107	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧額田町	勢田	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
108	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧額田町	鹿毛馬	-	20	1.5	80	0	0	0	0	0	0	0	0	1
109	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧額田町	鹿毛馬	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	1
110	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧額田町	鹿毛馬	-	-	-	-	0	0	0	0	1	0	0	0	0
111	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧額田町	鹿毛馬 小峠	-	300	5	320	0	0	0	0	0	0	0	0	0
112	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧額田町	鹿毛馬 小峠	-	10	1	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0
113	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧額田町	鹿毛馬 小峠	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	1
114	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧額田町	鹿毛馬 小峠	-	2,000	2	1,300	0	0	0	0	0	0	0	0	0
115	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧額田町	鹿毛馬 小峠	-	30	2	95	0	0	0	0	0	0	0	0	0
116	がけ崩れ	2003	(H15)	7	18~19	-	-	旧額田町	鹿毛馬	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
117	がけ崩れ	2003	(H15)	7	19	2	45	旧飯塚市	西町	-	調査中	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
118	がけ崩れ	2003	(H15)	7	19	4	30	旧飯塚市	下三緒	228	-	-	175	0	0	0	0	0	0	0	0	0
119	がけ崩れ	2003	(H15)	7	19			旧飯塚市	下三緒	-	調査中	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0

1-3 飯塚市の地震状況

(1) 地震災害状況 その1 (1925年以前)

年	月	日	時間	東経 (°)	北緯 (°)	マグニチュード	震源 深度 (km)	震源域	被害等の概要	地震の タイプ*
679(天武7)	12	-	夜	130.8	33.1	7±0.5	-	筑紫の国	筑紫の国で家屋破壊多く、幅2丈(6m)、長さ3000余丈(10km)の地割れ。	内
1498(明応7)	7	9	13~17時頃	132.3	33.0	7.0~7.5	-	日向灘	伊予で地震多し。詳細不明	間
1596 (文禄5/慶長1)	9	1	15~17時頃	131.6	33.3	7.0±1/4	-	大分県別府湾	別府湾で大津波。瓜生島陥没。大分市5,000戸のうち4,800損壊。	線
1700(元禄13)	4	15	-	129.6	33.9	7.0	-	巻岐・対馬	巻岐・対馬で被害大。潰家89。久留米で有感。	内
1703(元禄16)	6	22	-	-	-	-	-	佐賀県	小城古湯温泉の城山崩れ、温泉埋まる。久留米で有感。	内
1706(宝永3)	11	26	夜	-	-	-	-	筑後	7回地震、うち2回強く、久留米・柳川で強い揺れの為、堀の水の揺り上げ、魚死す。被害記録なし。	線
1707(宝永4)	10	28	13~15時頃	135.9	33.2	8.4	-	「宝永南海地震」	潰家は東海、近畿、四国のほか、信濃、甲斐でも多く、北陸・山陽・九州でも生じた。津波は房総から九州に至る太平洋岸を襲った。九州では佐伯で潰家約100、津波波高約3m等の	間
1723(享保8)	12	19	7時頃	130.6	32.9	6.5±1/4	-	九州北部	肥後で倒家980。筑後でも瓦落ち、潰家もあり、河畔に地割れを生じ泥を噴出。久留米で寺々の石塔倒れる。	線
1769(明和6)	8	29	14時頃	132.1	33.0	7.75±1/4	-	大分県	延岡城石垣損壊。臼杵で潰家531など。柳川でも被害あり。	間
1792(寛政4)	5	21	17~19時頃	130.3	32.8	6.4	-	長崎県島原	地震による被害は軽微。眉山(前山)崩壊し、土砂が有明海に大量に進入し、波高9mの大津波発生。(「島原大変肥後	-
1831(天保2)	11	14	1~3時頃	130.3	33.2	6.1	-	佐賀県	佐賀城の石垣が崩れる。詳細不明。	内
1848(弘化4)	1	10	-	130.4	33.2	5.9	-	福岡県柳川	柳川で家屋崩壊あり。	線
1854(安政1)	12	24	16時頃	135.0	33.0	8.4	-	「安政南海地震」	32時間前に東海沖で発生した巨大地震に引き続いて発生。関東から九州にかけて大被害。津波襲来。全国で潰家2万	間
1854(安政1)	12	26	10時頃	132.0	33.3	7.3~7.5	-	伊予西部	中国・四国・九州で強い揺れ。	間
1872(明治5)	3	14	17時頃	132.1	35.2	7.1±0.2	-	島根県浜田地震	浜田県で潰家4000件以上。 久留米市付近でも液化化による被害があった。	内
1889(明治22)	7	28	23:45	130.7	32.8	6.3	-	熊本	熊本市付近で大被害。 計200以上の潰家発生。柳川方面でも潰家60余。	線
1894(明治27)	8	8	23:19	131.0	32.9	6.3	-	熊本県中部	阿蘇郡において石垣の崩壊多数など。	線
1895(明治28)	8	27	22:42	131.0	32.9	6.3	-	熊本	同上	線
1898(明治31)	8	10	21:57	130.2	33.6	6.0	-	福岡県西部	糸島半島に被害が集中し全壊7。家屋破損58。	内
1898(明治31)	8	12	8:35	130.2	33.6	5.8	-	福岡県西部	上記の最大余震。	内
1922(大正11)	12	8	1:50	130.1	32.7	6.9	-	千々石湾	島原半島南部で被害大。約200件の住家が全壊。	線

※間:プレート間地震、内:プレート内地震、線:構造線型地震(震源の位置や、被害地域より推測した)。

(2) 地震災害状況 その2 (1996年以降)

【日本付近で発生した主な被害地震】

西暦	発生年月日	M	震央地名・地震名	人的被害	物的被害	最大震度	津波
1996	H8. 3. 6	5. 5	山梨県東部 〔山梨県東部・富士五湖〕	負 8	住家一部破損 86 など	5	
1996	H8. 8. 11	6. 1	秋田県内陸南部	負 16	住家半壊 28 一部破損 185 など	5	
1996	H8. 12. 21	5. 6	茨城県南部	負 1	住家一部破損 82 など	5弱	
1997	H9. 3. 3	5. 5	伊豆半島東方沖	負 3	住家一部破損 65 崖崩れなど	5弱	
1997	H9. 3. 16	5. 9	愛知県東部	負 4	住家一部破損 2 など	5強	
1997	H9. 3. 26	6. 6	鹿児島県薩摩地方	負 37	住家全壊 4 半壊 34	5強	
1997	H9. 5. 13	6. 4	鹿児島県薩摩地方	負 74	住家全壊 4 半壊 31	6弱	
1997	H9. 6. 25	6. 6	山口県北部	負 2	住家全壊 1 半壊 2	5強	
1998	H10. 9. 3	6. 2	岩手県内陸北部	負 9	道路被害など	6弱	
2000	H12. 6. 3	6. 1	千葉県北東部 〔千葉県東方沖〕	負 1	住家一部破損 30 など	5弱	
2000	H12. 6. 7	6. 2	石川県西方沖	負 3	住家一部破損 1 など	5弱	
2000	H12. 6. 8	5. 0	熊本県熊本地方	負 1	住家一部破損 5 など	5弱	
2000	H12. 7. 1	6. 5	新島・神津島近海	死 1	住家一部破損 15 など	6弱	7cm
2000	H12. 7. 15	6. 3	新島・神津島近海	負 14	住家半壊 7 など	6弱	7cm
2000	H12. 7. 30	6. 5	三宅島近海	負 1	住家一部破損 1 など	6弱	14cm
2000	H12. 10. 6	7. 3	鳥取県西部 平成 12 年(2000 年) 鳥取県西部地震	負 182	住家全壊 435 半壊 3, 101 など	6強	
2000	H12. 10. 31	5. 7	三重県中部	負 6	住家一部破損 2 など	5弱	
2001	H13. 1. 4	5. 3	新潟県中越地方	負 2	住家一部破損 607 など	5弱	
2001	H13. 3. 24	6. 7	安芸灘 平成 13 年(2001 年) 芸予地震	死 2 負 288	住家全壊 70 半壊 774 など	6弱	
2001	H13. 4. 3	5. 3	静岡県中部	負 8	住家一部破損 80 など	5強	
2002	H14. 2. 12	5. 7	茨城県沖	負 1	非住家破損など	5弱	
2002	H14. 10. 14	6. 1	青森県東方沖	負 2	なし	5弱	
2002	H14. 11. 3	6. 3	宮城県沖	負 1	なし	5弱	
2003	H15. 5. 26	7. 1	宮城県沖	負 174	住宅全壊 2 棟 住宅半壊 21 棟など	6弱	
2003	H15. 7. 26	6. 4	宮城県北部〔宮城県中部〕	負 677	住宅全壊 1, 276 棟 住宅半壊 3, 809 棟など	6強	
2003	H15. 9. 26	8. 0	釧路沖〔十勝沖〕 平成 15 年(2003 年) 十勝沖地震	死 1 不明 1 負 849	住宅全壊 116 棟 住宅半壊 368 棟など	6弱	255cm
2004	H16. 9. 5	7. 1	紀伊半島沖 〔三重県南東沖〕	負 6	水道管破損など	5弱	63cm
2004	H16. 9. 5	7. 4	東海道沖〔三重県南東沖〕	負 36	住家一部破損 2 棟など	5弱	101cm
2004	H16. 10. 6	5. 7	茨城県南部	負 4	水道管破裂など	5弱	
2004	H16. 10. 23	6. 8	新潟県中越地方 平成 16 年(2004 年) 新潟県中越地震	死 68 負 4, 805	住家全壊 3, 175 棟 住家半壊 13, 810 棟など	7	
2004	H16. 11. 29	7. 1	釧路沖	負 52	住宅一部破損 4 棟など	5強	13cm
2004	H16. 12. 6	6. 9	釧路沖	負 12	校舎一部破損など	5強	
2004	H16. 12. 14	6. 1	留萌支庁南部	負 8	住宅一部破損 165 棟	5強	

西暦	発生年月日	M	震央地名・地震名	人的被害	物的被害	最大震度	津波
2005	H17. 1. 18	6. 4	釧路沖	負 1	校舎一部破損など	5 強	
2005	H17. 2. 16	5. 3	茨城県南部	負 26	ブロック塀倒壊	5 弱	
2005	H17. 3. 20	7. 0	福岡県西方沖 〔福岡県北西沖〕	死 1 負 1, 204	住家全壊 144 棟 住家半壊 353 棟など	6 弱	
2005	H17. 4. 11	6. 1	千葉県北東部	負 1	窓ガラス破損	5 強	
2005	H17. 4. 20	5. 8	福岡県西方沖 〔福岡県北西沖〕	負 58	住家一部破損 279 棟 建物火災 1 件	5 強	
2005	H17. 6. 3	4. 8	熊本県天草・芦北地方	負 2	なし	5 弱	
2005	H17. 6. 20	5. 0	新潟県中越地方	負 1	住家一部破損 5 棟など	5 弱	
2005	H17. 7. 23	6. 0	千葉県北西部	負 38	住家一部破損 12 棟など	5 強	
2005	H17. 8. 16	7. 2	宮城県沖	負 100	住家全壊 1 棟 住家一部破損 984 棟	6 弱	13cm
2005	H17. 8. 21	5. 0	新潟県中越地方	負 2	なし	5 強	
2005	H17. 10. 19	6. 3	茨城県沖	負 2	なし	5 弱	
2006	H18. 4. 21	5. 8	伊豆半島東方沖	負 3	水道管漏水 6 戸	4	
2006	H18. 4. 22	4. 6	宮城県沖	負 1	なし	4	
2006	H18. 5. 15	4. 5	和歌山県北部	負 1	ブロック塀倒壊など	4	
2006	H18. 6. 12	6. 2	大分県西部	負 8	住家一部破損 5 棟	5 弱	
2007	H19. 3. 25	6. 9	能登半島沖 平成 19 年 (2007 年) 能登半島地震	死 1 負 356	住家全壊 686 棟 住家半壊 1, 740 棟など	6 強	22cm
2007	H19. 4. 15	5. 4	三重県中部	負 13	住家一部破損 122 棟	5 強	
2007	H19. 6. 6	4. 9	大分県中部	負 1	水道管漏水 3 戸	4	
2007	H19. 7. 16	6. 8	新潟県上中越沖 平成 19 年 (2007 年) 新潟県中越沖地震	死 15 負 346	住家全壊 1, 331 棟 住家半壊 5, 710 棟 住家一部破損 37, 633 棟など	6 強	32cm
2007	H19. 8. 16	5. 3	千葉県東方沖	負 1	なし	4	
2007	H19. 8. 18	4. 8	千葉県南部	負 1	なし	5 弱	
2007	H19. 10. 1	4. 9	神奈川県西部	負 2	住家一部破損 5 棟	5 強	
2008	H20. 3. 8	5. 2	茨城県北部	負 1	なし	4	
2008	H20. 4. 29	5. 7	青森県東方沖	負 2	なし	4	
2008	H20. 5. 8	7. 0	茨城県沖	負 6	なし	5 弱	
2008	H20. 6. 13	4. 7	長野県南部	負 1	なし	4	
2008	H20. 6. 14	7. 2	岩手県内陸南部 平成 20 年 (2008 年) 岩手・宮城内陸地震	死 17 不明 6 負 426	住家全壊 30 棟 住家半壊 146 棟など	6 強	
2008	H20. 7. 24	6. 8	岩手県沿岸北部	死 1 負 211	住家全壊 1 棟 住家一部破損 379 棟	6 弱	
2009	H21. 8. 11	6. 5	駿河湾	負 319	住家半壊 6 棟 住家一部破損 8, 672 棟	6 弱	36cm
2009	H21. 12. 17	5. 0	伊豆半島東方沖	負 7	住家一部破損 278 棟	5 弱	
2009	H21. 12. 18	5. 1				5 弱	
2010	H22. 2. 27	7. 2	沖繩本島近海	負 2	住家一部破損 4 棟	5 弱	0. 1m
2010	H22. 3. 13	5. 5	福島県沖	負 2	なし	4	
2010	H22. 3. 14	6. 7	福島県沖	負 1	住家一部破損 2 棟	5 弱	
2010	H22. 5. 1	4. 9	新潟県上中越地方	負 1	店舗 (非住家) で ガラス数枚破損	4	
2010	H22. 7. 4	5. 2	岩手県内陸南部	負 1	なし	4	

西暦	発生年月日	M	震央地名・地震名	人的被害	物的被害	最大震度	津波
2011	H23. 3. 9	7. 3	三陸沖	負 2	住家一部破損 1 棟など 【平成 23 年 3 月 10 日現在】	5 弱	55cm
2011	H23. 3. 11	9. 0	三陸沖 平成 23 年東北地方太平洋 沖地震	死 19, 729 不明 2, 559 負 6, 233	住家全壊 121, 996 棟 住家半壊 282, 941 棟 住家一部破損 748, 461 棟など 【令和 2 年 3 月 1 日現在】	7	9. 3m 以上
2011	H23. 3. 12	6. 7	長野県・新潟県境付近	死 3 負 57	住家全壊 73 棟 住家半壊 427 棟など 【平 29 年 3 月 31 日現在】	6 強	
2011	H23. 3. 15	6. 4	静岡県東部	負 80	住家半壊 18 棟 住家一部破損 3, 475 棟 【平成 24 年 9 月 11 日現在】	6 強	
2011	H23. 4. 1	5. 0	秋田県内陸北部	負 1	住家一部破損 1 棟 【平成 24 年 9 月 11 日現在】	5 強	
2011	H23. 4. 7	7. 2	宮城県沖	死 4 負 296	なし	6 強	
2011	H23. 4. 11	7. 0	福島県浜通り	死 4 負 10	なし	6 弱	
2011	H23. 4. 12	6. 4	福島県中通り	負 1	なし	6 弱	
2011	H23. 4. 16	5. 9	茨城県南部	負 6	なし	5 強	
2011	H23. 6. 30	5. 4	長野県中部	死 1 負 17	住家半壊 24 棟 住家一部損壊 6, 117 棟	5 強	
2011	H23. 7. 31	6. 5	福島県沖	負 11	なし	5 強	
2011	H23. 8. 1	6. 2	駿河湾	負 13	住家一部損壊 15 棟など	5 弱	
2011	H23. 8. 19	6. 5	福島県沖	負 2	なし	5 弱	
2011	H23. 11. 20	5. 3	茨城県北部	負 1	なし	5 強	
2011	H23. 11. 21	5. 4	広島県北部	負 2	なし	5 弱	
2011	H23. 12. 14	5. 1	岐阜県美濃東部	負 1	なし	4	
2012	H24. 1. 28	5. 4	山梨県東部・富士五湖	負 1	なし	5 弱	
2012	H24. 3. 1	5. 3	茨城県沖	負 1	なし	5 弱	
2012	H24. 3. 14	6. 1	千葉県東方沖	死 1 負 1	住家一部損壊 3 棟など	5 強	
2012	H24. 3. 27	6. 6	岩手県沖	負 2	なし	5 弱	
2012	H24. 7. 10	5. 2	長野県北部	負 3	住家一部破損 9 棟など	5 弱	
2012	H24. 8. 30	5. 6	宮城県沖	負 4	なし	5 強	
2012	H24. 12. 7	7. 3	三陸沖	死 1 負 15	住家一部破損 1 棟	5 弱	98cm
2013	H25. 2. 2	6. 5	十勝地方南部	負 14	住家一部破損 1 棟	5 強	
2013	H25. 4. 13	6. 3	淡路島付近	負 35	住家全壊 8 棟 住家半壊 101 棟 住家一部破損 8, 305 棟など	6 弱	
2013	H25. 4. 17	6. 2	三宅島近海	負 1	なし	5 強	
2013	H25. 4. 17	5. 9	宮城県沖	負 2	なし	5 弱	
2013	H25. 8. 4	6. 0	宮城県沖	負 4	なし	5 強	
2013	H25. 9. 20	5. 9	福島県浜通り	負 2	住家一部破損 2 棟	5 強	
2013	H25. 10. 26	7. 1	福島県沖	負 1	なし 【平成 25 年 10 月 26 日現在】	4	36cm
2014	H26. 3. 14	6. 2	伊予灘	負 21	住家一部破損 57 棟	5 強	

西暦	発生年月日	M	震央地名・地震名	人的被害	物的被害	最大震度	津波
2014	H26. 5. 5	6. 0	伊豆大島近海	負 15	なし	5 弱	
2014	H26. 7. 5	5. 9	岩手県沖	負 1	なし	5 弱	
2014	H26. 7. 8	5. 6	胆振地方中東部	負 3	なし	5 弱	
2014	H26. 7. 12	7. 0	福島県沖	負 1	なし	4	17 cm
2014	H26. 9. 16	5. 6	茨城県南部	負 10	住家一部破損 1,060 棟	5 弱	
2014	H26. 11. 22	6. 7	長野県北部	負 46	住家全壊 77 棟 住家半壊 137 棟 住家一部破損 1,626 棟など 【平成 27 年 1 月 5 日現在】	6 弱	
2015	H27. 5. 25	5. 5	埼玉県北部	負 3	なし	5 弱	
2015	H27. 5. 30	8. 1	小笠原諸島西方沖	負 8	なし	5 強	
2015	H27. 7. 10	5. 7	岩手県内陸北部	負 2	なし	5 弱	
2015	H27. 7. 13	5. 7	大分県南部	負 3	住家一部破損 3 棟など	5 強	
2015	H27. 9. 12	5. 2	東京湾	負 11	非住家公共建物 1 棟	5 弱	
2016	H28. 1. 14	6. 7	浦河沖	負 2	非住家公共建物 1 棟 【平成 29 年 2 月 21 日現在】	5 弱	
2016	H28. 4. 14	7. 3	熊本県熊本地方など 平成 28 年熊本地震	死 273 負 2,809	住家全壊 8,667 棟 住家半壊 34,719 棟 住家一部破損 162,500 棟など 【平成 31 年 4 月 12 日現在】	7	
2016	H28. 5. 16	5. 5	茨城県南部	負 1	住家一部破損 2 棟 【平成 29 年 11 月 9 日現在】	5 弱	
2016	H28. 6. 16	5. 3	内浦湾	負 1	住家一部破損 3 棟	6 弱	
2016	H28. 10. 21	6. 6	鳥取県中部	負 32	住家全壊 18 棟 住家半壊 312 棟 住家一部破損 15,095 棟など 【平成 30 年 3 月 22 日現在】	6 弱	
2016	H28. 11. 22	7. 4	福島県沖	負 21	住家一部破損 9 棟 【平成 29 年 11 月 9 日現在】	5 弱	144cm
2016	H28. 12. 28	6. 3	茨城県北部	負 2	住家半壊 1 棟 住家一部破損 25 棟 【平成 29 年 11 月 9 日現在】	6 弱	
2017	H29. 6. 25	5. 6	長野県南部	負 2	住家全壊 1 棟 住家一部破損 30 棟 【平成 30 年 1 月 30 日現在】	5 強	
2017	H29. 7. 1	5. 1	胆振地方中東部	負 1	なし 【平成 29 年 7 月 10 日現在】	5 弱	
2017	H29. 7. 11	5. 3	鹿児島湾	負 1	住家一部破損 3 棟 【平成 30 年 1 月 30 日現在】	5 強	
2017	H29. 10. 6	5. 9	福島県沖	負 1	なし 【平成 29 年 10 月 13 日現在】	5 弱	
2018	H30. 4. 9	6. 1	島根県西部	負 9	住家全壊 16 棟 住家半壊 58 棟 住家一部破損 556 棟など 【令和元年 8 月 20 日現在】	5 強	
2018	H30. 6. 18	6. 1	大阪府北部	死 6 負 462	住家全壊 21 棟 住家半壊 483 棟 住家一部破損 61,266 棟など 【令和元年 8 月 20 日現在】	6 弱	
2018	H30. 9. 6	6. 7	胆振地方中東部 平成 30 年北海道胆振東部 地震	死 43 負 782	住家全壊 469 棟 住家半壊 1,660 棟 住家一部破損 13,849 棟など 【令和元年 12 月 5 日現在】	7	
2019	H31. 1. 3	5. 1	熊本県熊本地方	負 4	住家一部破損 60 棟 【令和元年 8 月 20 日現在】	6 弱	

西暦	発生年月日	M	震央地名・地震名	人的被害	物的被害	最大震度	津波
2019	H31. 2. 21	5. 8	胆振地方中東部	負 6	住家一部破損19棟 【令和元年12月5日現在】	6 弱	
2019	R1. 5. 10	6. 3	日向灘	負 3	なし 【令和2年9月30日現在】	5 弱	
2019	R1. 5. 25	5. 1	千葉県北東部	負 1	なし 【令和元年6月3日現在】	5 弱	
2019	R1. 6. 18	6. 7	山形県沖	負 43	住家半壊28棟 住家一部破損1580棟 【令和2年9月30日現在】	6 強	11 cm
2019	R1. 8. 4	6. 4	福島県沖	負 1	住家一部破損1棟など 【令和2年9月30日現在】	5 弱	
2020	R2. 3. 13	5. 5	石川県能登地方	負 2	なし 【令和2年3月23日現在】	5 強	
2020	R2. 6. 25	6. 1	千葉県東方沖	負 2	住家一部破損5棟など 【令和3年2月26日現在】	5 弱	
2020	R2. 9. 4	5. 0	福井県嶺北	負 13	なし 【令和2年9月11日現在】	5 弱	
2020	R2. 9. 12	6. 2	宮城県沖	負 1	なし 【令和2年9月14日現在】	4	
2020	R2. 12. 21	6. 5	青森県東方沖	負 1	なし 【令和2年12月28日現在】	5 弱	
2021	R3. 2. 13	7. 3	福島県沖	死 1 負 187	住家全壊69棟 住家半壊729棟 住家一部破損19, 758棟など 【令和3年3月29日現在】	6 強	
2021	R3. 3. 20	6. 9	宮城県沖	負 11	住家一部破損2棟など 【令和3年2月9日現在】	5 強	
2021	R3. 5. 1	6. 8	宮城県沖	負 4	なし 【令和3年5月10日現在】	5 強	
2021	R3. 10. 6	5. 9	岩手県沖	負 3	住家一部破損1棟 【令和3年10月13日現在】	5 強	
2021	R3. 10. 7	5. 9	千葉県北西部	負 49	建物火災 1件など 【令和3年11月26日現在】	5 強	
2021	R3. 12. 3	5. 4	紀伊水道	負 5	住家一部破損2棟 【令和3年12月13日現在】	5 弱	
2022	R4. 1. 22	6. 6	日向灘	負 13	住家一部破損1棟 【令和4年1月24日現在】	5 強	

注) 人的被害と物的被害は総務省消防庁による

資料：気象庁 HP（気象統計情報）

1-4 飯塚地区の火災発生状況

区 分		平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
火災件数 (件)		71	72	78	39	37
内 訳	建物火災 (件)	35	29	38	21	19
	林野火災 (件)	0	0	4	0	0
	車両火災 (件)	7	5	3	4	4
	その他火災 (件)	29	38	33	14	14
焼損棟数 (棟)		57	37	55	31	27
内 訳	全焼 (棟)	15	11	17	11	8
	半焼 (棟)	3	1	1	1	2
	部分焼 (棟)	15	11	8	5	12
	ぼや (棟)	24	14	29	14	5
建物焼損床面積 (㎡)		1,675	1,494	3,888	1,022	1,116
建物焼損表面積 (㎡)		78	29	101	20	180
林野焼損面積 (a)		18	0	426	0	0
死者 (人)		3	1	2	1	1
負傷者 (人)		7	3	8	5	11
り災世帯 (世帯)		28	18	29	16	19
内 訳	全損 (世帯)	10	6	11	6	7
	半損 (世帯)	3	1	0	0	3
	小損 (世帯)	15	11	18	10	9
り災人員 (人)		61	41	69	31	30

区 分		平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
飯 塚	火災件数 (件)	26	19	26	23	16
	建物焼損床面積 (㎡)	952	552	1,010	704	387
	建物焼損表面積 (㎡)	30	15	2	5	157
穎 田	火災件数 (件)	4	4	7	1	6
	建物焼損床面積 (㎡)	0	6	0	0	137
	建物焼損表面積 (㎡)	0	2	0	0	1
庄 内	火災件数 (件)	3	4	8	4	4
	建物焼損床面積 (㎡)	127	0	101	51	0
	建物焼損表面積 (㎡)	0	0	0	0	0
穂 波	火災件数 (件)	8	7	8	7	8
	建物焼損床面積 (㎡)	41	4	139	267	592
	建物焼損表面積 (㎡)	16	7	5	13	22
筑 穂	火災件数 (件)	4	11	7	4	3
	建物焼損床面積 (㎡)	0	292	540	0	0
	建物焼損表面積 (㎡)	0	1	0	2	0

資料：「令和 3 年 火災統計」飯塚地区消防本部

1-5 重要水防箇所（河川）

県知事管理区間 重要水防箇所（河川）

令和5年度

飯塚県土整備事務所管内

番 号	水系名	河川名	左右岸別	延 長 (m)	位 置			重 要 度	予 想 さ れ る 事 態	対 水 防 工 法
					市 郡	大 字	キロ杭位置			
10-2	遠賀川	穂波川	左右	420 420	飯塚	阿恵 長尾	春ヶ井手井堰下流から汐 井川橋まで	C	溢水	積み土のう工
10-3	遠賀川	穂波川	左	640	飯塚	古門	見定橋から古門堰上流 100mまで	B	溢水	積み土のう工
10-4	遠賀川	碓 川	左右	390 340	飯塚	平恒	第二平垣橋から第一宮ノ 前橋	B	溢水	積み土のう工
10-5	遠賀川	碓 川	左右	360 130	飯塚	平恒	岩ヶ鼻橋から天神橋下流	C	溢水	積み土のう工
10-6	遠賀川	内住川	左右	700 2,100	飯塚	内住	九郎原橋下流から小林井 堰まで	C	溢水	積み土のう工
10-8	遠賀川	山口川	左右	600 600	飯塚	阿恵	宮の前井堰から阿恵橋ま で	B	溢水	積み土のう工
10-9	遠賀川	庄内川	右	300	飯塚	勢田	浮州橋下流 300m	A	溢水	積み土のう工
10-10	遠賀川	庄内川	右	400	飯塚	勢田	穎田大橋上流 400m	A	溢水	積み土のう工
10-11	遠賀川	鹿毛馬川	左	300	飯塚	勢田	庄内川合流点上流 300m	C	溢水	積み土のう工
10-12	遠賀川	鹿毛馬川	左右	300 300	飯塚	勢田	新勢田橋上流 300m	A	溢水	積み土のう工
10-13	遠賀川	鹿毛馬川	左	1,050	飯塚	鹿毛馬	東光橋下流 1,050m	B	溢水	積み土のう工
10-19	遠賀川	建花寺川	左右	2,800 2,800	飯塚	伊岐須	井手浦橋上流 150mから水 江樋管まで	A	越水	積み土のう工
10-20	遠賀川	熊添川	左右	1,190 1,190	飯塚	菰田	南通橋下流から菰田水門 まで	A	溢水	積み土のう工
10-21	遠賀川	椎の木川	左右	1,000 1,000	飯塚	鯉田	福井橋下流から古川橋ま で	A	溢水	積み土のう工
10-22	遠賀川	新 川	左右	1,200 1,200	飯塚	立岩	福本橋下流から鶴田橋ま で	A	溢水	積み土のう工
10-23	遠賀川	庄司川	左右	2,300 2,300	飯塚	柳橋	庄司橋下流から柳橋橋ま で	B	溢水	積み土のう工

(令和5年3月修正 福岡県地域防災計画災害危険箇所編による)

国土交通大臣管理区間 重要水防箇所（河川）

重要水防区域一覧表（Bランク 堤防：遠賀川水系）

令和5年度

番号	河川名	地先名	左右岸 の区別	位 置	延長 (m)	備 考	水防工法
36	遠賀川	飯塚市口原地先	左	26/100～26/700	600	越水B	積み土俵
37	遠賀川	飯塚市口原地先 飯塚市目尾地先	左	26/900～27/700	800	越水B	積み土俵
38	遠賀川	飯塚市目尾地先	左	27/700～28/000	300	越水B	積み土俵
39	遠賀川	飯塚市目尾地先	左	28/000～28/100	100	越水B	積み土俵
40	遠賀川	飯塚市目尾地先	左	28/100～28/200	100	越水B	積み土俵
41	遠賀川	飯塚市目尾地先	左	28/200～28/700	500	越水B	積み土俵
42	遠賀川	飯塚市目尾地先 飯塚市中地先	左	29/100～29/700	600	越水B	積み土俵
43	遠賀川	飯塚市片島地先	左	31/700～31/900	200	越水B	積み土俵
44	遠賀川	飯塚市吉原町地先	左	32/700～32/900	200	越水B	積み土俵
45	遠賀川	飯塚市菰田地先	左	33/300～33/500	200	越水B	積み土俵
46	遠賀川	飯塚市菰田地先	左	33/500～33/700	200	越水B	積み土俵
47	遠賀川	飯塚市菰田東地先 飯塚市鶴三緒	左	34/100～34/960	860	越水B	積み土俵
87	遠賀川	飯塚市口原地先	右	24/700～24/900	200	越水B	積み土俵
88	遠賀川	飯塚市口原地先	右	24/900～25/100	200	越水B	積み土俵
89	遠賀川	飯塚市口原地先	右	25/700～25/900	200	越水B	積み土俵
90	遠賀川	飯塚市口原地先	右	26/500～26/700	200	越水B	積み土俵
91	遠賀川	飯塚市鯉田地先	右	27/900～28/100	200	越水B	積み土俵
92	遠賀川	飯塚市鯉田地先	右	28/100～28/500	400	越水B	積み土俵
93	遠賀川	飯塚市鯉田地先	右	28/500～29/700	1,200	越水B	積み土俵
94	遠賀川	飯塚市立岩地先	右	31/700～31/770	70	越水B	積み土俵
95	遠賀川	飯塚市立岩地先	右	31/770～31/900	130	越水B	積み土俵
96	遠賀川	飯塚市芳雄地先 飯塚市柏の森地先	右	32/900～33/220	320	越水B	積み土俵
97	遠賀川	飯塚市柏の森地先	右	33/220～33/580	360	越水B 堤体漏水B	シート張り 積み土俵
98	遠賀川	飯塚市柏の森地先	右	33/580～34/500	920	越水B	積み土俵
99	遠賀川	飯塚市鶴三緒地先	右	34/500～34/900	400	越水B	積み土俵
272	穂波川	飯塚市吉原地先 飯塚市飯塚地先	左	0/000～0/100	100	堤体漏水(法崩れB) 基礎地盤漏水B	シート張り 釜段工
273	穂波川	飯塚市飯塚地先	左	0/100～0/500	400	越水B 堤体漏水(法崩れB) 基礎地盤漏水B	シート張り 釜段工
274	穂波川	飯塚市飯塚地先 飯塚市若菜地先	左	0/500～1/600	1,100	堤体漏水(法崩れB) 基礎地盤漏水B	シート張り 釜段工
275	穂波川	飯塚市若菜地先	左	1/600～2/100	500	堤体漏水(法崩れB)	シート張り
276	穂波川	飯塚市秋松地先	左	2/500～2/700	200	堤体漏水B	シート張り
277	穂波川	飯塚市楽市地先	左	3/100～3/300	200	堤体漏水B	シート張り
278	穂波川	飯塚市太郎丸地先	左	4/900～5/300	400	越水B 堤防高B	シート張り 積み土俵
279	穂波川	飯塚市太郎丸地先	左	5/500～5/700	200	堤体漏水B	シート張り
280	穂波川	飯塚市太郎丸地先	左	5/700～5/760	60	越水B 堤防高B	積み土俵
282	穂波川	飯塚市菰田西地先	右	0/100～0/500	400	越水B	積み土俵
283	穂波川	飯塚市菰田西地先	右	0/500～0/700	200	越水B	積み土俵
284	穂波川	飯塚市菰田西地先 飯塚市徳前地先	右	0/700～1/100	400	越水B	積み土俵
285	穂波川	飯塚市楽市地先 飯塚市天道地先 飯塚市太郎丸地先	右	3/900～5/300	1,400	越水B	積み土俵
286	穂波川	飯塚市太郎丸地先	右	5/300～5/760	460	越水B	積み土俵

番号	河川名	名称	地先名	左右岸 の区別	位置	備考
15	遠賀川	ふれあい橋	飯塚市・小竹町	-	25/290	許可工作物
16	遠賀川	口ノ原橋	飯塚市	-	26/550	許可工作物
17	遠賀川	鯉田鉄道橋(筑豊本線)	飯塚市	-	27/730	許可工作物
18	遠賀川	鯉田鉄道橋(筑豊本線)	飯塚市	-	27/740	許可工作物
19	遠賀川	鯉田大橋	飯塚市	-	28/820	許可工作物
20	遠賀川	川島大橋(仮称)	飯塚市	-	30/308	許可工作物
21	遠賀川	川島橋	飯塚市	-	30/550	許可工作物
22	遠賀川	殿浦水管橋	飯塚市	-	30/900	許可工作物
23	遠賀川	新飯塚橋	飯塚市	-	32/210	許可工作物
24	遠賀川	嘉麻川橋	飯塚市	-	32/930	許可工作物
25	遠賀川	嘉麻川鉄道橋(下流)	飯塚市	-	33/120	許可工作物
26	遠賀川	嘉麻川鉄道橋(上流)	飯塚市	-	33/130	許可工作物
27	遠賀川	光樹橋	飯塚市	-	34/520	許可工作物
28	遠賀川	鶴三緒橋	飯塚市	-	34/750	許可工作物
116	穂波川	東町橋	飯塚市	-	0/100	許可工作物
117	穂波川	飯塚駅通橋	飯塚市	-	0/470	許可工作物
118	穂波川	飯塚橋	飯塚市	-	0/620	許可工作物
119	穂波川	徳前大橋	飯塚市	-	1/080	許可工作物
120	穂波川	楽市橋	飯塚市	-	3/750	許可工作物
121	穂波川	天道橋	飯塚市	-	4/560	許可工作物
122	穂波川	萩原橋	飯塚市	-	5/040	許可工作物

(令和5年3月修正 福岡県地域防災計画災害危険箇所編による)

1-6 災害危険河川区域

級別	水系名	河川名	左右岸別	延長(m)	位置		
					市郡	大字	キロ杭位置
一	遠賀川	八木山川	左	90	飯塚市	八木山	0K270～0K360、河原堰上流
一	遠賀川	八木山川	右	30	飯塚市	八木山	1K650～1K680、五反田(2)井堰より上流
一	遠賀川	八木山川	右	110	飯塚市	八木山	1K740～1K850、五反田(2)井堰上流
一	遠賀川	八木山川	左	15	飯塚市	八木山	1K900～1K915
一	遠賀川	八木山川	左	15	飯塚市	八木山	2K390～2K405
一	遠賀川	八木山川	左	60	飯塚市	八木山	2K450～2K510、湾曲部
一	遠賀川	八木山川	左	30	飯塚市	八木山	2K850～2K880、久保尾橋より下流
一	遠賀川	八木山川	右	5	飯塚市	八木山	2K900～2K905、久保尾橋より下流
一	遠賀川	八木山川	右	90	飯塚市	八木山	2K880～2K970、久保尾橋上流
一	遠賀川	庄内川	右	90	飯塚市	佐與	4K020～4K110、神崎橋上流
一	遠賀川	庄内川	左	90	飯塚市	佐與	4K570～4K660
一	遠賀川	庄内川	左	180	飯塚市	大門、有井	6K000～6K180、大門橋上流
一	遠賀川	庄内川	右	90	飯塚市	仁保	6K290～6K380、支川(仁保川)との合流部
一	遠賀川	庄内川	右	170	飯塚市	仁保	6K480～6K650、有井橋下流
一	遠賀川	庄内川	左	10	飯塚市	有井	6K700～6K710
一	遠賀川	庄内川	左	100	飯塚市	有安	7K370～7K470
一	遠賀川	庄内川	左	150	飯塚市	網分	8K890～9K040
一	遠賀川	庄内川	右	10	飯塚市	網分	9K810～9K820
一	遠賀川	庄内川	右	170	飯塚市	赤坂	10K920～11K090
一	遠賀川	庄内川	左右	150	飯塚市	筒野	11K380～11K530
一	遠賀川	庄内川	右	40	飯塚市	筒野	11K760～11K800
一	遠賀川	庄内川	左	60	飯塚市	筒野	12K180～12K240
一	遠賀川	庄内川	左右	270	飯塚市	筒野	12K850～13k120、石松井堰上流
一	遠賀川	庄内川	左右	50	飯塚市	筒野	13K510～13K560
一	遠賀川	鹿毛馬川	右	95	飯塚市	勢田	0K130～0K225、大坪橋下流
一	遠賀川	鹿毛馬川	右	60	飯塚市	勢田	0K920～0K980
一	遠賀川	鹿毛馬川	左	196	飯塚市	鹿毛馬	1K860～2K056、三角橋上流
一	遠賀川	鹿毛馬川	右	70	飯塚市	鹿毛馬	1K900～1K970
一	遠賀川	鹿毛馬川	左	250	飯塚市	鹿毛馬	2K640～2K890、宮の下井堰上流
一	遠賀川	鹿毛馬川	左右	370	飯塚市	鹿毛馬	3K630～4K000、山下橋上流
一	遠賀川	鹿毛馬川	左右	30	飯塚市	鹿毛馬	4K330～4K360
一	遠賀川	椎ノ木川	左	190	飯塚市	鯨田	0K160～0K350、JR 筑豊本線沿い
一	遠賀川	建花寺川	左	120	飯塚市	片島	0K250～0K370、二瀬橋上流
一	遠賀川	建花寺川	右	240	飯塚市	片島	0K560～0K800、森本橋下流
一	遠賀川	建花寺川	右	5	飯塚市	横田	2K030～2K035、大森橋上流
一	遠賀川	建花寺川	左	30	飯塚市	伊岐須	2K280～2K310、日新橋
一	遠賀川	建花寺川	左右	30	飯塚市	伊岐須	2K400～2K430、日新橋上流
一	遠賀川	建花寺川	左	15	飯塚市	伊岐須	2K630～2K645、井手浦橋下流
一	遠賀川	建花寺川	左	30	飯塚市	伊岐須	2K670～2K700、井手浦橋下流
一	遠賀川	建花寺川	左	60	飯塚市	伊川	3K840～3K900、飛熊橋上流
一	遠賀川	穂波川	左	40	飯塚市	長尾	2K860～2K900、汐井川橋より下流
一	遠賀川	穂波川	左	70	飯塚市	阿恵	5K570～5K640、湯の浦橋より上流
一	遠賀川	穂波川	右	60	飯塚市	内野	6K610～6K670、原田井堰より下流
一	遠賀川	穂波川	右	45	飯塚市	内野	6K870～6K915、原田井堰より上流
一	遠賀川	穂波川	左右	50	飯塚市	内野	7K780～7K830、大坪井堰上流
一	遠賀川	穂波川	右	80	飯塚市	内野	8K250～8K330、古門橋より下流
一	遠賀川	穂波川	右	30	飯塚市	内野	9K640～9K670、ごたんだ橋より上流
一	遠賀川	穂波川	右	30	飯塚市	内野	10K330～10K360、二ノ瀬橋より上流
一	遠賀川	穂波川	左右	170	飯塚市	内野	10K450～10K620、冷水橋より下流

級別	水系名	河川名	左右岸別	延長(m)	位置		
					市郡	大字	キロ杭位置
一	遠賀川	穂波川	左	80	飯塚市	内野	10K770～10K850、吉原井堰より下流
一	遠賀川	穂波川	右	30	飯塚市	桑曲	12K440～12K470、岩黒井堰より上流
一	遠賀川	穂波川	左	40	飯塚市	桑曲	12K930～12K970、桑曲2号橋下流
一	遠賀川	碓川	左右	700	飯塚市	平恒	3K700～4K400、天神橋上流
一	遠賀川	内住川	左	120	飯塚市	太郎丸	0K200～0K320、内住大橋下流
一	遠賀川	内住川	左	440	飯塚市	太郎丸	0K850～1K290、日掛井堰上流
一	遠賀川	内住川	右	200	飯塚市	安恒	1K620～1K820、福尻井堰より下流
一	遠賀川	内住川	左	180	飯塚市	久保白	1K930～2K110、畑田井堰より下流
一	遠賀川	内住川	左	45	飯塚市	久保白	3K250～3K295、高田橋より下流
一	遠賀川	内住川	右	45	飯塚市	高田	4K790～4K835、高田二号橋より上流
一	遠賀川	内住川	左	30	飯塚市	高田	4K940～4K970、甲子橋より下流
一	遠賀川	馬敷川	右	60	飯塚市	大分	3K720～3K780、下兒田井堰より上流
一	遠賀川	馬敷川	左右	60	飯塚市	馬敷	4K450～4K510、鳶谷橋上流
一	遠賀川	馬敷川	右	15	飯塚市	馬敷	4K720～4K735、岩渡井堰より下流
一	遠賀川	馬敷川	左右	120	飯塚市	馬敷	4K830～4K950、岡谷橋より上流
一	遠賀川	大分川	左右	420	飯塚市	大分	1K000～1K420、小松本井堰下流
一	遠賀川	大分川	右	60	飯塚市	大分	1K900～1K960、末永橋上流
一	遠賀川	大分川	右	215	飯塚市	大分	2K265～2K480、車屋井堰下流
一	遠賀川	大分川	左右	170	飯塚市	大分	2K760～2K930
一	遠賀川	大分川	右	140	飯塚市	大分	3K000～3K140、赤幡井堰上流
一	遠賀川	大分川	右	200	飯塚市	大分	3K230～3K430
一	遠賀川	大分川	左	130	飯塚市	大分	3K230～3K360
一	遠賀川	大分川	左右	40	飯塚市	内住	5K380～5K420、長谷井堰上流
一	遠賀川	切畑川	左	70	飯塚市	内住	0K060～0K130、ナギノ(2)井堰下流
一	遠賀川	切畑川	右	10	飯塚市	内住	1K050～1K060、山口(1)井堰上流
一	遠賀川	山口川	左	30	飯塚市	阿恵	0K350～0K380、JR筑豊本線直下
一	遠賀川	山口川	右	20	飯塚市	阿恵	0K510～0K530、宮の前井堰より下流
一	遠賀川	山口川	左	45	飯塚市	阿恵	1K185～1K230、四郎丸二号橋より下流
一	遠賀川	山口川	左	45	飯塚市	阿恵	1K355～1K400、奥井堰より下流
一	遠賀川	山口川	右	110	飯塚市	山口	3K290～3K470、河内頭首工上流
一	遠賀川	山口川	左	470	飯塚市	山口	3K970～4K440 主要地方道筑紫野筑穂線沿い(山付)
一	遠賀川	山口川	右	300	飯塚市	山口	4K140～4K440 主要地方道筑紫野筑穂線沿い(兼用)
一	遠賀川	山口川	右	15	飯塚市	山口	4K610～4k625、高塚橋下流
一	遠賀川	山口川	右	30	飯塚市	山口	4k970～5k000
一	遠賀川	山口川	右	10	飯塚市	内野	5K750～5K760、向見橋下流
一	遠賀川	熊添川	左	125	飯塚市	菰田西	0K000～0K125、遠賀川合流部
一	遠賀川	熊添川	右	200	飯塚市	菰田西	0K000～0K200、遠賀川合流部
一	遠賀川	熊添川	右	225	飯塚市	菰田西	0K325～0K550、JR筑豊本線側部
一	遠賀川	熊添川	左	30	飯塚市	菰田西	0K390～0K420
一	遠賀川	新川	右	115	飯塚市	川島	0K000～0K115、殿浦樋門上流
一	遠賀川	新川	左	40	飯塚市	川島	0K120～0K160
一	遠賀川	久保白川	左	110	飯塚市	久保白	0K290～0K400
一	遠賀川	庄司川	左	140	飯塚市	庄司	2K340～2K480、庄司橋より下流
一	遠賀川	明星寺川	右	10	飯塚市	枝国	0K550～0K560
一	遠賀川	明星寺川	左	15	飯塚市	枝国	0K750～0K765

(令和5年3月修正 福岡県地域防災計画災害危険箇所編による)

1-7 砂防指定地指定箇所

飯塚土木事務所管内

番号	溪流名	市町村名	住所	告示年月日	告示番号	面積(ha)	指定方法	備考
1	建花寺川	飯塚市	建花寺	S55.10.29	1697	1.8200	線・標柱	旧飯塚市
2	内住川	飯塚市	内住	S24.12.21	921	3.4800	線	旧筑穂町
3	内住川	飯塚市	内住	26.8.13	758	1.0800	線・標柱	旧筑穂町
4	大分川	飯塚市	大分	26.8.13	758	3.0300	線・標柱	旧筑穂町
5	大分川	飯塚市	大分	28.2.12	139	0.8900	標柱	旧筑穂町
6	松浦川	飯塚市	内野	30.6.4	913	0.4300	線・標柱	旧筑穂町
7	北川	飯塚市	内野	30.6.4	913	0.4900	線・標柱	旧筑穂町
8	鳴子川	飯塚市	内野	30.6.4	913	0.2100	線・標柱	旧筑穂町
9	平塚川	飯塚市	平塚	30.6.4	913	0.9000	線・標柱	旧筑穂町
10	穂波川	飯塚市	内野	32.8.22	1010	0.8000	線・標柱	旧筑穂町
11	馬敷川	飯塚市	馬敷	40.9.14	2686	3.3000	線	旧筑穂町
12	米の山川	飯塚市	山口	42.12.28	4607	2.3100	線	旧筑穂町
13	茜屋川	飯塚市	山口	42.12.28	4607	5.5200	線	旧筑穂町
14	穂波川	飯塚市	桑曲	S42.12.28	4607	2.6700	線	旧筑穂町
15	大野川	飯塚市	内住	42.12.28	4607	7.6800	線	旧筑穂町
16	福ヶ谷川	飯塚市	内住	42.12.28	4607	5.9900	線	旧筑穂町
17	小椎川	飯塚市	山口	46.7.7	1130	1.4000	線	旧筑穂町
18	馬敷川	飯塚市	馬敷	47.11.21	1956	5.2200	線	旧筑穂町
19	はる川	飯塚市	内住	48.10.31	2196	3.3000	線	旧筑穂町
20	篠栗川	飯塚市	内住	49.4.22	616	8.0000	線	旧筑穂町
21	穂波川	飯塚市	桑曲	52.6.20	935	0.4500	線・標柱	旧筑穂町
22	冷水川	飯塚市	桑曲	52.6.20	935	2.0500	線	旧筑穂町
23	切畑川	飯塚市	内住	52.6.20	935	2.3700	線	旧筑穂町
24	内住川	飯塚市	内住	54.4.21	902	0.6200	線・標柱	旧筑穂町
25	兔山川及び四月谷川	飯塚市	内住	60.1.21	85	1.0800	標柱	旧筑穂町
26	見定川	飯塚市	内野	H4.3.17	678	3.0200	標柱	旧筑穂町
27	関屋川	飯塚市	内野	8.12.13	2258	25.0900	面	旧筑穂町
28	見定川	飯塚市	内野	9.6.12	1321	2.2100	線	旧筑穂町
29	四郎丸川	飯塚市	阿恵	11.3.19	744	1.3000	面	旧筑穂町
30	横山川	飯塚市	阿恵	13.3.16	252	1.4300	標柱	旧筑穂町
31	大分川	飯塚市	大分	16.3.17	303	2.0103	標柱	旧筑穂町
32	内住川	飯塚市	内住	16.3.17	303	1.2641	標柱	旧筑穂町
33	大分川	飯塚市	大分	16.12.2	1490	3.4109	標柱	旧筑穂町
34	横山川左支川	飯塚市	阿恵	16.12.2	1490	1.1845	標柱	旧筑穂町
35	本村川	飯塚市	内住	17.3.14	271	0.5057	標柱	旧筑穂町
36	馬敷川2	飯塚市	山口	17.3.14	271	1.0439	標柱	旧筑穂町
37	内住川	飯塚市	内住	17.3.14	271	0.7701	標柱	旧筑穂町
38	横山川	飯塚市	阿恵	17.8.3	748	0.9070	標柱	旧筑穂町
39	高倉川	飯塚市	高倉	S30.6.4	913	0.5900	線	旧庄内町
40	高倉川	飯塚市	高倉	32.10.7	1253	1.6300	線	旧庄内町

番号	溪流名	市町村名	住所	告示年月日	告示番号	面積(ha)	指定方法	備考
41	赤松川	飯塚市	綱分	35. 2. 4	181	1. 1700	線・標柱	旧庄内町
42	高倉川	飯塚市	高倉	H5. 11. 24	2208	3. 5900	標柱	旧庄内町
43	赤松川左支川	飯塚市	綱分	11. 3. 19	744	4. 0200	面	旧庄内町
44	多田川	飯塚市	多田	14. 3. 7	157	0. 6800	標柱	旧庄内町
45	赤松川左支川	飯塚市	綱分	14. 5. 9	388	0. 1500	標柱	旧庄内町
46	赤松川左支川	飯塚市	綱分	14. 12. 13	1099	0. 0300	標柱	旧庄内町
47	多田川	飯塚市	多田	15. 2. 13	122	0. 1433	標柱	旧庄内町
48	赤松川	飯塚市	綱分	18. 2. 10	247	0. 1946	標柱	旧庄内町
49	中峠川	飯塚市	入水	19. 4. 25	518	1. 0307	標柱	旧庄内町
50	中峠川	飯塚市	入水	19. 12. 20	1661	1. 3342	標柱	旧庄内町
51	久保ノ尾川	飯塚市	八木山	26. 6. 5	664	1. 3430	標柱	旧飯塚市
	小計	51				125. 1423		

(令和5年3月修正 福岡県地域防災計画災害危険箇所編による)

土石流	大石川1	オオインガワ1	飯塚市内野	425-D-001	425-II-022	○	0.02	61,349	3	2	0	0		59	0	0	19	筑穂地区
土石流	大石川2	オオインガワ2	飯塚市内野	425-D-002	425-I-035	○	0.02	5,662	0	0	0	0		2,083	0	0	20	筑穂地区
土石流	大石川3	オオインガワ3	飯塚市内野	425-D-003	425-I-034	○	0.04	5,411	2	2	0	0		660	2	0	21	筑穂地区
土石流	大石川4	オオインガワ4	飯塚市内野	425-D-004	425-I-033	○	0.15	105,972	9	0	0	0		2,224	0	0	22	筑穂地区
土石流	大石川5	オオインガワ5	飯塚市内野	425-D-005	425-II-020	○	0.32	67,304	2	2	0	0		26,907	0	0	23	筑穂地区
土石流	大石川6	オオインガワ6	飯塚市内野	425-D-006	425-II-021	○	0.34	73,764	3	2	0	0		19,838	1	0	24	筑穂地区
土石流	大石川7	オオインガワ7	飯塚市内野	425-D-007	425-II-023	○	0.03	59,385	0	0	0	0		959	0	0	25	筑穂地区
土石流	古門川	フルカダガワ	飯塚市内野	425-D-008	425-II-024	○	0.1	24,864	0	0	0	0		4,020	0	0	26	筑穂地区
土石流	古門川2	フルカダガワ2	飯塚市内野	425-D-009	425-I-036	○	0.03	14,143	6	0	1	0	古門公民館	160	0	0	27	筑穂地区
土石流	小路川2	ショウジガワ2	飯塚市内野	425-D-012	425-I-038	○	0.01	11,916	0	0	1	0	老人ホーム 本陣園	154	0	0	28	筑穂地区
土石流	太郎丸川2	タロウマルガワ2	飯塚市内野	425-D-013	425-II-026	○	0.04	19,917	2	0	0	0		120	0	0	29	筑穂地区
土石流	太郎丸川	タロウマルガワ	飯塚市内野	425-D-014	425-I-040	○	0.24	88,687	6	0	0	0		24,648	2	0	30	筑穂地区
土石流	原田川3	ハラダガワ3	飯塚市内野	425-D-015	425-II-028	○	0.13	13,000	1	0	0	0		10,368	1	0	31	筑穂地区
土石流	原田川	ハラダガワ	飯塚市内野	425-D-016	425-II-030	○	0.2	16,254	3	0	0	0		12,076	3	0	32	筑穂地区
土石流	横山川2	ヨコヤマガワ2	飯塚市内野	425-D-017	425-II-029	○	0.04	13,167	2	0	1	0	消防格納庫	2,115	1	0	33	筑穂地区
土石流	湯ノ浦川1	ユノウラガワ1	飯塚市阿恵	425-D-019	425-I-042	○	0.02	76,698	18	0	1	0	湯ノ浦公民館	8,327	0	0	34	筑穂地区
土石流	湯ノ浦川2	ユノウラガワ2	飯塚市阿恵	425-D-020	425-II-032	○	0.1	17,820	1	0	0	0		9,794	1	0	35	筑穂地区
土石流	湯ノ浦川4	ユノウラガワ4	飯塚市阿恵	425-D-021	425-II-031	○	0.11	12,010	1	0	0	0		6,189	0	0	36	筑穂地区
土石流	十郎川	ジュウロウガワ	飯塚市内住及び 篠栗町大字内住	425-D-023	425-I-051	○	0.67	75,119	13	0	0	0		30,433	5	0	1	筑穂地区
土石流	原川2	ハラガワ2	飯塚市内住	425-D-025	425-II-034	○	0.10	52,768	4	0	0	0		1,033	0	0	3	筑穂地区
土石流	篠栗川-3	ササグリガワ-3	飯塚市内住	425-D-026	425-I-049-3	○	0.15	141,031	8	0	1	1	大野公民館	11,688	2	0	4	筑穂地区
土石流	篠栗川-2	ササグリガワ-2	飯塚市内住	425-D-027	425-I-049-2	○	0.11	149,717	8	0	1	1	大野公民館	1,081	0	0	5	筑穂地区
土石流	篠栗川-1	ササグリガワ-1	飯塚市内住	425-D-028	425-I-049-1	○	0.91	130,297	7	0	1	0	大野公民館	46,058	0	0	6	筑穂地区
土石流	大野川	オオノガワ	飯塚市内住	425-D-029	425-II-002	○	0.05	67,524	1	0	0	0		1,140	0	0	7	筑穂地区
土石流	鍛冶木屋川1	カジキヤガワ1	飯塚市内住	425-D-030	425-I-001	○	0.10	59,426	4	0	1	0	内住コミュニティセンター	565	0	0	8	筑穂地区
土石流	鍛冶木屋川2	カジキヤガワ2	飯塚市内住	425-D-031	425-I-002	○	0.01	15,663	2	2	1	1	内住コミュニティセンター	8	0	0	9	筑穂地区
土石流	古屋敷川	フルヤシキガワ	飯塚市内住	425-D-033	425-II-001	○	0.01	11,584	3	0	0	0		16	0	0	11	筑穂地区
土石流	久保山川	クボヤマガワ	飯塚市内住	425-D-034	425-I-003	○	0.12	25,183	8	0	0	0		1,255	0	0	12	筑穂地区
土石流	本村川1	モトムラガワ1	飯塚市内住	425-D-038	425-I-008	○	0.05	40,845	20	13	2	2	内住公民館 筑穂町消防団 防火水槽	6,483	0	0	16	筑穂地区
土石流	本村川2	モトムラガワ2	飯塚市内住	425-D-039	425-I-007	○	0.03	36,644	9	1	1	1	内住公民館	272	0	0	17	筑穂地区
土石流	大分川-4	ダイブガワ-4	飯塚市内住及び大分	425-D-040	425-ND-002	○	0.15	18,897	2	2	0	0		0	0	0	18	筑穂地区
土石流	大分川-2	ダイブガワ-2	飯塚市内住及び大分	425-D-041	425-I-012-2	○	0.07	21,020	2	2	0	0		1,026	0	0	19	筑穂地区
土石流	大分川-3	ダイブガワ-3	飯塚市内住及び大分	425-D-043	425-ND-001	○	1.61	139,520	4	2	0	0		0	0	0	21	筑穂地区
土石流	黒石川	クロイシガワ	飯塚市大分	425-D-044	425-I-009	○	0.03	60,391	26	0	1	0	黒石公民分館	180	0	0	22	筑穂地区
土石流	大分川-5	ダイブガワ-5	飯塚市大分	425-D-045	425-I-010	○	0.01	28,680	34	0	1	0	飯塚市筑穂人権啓発センター	92	0	0	23	筑穂地区
土石流	ハズカシ川	ハズカシガワ	飯塚市大分	425-D-046	425-I-011	○	0.02	27,483	20	0	0	0		60	0	0	24	筑穂地区
土石流	岡谷川	オカノガワ	飯塚市馬敷	425-D-047	425-II-003	○	0.20	104,644	1	0	0	0		12,124	0	0	25	筑穂地区
土石流	上馬敷川7	カミマシキ7	飯塚市馬敷	425-D-048	425-II-004	○	0.07	33,425	2	3	0	0		200	0	0	26	筑穂地区
土石流	馬敷川6	マシキガワ6	飯塚市馬敷	425-D-049	425-II-005	○	0.19	129,269	2	0	0	0		9,798	2	0	27	筑穂地区
土石流	上馬敷川1	カミマシキ1	飯塚市馬敷	425-D-050	425-I-018	○	0.01	6,404	0	0	0	0		147	0	0	28	筑穂地区
土石流	上馬敷川2	カミマシキ2	飯塚市馬敷	425-D-051	425-I-017	○	0.02	154,189	2	0	0	0		136	0	0	29	筑穂地区
土石流	上馬敷川4	カミマシキ4	飯塚市馬敷	425-D-053	425-I-014	○	0.05	348,123	17	15	1	1	馬敷上公民館	515	0	0	31	筑穂地区
土石流	上馬敷川5	カミマシキ5	飯塚市馬敷	425-D-054	425-I-015	○	0.07	16,937	3	3	0	0		128	0	0	32	筑穂地区
土石流	馬敷川-4	マシキガワ-4	飯塚市馬敷	425-D-055	425-I-013-4	○	0.03	6,426	29	28	1	1	馬敷上公民館	442	0	0	33	筑穂地区
土石流	馬敷川-3	マシキガワ-3	飯塚市馬敷	425-D-056	425-I-013-3	○	0.05	15,919	3	3	0	0		364	0	0	34	筑穂地区
土石流	馬敷川-1	マシキガワ-1	飯塚市馬敷	425-D-058	425-I-013-1	○	0.35	367,801	49	34	1	1	馬敷上公民館	47,029	15	1	36	筑穂地区
土石流	善家川8-2	アカネヤガワ8-2	飯塚市山口	425-D-059	425-I-023-2	○	0.24	53,786	43	0	2	2	善の鶏山口 コミュニティセンター 筑穂町消防団第2分団4部	22,357	1	0	37	筑穂地区
土石流	善家川8-1	アカネヤガワ8-1	飯塚市山口	425-D-060	425-I-023-1	○	0.02	135,995	1	1	0	0		94	0	0	38	筑穂地区
土石流	善家川6	アカネヤガワ6	飯塚市山口	425-D-061	425-I-019	○	0.44	85,499	3	3	0	0		1,901	0	0	39	筑穂地区
土石流	善家川5-2	アカネヤガワ5-2	飯塚市山口	425-D-062	425-I-020-2	○	0.14	95,379	3	3	1	1	サンビレッジ善(スキーハウス)	196	0	0	40	筑穂地区
土石流	善家川5-1	アカネヤガワ5-1	飯塚市山口	425-D-063	425-I-020-1	○	0.08	100,963	3	3	1	1	サンビレッジ善(スキーハウス)	364	0	0	41	筑穂地区
土石流	善家川4	アカネヤガワ4	飯塚市山口	425-D-064	425-I-021	○	0.05	93,852	3	0	1	0	サンビレッジ善(スキーハウス)	430	0	0	42	筑穂地区
土石流	善家川3-2	アカネヤガワ3-2	飯塚市山口	425-D-065	425-I-022-2	○	0.06	75,825	3	3	0	0		125	0	0	43	筑穂地区
土石流	善家川3-1	アカネヤガワ3-1	飯塚市山口	425-D-066	425-I-022-1	○	0.01	73,307	3	3	0	0		167	0	0	44	筑穂地区
土石流	善家川2	アカネヤガワ2	飯塚市山口	425-D-067	425-II-006	○	0.22	55,678	26	0	0	0		2,019	0	0	45	筑穂地区
土石流	善家川1	アカネヤガワ1	飯塚市山口	425-D-068	425-II-007	○	0.03	50,621	6	2	1	0	善ドーム(サンビレッジ善内)	620	0	0	46	筑穂地区
土石流	山口川8	ヤマグチガワ8	飯塚市山口	425-D-069	425-II-008	○	0.15	172,140	4	2	0	0		335	0	0	47	筑穂地区
土石流	山口川4	ヤマグチガワ4	飯塚市山口	425-D-071	425-I-027	○	0.03	41,688	19	0	0	0		35	0	0	49	筑穂地区
土石流	山口	ヤマグチ	飯塚市山口	425-D-073	425-III-001	○	0.07	6,784	3	3	1	1	サンビレッジ善(スキーハウス)	904	0	0	51	筑穂地区
土石流	山口川1	ヤマグチガワ1	飯塚市山口	425-D-074	425-II-016	○	0.12	8,030	0	0	0	0		285	0	0	52	筑穂地区
土石流	米ノ山川5	コメノヤマガワ5	飯塚市山口	425-D-075	425-II-015	○	0.19	7,702	1	0	0	0		1,700	0	0	53	筑穂地区
土石流	米ノ山川4	コメノヤマガワ4	飯塚市山口	425-D-076	425-II-012	○	0.46	63,888	4	2	0	0		5,252	0	0	54	筑穂地区
土石流	米ノ山川3	コメノヤマガワ3	飯塚市山口	425-D-077	425-II-011	○	0.24	64,855	6	6	0	0		5,984	0	0	55	筑穂地区
土石流	荒谷川1	アラタニガワ1	飯塚市山口	425-D-078	425-II-009	○	0.07	129,931	6	6	0	0		90	0	0	56	筑穂地区
土石流	善家川2	アカネヤガワ2	飯塚市山口	425-D-079	425-I-024	○	0.14	106,327	14	12	0	0		1,780	0	0	57	筑穂地区
土石流	荒谷川2	アラタニガワ2	飯塚市山口	425-D-080	425-I-025	○	0.10	104,171	6	6	0	0		1,870	0	0	58	筑穂地区
土石流	米ノ山川2	コメノヤマガワ2	飯塚市山口	425-D-081	425-II-010	○	0.22	82,054	1	0	0	0		5,066	0	0	59	筑穂地区
土石流	米ノ山川1-1	コメノヤマガワ1-1	飯塚市山口	425-D-082	425-II-013-1	○	0.20	63,398	4	2	0	0		1,435	0	0	60	筑穂地区
土石流	米ノ山川1-2	コメノヤマガワ1-2	飯塚市山口	425-D-083	425-II-013-2	○	0.08	61,016	7	5	0	0		761	0	0	61	筑穂地区
土石流	小稚川	コスイガワ	飯塚市山口	425-D-084	425-II-014	○	0.05	19,148	3	3	0	0		631	0	0	62	筑穂地区
土石流	阿恵	アヒ	飯塚市阿恵	425-D-085	425-III-003	○	0.06	4,760	0	0	0	0		140	0	0	63	筑穂地区
土石流	四郎丸川2	シロウマルガワ2	飯塚市阿恵	425-D-086	425-I-029	○	0.02	8,536	5	0	0	0		30	0	0	64	筑穂地区
土石流	四郎丸川1	シロウマルガワ1	飯塚市阿恵	425-D-087	425-I-030	○	0.14	12,082	11	0	1	0	四郎丸公民館	1,603	0	0	65	筑穂地区
土石流	阿恵川-3	アヒガワ-3	飯塚市阿恵	425-D-088	425-I-044-3	○	0.05	20,842	0	0	0	0		44	0	0	66	筑穂地区
土石流	阿恵川-2	アヒガワ-2	飯塚市阿恵	425-D-089	425-I-044-2	○	0.12	8,998	0	0	0	0		815	0	0	67	筑穂地区
土石流	阿恵川-1	アヒガワ-1	飯塚市内野	425-D-091	425-II-019-1	○	0.35	91,300	3	0	0	0		9,335	1	0	69	筑穂地区
土石流	鳴子川-2	ナルコガワ-2	飯塚市内野	425-D-092	425-II-019-2	○	0.11	96,934	2	0	0	0						

土石流	桑曲川2-7	クワマガリガワ2-7	飯塚市桑曲	425-D-110	425-I-031-7	○	0.07	5,690	0	0	0	0	874	0	0	88	筑穂地区		
土石流	桑曲川2-1	クワマガリガワ2-1	飯塚市桑曲	425-D-111	425-I-031-1	○	0.07	72,122	12	0	1	1	桑曲公民館	8,410	1	0	89	筑穂地区	
土石流	桑曲川1-2	クワマガリガワ1-2	飯塚市桑曲	425-D-112	425-I-032-2	○	0.21	72,856	12	0	1	1	桑曲公民館	2,587	0	0	90	筑穂地区	
土石流	桑曲川1-1	クワマガリガワ1-1	飯塚市桑曲	425-D-113	425-I-032-1	○	0.10	67,113	14	0	1	1	桑曲公民館	1,162	0	0	91	筑穂地区	
土石流	牧の内川2-1	マキノウチガワ2-1	飯塚市桑曲	425-D-114	425-II-017-1	○	0.05	20,103	1	0	0	0		133	0	0	92	筑穂地区	
土石流	牧の内川2-2	マキノウチガワ2-2	飯塚市桑曲	425-D-115	425-II-017-2	○	0.17	24,944	14	0	1	0	桑曲公民館	3,395	0	0	93	筑穂地区	
土石流	牧の内川	マキノウチガワ	飯塚市桑曲	425-D-116	425-II-018	○	0.06	21,519	1	0	0	0		3,899	0	0	94	筑穂地区	
土石流	平塚川	ヒラツカガワ	飯塚市平塚	425-D-117	421-III-001	○	0.65	70,395	13	0	0	0		0	0	0	95	筑穂地区	
土石流			飯塚市山口及び阿恵		425-III-002	○	0.00							2,293	0	0		筑穂地区	
土石流	見定川	ケンジウガワ	飯塚市内野	425-D-010	425-I-039	○	0.67	22,155	2	0	0	0		—	0	0		筑穂地区	
土石流	関屋川	セキヤガワ	飯塚市内野	425-D-011	425-I-037	○	0.2	74,229	16	0	0	0		—	0	0		筑穂地区	
土石流	横山川	ヨコヤマガワ	飯塚市内野	425-D-018	425-I-041	○	0.72	12,280	0	0	0	0		—	0	0		筑穂地区	
土石流	四郎丸川	シロウマルガワ	飯塚市阿恵	425-D-022	425-I-043	○	0.08	16,024	10	0	0	0		—	0	0		筑穂地区	
土石流	はる川	ハルガワ	飯塚市内住	425-D-024	425-I-050	○	0.31	86,761	12	0	0	0		0	0	0		2	筑穂地区
土石流	宍山川	トヤマガワ	飯塚市内住	425-D-032	425-I-004	○	0.01	6,247	8	0	0	0		0	0	0		10	筑穂地区
土石流	本村川3	モトムラガワ3	飯塚市内住	425-D-035	425-I-006	○	0.11	64,081	9	9	0	0		0	0	0		13	筑穂地区
土石流	内住川-2	ナイジウガワ-2	飯塚市内住	425-D-036	425-I-005-2		0.83	101,749	29	29	3	2	内住公民館 飯塚市水道局貯水場 筑穂町消防団、防火水槽	0	0	0		14	筑穂地区
土石流	内住川-1	ナイジウガワ-1	飯塚市内住	425-D-037	425-I-005-1		2.53	89,058	29	0	2	0	内住公民館 筑穂町消防団 防火水槽	0	0	0		15	筑穂地区
土石流	大分川-1	ダイブガワ-1	飯塚市内住及び大分	425-D-042	425-I-012-1		0.77	24,065	3	0	0	0		0	0	0		20	筑穂地区
土石流	上馬敷川3	カミマキキ3	飯塚市馬敷	425-D-052	425-I-016	○	0.05	155,040	17	15	1	1	馬敷上公民館	0	0	0		30	筑穂地区
土石流	馬敷川-2	マシキガワ-2	飯塚市馬敷	425-D-057	425-I-013-2		1.27	366,128	1	0	0	0		0	0	0		35	筑穂地区
土石流	山口川3	ヤマグチガワ3	飯塚市山口	425-D-070	425-I-026		0.20	15,859	17	0	2	0	蕎の郷山口 コミュニティセンター 筑穂町消防団第2分団4部	0	0	0		48	筑穂地区
土石流	山口川5	ヤマグチガワ5	飯塚市山口	425-D-072	425-I-028		0.04	33,170	4	0	0	0		0	0	0		50	筑穂地区
土石流	阿恵川-1	アエガワ-1	飯塚市阿恵	425-D-090	425-I-044-1		0.09	26,355	0	0	0	0		0	0	0		68	筑穂地区
土石流	君ヶ畑川2	キミガハタケガワ2	飯塚市弥山	425-D-102	425-I-046		0.06	24,033	11	0	1	1	君ヶ畑公民館	0	0	0		80	筑穂地区
土石流	入水川3	イダスガワ	飯塚市入水	427-D-001	427-III-013	○	0.04	40,164	0	0	0	0		2,877	0	0		1	庄内地区
土石流	入水川2	イダスガワ	飯塚市入水	427-D-002	427-III-012	○	0.01	25,735	0	0	0	0		319	0	0		2	庄内地区
土石流	坂ノ口川	サカノクチガワ	飯塚市入水	427-D-005	427-II-005	○	0.03	61,653	4	0	0	0		645	0	0		5	庄内地区
土石流	山口川	ヤマグチガワ	飯塚市入水	427-D-006	427-III-011	○	0.05	15,022	0	0	0	0		862	0	0		6	庄内地区
土石流	入水川1	イダスガワ	飯塚市入水	427-D-007	427-III-010	○	0.03	7,175	0	0	0	0		1,403	0	0		7	庄内地区
土石流	庄内川1	シヨナガワ	飯塚市高倉	427-D-008	427-III-005	○	0.02	15,750	0	0	0	0		577	0	0		8	庄内地区
土石流	高倉川2-1	タカウガワ	飯塚市高倉	427-D-009	427-I-002-1	○	0.02	70,600	30	0	1	0	高倉公民館	1,033	0	0		9	庄内地区
土石流	高倉川2-2	タカウガワ	飯塚市高倉	427-D-010	427-I-002-2	○	0.03	87,113	30	30	1	1	高倉公民館	546	0	0		10	庄内地区
土石流	高倉川5	タカウガワ	飯塚市高倉	427-D-012	427-III-008	○	0.04	34,048	1	0	0	0		3,888	0	0		12	庄内地区
土石流	高倉川3	タカウガワ	飯塚市高倉	427-D-013	427-III-006	○	0.02	4,274	0	0	0	0		931	0	0		13	庄内地区
土石流	高倉川4	タカウガワ	飯塚市高倉	427-D-014	427-III-007	○	0.08	5,545	0	0	0	0		519	0	0		14	庄内地区
土石流	高倉川1-2	タカウガワ	飯塚市高倉	427-D-015	427-I-001-2	○	0.13	41,045	1	1	0	0		2,463	1	0		15	庄内地区
土石流	高倉川1-1	タカウガワ	飯塚市高倉	427-D-016	427-I-001-1	○	0.09	42,715	1	0	0	0		1,746	0	0		16	庄内地区
土石流	権現谷川2	ゴンゲンダニガワ	飯塚市筒野	427-D-017	427-II-003	○	0.18	21,411	2	2	0	0		12,105	1	0		17	庄内地区
土石流	千手ヶ滝川	センジュノタキガワ	飯塚市筒野	427-D-018	427-II-002	○	0.65	9,143	2	2	0	0		8,908	2	0		18	庄内地区
土石流	権現谷川1	ゴンゲンダニガワ	飯塚市筒野	427-D-019	427-II-001	○	0.04	13,542	2	0	0	0		3,102	1	0		19	庄内地区
土石流	小谷ヶ谷	コガヤガニ	飯塚市筒野	427-D-020	427-III-002	○	0.07	11,585	0	0	0	0		8,016	0	0		20	庄内地区
土石流	筒野川2	ツツノガワ	飯塚市筒野	427-D-021	427-III-003	○	0.16	26,504	0	0	0	0		12,602	0	0		21	庄内地区
土石流	筒野川1	ツツノガワ	飯塚市筒野	427-D-022	427-III-001	○	0.01	20,022	0	0	0	0		152	0	0		22	庄内地区
土石流	筒野川3	ツツノガワ	飯塚市筒野	427-D-023	427-III-004	○	0.02	18,864	0	0	0	0		203	0	0		23	庄内地区
土石流	谷屋敷川	タニヤシガワ	飯塚市筒野	427-D-024	427-II-004	○	0.01	19,474	7	0	0	0		199	0	0		24	庄内地区
土石流	高尾川2	タカオガワ	飯塚市仁保	427-D-025	427-I-008	○	0.02	13,821	0	0	1	0	筑豊ハイソ	92	0	0		25	庄内地区
土石流	高尾川1	タカオガワ	飯塚市仁保	427-D-026	427-II-012	○	0.04	24,644	1	0	0	0		521	0	0		26	庄内地区
土石流	汐井川1-1	シオイガワ	飯塚市多田	427-D-027	427-II-011-1	○	0.07	33,255	0	0	0	0		4,030	0	0		27	庄内地区
土石流	汐井川1-2	シオイガワ	飯塚市多田	427-D-028	427-II-011-2	○	0.14	37,117	0	0	0	0		10,139	0	0		28	庄内地区
土石流	汐井川	シオイガワ	飯塚市多田	427-D-029	427-II-010	○	0.04	32,204	0	0	0	0		1,344	0	0		29	庄内地区
土石流	山ノ口川	ヤマノクチガワ	飯塚市多田	427-D-030	427-III-014	○	0.05	30,740	1	0	0	0		1,030	0	0		30	庄内地区
土石流	長坂川1	ナガサカガワ	飯塚市多田	427-D-032	427-II-009	○	0.06	111,897	51	51	1	1	多田の里	2,643	0	0		32	庄内地区
土石流	長坂川2	ナガサカガワ	飯塚市多田、有安	427-D-033	427-II-008	○	0.02	32,889	2	0	0	0		262	0	0		33	庄内地区
土石流	赤松川1	アカマツガワ	飯塚市網分	427-D-034	427-I-006	○	0.35	32,023	15	12	0	0		7,878	0	0		34	庄内地区
土石流	伏尾川	フセオガワ	飯塚市網分、山倉	427-D-036	427-II-007	○	0.02	80,733	11	9	0	0		106	0	0		36	庄内地区
土石流	新堤川	ニツツシガワ	飯塚市網分、山倉	427-D-037	427-I-004	○	0.09	99,941	14	0	0	0		2,092	0	0		37	庄内地区
土石流	山倉川	ヤマクラガワ	飯塚市山倉	427-D-038	427-II-006	○	0.03	51,217	19	0	1	0	山倉公民分館	1,498	0	0		38	庄内地区
土石流	山倉川2	ヤマクラガワ	飯塚市山倉	427-D-039	427-N-001	○	0.13	134,818	28	17	1	1	山倉公民分館	644	0	0		39	庄内地区
土石流	中峠川-2	ナカトウゲガワ	飯塚市入水	427-D-003	427-I-003-2		0.08	80,698	27	27	1	1	入水公民館	0	0	0		3	庄内地区
土石流	中峠川-1	ナカトウゲガワ	飯塚市入水	427-D-004	427-I-003-1		0.04	80,717	27	0	1	0	入水公民館	0	0	0		4	庄内地区
土石流	荒谷川	アラタニガワ	飯塚市高倉	427-D-011	427-III-009		0.86	51,210	1	0	0	0		0	0	0		11	庄内地区
土石流	多田川	タダガワ	飯塚市多田	427-D-031	427-I-007		0.09	77,840	52	0	1	0	多田の里	0	0	0		31	庄内地区
土石流	赤松川2	アカマツガワ	飯塚市網分	427-D-035	427-I-005		0.14	75,358	28	0	0	0		0	0	0		35	庄内地区
土石流	下勢田沢	シモセイタサヅ	飯塚市勢田	428-D-001	新規-01	○	0.01	35,183	25	0	1	0	下勢田公民館	215	0	0		1	讃田地区
土石流	木浦岐川	キウラキガワ	飯塚市勢田	428-D-002	428-II-008	○	0.01	28,332	20	0	0	0		720	0	0		2	讃田地区
土石流	大城川(1)	ダイシヨウガワ	飯塚市勢田	428-D-003	428-I-003	○	0.01	9,665	6	0	0	0		211	0	0		3	讃田地区
土石流	大城川(2)	ダイシヨウガワ	飯塚市勢田	428-D-004	428-II-005	○	0.02	13,714	18	6	1	0	東勢田第三公民館	511	1	0		4	讃田地区
土石流	東勢田川	ヒトシセイガワ	飯塚市勢田	428-D-005	428-I-002	○	0.01	4,198	4	0	0	0		127	0	0		5	讃田地区
土石流	弥八ヶ谷川	ヤカガタニガワ	飯塚市勢田	428-D-006	428-II-007	○	0.16	7,494	1	0	0	0		5,565	1	0		6	讃田地区
土石流	青池川	アオイガワ	飯塚市勢田	428-D-007	428-II-006	○	0.01	11,365	7	0	1	0	桜が丘公民館	46	0	0		7	讃田地区
土石流	小峠川3	コトウゲガワ	飯塚市鹿毛馬	428-D-008	428-II-004	○	0.02	11,586	6	0	0	0		336	0	0		8	讃田地区
土石流	小峠川	コトウゲガワ	飯塚市鹿毛馬	428-D-009	428-I-001	○	0.03	17,687	12	0	0	0		591	0	0		9	讃田地区
土石流	小峠川2	コトウゲガワ	飯塚市鹿毛馬	428-D-010	428-II-003	○	0.02	36,357	0	0	0	0		19	0	0		10	讃田地区
土石流	小峠川1	コトウゲガワ	飯塚市鹿毛馬	428-D-011	428-II-002	○	0.02	5,230	1	0	0	0		345	0	0		11	讃田地区
土石流	一ツ家川(3)	ヒツツヤガワ	飯塚市鹿毛馬	428-D-012	428-III-005	○	0.03	6,393	0	0	0	0		409	0	0		12	讃田地区

1-9 地すべり危険箇所

遠賀川水系

区域名	幹川名	溪流名	所在地	区域面積 (ha)	勾配	基盤岩の名称	河川への影響 (×千 m ³)	保全家 (戸)	公共施設等への影響 (国-国道、県-県道、市町村-市町村道) (単位：m) その他は略号表示							耕地 (ha)	
									国	830	県	1050	町	1700	駅 JR		11180
九郎原	内住川	大野川	内住	100.0	17	蛇紋岩	3232	32	国	830	県	1050	町	1700	駅 JR	11180	19.5

(令和5年3月修正 福岡県地域防災計画災害危険箇所編による)

1-10 急傾斜地崩壊危険区域指定一覧表

飯塚県土整備事務所管内

区域名	所在地	指定面積 (ha)	指定年月日	告示番号
野添	飯塚市幸袋字野添	0.5136	S49.2.9	188
		0.1799	S55.4.22	632
荒巻	飯塚市川島字荒巻	0.248	S50.1.11	46
南谷	飯塚市明星寺字屋敷	1.0229	S54.10.25	1604
忠隈	飯塚市忠隈字段々	0.6912	S55.4.22	631
忠隈	飯塚市忠隈字段々 宮ノ前	0.675	H21.3.23	508
三緒浦	飯塚市柏の森字三緒浦	0.4672	S55.4.22	631
大谷 (一)	飯塚市勢田字大谷	0.5896	S56.2.24	247
大谷 (二)	飯塚市勢田字大谷	1.067	S56.2.24	247
石丸	飯塚市口原字古堤	0.1019	S56.11.24	1750
大谷 (三)	飯塚市勢田字大谷	0.1567	S57.7.29	1117
南尾	飯塚市南尾字辻	0.3069	S57.9.16	1376
桜本	飯塚市下三緒字桜本	0.2736	S59.1.26	109
大谷4	飯塚市勢田字大谷	0.1658	S59.12.11	1859
		0.097	S62.10.15	1538
野添 (3)	飯塚市幸袋字野添	0.1762	S61.7.22	1100
有井	飯塚市有井字大道畑	0.079	S62.10.13	1502
大谷5	飯塚市勢田字大谷	0.1277	S63.10.18	1654
片島一丁目(三)	飯塚市片島1丁目	0.115	H1.10.20	1687
片島一丁目(二)	飯塚市片島1丁目	0.068	H1.10.20	1687
長楽寺	飯塚市大分字長楽寺	0.118	H1.11.1	1765
太郎丸	飯塚市太郎丸	0.1957	H3.12.11	2046
奥ノ谷	飯塚市佐与字奥ノ谷	0.6213	H7.9.20	1612
新町二区	飯塚市赤坂字山伏松	0.1275	H8.7.10	1275
安恒	飯塚市安恒	0.3384	H16.3.5	383
津原	飯塚市津原	1.9045	H16.3.8	430
立岩	飯塚市立岩	0.6467	H16.3.10	449
中村	飯塚市勢田	0.6454	H16.3.24	587
小谷	飯塚市勢田	0.3258	H16.3.26	609
古門	飯塚市内野字古門、迫山王	0.8584	H20.1.28	131
高田	飯塚市高田字梅ヶ本	0.2893	H25.11.15	1724
天道	飯塚市天道字下石、字天神森	1.9966	H26.11.14	946
勢田土手外	飯塚市勢田字苗代谷、字波打	0.5840	H28.12.27	900
大城-2	飯塚市勢田字大城、字倉谷	0.5841	H29.10.27	686
	合計	16.4328		

(令和5年3月修正 福岡県地域防災計画災害危険箇所編による)

1 - 1 1 急傾斜地崩壊危険箇所

市町村名：飯塚市						土砂災害警戒区域				土砂災害特別警戒区域				
自然現象の種類	区域の名称	区域の名称読みカナ	区域調査記載住所	区域の番号	旧危険箇所番号	特別警戒区域 面積 (m ²)	公共建築物 戸数	公共建築物 重複	公共建築物内 公共建築物 戸数	公共建築物内 面積 (m ²)	公共建築物内 戸数	公共建築物内 面積	図面	備考
急傾斜地の崩壊	本村	ホシムラ	飯塚市八木山	205-K-001	205-I-079N	2,119	1	0	0	717	1	0		37 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	本村(1)	ホシムラ(1)	飯塚市八木山	205-K-002	205-II-084N	1,012	0	0	0	248	0	0		38 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	本村(h)	ホシムラ(h)	飯塚市八木山	205-K-003	205-II-083N	8,647	3	0	0	3,907	1	0		39 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	本村(e)	ホシムラ(e)	飯塚市八木山	205-K-004	205-II-081N	9,356	1	0	0	4,269	0	0		40 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	本村(c)	ホシムラ(c)	飯塚市八木山	205-K-005	205-II-079N	2,069	1	0	0	907	1	0		41 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	本村(d)	ホシムラ(d)	飯塚市八木山	205-K-006	205-II-080N	4,098	1	0	0	1,730	1	0		42 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	八木山-2	ヤキヤマ-2	飯塚市八木山	205-K-007	205-II-082N	1,638	2	0	0	456	2	0		43 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	鬼ヶ原	オニガハラ	飯塚市相田	205-K-008	205-II-042N	7,486	9	0	0	2,846	1	0		44 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	吉野(d)	フルノ(d)	飯塚市建花寺	205-K-009	205-II-036N	1,447	1	0	0	354	1	0		45 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	吉野(c)	フルノ(c)	飯塚市建花寺	205-K-010	205-II-035N	2,089	2	0	0	458	2	0		46 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	吉野(a)	フルノ(a)	飯塚市建花寺	205-K-011	205-II-014N	867	1	0	0	151	1	0		47 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	吉野(b)	フルノ(b)	飯塚市建花寺	205-K-012	205-II-032N	2,946	1	0	0	955	1	0		48 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	吉野(e)	フルノ(e)	飯塚市建花寺	205-K-013	205-II-033N	1,702	2	0	0	377	1	0		49 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	吉野(f)	フルノ(f)	飯塚市建花寺	205-K-014	205-II-034N	2,106	1	0	0	641	1	0		50 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	池尻(a)	イケジリ(a)	飯塚市蓮台寺	205-K-015	205-II-055N	10,088	2	0	0	4,140	2	0		51 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	池尻	イケジリ	飯塚市蓮台寺	205-K-016	205-II-054N	1,891	3	0	0	610	1	0		52 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	南谷	ミナタニ	飯塚市明星寺	205-K-017	205-I-080N	5,037	5	0	0	1,609	3	0		53 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	津島-1	ツシマ-1	飯塚市津島	205-K-018	205-I-003N-1	5,319	9	0	0	1,383	5	0		54 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	津島-2	ツシマ-2	飯塚市津島	205-K-019	205-I-003N-2	2,692	1	1	0	1,026	0	0		49 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	津島-3	ツシマ-3	飯塚市津島	205-K-020	205-I-003N-3	334	0	0	0	61	0	0		50 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	久保	クボ	飯塚市津島	205-K-021	205-II-022N	2,415	3	0	0	717	3	0		51 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	上ノ谷-2	カミノタニ-2	飯塚市津島	205-K-022	205-I-016N-2	835	4	2	0	35	0	0		52 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	上ノ谷-1	カミノタニ-1	飯塚市津島	205-K-023	205-I-016N-1	2,311	6	1	0	500	2	1	〒伊之助ヶ池 菜めい舎	53 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	下ノ谷-1	シモノタニ-1	飯塚市津島	205-K-024	205-I-017N-1	3,235	6	0	0	468	3	0		54 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	下ノ谷-2	シモノタニ-2	飯塚市津島	205-K-025	205-I-017N-2	2,626	3	0	0	785	3	0		55 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	宝ノ木-1	ホウキ-1	飯塚市津島	205-K-026	205-I-018N-1	1,154	2	0	0	224	0	0		56 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	宝ノ木-2	ホウキ-2	飯塚市津島	205-K-027	205-I-018N-2	3,819	2	0	0	1,103	0	0		57 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	宝木(3)-1-1	ホウキ(3)-1-1	飯塚市津島	205-K-028	205-II-011N-1-1	5,481	9	0	0	1,868	7	0		58 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	宝木(2)	ホウキ(2)	飯塚市津島	205-K-029	205-I-004N	2,080	0	0	0	439	0	0		59 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	宝木(3)-1-2	ホウキ(3)-1-2	飯塚市津島	205-K-030	205-II-011N-1-2	1,944	6	3	0	482	2	0		60 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	津島-4	ツシマ-4	飯塚市津島	205-K-032	Kyu205-0051	2,748	3	0	0	655	3	0		62 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	柳樺	ヤナギバシ	飯塚市柳樺	205-K-033	205-NK-009	2,698	2	0	0	580	2	0		63 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	山ノ上	ヤマノウエ	飯塚市柳樺	205-K-034	205-I-005N, 006N	8,105	11	0	0	1,835	7	0		64 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	岩ヶ原-1	イワガハナ-1	飯塚市柳樺	205-K-035	205-I-007A-1	787	2	0	0	96	1	0		65 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	岩ヶ原-2	イワガハナ-2	飯塚市柳樺	205-K-036	205-I-007A-2	1,635	2	1	0	237	1	0		66 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	目黒-2	メグロ-2	飯塚市吉北	205-K-037	205-NK-004	925	1	0	0	275	1	0		67 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	第一勝負谷	ダイイチショウブツ	飯塚市吉北	205-K-038	205-II-023N	191	1	0	0	46	0	0		68 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	目黒-3	メグロ-3	飯塚市吉北	205-K-039	205-NK-005	2,324	4	0	0	368	3	0		69 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	目黒	メグロ	飯塚市吉北	205-K-040	Kyu205-0060	1,241	0	1	0	348	0	1	勝負谷公民館	70 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	浜生-1	ハマオ-1	飯塚市吉北	205-K-041	205-II-012N-1	1,251	2	0	0	346	0	0		71 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	荒巻-3	アラマキ-3	飯塚市川島	205-K-044	205-I-026N-3	2,040	9	0	0	135	5	0		74 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	荒巻-2	アラマキ-2	飯塚市川島	205-K-045	205-I-026N-2	3,532	6	3	0	151	1	0		75 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	荒巻(1)-1	アラマキ(1)-1	飯塚市川島	205-K-047	205-NK-005-1	364	1	0	0	65	1	0		77 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	荒巻(1)-2	アラマキ(1)-2	飯塚市川島	205-K-048	205-NK-005-2	3,086	4	1	0	545	1	0		78 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	荒巻(1)-3	アラマキ(1)-3	飯塚市川島	205-K-049	205-NK-005-3	1,575	2	1	0	76	1	0		79 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	川島-1	カワシマ-1	飯塚市川島	205-K-050	205-II-045N-1	1,545	5	0	0	186	4	0		80 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	川島-2	カワシマ-2	飯塚市川島	205-K-051	205-II-045N-2	544	1	0	0	61	0	0		81 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	川島-3	カワシマ-3	飯塚市川島	205-K-052	205-II-045N-3	708	2	0	0	128	2	0		82 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	川島(1)	カワシマ(1)	飯塚市川島	205-K-053	205-III-003N	873	0	0	0	174	0	0		83 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	久世ヶ浦-2	クセガウラ-2	飯塚市川島	205-K-054	205-I-028A-2	1,379	4	1	0	69	0	0		84 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	久世ヶ浦-3	クセガウラ-3	飯塚市川島	205-K-055	205-I-028A-3	434	3	2	0	14	1	0		85 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	久世ヶ浦-1	クセガウラ-1	飯塚市川島	205-K-056	205-I-028A-1	4,783	63	0	0	1,621	1	0		86 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	高尾台団地-1	タカオダイダンチ-1	飯塚市高尾台	205-K-058	205-I-029N-1	1,113	5	0	0	275	4	0		88 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	高尾台団地-3	タカオダイダンチ-3	飯塚市高尾台	205-K-059	205-I-029N-3	1,396	61	0	0	211	61	0		89 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	柳町(5)	ヤナギマチ(5)	飯塚市高尾台	205-K-060	205-I-030N	3,402	1	0	0	898	1	0		90 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	柳町(4)-2	ヤナギマチ(4)-2	飯塚市高尾台	205-K-061	205-NK-001-2	781	1	0	0	197	1	0		91 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	柳町(4)-1	ヤナギマチ(4)-1	飯塚市高尾台	205-K-062	205-NK-001-1	332	1	0	0	70	1	0		92 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	柳町(6)	ヤナギマチ(6)	飯塚市高尾台	205-K-063	205-II-046N	2,350	5	0	0	668	4	0		93 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	糞子町(2)-1	スノコマチ(2)-1	飯塚市高尾台	205-K-064	205-NK-004-1	4,488	5	0	0	1,333	1	0		94 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	糞子町(2)-2	スノコマチ(2)-2	飯塚市高尾台	205-K-065	205-NK-004-2	275	6	0	0	59	1	0		95 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	糞子町(2)-3	スノコマチ(2)-3	飯塚市高尾台	205-K-066	205-NK-004-3	492	1	0	0	94	1	0		96 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	糞子町(b)	スノコマチ(b)	飯塚市高尾台	205-K-067	205-II-026N	686	2	0	0	120	2	0		97 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	糞子町(1)	スノコマチ(1)	飯塚市高尾台	205-K-068	205-NK-003	4,526	6	0	0	1,036	4	0		98 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	柳町(1)	ヤナギマチ(1)	飯塚市高尾台	205-K-069	205-I-031N	1,871	1	0	0	499	0	0		99 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	柳町(2)-2	ヤナギマチ(2)-2	飯塚市高尾台	205-K-070	205-I-032N-2	508	3	0	0	95	3	0		100 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	柳町(2)-1	ヤナギマチ(2)-1	飯塚市高尾台	205-K-071	205-I-032N-1	629	1	0	0	152	1	0		101 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	栗尾(c)	クリオ(c)	飯塚市高尾台	205-K-072	205-II-049N	993	1	0	0	167	1	0		102 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	栗尾(a)-1	クリオ(a)-1	飯塚市高尾台	205-K-073	205-II-047N-1	2,045	2	0	0	391	2	0		103 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	栗尾(a)-2	クリオ(a)-2	飯塚市高尾台	205-K-074	205-II-047N-2	1,200	2	0	0	275	0	0		104 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	栗尾(a)-3	クリオ(a)-3	飯塚市高尾台	205-K-075	205-II-047N-3	1,838	1	0	0	266	1	0		105 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	栗尾(a)-4	クリオ(a)-4	飯塚市高尾台	205-K-076	205-II-047N-4	1,133	1	0	0	293	1	0		106 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	栗尾	クリオ	飯塚市高尾台	205-K-077	205-I-033N	1,980	3	0	0	512	2	0		107 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	鯉田-1	ナメズター-1	飯塚市鯉田	205-K-079	205-I-052N-1	449	3	0	0	81	1	0		109 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	市の間(1)-3	イチノマ(1)-3	飯塚市鯉田	205-K-080	205-NK-002-3	3,997	6	0	0	1,151	0	0		110 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	市の間(1)-2	イチノマ(1)-2	飯塚市鯉田	205-K-081	205-NK-002-2	969	2	0	0	170	1	0		111 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	立岩(2)	タイワ(2)	飯塚市立岩	205-K-083	205-I-053N	6,719	50	0	0	381	50	0		113 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	久世ヶ浦(1)	クセガウラ(1)	飯塚市立岩及び川島	205-K-084	205-NK-006	1,788	1	0	0	463	1	0		114 飯塚地区
急傾斜地の崩壊	中方(2)	ナカカタ(2)	飯塚市立岩	205-K-085	205-NK-007	4,901	2	1						

急傾斜地の崩壊	滝ヶ下(2)-3	タキガシタ(2)-3	飯塚市柏の森	205-K-112	205-I-070N-3	○	1,170	0	0	0	275	0	0	142	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	滝ヶ下(2)-4	タキガシタ(2)-4	飯塚市柏の森	205-K-113	205-I-070N-4	○	601	1	0	0	115	0	0	143	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	滝ヶ下(2)-1	タキガシタ(2)-1	飯塚市柏の森	205-K-114	205-I-070N-1	○ ○	528	1	0	0	1	1	0	144	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	滝ヶ下(2)-2	タキガシタ(2)-2	飯塚市柏の森	205-K-115	205-I-070N-2	○	1,605	3	0	0	327	2	0	145	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	滝ヶ下(3)-2	タキガシタ(3)-2	飯塚市柏の森	205-K-116	205-I-072N-2	○	1,921	2	0	0	397	1	0	146	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	滝ヶ下(1)-2	タキガシタ(1)-2	飯塚市柏の森	205-K-117	205-I-073N-2	○	714	1	0	0	194	1	0	147	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	滝ヶ下(1)-1	タキガシタ(1)-1	飯塚市柏の森	205-K-118	205-I-073N-1	○	781	0	0	0	185	0	0	148	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	滝ヶ下(4)-2	タキガシタ(4)-2	飯塚市柏の森	205-K-119	205-III-004N-2	○	210	0	0	0	43	0	0	149	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	滝ヶ下(4)-1	タキガシタ(4)-1	飯塚市柏の森	205-K-120	205-III-004N-1	○ ○	3,004	2	0	0	941	1	0	150	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	三穂浦-2	ミオウラ-2	飯塚市柏の森	205-K-121	205-I-074N-2	○	1,941	0	0	0	442	0	0	151	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	三穂浦-1	ミオウラ-1	飯塚市柏の森	205-K-122	205-I-074N-1	○	3,446	1	0	0	960	0	0	152	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	大野池-1	オオノイケ-1	飯塚市柏の森及び下三穂	205-K-123	205-I-075N-1	○ ○	15,793	28	0	1	1,873	9	0	153	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	大野池-2	オオノイケ-2	飯塚市下三穂	205-K-125	205-I-075N-2	○ ○	6,692	15	0	0	1,735	9	0	155	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	桜本-1	サクラモト-1	飯塚市下三穂	205-K-126	205-I-071N-1	○ ○	5,425	34	0	0	150	4	0	156	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	桜本-2	サクラモト-2	飯塚市下三穂	205-K-127	205-I-071N-2	○ ○	870	2	0	0	104	2	0	157	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	前方(a)-1	マエカタ(a)-1	飯塚市下三穂	205-K-129	205-II-072N-1	○ ○	837	2	0	0	157	2	0	159	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	前方(a)-2	マエカタ(a)-2	飯塚市下三穂	205-K-130	205-II-072N-2	○ ○	175	1	0	0	16	1	0	160	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	前方(a)-3	マエカタ(a)-3	飯塚市下三穂	205-K-131	205-II-072N-3	○ ○	1,195	7	0	0	212	2	0	161	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	大野池(2)-2	オオノイケ(2)-2	飯塚市下三穂及び柏の森	205-K-132	205-NK-009-2	○ ○	1,713	2	0	0	506	2	0	162	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	大野池(2)-1	オオノイケ(2)-1	飯塚市下三穂及び柏の森	205-K-133	205-NK-009-1	○ ○	2,973	9	0	0	1,000	6	0	163	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	大野池(3)-3	オオノイケ(3)-3	飯塚市下三穂	205-K-136	205-NK-010-3	○ ○	852	2	0	0	174	0	0	166	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	三穂浦(2)-3	ミオウラ(2)-3	飯塚市下三穂	205-K-137	205-I-076A-3	○ ○	443	2	0	0	86	1	0	167	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	三穂浦(2)-2	ミオウラ(2)-2	飯塚市下三穂	205-K-138	205-I-076A-2	○ ○	2,276	3	0	0	689	1	0	168	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	三穂浦(2)-1	ミオウラ(2)-1	飯塚市下三穂	205-K-139	205-I-076A-1	○ ○	332	1	0	0	64	0	0	169	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	山内(1)-2	サンナイ(1)-2	飯塚市下三穂	205-K-140	205-I-077A-2	○ ○	4,442	13	0	0	154	0	0	170	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	山内(1)-1	サンナイ(1)-1	飯塚市下三穂	205-K-141	205-I-077A-1	○	2,202	0	0	2	54	0	0	171	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	山内(2)-2	サンナイ(2)-2	飯塚市下三穂	205-K-142	205-I-078A-2	○	6,248	11	8	2	1,647	0	0	172	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	山内(2)-1	サンナイ(2)-1	飯塚市下三穂	205-K-143	205-I-078A-1	○ ○	5,597	13	0	2	311	9	0	173	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	前方(b)-2	マエカタ(b)-2	飯塚市下三穂	205-K-144	205-II-086N-2	○ ○	3,405	6	0	0	775	3	0	174	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	前方(b)-1	マエカタ(b)-1	飯塚市下三穂	205-K-146	205-II-086N-1	○ ○	412	2	0	0	27	1	0	176	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	金池-1	カナイケ-1	飯塚市下三穂	205-K-147	205-I-084N-1	○ ○	2,433	5	0	0	20	0	0	177	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	金池-2	カナイケ-2	飯塚市下三穂	205-K-148	205-I-084N-2	○ ○	1,271	0	0	0	326	0	0	178	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	金池-3	カナイケ-3	飯塚市下三穂	205-K-149	205-I-084N-3	○ ○	1,815	4	0	0	621	3	0	179	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	金池(2)	カナイケ(2)	飯塚市下三穂	205-K-150	205-NK-011-2	○	1,519	0	0	1	436	0	1	180	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	前方(c)	マエカタ(c)	飯塚市下三穂	205-K-151	205-NK-011-1	○ ○	3,585	4	0	1	227	1	0	181	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	上三穂第三(1)-1	カミノオダイサン(1)-1	飯塚市上三穂	205-K-152	205-I-085A	○ ○	6,339	6	0	0	300	2	0	182	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	上三穂第三(1)-2	カミノオダイサン(1)-2	飯塚市上三穂	205-K-153	205-I-086N-1	○ ○	1,306	1	0	0	400	1	0	183	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	上三穂第三(2)-1	カミノオダイサン(2)-1	飯塚市上三穂	205-K-154	205-I-086N-2	○ ○	2,905	4	0	0	813	4	0	184	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	上三穂第三(2)-2	カミノオダイサン(2)-2	飯塚市上三穂	205-K-155	205-I-088A	○ ○	1,913	5	0	0	712	4	0	185	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	上三穂第三(3)-1	カミノオダイサン(3)-1	飯塚市上三穂	205-K-156	205-I-087N-2	○ ○	336	1	0	0	41	0	0	186	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	上三穂第三(3)-2	カミノオダイサン(3)-2	飯塚市上三穂	205-K-157	205-I-087N-1	○ ○	4,969	3	0	0	1,636	1	0	187	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	上三穂第二-2	カミノオダイニ-2	飯塚市上三穂	205-K-158	205-II-087N-2	○ ○	560	1	0	0	131	0	0	188	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	上三穂第二-1	カミノオダイニ-1	飯塚市上三穂	205-K-159	205-II-087N-1	○ ○	1,570	2	0	0	180	1	0	189	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	坂出-1	サイカイ-1	飯塚市菟田	205-K-160	205-I-083N-1	○ ○	299	1	0	0	67	1	0	190	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	坂出-2	サイカイ-2	飯塚市菟田	205-K-161	205-I-083N-2	○ ○	273	2	0	0	57	2	0	191	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	坂出-3	サイカイ-3	飯塚市菟田	205-K-162	205-I-083N-3	○ ○	606	3	0	0	129	2	0	192	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	坂出-4	サイカイ-4	飯塚市菟田	205-K-163	205-I-083N-4	○ ○	1,810	2	2	0	604	1	0	193	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	小塚-1	コツツミ-1	飯塚市菟田	205-K-164	205-I-082N-1	○ ○	3,649	12	0	0	460	4	0	194	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	小塚-2	コツツミ-2	飯塚市菟田	205-K-165	205-I-082N-2	○ ○	461	2	0	0	85	1	0	195	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	西徳前(2)	ニシトクゼン(2)	飯塚市西徳前	205-K-166	205-I-067N	○ ○	1,796	5	0	0	323	5	0	196	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	西徳前(1)	ニシトクゼン(1)	飯塚市西徳前	205-K-167	205-I-066A	○ ○	373	3	0	0	89	3	0	197	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	西町(2)-2	ニシマチ(2)-2	飯塚市西町	205-K-168	205-I-068N-2	○ ○	1,115	2	0	0	220	1	0	198	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	西町(2)-1	ニシマチ(2)-1	飯塚市西町	205-K-169	205-I-068N-1	○ ○	1,999	3	0	0	410	3	0	199	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	宮町(1)	ミヤマチ(1)	飯塚市西町及び宮町	205-K-170	205-I-069N	○ ○	7,181	31	0	0	1,429	14	0	200	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	宮町(2)	ミヤマチ(2)	飯塚市宮町	205-K-171	205-II-070N	○ ○	3,294	5	0	0	986	3	0	201	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	片島(1)-2	カタシマ(1)-2	飯塚市片島1丁目	205-K-174	205-I-043N-2	○ ○	301	2	0	0	31	1	0	204	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	片島(1)-1	カタシマ(1)-1	飯塚市片島1丁目	205-K-175	205-I-043N-1	○ ○	754	4	0	0	105	2	0	205	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	片島(3)-2	カタシマ(3)-2	飯塚市片島3丁目	205-K-176	205-I-042N-2	○ ○	3,675	9	0	1	557	7	0	206	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	片島(3)-1	カタシマ(3)-1	飯塚市片島3丁目	205-K-177	205-I-042N-1	○ ○	1,317	2	0	1	246	1	1	207	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	東川津-2	ヒガシカワツ-2	飯塚市川津	205-K-179	205-I-041N-2	○ ○	1,402	2	0	0	241	1	0	209	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	西川津	ニシカワツ	飯塚市川津	205-K-180	205-II-057N	○ ○	1,283	1	0	0	353	1	0	210	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	西川津(1)	ニシカワツ(1)	飯塚市川津	205-K-181	205-I-040N	○ ○	533	0	0	0	85	0	0	211	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	西川津(2)-2	ニシカワツ(2)-2	飯塚市川津	205-K-183	205-I-039N-2	○ ○	1,370	3	0	0	399	2	0	213	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	東横田	ヒガシヨコタ	飯塚市横田	205-K-184	205-I-065N	○ ○	1,417	4	0	0	427	0	0	214	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	南横田-1	ミナミヨコタ-1	飯塚市横田	205-K-185	205-I-064N-1	○ ○	1,702	3	0	1	385	2	1	215	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	南横田-2	ミナミヨコタ-2	飯塚市横田	205-K-186	205-I-064N-2	○ ○	89	0	0	1	15	0	1	216	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	花瀬団地	ハナセダンチ	飯塚市花瀬及び横田	205-K-187	205-I-063A	○ ○	223	0	0	0	40	0	0	217	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	宝満宮-4	ホウマングウ-4	飯塚市花瀬	205-K-189	205-I-036N-4	○ ○	464	1	0	0	63	1	0	219	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	宝満宮-2	ホウマングウ-2	飯塚市花瀬	205-K-190	205-I-036N-2	○ ○	1,730	3	0	0	464	2	0	220	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	花瀬	ハナセ	飯塚市花瀬	205-K-191	205-NK-091	○ ○	2,136	1	0	0	759	0	0	221	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	宝満宮-1	ホウマングウ-1	飯塚市花瀬	205-K-192	205-I-036N-1	○ ○	2,187	1	0	0	607	1	0	222	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	淵野下	ウルノシタ	飯塚市淵野	205-K-193	205-I-062A	○ ○	1,685	3	0	0	300	3	0	223	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	淵野上-1	ウルノウエ-1	飯塚市淵野	205-K-194	205-I-061N-1	○ ○	527	1	0	0	46	1	0	224	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	淵野上-2	ウルノウエ-2	飯塚市大日寺及び淵野	205-K-195	205-I-061N-2	○ ○	802	2	0	0	163	2	0	225	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	大日寺(a)-2	ダイニチジ(a)-2	飯塚市大日寺	205-K-196	205-II-068N-2	○ ○	1,556	1	0	0	535	1	0	226	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	大日寺(a)-1	ダイニチジ(a)-1	飯塚市大日寺	205-K-197	205-II-068N-1	○ ○	2,766	2	0	0	955	2	0	227	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	大日寺-2	ダイニチジ-2	飯塚市大日寺	205-K-198	205-I-058N-2	○ ○	1,686	5	0	0	747	5	0	228	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	大日寺-1	ダイニチジ-1	飯塚市大日寺	205-K-199	205-I-058N-1	○ ○	1,573	5	0	0	547	5	0	229	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	大日寺(b)-2	ダイニチジ(b)-2	飯塚市大日寺	205-K-200	205-II-069N-2	○ ○	1,004	1	0	0	331	1	0	230	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	大日寺(b)-1	ダイニチジ(b)-1	飯塚市大日寺	205-K-201	205-II-069N-1	○ ○	1,792	1	0	0	619	0	0	231	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	宮裏	ミヤウラ	飯塚市大日寺	205-K-202	205-I-060N	○ ○	2,901	3	0	0	672	3	0	232	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	屋敷-4	ヤシキ-4	飯塚市大日寺	205-K-203	205-I-059N-4	○ ○	3,802	5	0	0	1,031	5	0	233	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	屋敷-3-1	ヤシキ-3-1	飯塚市大日寺	205-K-204	205-I-059N-3	○ ○	5,728	6	0	0	2,204	2	0	234	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	屋敷-2	ヤシキ-2	飯塚市大日寺	205-K-205											

急傾斜地の崩壊	八木山-3	ヤキヤマ-3	飯塚市八木山	205-K-227	Kyu205-0129	○	○	11,758	1	0	0	0	4,836	0	0	257	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	五反田-1	ゴタンダー-1	飯塚市八木山	205-K-228	205-II-050N-1	○	○	674	1	0	0	0	186	1	0	258	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	五反田-2	ゴタンダー-2	飯塚市八木山	205-K-229	205-II-050N-2	○	○	778	2	1	0	0	169	1	0	259	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	久保尾(1)-1	クボオ(1)-1	飯塚市八木山	205-K-230	205-I-057N-1	○	○	1,889	1	0	0	0	703	1	0	260	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	久保尾(1)-3	クボオ(1)-3	飯塚市八木山	205-K-232	205-I-057N-3	○	○	955	2	0	0	0	132	2	0	262	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	久保尾-1-1	クボオ-1-1	飯塚市八木山	205-K-233	205-II-051N-1	○	○	6,661	2	0	0	0	2,135	1	0	263	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	久保尾-1-2	クボオ-1-2	飯塚市八木山	205-K-234	205-II-051N-2	○	○	1,928	0	0	0	0	533	0	0	264	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	久保尾(2)	クボオ(2)	飯塚市八木山	205-K-235	205-I-034N	○	○	24,621	4	0	1	0	9,135	2	0	265	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	久保尾(a)-1	クボオ(a)-1	飯塚市八木山	205-K-236	205-II-052N-1	○	○	284	1	0	0	0	69	0	0	266	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	久保尾(a)-2	クボオ(a)-2	飯塚市八木山	205-K-237	205-II-052N-2	○	○	2,460	2	1	0	0	1,287	2	0	267	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	久保尾(b)-1	クボオ(b)-1	飯塚市八木山	205-K-238	205-II-062N-1	○	○	3,374	1	0	0	0	1,581	1	0	268	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	久保尾(b)-2	クボオ(b)-2	飯塚市八木山	205-K-239	205-II-062N-2	○	○	4,072	1	1	0	0	1,176	0	0	269	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	久保尾-1	クボオ-1	飯塚市八木山	205-K-240	205-II-063N	○	○	3,757	3	0	0	0	1,140	3	0	270	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	久保尾(c)	クボオ(c)	飯塚市八木山	205-K-241	205-II-064N	○	○	554	1	0	0	0	113	1	0	271	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	池尻(b)-1	イケジリ(b)-1	飯塚市蓮台寺	205-K-242	205-II-053N-1	○	○	2,840	0	0	0	0	1,006	0	0	272	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	池尻(b)-2	イケジリ(b)-2	飯塚市蓮台寺	205-K-243	205-II-053N-2	○	○	4,862	1	0	0	0	1,895	1	0	273	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	内浦(b)	ウチウラ(b)	飯塚市蓮花寺	205-K-244	205-II-027N	○	○	7,297	2	0	0	0	4,430	2	0	274	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	内浦(a)	ウチウラ(a)	飯塚市蓮花寺	205-K-245	205-II-028N	○	○	9,785	1	0	0	0	6,077	1	0	275	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	本村(b)	ホンムラ(b)	飯塚市蓮花寺	205-K-246	205-II-029N	○	○	1,265	0	0	0	0	320	0	0	276	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	蓮花寺	ケンゲイジ	飯塚市蓮花寺	205-K-247	205-II-031N	○	○	2,054	3	0	0	0	200	2	0	277	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	古野	フノ	飯塚市蓮花寺	205-K-248	205-I-019N	○	○	6,212	6	0	0	0	1,660	2	0	278	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	イリウ-4	イリウ-4	飯塚市伊川	205-K-249	205-I-035N-4	○	○	7,116	10	0	0	0	805	3	0	279	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	イリウ-2	イリウ-2	飯塚市伊川	205-K-251	205-I-035N-2	○	○	3,686	9	1	0	0	268	1	0	281	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	イリウ-1	イリウ-1	飯塚市伊川	205-K-252	205-I-035N-1	○	○	1,047	2	0	0	0	69	2	0	282	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	乙丸(b)	オトマル(b)	飯塚市伊川	205-K-253	205-II-040N	○	○	1,681	2	0	1	0	180	1	1	283	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	伊川-1	イカワ-1	飯塚市伊川	205-K-254	205-NK-082	○	○	615	1	0	0	0	145	1	0	284	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	乙丸	オトマル	飯塚市伊川	205-K-255	205-I-020N	○	○	7,906	8	0	1	0	2,351	4	1	285	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	乙丸(e)-2	オトマル(e)-2	飯塚市伊川	205-K-256	205-II-038N-2	○	○	2,038	5	1	0	0	337	3	0	286	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	乙丸(e)-1	オトマル(e)-1	飯塚市伊川	205-K-257	205-II-038N-1	○	○	5,040	3	0	0	0	1,791	0	0	287	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	乙丸(d)	オトマル(d)	飯塚市伊川	205-K-258	205-II-037N	○	○	2,832	2	0	0	0	666	2	0	288	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	伊川	イカワ	飯塚市伊川	205-K-259	205-III-002N	○	○	7,341	0	0	0	0	3,044	0	0	289	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	新相田(2)-1	シニアイダ(2)-1	飯塚市相田	205-K-261	205-I-021N-1	○	○	1,678	4	0	0	0	353	4	0	291	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	新相田(1)	シニアイダ(1)	飯塚市相田	205-K-262	205-I-022N	○	○	3,322	3	0	0	0	1,073	0	0	292	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	東相田(2)	ヒガシアイダ(2)	飯塚市相田	205-K-263	205-I-010N	○	○	1,242	3	0	0	0	173	1	0	293	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	東相田(b)	ヒガシアイダ(b)	飯塚市相田	205-K-264	205-II-020N	○	○	685	1	0	0	0	74	0	0	294	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	相田-1	アイダー-1	飯塚市相田	205-K-265	205-II-019N	○	○	1,358	1	0	0	0	267	1	0	295	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	東相田(a)	ヒガシアイダ(a)	飯塚市相田	205-K-266	205-II-018N	○	○	2,350	1	0	0	0	656	0	0	296	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	西相田	ニシアイダ	飯塚市相田	205-K-267	205-I-009A	○	○	2,072	7	0	0	0	699	6	0	297	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	西相田-1	ニシアイダ-1	飯塚市相田	205-K-268	205-II-017N-1	○	○	1,961	1	0	0	0	563	1	0	298	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	西相田-2	ニシアイダ-2	飯塚市相田	205-K-269	205-II-017N-2	○	○	1,647	1	1	0	0	344	1	0	299	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	上相田(a)	カミアイダ(a)	飯塚市相田	205-K-270	205-II-016A	○	○	1,569	1	0	0	0	287	1	0	300	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	相田-3	アイダー-3	飯塚市相田	205-K-271	205-NK-067	○	○	841	1	0	0	0	166	1	0	301	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	上相田	カミアイダ	飯塚市相田	205-K-272	205-I-008N	○	○	583	1	0	0	0	111	0	0	302	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	相田-2	アイダー-2	飯塚市相田	205-K-273	205-III-001N	○	○	2,109	0	0	0	0	764	0	0	303	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	上相田(e)-2	カミアイダ(e)-2	飯塚市相田	205-K-274	205-II-015N-2	○	○	733	2	1	0	0	141	1	0	304	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	上相田(e)-1	カミアイダ(e)-1	飯塚市相田	205-K-275	205-II-015N-1	○	○	1,647	1	0	0	0	533	1	0	305	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	上相田(d)	カミアイダ(d)	飯塚市相田	205-K-276	205-II-005N	○	○	2,132	2	0	0	0	475	2	0	306	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	上相田(c)	カミアイダ(c)	飯塚市相田	205-K-277	205-II-003N	○	○	2,158	2	0	0	0	768	2	0	307	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	上相田(b)	カミアイダ(b)	飯塚市相田	205-K-278	205-II-004N	○	○	16,056	3	0	0	0	8,087	2	0	308	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	相田-4	アイダー-4	飯塚市相田	205-K-279	Kyu205-0003	○	○	7,597	3	0	0	0	3,033	3	0	309	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	相田-5	アイダー-5	飯塚市相田及び住司	205-K-280	205-NK-076	○	○	3,497	3	0	1	0	945	0	0	310	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	庄司(a)-1	ショウシ(a)-1	飯塚市庄司	205-K-281	205-II-001N-1	○	○	28,946	3	0	0	0	18,270	2	0	311	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	庄司(a)-2	ショウシ(a)-2	飯塚市庄司	205-K-282	205-II-001N-2	○	○	6,527	4	2	0	0	2,189	2	0	312	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	庄司(a)-3	ショウシ(a)-3	飯塚市庄司	205-K-283	205-II-001N-3	○	○	10,278	2	2	0	0	4,283	1	0	313	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	庄司(b)	ショウシ(b)	飯塚市庄司	205-K-284	205-II-002N	○	○	2,910	1	0	0	0	932	1	0	314	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	庄司(1)-2	ショウシ(1)-2	飯塚市庄司	205-K-286	205-I-001A-2	○	○	3,337	0	0	1	1	1,269	0	0	316	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	庄司-2	ショウシ-2	飯塚市庄司	205-K-287	205-NK-026	○	○	2,296	0	0	2	1	510	0	1	317	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	庄司-3	ショウシ-3	飯塚市庄司	205-K-288	205-NK-027	○	○	2,006	1	0	1	1	319	0	1	318	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	庄司-4	ショウシ-4	飯塚市庄司	205-K-289	205-NK-028	○	○	1,678	0	0	0	0	454	0	0	319	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	庄司-1	ショウシ-1	飯塚市庄司	205-K-290	205-II-010N	○	○	12,194	1	0	0	0	6,235	0	0	320	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	庄司(2)-1	ショウシ(2)-1	飯塚市庄司	205-K-291	205-II-002N-1	○	○	6,589	4	0	0	0	1,709	4	0	321	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	麓口(c)-1	ワングチ(c)-1	飯塚市庄司	205-K-293	205-II-009N-1	○	○	2,819	1	0	0	0	858	0	0	323	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	麓口(c)-2	ワングチ(c)-2	飯塚市庄司	205-K-294	205-II-009N-2	○	○	2,472	2	1	0	0	665	2	0	324	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	麓口(a)	ワングチ(a)	飯塚市庄司	205-K-295	205-II-007N,205-II-008N	○	○	4,740	2	0	0	0	1,506	2	0	325	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	庄司-9-2	ショウシ-9-2	飯塚市庄司	205-K-296	205-NK-115-2	○	○	357	0	0	1	1	16	0	1	326	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	和田(1)-1	ワダ(1)-1	飯塚市庄司	205-K-298	205-I-012N-1	○	○	2,509	3	0	0	0	681	2	0	328	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	和田(1)-2	ワダ(1)-2	飯塚市庄司	205-K-299	205-I-012N-2	○	○	2,179	0	0	0	0	493	0	0	329	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	和田(2)	ワダ(2)	飯塚市庄司	205-K-300	205-I-013A	○	○	18,831	22	0	0	0	6,157	7	0	330	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	庄司-8	ショウシ-8	飯塚市庄司	205-K-301	205-NK-039	○	○	4,148	3	0	0	0	1,206	2	0	331	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	庄司-7	ショウシ-7	飯塚市庄司	205-K-302	205-NK-038	○	○	836	12	0	0	0	145	4	0	332	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	庄司-5	ショウシ-5	飯塚市庄司	205-K-303	205-NK-036	○	○	1,065	3	0	0	0	258	1	0	333	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	庄司-6	ショウシ-6	飯塚市庄司	205-K-304	205-NK-037	○	○	3,970	10	0	0	0	945	8	0	334	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	西町(1)-1	ニシマチ(1)-1	飯塚市中	205-K-305	205-I-014N-1	○	○	844	2	0	0	0	194	0	0	335	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	西町(1)-2	ニシマチ(1)-2	飯塚市中	205-K-306	205-I-014N-2	○	○	836	4	0	0	0	228	3	0	336	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	野添(2)-1	ノゾエ(2)-1	飯塚市幸袋	205-K-310	205-I-024N-1	○	○	1,254	32	0	0	0	248	4	0	340	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	野添(2)-2	ノゾエ(2)-2	飯塚市幸袋	205-K-311	205-I-024N-2	○	○	693	4	0	0	0	111	1	0	341	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	幸袋西町-1	コウブクロニシマチ-1	飯塚市幸袋	205-K-312	205-I-023N-1	○	○	629	4	0	0	0	160	3	0	342	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	幸袋西町-2	コウブクロニシマチ-2	飯塚市幸袋	205-K-313	205-I-023N-2	○	○	998	5	1	0	0	142	3	0	343	飯塚地区
急傾斜地の崩壊	幸袋-1-2	コウブクロ-1-2	飯塚市幸袋	205-K-314	Kyu205-0077-2	○	○	1,065	2								

急傾斜地の崩壊	庄司(1)-1	ショウシ(1)-1	飯塚市庄司	205-K-285	205-I-001A-1	2,864	0	1	0	社会福祉法人穂波学園	-	-	315	穂波地区		
急傾斜地の崩壊	庄司(2)-2	ショウシ(2)-2	飯塚市庄司	205-K-292	205-I-002N-2	638	1	1	0		-	-	322	穂波地区		
急傾斜地の崩壊	庄司 9-1	ショウシ-9-1	飯塚市庄司	205-K-297	205-NK-115-1	2,014	0	1	0	軽費老人ホームいずみ苑	-	-	327	穂波地区		
急傾斜地の崩壊	野添-3	ノゾエ-3	飯塚市傘袋	205-K-307	205-I-015N-3	1,455	6	1	0		-	-	337	穂波地区		
急傾斜地の崩壊	野添-1	ノゾエ-1	飯塚市傘袋	205-K-308	205-I-015N-1	3,261	11	0	0		-	-	338	穂波地区		
急傾斜地の崩壊	野添-2	ノゾエ-2	飯塚市傘袋	205-K-309	205-I-015N-2	3,898	15	1	0		-	-	339	穂波地区		
急傾斜地の崩壊	枝園三区	エダグニ	飯塚市枝園	426-K-001	426-I-001N	2,477	11	0	0		481	1	0	穂波地区		
急傾斜地の崩壊	忠隈(3)	タクマ	飯塚市忠隈、豊田	426-K-003	426-I-012N	2,120	3	1	0	◎フジのやわらか穂波児童	466	2	0	16	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	忠隈(A)	タクマ	飯塚市忠隈	426-K-004	426-I-011A	130	1	0	0		28	1	0	17	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	忠隈(B)	タクマ	飯塚市忠隈	426-K-005	426-I-010N	1,070	2	1	0	◎常葉保育園	236	0	0	18	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	忠隈(A)	チュウエイ	飯塚市忠隈	426-K-006	426-I-009A	510	4	0	0		97	1	0	19	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	忠隈(1)	タクマ	飯塚市忠隈、南尾	426-K-007	426-I-004N、 426-I-005N、 426-I-006N	36,554	23	0	0	①穂波中学校	9,185	1	0	20	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	忠隈(B)	タクマ	飯塚市南尾	426-K-009	426-II-005A	610	1	0	0		156	1	0	22	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	南尾-1	ミナミオ	飯塚市南尾、平恒	426-K-010	426-II-006N	3,921	2	0	0		1,233	1	0	23	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	平恒(d)	ヒラツネ	飯塚市平恒	426-K-011	426-II-007N	9,183	5	0	0		3,399	3	0	24	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	平恒(A)	ヒラツネ	飯塚市平恒	426-K-012	426-I-029A	3,824	16	0	0		917	12	0	25	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	平恒(B)-2	ヒラツネ	飯塚市平恒	426-K-013	426-I-030A-2	7,758	11	11	0		2,724	1	0	26	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	平恒(B)-1	ヒラツネ	飯塚市平恒	426-K-014	426-I-030A-1	4,348	13	0	0		879	5	0	27	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	平恒(c)	ヒラツネ	飯塚市平恒	426-K-015	426-II-019N	2,781	3	0	0		988	3	0	28	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	平恒(2)	ヒラツネ	飯塚市平恒	426-K-016	426-I-031N	3,499	4	0	0		1,214	3	0	29	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	平恒(飯塚工業団地)-2	ヒラツネ	飯塚市平恒	426-K-017	426-II-021N	850	2	2	0		246	1	0	30	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	平恒(飯塚工業団地)	ヒラツネ	飯塚市平恒	426-K-018	426-II-020A	10,092	12	1	0		2,589	2	0	31	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	平恒(飯塚工業団地)-3	ヒラツネ	飯塚市平恒	426-K-019	426-II-022N、II-023N	28,147	3	0	0		4,330	2	0	32	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	平恒(6)-1	ヒラツネ	飯塚市平恒	426-K-020	426-I-039N-1	6,136	2	0	0		2,248	1	0	33	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	平恒(6)-2	ヒラツネ	飯塚市平恒	426-K-021	426-I-039N-2	3,352	3	1	0	②山淵集会所	844	2	0	34	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	平恒(5)	ヒラツネ	飯塚市平恒	426-K-022	426-I-038A	1,717	2	2	0		229	0	0	35	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	平恒(3)	ヒラツネ	飯塚市平恒	426-K-025	426-I-027N	4,439	6	0	0		1,412	2	0	38	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	平恒原口-2	ヒラツネハラグチ	飯塚市平恒	426-K-026	426-I-026N-2	912	7	0	0		279	4	0	39	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	平恒原口-1	ヒラツネハラグチ	飯塚市平恒	426-K-027	426-I-026N-1	2,751	6	3	0		923	4	0	40	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	平恒(b)	ヒラツネ	飯塚市平恒	426-K-028	426-I-025N	8,408	7	0	0	②平恒原口集会所	2,978	3	1	②平恒原口集会所	41	穂波地区
急傾斜地の崩壊	平恒(a)	ヒラツネ	飯塚市平恒	426-K-029	426-II-018N	1,825	1	0	0		683	1	0	42	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	大階-1	タイジン	飯塚市平恒	426-K-030	426-II-017N	406	1	1	0		71	1	0	43	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	大階-2	タイジン	飯塚市平恒、薬市	426-K-031	426-I-023N、I-024N	11,399	32	2	1	②薬市東区第2集会所	3,628	22	0	44	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	薬市	ライチ	飯塚市薬市	426-K-032	426-II-016N	4,576	3	0	0		1,289	1	0	45	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	大階(1)	タイジン	飯塚市薬市	426-K-033	426-I-022N	2,881	6	0	0		552	5	0	46	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	薬市-2	ライチ	飯塚市薬市、天道	426-K-034	426-NK-001	38,578	36	0	0		16,548	4	0	47	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	天道	テントウ	飯塚市天道、薬市	426-K-035	426-I-021N	36,213	25	0	0	▲JR天道駅	18,185	8	0	48	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	天道-1	テントウ	飯塚市天道	426-K-036	426-II-028N	26,124	12	1	1	▲天道ポンプ場	12,921	1	0	▲天道ポンプ場	49	穂波地区
急傾斜地の崩壊	天道-2	テントウ	飯塚市天道	426-K-037	426-NK-002	4,827	9	0	0		1,833	0	0	50	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	太郎丸一区(b)	タロウマルイク	飯塚市太郎丸	426-K-039	426-II-014N	2,197	1	0	0		910	0	0	52	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	太郎丸一区(a)	タロウマルイク	飯塚市太郎丸	426-K-040	426-II-015N	4,204	4	0	0		1,739	2	0	53	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	椋本	ムクモト	飯塚市椋本	426-K-041	426-II-012N	441	0	0	0		62	0	0	54	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	高田(5)-1	タカタ	飯塚市高田	426-K-042	426-I-035N-1	2,135	0	0	0		541	0	0	55	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	高田(5)-2	タカタ	飯塚市高田	426-K-043	426-I-035N-2	4,266	0	1	0	◎天寿園	1,161	0	1	◎天寿園	56	穂波地区
急傾斜地の崩壊	高田(4)-1	タカタ	飯塚市高田	426-K-044	426-I-032N-1	18,061	4	0	0		9,117	0	0	57	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	高田(4)-2	タカタ	飯塚市高田	426-K-045	426-I-032N-2	11,013	7	0	0		3,869	4	0	58	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	高田(1)	タカタ	飯塚市高田	426-K-046	426-I-033N	5,484	4	0	0		2,196	3	0	59	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	高田(b)	タカタ	飯塚市高田	426-K-047	426-II-025N	19,240	8	4	0		7,557	3	0	60	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	高田(a)	タカタ	飯塚市高田	426-K-048	426-II-024N	5,534	4	0	0		2,218	3	0	61	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	高田(d)	タカタ	飯塚市高田	426-K-049	426-II-026N	5,165	1	0	0		758	1	0	62	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	高田(c)	タカタ	飯塚市高田	426-K-050	426-II-027N	5,361	2	0	0		1,334	2	0	63	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	高田(2)	タカタ	飯塚市高田	426-K-051	426-I-034N	2,768	2	0	0		640	2	0	64	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	高田(3)	タカタ	飯塚市高田	426-K-052	426-I-015A	5,561	0	1	0	①高田小学校	1,877	0	1	①高田小学校	65	穂波地区
急傾斜地の崩壊	本谷(b)	ホンタニ	飯塚市舍利蔵	426-K-053	426-II-008N	7,032	1	1	0		3,098	1	0	66	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	本谷(2)	ホンタニ	飯塚市舍利蔵	426-K-054	426-I-013N	6,382	3	2	1		2,801	2	0	67	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	本谷(1)-1	ホンタニ	飯塚市舍利蔵	426-K-055	426-I-014N-1	21,893	2	2	1	①本谷公民館	9,533	0	1	②本谷公民館	68	穂波地区
急傾斜地の崩壊	本谷(1)-2	ホンタニ	飯塚市舍利蔵	426-K-056	426-I-014N-2	11,454	6	5	0		3,749	1	0	69	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	本谷(a)	ホンタニ	飯塚市舍利蔵	426-K-057	426-II-009N	4,913	2	2	0		1,396	1	0	70	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	舍利蔵-1	シャリクラ	飯塚市舍利蔵	426-K-058	426-II-002N	7,372	1	1	0		2,534	0	0	71	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	津原	ツワラ	飯塚市津原	426-K-059	426-I-016N、II-010N	9,850	5	0	0	②津原公民館	3,194	2	1	②津原公民館	72	穂波地区
急傾斜地の崩壊	津原-2	ツワラ	飯塚市津原	426-K-061	426-I-017N	3,782	4	0	0		168	1	0	74	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	安恒(2)	ヤスツネ	飯塚市安恒	426-K-062	426-I-018N、I-019N	20,703	13	0	2	②安恒公民館 ▲安恒消防詰所	5,180	6	0	75	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	安恒(a)	ヤスツネ	飯塚市安恒	426-K-063	426-II-013N	1,175	2	0	0		254	1	0	76	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	弁分	ベンブン	飯塚市椿、弁分	426-K-065	426-I-002N	4,796	47	0	0		474	0	0	78	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	秋松	アキマツ	飯塚市小正、秋松	426-K-002	426-II-001A	1,112	1	0	0		0	0	0	15	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	南尾	ミナミオ	飯塚市南尾	426-K-008	426-I-006N	1,695	15	0	0		0	0	0	21	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	平恒(4)	ヒラツネ	飯塚市平恒	426-K-023	426-I-037N	159	1	1	0		0	0	0	36	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	平恒(1)	ヒラツネ	飯塚市平恒	426-K-024	426-III-003N	1,175	1	1	0		0	0	0	37	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	太郎丸	タロウマル	飯塚市太郎丸	426-K-038	426-I-020N	3,727	7	0	0		0	0	0	51	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	津原-3	ツワラ	飯塚市津原	426-K-060	426-II-011N	7,629	6	0	0		0	0	0	73	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	椿	ツバキ	飯塚市椿	426-K-064	426-I-003A	1,793	0	1	0	①穂波西中学校	0	0	0	77	穂波地区	
急傾斜地の崩壊	湯ノ浦	ユノウラ	飯塚市阿恵	425-K-001	425-II-007N	6,376	1	0	0		4,198	1	0	54	筑穂地区	
急傾斜地の崩壊	横山	ヨコヤマ	飯塚市内野	425-K-002	425-I-016N	28,762	8	0	0		13,248	4	0	55	筑穂地区	
急傾斜地の崩壊	原田	ハラダ	飯塚市内野	425-K-003	425-I-017N	21,926	8	0	0		9,109	8	0	56	筑穂地区	
急傾斜地の崩壊	見定	ケンジヨウ	飯塚市内野	425-K-004	425-I-019N	3,701	0	1	0		1,415	0	1	57	筑穂地区	
急傾斜地の崩壊	大石(a)	オオイシ(a)	飯塚市内野	425-K-006	425-II-010N	6,556	1	0	0		2,320	1	0	58	筑穂地区	
急傾斜地の崩壊	大石(b)-1	オオイシ(b)-1	飯塚市内野	425-K-007	425-II-011N-1	3,974	2	0	0		2,119	1	0	59	筑穂地区	
急傾斜地の崩壊	大石(b)-2	オオイシ(b)-2	飯塚市内野	425-K-008	425-II-011N-2	12,587	3	1	0		6,225	3	0	60	筑穂地区	
急傾斜地の崩壊	内住-1	ナジメ-1	飯塚市内住	425-K-009	425-NK-001-1	21,559	0	0	0		8,433	0	0	96	筑穂地区	
急傾斜地の崩壊	内住-2	ナジメ-2	飯塚市内住	425-K-010	425-NK-001-2	2,477	0	0	0		673	0	0	97	筑穂地区	
急傾斜地の崩壊	内住-3	ナジメ-3	飯塚市内住	425-K-011	425-NK-001-3	7,344	0	0	0		2,131	0	0	98	筑穂地区	
急傾斜地の崩壊	内住-4	ナジメ-4	飯塚市内住	425-K-012	425-NK-001-4	358	0	0	0		65	0	0	99	筑穂地区	
急傾斜地の崩壊	内住-5	ナジメ-5	飯塚市内住	425-K-013	425-NK-001-5	1,412	0	0	0		415	0	0	100	筑穂地区	
急傾斜地の崩壊	内住-6	ナジメ-6	飯塚市内住	425-K-014	425-NK-001-6	416	0	0	0		94	0	0	101	筑穂地区	
急傾斜地の崩壊	内住-1 0	ナジメ-1 0	飯塚市内住	425-K-015	425-NK-003	56,794	2	0	0		26,425	0	1	久保山公民館	102	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	内住-1 3	ナジメ-1 3	飯塚市内住	425-K-016	425-NK-005	18,239	4	4	0		6,763	0	0	103	筑穂地区	
急傾斜地の崩壊	久保山	クボヤマ	飯塚市内住	425-K-017	425-I-001N	26,245	9	0	0		13,866	3	0	104	筑穂地区	
急傾斜地の崩壊	内住-1 1	ナジメ-1 1	飯塚市内住	425-K-018	425-NK-004-1	2,574	0	1	0							

急傾斜地の崩壊	大分-6	イイ-6	飯塚市大分	425-K-037	425-NK-010-2	○	2,030	0	0	0	0	787	0	0	124	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	大分-5	イイ-5	飯塚市大分	425-K-038	425-NK-010-1	○	6,356	11	0	0	0	2,091	3	0	125	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	大分-7	イイ-7	飯塚市大分	425-K-039	425-NK-011	○	1,567	3	0	0	0	515	2	0	126	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	ソバ(1)-1	ソバ(1)-1	飯塚市大分	425-K-040	425-I-005N-1	○	2,585	2	0	0	0	948	1	0	127	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	ソバ(2)-1	ソバ(2)-1	飯塚市大分	425-K-042	425-I-006N-1	○	7,292	9	0	0	0	2,692	5	0	129	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	ソバ(2)-2	ソバ(2)-2	飯塚市大分	425-K-043	425-I-006N-2	○	2,566	4	0	0	0	178	0	0	130	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	大分-1	イイ-1	飯塚市大分	425-K-044	425-I-007N-1	○	26,947	2	0	0	0	14,177	2	0	131	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	大分-2	イイ-2	飯塚市大分	425-K-045	425-I-007N-2	○	6,869	2	0	0	0	2,178	0	0	132	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	大分-3	イイ-3	飯塚市大分	425-K-046	425-I-007N-3	○	2,659	0	0	0	0	783	0	0	133	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	水屋-1	ソバ-1	飯塚市大分	425-K-047	425-I-008N-1	○	975	0	0	0	0	290	0	0	134	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	水屋-2	ソバ-2	飯塚市大分	425-K-048	425-I-008N-2	○	1,459	1	0	0	0	622	0	0	135	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	水屋-3	ソバ-3	飯塚市大分	425-K-049	425-I-008N-3	○	6,183	9	1	0	0	2,254	3	0	136	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	水屋-4	ソバ-4	飯塚市大分	425-K-050	425-I-008N-4	○	718	1	0	0	0	168	0	0	137	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	高峰-1	ソバ-1	飯塚市大分	425-K-051	425-I-009N-1	○	2,087	2	1	0	0	656	2	0	138	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	高峰-2	ソバ-2	飯塚市大分	425-K-052	425-I-009N-2	○	15,362	12	0	0	0	5,771	9	0	139	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	高峰-3	ソバ-3	飯塚市大分	425-K-053	425-I-009N-3	○	778	4	1	0	0	277	0	0	140	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	吉田	ソバ	飯塚市北古賀	425-K-054	425-I-010N	○	3,667	5	0	0	0	1,318	2	0	141	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	向野(1)-1	山(1)-1	飯塚市北古賀	425-K-055	425-I-011N-1	○	5,667	2	2	0	0	3,160	2	0	142	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	向野(1)-2	山(1)-2	飯塚市北古賀	425-K-056	425-I-011N-2	○	4,158	6	0	0	0	1,532	2	0	143	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	向野(1)-3	山(1)-3	飯塚市北古賀	425-K-057	425-I-011N-3	○	7,779	3	0	0	0	2,759	2	0	144	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	向野(2)	山(2)	飯塚市北古賀	425-K-058	425-I-012N	○	34,541	9	0	0	0	15,822	5	0	145	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	平塚-5	山(5)	飯塚市平塚	425-K-059	425-II-003N-2	○	428	1	0	0	0	24	0	0	146	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	平塚-4	山(4)	飯塚市平塚	425-K-060	425-II-003N-1	○	2,129	2	0	0	0	355	2	0	147	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	平塚-1	山(1)	飯塚市平塚	425-K-061	425-II-002N-1	○	682	2	0	0	0	165	2	0	148	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	平塚-2	山(2)	飯塚市平塚	425-K-062	425-II-002N-2	○	194	0	0	0	0	33	0	0	149	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	平塚-3	山(3)	飯塚市平塚	425-K-063	425-II-002N-3	○	1,656	1	0	1	0	341	0	0	150	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	植山(2)	山(2)	飯塚市平塚	425-K-064	425-I-014N	○	14,573	3	0	0	0	7,275	1	0	151	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	平塚-6	山(6)	飯塚市平塚	425-K-065	425-NK-014	○	1,854	0	0	0	0	741	0	0	152	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	長尾-3	山(3)	飯塚市長尾	425-K-066	425-NK-013-3	○	1,166	4	0	1	0	27	0	0	153	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	長尾-2	山(2)	飯塚市長尾	425-K-067	425-NK-013-2	○	607	1	0	0	0	88	1	0	154	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	長尾-1	山(1)	飯塚市長尾	425-K-068	425-NK-013-1	○	3,271	3	0	1	0	735	1	0	155	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	上馬屋敷-1	山(1)	飯塚市馬敷	425-K-069	425-II-004N-1	○	16,411	0	0	0	0	9,026	0	0	156	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	上馬屋敷-2	山(2)	飯塚市馬敷	425-K-070	425-II-004N-2	○	15,776	2	0	0	0	8,548	2	0	157	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	山口-4	山(4)	飯塚市山口	425-K-071	425-II-006N-1	○	725	2	0	0	0	355	0	0	158	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	山口-5	山(5)	飯塚市山口	425-K-072	425-II-006N-2	○	5,137	2	2	0	0	2,625	0	0	159	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	山口-6	山(6)	飯塚市山口	425-K-073	425-II-006N-3	○	7,449	0	0	0	0	4,872	0	0	160	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	山口-7	山(7)	飯塚市山口	425-K-074	425-II-006N-4	○	3,590	0	0	0	0	2,043	0	0	161	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	山口-1	山(1)	飯塚市山口	425-K-075	425-I-015N-1	○	12,404	0	0	0	0	9,006	0	0	162	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	山口-2	山(2)	飯塚市山口	425-K-076	425-I-015N-2	○	22,696	1	0	0	0	17,471	1	0	163	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	山口-3	山(3)	飯塚市山口	425-K-077	425-I-015N-3	○	5,521	0	0	0	0	1,903	0	0	164	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	山口-8	山(8)	飯塚市山口	425-K-078	425-NK-012	○	18,486	0	0	0	0	9,327	0	0	165	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	内野-1.5	山(1.5)	飯塚市内野	425-K-079	425-NK-023-7	○	2,577	2	0	0	0	834	2	0	166	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	内野-1.4	山(1.4)	飯塚市内野	425-K-080	425-NK-023-6	○	11,112	1	0	0	0	4,324	1	0	167	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	内野-1.3	山(1.3)	飯塚市内野	425-K-081	425-NK-023-5	○	5,136	1	0	1	0	2,437	1	0	168	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	内野-1.2	山(1.2)	飯塚市内野	425-K-082	425-NK-023-4	○	9,573	5	2	1	0	3,238	2	0	169	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	内野-1.1	山(1.1)	飯塚市内野	425-K-083	425-NK-023-3	○	2,728	4	2	0	0	695	2	0	170	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	内野-1.0	山(1.0)	飯塚市内野	425-K-084	425-NK-023-2	○	15,252	3	0	0	0	5,924	1	0	171	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	内野-9	山(9)	飯塚市内野	425-K-085	425-NK-023-1	○	955	0	0	0	0	391	0	0	172	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	内野-7	山(7)	飯塚市内野	425-K-086	425-NK-018	○	1,047	0	0	0	0	394	0	0	173	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	内野-6	山(6)	飯塚市内野	425-K-087	425-NK-017	○	8,453	0	0	0	0	3,616	0	0	174	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	内野-1	山(1)	飯塚市内野	425-K-088	425-NK-015-1	○	11,300	1	0	0	0	4,267	1	0	175	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	内野-2	山(2)	飯塚市内野	425-K-089	425-NK-015-2	○	1,949	0	0	0	0	112	0	0	176	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	内野-3	山(3)	飯塚市内野	425-K-090	425-NK-015-3	○	4,981	0	0	0	0	2,254	0	0	177	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	浦田-1	山(1)	飯塚市内野	425-K-091	425-II-009N-1	○	4,929	0	0	0	0	905	0	0	178	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	浦田-2	山(2)	飯塚市内野	425-K-092	425-II-009N-2	○	3,694	0	0	0	0	966	0	0	179	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	浦田-3	山(3)	飯塚市内野	425-K-093	425-II-009N-3	○	4,817	0	0	0	0	2,191	0	0	180	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	内野-4	山(4)	飯塚市内野	425-K-094	425-NK-016-1	○	1,666	0	0	0	0	460	0	0	181	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	内野-5	山(5)	飯塚市内野	425-K-095	425-NK-016-2	○	9,373	3	0	0	0	3,109	3	0	182	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	内野-8	山(8)	飯塚市内野	425-K-096	425-NK-019	○	27,197	3	1	0	0	12,636	3	0	183	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	弥山-4	山(4)	飯塚市弥山	425-K-097	425-NK-020	○	32,831	3	0	0	0	14,866	3	0	184	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	弥山-1	山(1)	飯塚市弥山	425-K-098	425-II-008N-1	○	5,222	0	0	0	0	1,946	0	0	185	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	弥山-2	山(2)	飯塚市弥山	425-K-099	425-II-008N-2	○	25,307	6	1	0	0	10,417	1	0	186	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	弥山-3	山(3)	飯塚市弥山	425-K-100	425-II-008N-3	○	6,631	0	0	0	0	3,353	0	0	187	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	弥山	山	飯塚市弥山	425-K-101	425-I-018N	○	29,245	10	1	0	0	10,793	3	0	188	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	弥山-5	山(5)	飯塚市弥山	425-K-102	425-NK-021-1	○	1,794	1	0	0	0	419	1	0	189	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	弥山-6	山(6)	飯塚市弥山	425-K-103	425-NK-021-2	○	8,997	0	0	0	0	3,520	0	0	190	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	弥山-7	山(7)	飯塚市弥山	425-K-104	425-NK-022	○	13,957	2	0	0	0	6,649	2	0	191	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	君ヶ畑-5	山(5)	飯塚市弥山	425-K-105	425-I-021N-5	○	4,984	6	2	0	0	1,458	0	0	192	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	君ヶ畑-4	山(4)	飯塚市弥山	425-K-106	425-I-021N-4	○	13,387	9	0	0	0	4,790	6	0	193	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	君ヶ畑-3	山(3)	飯塚市弥山	425-K-107	425-I-021N-3	○	1,551	0	0	0	0	335	0	0	194	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	君ヶ畑-6	山(6)	飯塚市弥山	425-K-108	425-I-021N-6	○	3,504	0	0	0	0	1,101	0	0	195	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	君ヶ畑-2	山(2)	飯塚市弥山	425-K-109	425-I-021N-2	○	4,086	3	2	0	0	1,603	2	0	196	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	君ヶ畑-1	山(1)	飯塚市弥山	425-K-110	425-I-021N-1	○	14,888	7	0	0	0	7,258	5	0	197	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	桑曲-8	山(8)	飯塚市桑曲	425-K-111	425-NK-029-1	○	8,502	3	0	0	0	2,661	0	0	198	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	桑曲-9	山(9)	飯塚市桑曲	425-K-112	425-NK-029-2	○	2,611	1	1	0	0	1,016	0	0	199	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	桑曲-10	山(10)	飯塚市桑曲	425-K-113	425-NK-029-3	○	5,270	3	0	0	0	1,629	2	0	200	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	桑曲-1	山(1)	飯塚市桑曲	425-K-114	425-NK-024-1	○	1,804	0	0	0	0	874	0	0	201	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	桑曲-2	山(2)	飯塚市桑曲	425-K-115	425-NK-024-2	○	9,014	0	0	0	0	5,447	0	0	202	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	桑曲-6	山(6)	飯塚市桑曲	425-K-116	425-NK-027	○	3,357	0	0	0	0	1,327	0	0	203	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	桑曲-5	山(5)	飯塚市桑曲	425-K-117	425-NK-026	○	12,707	2	1	0	0	5,794	1	0	204	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	桑曲-3	山(3)	飯塚市桑曲	425-K-118	425-NK-025-1	○	5,895	1	0	0	0	3,432	1	0	205	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	桑曲-4	山(4)	飯塚市桑曲	425-K-119	425-NK-025-2	○	593	2	1	0	0	225	1	0	206	筑穂地区
急傾斜地の崩壊	桑曲-7	山(7)	飯塚市桑曲	425-K-120	425-NK-028	○	4,965	1	0	0						

急傾斜地の崩壊	仁ノ尾(b)	ニノオ	飯塚市筒野	427-K-019	427-II-020N	〇	〇	501	1	0		116	1	0	58	庄内地区
急傾斜地の崩壊	仁ノ尾(a)-1	ニノオ	飯塚市筒野	427-K-020	427-II-018N-1	〇	〇	684	1	0		146	1	0	59	庄内地区
急傾斜地の崩壊	仁ノ尾(a)-2	ニノオ	飯塚市筒野	427-K-021	427-II-018N-2	〇	〇	349	1	1		69	1	0	60	庄内地区
急傾斜地の崩壊	新町二区	シンマチ	飯塚市赤坂、喜麻布輪生	427-K-022	427-I-020N	〇	〇	8,121	22	0		340	0	0	61	庄内地区
急傾斜地の崩壊	スダレ石(2)-1	スダレイシ	飯塚市赤坂	427-K-024	427-I-019A-1	〇	〇	1,287	4	0		324	3	0	63	庄内地区
急傾斜地の崩壊	スダレ石(2)-2	スダレイシ	飯塚市赤坂	427-K-025	427-I-019A-2	〇	〇	2,443	1	1		437	0	0	64	庄内地区
急傾斜地の崩壊	新町(2)	シンマチ	飯塚市赤坂	427-K-026	427-I-021A	〇	〇	1,532	5	0		76	2	0	65	庄内地区
急傾斜地の崩壊	新町(1)	シンマチ	飯塚市赤坂	427-K-027	427-I-022N	〇	〇	7,492	5	1		3,062	0	0	66	庄内地区
急傾斜地の崩壊	赤坂(a)	アカサカ	飯塚市赤坂、筒野	427-K-028	427-III-002N	〇	〇	6,896	1	0		2,523	0	0	67	庄内地区
急傾斜地の崩壊	赤坂(b)	アカサカ	飯塚市赤坂	427-K-029	427-N-013	〇	〇	5,206	1	1		1,944	0	0	68	庄内地区
急傾斜地の崩壊	赤坂-2	アカサカ	飯塚市赤坂、山倉	427-K-030	427-II-017N-2	〇	〇	18,724	2	0		9,374	1	0	69	庄内地区
急傾斜地の崩壊	赤坂-1	アカサカ	飯塚市赤坂	427-K-031	427-II-017N-1	〇	〇	3,749	1	0		1,735	1	0	70	庄内地区
急傾斜地の崩壊	西平	ニシヒラ	飯塚市赤坂、山倉	427-K-032	427-I-023N	〇	〇	14,731	8	0		5,685	5	0	71	庄内地区
急傾斜地の崩壊	山倉(a)	ヤマクラ	飯塚市赤坂、山倉	427-K-033	427-II-014N	〇	〇	1,829	1	0		561	0	0	72	庄内地区
急傾斜地の崩壊	山倉(b)	ヤマクラ	飯塚市山倉	427-K-034	427-II-019N	〇	〇	1,422	1	0		333	0	0	73	庄内地区
急傾斜地の崩壊	中村(a)	ナカノ	飯塚市山倉	427-K-035	427-N-012	〇	〇	95	0	0		15	0	0	74	庄内地区
急傾斜地の崩壊	中村(b)	ナカノ	飯塚市山倉	427-K-036	427-II-015N	〇	〇	385	1	0		46	0	0	75	庄内地区
急傾斜地の崩壊	伏尾	フシア	飯塚市綴分	427-K-037	427-II-013N	〇	〇	1,593	1	0		214	1	0	76	庄内地区
急傾斜地の崩壊	赤松(7)	アカマツ	飯塚市綴分	427-K-038	427-N-009	〇	〇	8,420	1	0		5,282	1	0	77	庄内地区
急傾斜地の崩壊	關ノ山-1	ツクリノヤマ	飯塚市綴分	427-K-039	427-II-010N	〇	〇	1,762	0	0		372	0	0	78	庄内地区
急傾斜地の崩壊	關ノ山	ツクリノヤマ	飯塚市綴分	427-K-040	427-II-009N	〇	〇	1,570	1	0		618	1	0	79	庄内地区
急傾斜地の崩壊	赤松(3)	アカマツ	飯塚市綴分	427-K-041	427-I-018N	〇	〇	6,478	6	0		2,489	3	0	80	庄内地区
急傾斜地の崩壊	赤松(6)	アカマツ	飯塚市綴分	427-K-042	427-N-008	〇	〇	7,594	2	1		2,670	1	0	81	庄内地区
急傾斜地の崩壊	赤松(a)	アカマツ	飯塚市綴分	427-K-043	427-II-012N	〇	〇	1,353	1	0		281	1	0	82	庄内地区
急傾斜地の崩壊	赤松(c)	アカマツ	飯塚市綴分	427-K-044	427-N-010	〇	〇	497	0	0		29	0	0	83	庄内地区
急傾斜地の崩壊	赤松	アカマツ	飯塚市綴分	427-K-045	427-I-017N	〇	〇	3,512	2	0		1,445	2	0	84	庄内地区
急傾斜地の崩壊	赤松(2)	アカマツ	飯塚市綴分	427-K-046	427-I-016N	〇	〇	986	1	0		127	1	0	85	庄内地区
急傾斜地の崩壊	赤松(b)	アカマツ	飯塚市綴分	427-K-048	427-III-001N	〇	〇	1,953	0	0		511	0	0	87	庄内地区
急傾斜地の崩壊	蘆石	アシイシ	飯塚市綴分	427-K-049	427-II-011N	〇	〇	567	0	0		122	0	0	88	庄内地区
急傾斜地の崩壊	大坪-1	オホツツ	飯塚市綴分	427-K-052	427-I-015N-1	〇	〇	1,040	1	0		287	1	0	91	庄内地区
急傾斜地の崩壊	持田	モチタ	飯塚市綴分	427-K-053	427-I-014N	〇	〇	5,379	9	0		2,160	3	0	92	庄内地区
急傾斜地の崩壊	綴分	ヅヅ	飯塚市綴分	427-K-054	427-I-013A	〇	〇	2,110	0	0		651	0	0	93	庄内地区
急傾斜地の崩壊	立	タチ	飯塚市綴分	427-K-055	427-I-009N	〇	〇	2,840	2	1		592	1	1	94	庄内地区
急傾斜地の崩壊	關ノ台	ツクリノダイ	飯塚市有安、綴分	427-K-056	427-I-010N、I-012N	〇	〇	15,135	16	0		4,907	0	0	95	庄内地区
急傾斜地の崩壊	尾崎	オビサキ	飯塚市有安	427-K-057	427-II-008N	〇	〇	2,100	4	0		153	3	0	96	庄内地区
急傾斜地の崩壊	鳥羽(3)	トリハ	飯塚市有安	427-K-058	427-N-002	〇	〇	1,841	25	0		702	0	0	97	庄内地区
急傾斜地の崩壊	鳥羽(1)	トリハ	飯塚市有安	427-K-060	427-I-008A	〇	〇	4,508	25	0		1,477	2	0	99	庄内地区
急傾斜地の崩壊	鳥羽(5)	トリハ	飯塚市有安	427-K-061	427-N-004	〇	〇	1,664	1	0		379	0	0	100	庄内地区
急傾斜地の崩壊	鳥羽(2)	トリハ	飯塚市有安、柏の森	427-K-062	427-I-004A	〇	〇	12,418	96	0		3,511	66	0	101	庄内地区
急傾斜地の崩壊	有井-1	アリイ	飯塚市有井	427-K-063	427-I-005N-1	〇	〇	245	0	0		33	0	0	102	庄内地区
急傾斜地の崩壊	高畑	タカノ	飯塚市有井	427-K-065	427-I-006A	〇	〇	2,566	5	0		498	4	0	104	庄内地区
急傾斜地の崩壊	有井(a)-1	アリイ	飯塚市有井	427-K-066	427-II-003N-1	〇	〇	2,054	1	0		481	0	0	105	庄内地区
急傾斜地の崩壊	有井(a)-2	アリイ	飯塚市有井	427-K-067	427-II-003N-2	〇	〇	1,065	1	1		176	1	0	106	庄内地区
急傾斜地の崩壊	浦谷	ウラヤ	飯塚市庄内元吉	427-K-068	427-I-001N	〇	〇	3,094	5	0		503	2	0	107	庄内地区
急傾斜地の崩壊	元吉(1)	ゲンキ	飯塚市庄内元吉	427-K-069	427-N-019	〇	〇	2,300	0	0		613	0	0	108	庄内地区
急傾斜地の崩壊	元吉	ゲンキ	飯塚市庄内元吉	427-K-070	427-II-001N	〇	〇	3,766	5	0		1,052	3	0	109	庄内地区
急傾斜地の崩壊	童の子-1	コナラ	飯塚市庄内元吉	427-K-071	427-I-002N-1	〇	〇	228	1	0		34	1	0	110	庄内地区
急傾斜地の崩壊	櫻町	エナガ	飯塚市庄内元吉	427-K-073	427-I-003N	〇	〇	10,145	6	1		3,072	6	0	112	庄内地区
急傾斜地の崩壊	櫻町(a)	エナガ	飯塚市庄内元吉	427-K-074	427-N-005	〇	〇	949	1	0		213	1	0	113	庄内地区
急傾斜地の崩壊	仁保(a)	ニホ	飯塚市仁保	427-K-075	427-II-005N	〇	〇	1,245	2	0		210	0	0	114	庄内地区
急傾斜地の崩壊	仁保(b)	ニホ	飯塚市仁保	427-K-076	427-II-006N	〇	〇	1,982	2	0		548	2	0	115	庄内地区
急傾斜地の崩壊	さほせ	サホセ	飯塚市仁保	427-K-077	427-II-007A	〇	〇	1,446	3	0		243	3	0	116	庄内地区
急傾斜地の崩壊	多田-1	タダ	飯塚市多田	427-K-079	427-I-007N	〇	〇	3,233	0	1		821	0	1	118	庄内地区
急傾斜地の崩壊	高倉(d)	タカクラ	飯塚市高倉	427-K-006	427-N-014	〇	〇	987	2	0		0	0	0	45	庄内地区
急傾斜地の崩壊	新町-1	シンマチ	飯塚市赤坂	427-K-023	427-II-016N	〇	〇	463	1	0		0	0	0	62	庄内地区
急傾斜地の崩壊	赤松(9)	アカマツ	飯塚市綴分	427-K-047	427-N-018	〇	〇	565	1	0		0	0	0	86	庄内地区
急傾斜地の崩壊	大坪-3	オホツツ	飯塚市綴分	427-K-050	427-I-015N-3	〇	〇	1,676	3	1		0	0	0	89	庄内地区
急傾斜地の崩壊	大坪-2	オホツツ	飯塚市綴分	427-K-051	427-I-015N-2	〇	〇	838	1	0		0	0	0	90	庄内地区
急傾斜地の崩壊	鳥羽(4)	トリハ	飯塚市有安	427-K-059	427-N-003	〇	〇	717	13	0		0	0	0	98	庄内地区
急傾斜地の崩壊	有井-2	アリイ	飯塚市有井	427-K-064	427-I-005N-2	〇	〇	822	3	0		0	0	0	103	庄内地区
急傾斜地の崩壊	童の子-2	コナラ	飯塚市庄内元吉	427-K-072	427-I-002N-2	〇	〇	287	1	0		0	0	0	111	庄内地区
急傾斜地の崩壊	さほせ(a)	サホセ	飯塚市仁保	427-K-078	427-N-006	〇	〇	492	1	0		0	0	0	117	庄内地区
急傾斜地の崩壊	土手外	ドノノ	飯塚市勢田	428-K-001	428-II-001N、II-003N、II-007N	〇	〇	29,890	9	0		12,390	7	0	18	顕田地区
急傾斜地の崩壊	渡打(a)	ワタウチ	飯塚市勢田	428-K-002	428-II-002N	〇	〇	1,196	2	0		361	2	0	19	顕田地区
急傾斜地の崩壊	渡打(b)	ワタウチ	飯塚市勢田	428-K-003	新規-14	〇	〇	7,547	7	4		1,948	2	0	20	顕田地区
急傾斜地の崩壊	福門	フクモン	飯塚市勢田	428-K-004	428-I-002N	〇	〇	14,318	8	0		5,815	5	0	21	顕田地区
急傾斜地の崩壊	預ヶ坂-1	ゾウカサカ	飯塚市勢田	428-K-005	428-I-003N-1	〇	〇	3,182	3	0		1,135	0	0	22	顕田地区
急傾斜地の崩壊	預ヶ坂-2	ゾウカサカ	飯塚市勢田	428-K-006	428-I-003N-2	〇	〇	1,845	3	2		665	3	0	23	顕田地区
急傾斜地の崩壊	北勢田(1)	キタセ	飯塚市勢田	428-K-007	新規-03	〇	〇	4,085	5	0		695	2	1	24	顕田地区
急傾斜地の崩壊	北勢田(2)	キタセ	飯塚市勢田	428-K-008	新規-15	〇	〇	7,421	5	0		2,549	4	0	25	顕田地区
急傾斜地の崩壊	明ヶ谷	アカサカ	飯塚市勢田	428-K-009	428-I-004N	〇	〇	2,178	4	0		536	0	0	26	顕田地区
急傾斜地の崩壊	北勢田(3)	キタセ	飯塚市勢田	428-K-010	新規-16	〇	〇	1,315	2	0		311	1	0	27	顕田地区
急傾斜地の崩壊	下勢田(1)	シタセ	飯塚市勢田	428-K-011	新規-17	〇	〇	2,513	3	0		585	3	0	28	顕田地区
急傾斜地の崩壊	下勢田(2)-1	シタセ	飯塚市勢田	428-K-012	新規-18-1	〇	〇	2,175	2	0		553	1	0	29	顕田地区
急傾斜地の崩壊	下勢田(2)-2	シタセ	飯塚市勢田	428-K-013	新規-18-2	〇	〇	1,202	2	0		336	2	0	30	顕田地区
急傾斜地の崩壊	橋坂	ハシカ	飯塚市勢田	428-K-014	428-I-011N	〇	〇	3,921	6	0		1,091	5	0	31	顕田地区
急傾斜地の崩壊	木浦岐(2)	キナ	飯塚市勢田	428-K-015	428-I-005N	〇	〇	2,664	5	0		850	3	0	32	顕田地区
急傾斜地の崩壊	観現堂-1	ケンゲンドウ	飯塚市勢田	428-K-016	428-I-001A	〇	〇	12,156	1	0		3,598	0	2	33	顕田地区
急傾斜地の崩壊	木浦岐(1)	キナ	飯塚市勢田	428-K-017	新規-19	〇	〇	5,816	4	0		2,204	1	0	34	顕田地区
急傾斜地の崩壊	柴里-1	シバ	飯塚市勢田	428-K-018	428-II-008N-1	〇	〇	1,011	2	0		271	2	0	35	顕田地区
急傾斜地の崩壊	柴里-2	シバ	飯塚市勢田	428-K-019	428-II-008N-2	〇	〇	1,406	1	0		467	1	0	36	顕田地区
急傾斜地の崩壊	膳守山-1	テノリヤマ	飯塚市勢田	428-K-020	428-I-013N-1	〇	〇	6,439	3	0		2,120	0	0	37	顕田地区
急傾斜地の崩壊	膳守山-2	テノリヤマ	飯塚市勢田	428-K-021	428-I-013N-2	〇	〇	10,493	6	1		3,327	1	0	38	顕田地区
急傾斜地の崩壊	東勢田	ヒガシセ	飯塚市勢田	428-K-022	428-I-014N	〇	〇	1,944	6	0		542	4	0	39	顕田地区
急傾斜地の崩壊	苗代谷	ナネ代	飯塚市勢田	428-K-023	428-I-015N	〇	〇	2,551	8	0		810	2	0	40	顕田地区
急傾斜地の崩壊	苗代谷(2)	ナネ代	飯塚市勢田	428-K-024												

急傾斜地の崩壊	福板	フクイ	飯塚市勢田	428-K-049	428-II-022N	○	7,196	4	0	0	0	2,581	0	0	66	讀田地区
急傾斜地の崩壊	東勢田	ヒガシセキ	飯塚市勢田	428-K-051	428-I-016A	○	3,594	10	0	0	0	94	1	0	68	讀田地区
急傾斜地の崩壊	上蛇田	カミノヤ	飯塚市勢田	428-K-052	428-II-012N	○	2,270	2	0	0	0	1,022	1	0	69	讀田地区
急傾斜地の崩壊	上勢田西(1)	カミセキニシ	飯塚市勢田	428-K-053	新規-11	○	2,252	2	0	0	0	433	2	0	70	讀田地区
急傾斜地の崩壊	浦の谷	ウラノヤ	飯塚市勢田	428-K-054	428-I-012N	○	1,177	2	0	0	0	127	1	0	71	讀田地区
急傾斜地の崩壊	讀田小西	ヨクダニシ	飯塚市勢田	428-K-055	新規-24	○	1,591	1	0	1	1	483	0	0	72	讀田地区
急傾斜地の崩壊	讀田小南	ヨクダニミナミ	飯塚市勢田	428-K-056	新規-25	○	838	2	0	0	0	146	0	0	73	讀田地区
急傾斜地の崩壊	上勢田西(2)	カミセキニシ	飯塚市勢田	428-K-057	新規-12	○	1,371	2	0	0	0	42	1	0	74	讀田地区
急傾斜地の崩壊	讀田小東	ヨクダニヒガシ	飯塚市勢田	428-K-058	新規-23	○	8,879	8	0	1	0	399	0	0	75	讀田地区
急傾斜地の崩壊	栗塚2	クリヅカ	飯塚市勢田、鹿毛馬	428-K-059	428-III-001N	○	7,122	0	0	0	0	2,068	0	0	76	讀田地区
急傾斜地の崩壊	牧野(1)	カシノ	飯塚市鹿毛馬	428-K-060	新規-13	○	7,676	1	0	0	0	2,380	0	0	77	讀田地区
急傾斜地の崩壊	栗塚3	クリヅカ	飯塚市鹿毛馬	428-K-061	428-III-002N	○	6,088	0	0	0	0	1,758	0	0	78	讀田地区
急傾斜地の崩壊	牧野	カシノ	飯塚市鹿毛馬	428-K-062	428-I-027N	○	1,104	3	0	0	0	202	3	0	79	讀田地区
急傾斜地の崩壊	八反田2	ヤツタニ	飯塚市鹿毛馬	428-K-063	428-III-003N	○	2,116	0	0	0	0	349	0	0	80	讀田地区
急傾斜地の崩壊	田中(a)	タナカ	飯塚市鹿毛馬	428-K-064	428-II-017N、II-018N	○	4,837	2	0	0	0	1,245	2	0	81	讀田地区
急傾斜地の崩壊	八反田-1	ヤツタニ	飯塚市鹿毛馬	428-K-065	428-II-016N-1	○	2,286	2	0	0	0	614	0	0	82	讀田地区
急傾斜地の崩壊	八反田-2	ヤツタニ	飯塚市鹿毛馬	428-K-066	428-II-016N-2	○	846	1	0	0	0	147	1	0	83	讀田地区
急傾斜地の崩壊	宮ノ下	ミヤノジ	飯塚市鹿毛馬	428-K-067	428-I-028N	○	992	1	0	0	0	236	1	0	84	讀田地区
急傾斜地の崩壊	古賀ノ下	コガノジ	飯塚市鹿毛馬	428-K-068	428-II-019N	○	945	1	0	0	0	134	0	0	85	讀田地区
急傾斜地の崩壊	六郎丸	ロウマル	飯塚市鹿毛馬	428-K-069	428-II-024N	○	877	0	0	0	0	160	0	0	86	讀田地区
急傾斜地の崩壊	六郎丸(2)	ロウマル	飯塚市鹿毛馬	428-K-070	新規-27	○	1,860	1	0	0	0	580	1	0	87	讀田地区
急傾斜地の崩壊	狩場	カシノ	飯塚市鹿毛馬	428-K-071	428-II-020N	○	2,702	1	0	0	0	821	1	0	88	讀田地区
急傾斜地の崩壊	東光	トウク	飯塚市鹿毛馬	428-K-072	428-II-025N	○	3,133	1	0	0	0	1,055	1	0	89	讀田地区
急傾斜地の崩壊	涼町(3)	スズノ	飯塚市鹿毛馬	428-K-073	428-III-004N	○	1,418	0	0	0	0	253	0	0	90	讀田地区
急傾斜地の崩壊	涼町(2)	スズノ	飯塚市鹿毛馬	428-K-074	428-II-021N	○	3,669	2	0	0	0	866	2	0	91	讀田地区
急傾斜地の崩壊	涼町(1)-1	スズノ	飯塚市鹿毛馬	428-K-075	428-I-029N-1	○	1,248	1	0	0	0	359	1	0	92	讀田地区
急傾斜地の崩壊	涼町(1)-2	スズノ	飯塚市鹿毛馬	428-K-076	428-I-029N-2	○	761	1	0	0	0	214	0	0	93	讀田地区
急傾斜地の崩壊	ナギノ	ナギノ	飯塚市鹿毛馬	428-K-077	428-II-029N	○	7,648	3	0	0	0	2,954	2	0	94	讀田地区
急傾斜地の崩壊	小峠	コトケ	飯塚市鹿毛馬	428-K-078	428-I-022N	○	1,106	0	0	0	0	289	0	0	95	讀田地区
急傾斜地の崩壊	小峠(1)	コトケ	飯塚市鹿毛馬	428-K-079	428-I-030N	○	3,770	7	0	0	0	966	4	0	96	讀田地区
急傾斜地の崩壊	小峠(2)	コトケ	飯塚市鹿毛馬	428-K-080	新規-10	○	1,963	3	0	0	0	590	0	0	97	讀田地区
急傾斜地の崩壊	小峠(3)	コトケ	飯塚市鹿毛馬	428-K-081	428-I-023N	○	7,002	4	0	0	0	2,558	3	0	98	讀田地区
急傾斜地の崩壊	鳥尾-1	トリオ	飯塚市鹿毛馬	428-K-082	428-I-032N-1	○	2,379	2	0	0	0	772	0	0	99	讀田地区
急傾斜地の崩壊	鳥尾-2	トリオ	飯塚市鹿毛馬	428-K-083	428-I-032N-2	○	509	1	0	0	0	93	1	0	100	讀田地区
急傾斜地の崩壊	地ヶ谷	チガヤ	飯塚市鹿毛馬	428-K-084	428-II-026N	○	893	2	0	0	0	117	1	0	101	讀田地区
急傾斜地の崩壊	五反田	イタタ	飯塚市佐與	428-K-085	428-II-028N	○	1,210	1	0	0	0	85	0	0	102	讀田地区
急傾斜地の崩壊	奥ノ谷	ウチノヤ	飯塚市佐與、鞍田	428-K-086	新規-28	○	6,880	22	0	0	0	735	0	0	103	讀田地区
急傾斜地の崩壊	石丸	イシマル	飯塚市口原	428-K-089	新規-26	○	7,039	11	0	0	0	1,929	9	0	106	讀田地区
急傾斜地の崩壊	石丸(2)-1	イシマル	飯塚市口原	428-K-090	428-II-014N-1	○	941	1	0	0	0	197	0	0	107	讀田地区
急傾斜地の崩壊	石丸(2)-2	イシマル	飯塚市口原	428-K-091	428-II-014N-2	○	630	0	0	0	0	97	0	0	108	讀田地区
急傾斜地の崩壊	石丸	イシマル	飯塚市口原	428-K-092	428-I-025N	○	1,114	2	0	0	0	211	1	0	109	讀田地区
急傾斜地の崩壊	大谷(1)	オホヤ	飯塚市勢田	428-K-030	428-I-008N	○	4,134	11	0	0	0	0	0	0	47	讀田地区
急傾斜地の崩壊	大谷(5)	オホヤ	飯塚市勢田	428-K-031	428-I-010N	○	789	5	0	0	0	0	0	0	48	讀田地区
急傾斜地の崩壊	大城-1	オホシロ	飯塚市勢田	428-K-035	428-I-020N-1	○	634	0	0	0	0	0	0	0	52	讀田地区
急傾斜地の崩壊	桜が丘(3)	サクラガヒ	飯塚市勢田	428-K-042	新規-07	○	652	1	0	0	0	0	0	0	59	讀田地区
急傾斜地の崩壊	新立(3)	ニウタテ	飯塚市勢田	428-K-046	新規-22	○	2,725	0	0	1	0	1,050	0	0	63	讀田地区
急傾斜地の崩壊	預坂(3)	ヨコザカ	飯塚市勢田	428-K-050	428-I-019A	○	2,212	4	0	0	0	0	0	0	67	讀田地区
急傾斜地の崩壊	神崎	カミサキ	飯塚市佐與	428-K-087	428-I-026N	○	742	2	0	0	0	0	0	0	104	讀田地区
急傾斜地の崩壊	石丸(1)	イシマル	飯塚市口原	428-K-088	428-I-024A	○	1,319	6	0	0	0	0	0	0	105	讀田地区

道路種別	路線名	郡市	字	総合評価	危険内容	対策工法
主地	飯塚大野城	飯塚市	内住	防災カルテ	擁壁	もたれ式擁壁工
主地	北九州小竹	飯塚市	鹿毛馬	防災カルテ	落石崩壊	法枠工
主地	北九州小竹	飯塚市	鹿毛馬	防災カルテ	落石崩壊	法枠工
主地	北九州小竹	飯塚市	勢田	防災カルテ	盛土	プレキャスト法枠工
主地	筑紫野筑穂	飯塚市	山口	防災カルテ	落石崩壊	重力擁壁 落石防止鋼
主地	筑紫野筑穂	飯塚市	山口	防災カルテ	落石崩壊	重力式擁壁
主地	筑紫野筑穂	飯塚市	山口	防災カルテ	落石崩壊	法枠工
主地	筑紫野筑穂	飯塚市	米山	防災カルテ	落石崩壊	重力擁壁 落石防護柵
主地	筑紫野筑穂	飯塚市	山口	防災カルテ	落石崩壊	擁壁(ブロック積み) ストーンガード
主地	筑紫野筑穂	飯塚市	山口	防災カルテ	落石崩壊	コンクリート吹付け
主地	筑紫野筑穂	飯塚市	山口	防災カルテ	落石崩壊	重力擁壁 落石防護柵
主地	筑紫野筑穂	飯塚市	山口	防災カルテ	落石崩壊	モルタル吹付け
主地	筑紫野筑穂	飯塚市	山口	防災カルテ	落石崩壊	擁壁 ストーンガード
主地	筑紫野筑穂	飯塚市	山口	要対策	落石崩壊	落石防止鋼
主地	筑紫野筑穂	飯塚市	山口	要対策	落石崩壊	落石防止鋼
主地	筑紫野筑穂	飯塚市	山口	要対策	落石崩壊	モルタル吹付け
主地	筑紫野筑穂	飯塚市	山口	防災カルテ	落石崩壊	コンクリート吹付け
主地	筑紫野筑穂	飯塚市	山口	防災カルテ	盛土	ジオグリッド
主地	筑紫野筑穂	飯塚市	山口	防災カルテ	盛土	ブロック積
主地	筑紫野筑穂	飯塚市	尾尻	防災カルテ	擁壁	裏込め注入
一県	飯塚山田	飯塚市	上三緒	防災カルテ	落石崩壊	吹付け取壊し モルタル吹付け
一県	鶴三緒田川	飯塚市	栄町	防災カルテ	落石崩壊	厚層基材吹付け
一県	鶴三緒田川	飯塚市	山倉	防災カルテ	落石崩壊	吹付け取壊し モルタル吹付け
一県	鶴三緒田川	飯塚市	山倉	防災カルテ	落石崩壊	モルタル吹付け
一県	鶴三緒田川	飯塚市	高倉	防災カルテ	落石崩壊	モルタル吹付け
一県	鶴三緒田川	飯塚市	高倉	防災カルテ	落石崩壊	モルタル吹付け
一県	鶴三緒田川	飯塚市	高倉	要対策	落石崩壊	擁壁工
一県	鶴三緒田川	飯塚市	高倉	要対策	擁壁	クラック樹脂注入
一県	白川桑曲	飯塚市	桑曲	防災カルテ	落石崩壊	吹付け取壊し 現場打ち吹付け法枠
一県	才田筑前内野(S)		内野	防災カルテ	落石崩壊	モルタル吹付け
一県	才田筑前内野(S)	飯塚市	内野	防災カルテ	落石崩壊	モルタル吹付け
一県	才田筑前内野(S)	飯塚市	内野	防災カルテ	落石崩壊	モルタル吹付け
一県	才田筑前内野(S)	飯塚市	内野	防災カルテ	落石崩壊	モルタル吹付け
一県	才田筑前内野(S)	飯塚市	内野	防災カルテ	落石崩壊	法枠工
一県	才田筑前内野(S)	飯塚市	内野	防災カルテ	落石崩壊	法枠工
一県	才田筑前内野(S)	飯塚市	内野	防災カルテ	落石崩壊	擁壁工
一県	八木山若宮	飯塚市	八木山	防災カルテ	落石崩壊	落石防止鋼
一県	八木山若宮	飯塚市	八木山	要対策	落石崩壊	落石防止鋼
一県	八木山若宮	飯塚市	八木山	防災カルテ	落石崩壊	法面保護工
一県	八木山若宮	飯塚市	八木山	要対策	落石崩壊	法面保護工
一県	八木山若宮	飯塚市	八木山	要対策	落石崩壊	擁壁工・吹付工
一県	八木山若宮	飯塚市	八木山	要対策	擁壁	地盤補強
一国	200号	飯塚市	鯉田	防災カルテ	落石崩壊	法枠工
一国	200号	飯塚市	内野	要対策	落石崩壊	ワイヤーロープ
一国	200号	飯塚市	内野	防災カルテ	落石崩壊	ワイヤーロープ
一国	200号	飯塚市	内野	要対策	落石崩壊	法枠工 ストーンガード

道路種別	路線名	郡市	字	総合評価	危険内容	対策工法
一国	200号	飯塚市	桑曲	防災カルテ	落石崩壊	ワイヤーロープ
一国	200号	飯塚市	桑曲	防災カルテ	落石崩壊	法面整形 厚層基材吹付
一国	200号	飯塚市	桑曲	防災カルテ	落石崩壊	法枠工
一国	200号	飯塚市	桑曲牧ノ内	防災カルテ	落石崩壊	のり枠工 ストーンガード
一国	200号	飯塚市	桑曲牧ノ内	要対策	落石崩壊	ストーンガード
一国	200号	飯塚市	桑曲牧ノ内	要対策	落石崩壊	ストーンガード
一国	200号	飯塚市	勢田	防災カルテ	盛土	アンカー工
一国	200号	飯塚市	勢田	要対策	盛土	ブロック補修(石積)
一国	200号	飯塚市	勢田	要対策	盛土	ブロック補修(石積)
一国	200号	飯塚市	西徳前	防災カルテ	盛土	ブロック補修(石積)
一国	200号	飯塚市	西徳前	防災カルテ	盛土	裏込材料・舗装工
一国	200号	飯塚市	楽市	防災カルテ	盛土	盛土
一国	200号	飯塚市	鯉田	防災カルテ	擁壁	アンカー工
一国	200号	飯塚市	勢田	防災カルテ	橋梁基礎 の洗掘	根固め工 張ブロック工
一国	200号	飯塚市	桑曲牧ノ内	防災カルテ	橋梁基礎 の洗掘	根固め工 張ブロック工

(令和5年3月修正 福岡県地域防災計画災害危険箇所編による)

1-13 山腹崩壊危険地区

(国有林)

危険地区番号		位置		保全対象		備考
市町村	地区	市町村	大字	人家数	道路	
205	1	飯塚市	内野	4	国道	
205	2	飯塚市	内野	3	林道	
205	3	飯塚市	内野	1	林道	
205	4	飯塚市	女郎ヶ原	5	国道	
205	5	飯塚市	庄司	5		

(令和5年3月修正 福岡県地域防災計画災害危険箇所編による)

(民有林)

危険地区番号		位置		保全対象												備考	
市町村	地区	市町村	大字	人家数	公共施設等								道路				
					種類	数量	種類	数量	種類	数量	種類	数量	種類	数量			
205	1	飯塚市	勢田	12											市道		
205	2	飯塚市	勢田	20											市道		
205	3	飯塚市	勢田	6													
205	4	飯塚市	勢田	9											市道		
205	5	飯塚市	勢田	15											市道		
205	6	飯塚市	勢田	12											市道		
205	7	飯塚市	勢田	28											市道		
205	8	飯塚市	勢田	10	保育所	1									市道		災害時配慮者関連
205	9	飯塚市	勢田	10											市道		
205	10	飯塚市	勢田	22											市道		
205	11	飯塚市	勢田	7											市道		
205	12	飯塚市	勢田	9											市道		
205	13	飯塚市	勢田	5											市道		
205	14	飯塚市	勢田	13											市道		
205	15	飯塚市	勢田	6											市道		
205	16	飯塚市	勢田	12											市道		
205	17	飯塚市	勢田	35											市道		
205	18	飯塚市	勢田	8											市道		
205	19	飯塚市	鹿毛馬	6											市道		
205	20	飯塚市	鹿毛馬	4											市道		
205	21	飯塚市	鹿毛馬	11	公民館	1									市道		
205	22	飯塚市	鹿毛馬	28	公民館	1									市道		
205	23	飯塚市	鹿毛馬	18											市道		
205	24	飯塚市	鹿毛馬	15											市道		
205	25	飯塚市	鹿毛馬	2											市道		
205	26	飯塚市	網分	6	老人ホーム	1	介護支援センター	1	中学校	1	寺	1					災害時要配慮者関連
205	27	飯塚市	網分	30											市道		
205	28	飯塚市	網分	12											市道		
205	29	飯塚市	入水	7	神社	1									市道		
205	30	飯塚市	山倉	20											市道		
205	31	飯塚市	高倉	1											市道		
205	32	飯塚市	高倉	2											市道		
205	33	飯塚市	高倉	1											市道		
205	34	飯塚市	筒野	2											市道		
205	35	飯塚市	筒野	35											市道		
205	36	飯塚市	網分	25	神社	1									市道		
205	37	飯塚市	立岩	22	教育事務所	1									市道		
205	38	飯塚市	立岩	30											市道		

危険地区 番号		位置		人 家 数	保全対象										備考			
市町 村	地区	市町村	大字		公共施設等											道路		
					種類	数量	種類	数量	種類	数量	種類	数量	種類	数量		種類	種類	
205	39	飯塚市	柏の森	16	警察署	1											市道	
205	40	飯塚市	柏の森	9													市道	
205	41	飯塚市	平恒	24	鉄道	1											市道	
205	42	飯塚市	平恒	7	集会所	1											市道	
205	43	飯塚市	楽市	150	鉄道	1	駅	1	郵便局	1	公民館	1	保育園	1	県道	市道	災害時要配 慮者関連	
205	44	飯塚市	平塚	17													市道	
205	45	飯塚市	平塚	15													市道	
205	46	飯塚市	阿恵	9													市道	
205	47	飯塚市	阿恵	2													市道	
205	48	飯塚市	阿恵	4														
205	49	飯塚市	内野	17													市道	
205	50	飯塚市	内野	12													市道	
205	51	飯塚市	内野	13	公民館	1											市道	
205	52	飯塚市	内野	8													市道	
205	53	飯塚市	弥山	7													県道	
205	54	飯塚市	弥山	40	公民館	1											県道	市道
205	55	飯塚市	弥山	7													市道	
205	56	飯塚市	弥山	6													市道	
205	57	飯塚市	弥山														市道	
205	58	飯塚市	弥山														市道	
205	59	飯塚市	内野	12													市道	
205	60	飯塚市	内野	3	診療所	1											市道	
205	61	飯塚市	内野	3														
205	62	飯塚市	内野	12													市道	
205	63	飯塚市	内野	6													市道	
205	64	飯塚市	内野	10	公民館	1											市道	
205	65	飯塚市	内野	9													市道	
205	66	飯塚市	内野	7													市道	
205	67	飯塚市	内野	33	公民館	1											市道	
205	68	飯塚市	桑曲	3													県道	
205	69	飯塚市	桑曲	1													県道	
205	70	飯塚市	桑曲	1													市道	
205	71	飯塚市	桑曲	6													県道	
205	72	飯塚市	桑曲	2													市道	
205	73	飯塚市	桑曲	2													市道	
205	74	飯塚市	内野	2													市道	
205	75	飯塚市	内野	5	鉄道	1											国道	
205	76	飯塚市	内野	2														
205	77	飯塚市	内野	31	公民館	1	鉄道	1									国道	市道
205	78	飯塚市	阿恵	10	鉄道	1											市道	
205	79	飯塚市	阿恵	2	鉄道	1											市道	
205	80	飯塚市	阿恵	11	神社	1	鉄道	1									市道	
205	81	飯塚市	阿恵	26													市道	
205	82	飯塚市	山口	3													市道	
205	83	飯塚市	山口	11													市道	
205	84	飯塚市	山口	7													市道	
205	85	飯塚市	山口	7														
205	86	飯塚市	山口														県道	
205	87	飯塚市	山口	6													市道	
205	88	飯塚市	山口	6													市道	
205	89	飯塚市	山口	6													県道	市道
205	90	飯塚市	山口	6													市道	
205	91	飯塚市	山口	5													市道	
205	92	飯塚市	山口	57													県道	市道

危険地区 番号		位置		保全対象												備考	
市町 村	地区	市町村	大字	人 家 数	公共施設等								道路				
					種類	数量	種類	数量	種類	数量	種類	数量	種類	種類			
205	93	飯塚市	山口	2											県道	市道	
205	94	飯塚市	馬敷	30											市道		
205	95	飯塚市	馬敷	5													
205	96	飯塚市	馬敷	11											市道		
205	97	飯塚市	馬敷	3											市道		
205	98	飯塚市	馬敷	2											市道		
205	99	飯塚市	馬敷	2											市道		
205	100	飯塚市	内住	30											市道		
205	101	飯塚市	大分	97	鉄道	1									県道	市道	
205	102	飯塚市	太郎丸	1	病院	1									市道		
205	103	飯塚市	津原	28											市道		
205	104	飯塚市	高田	1	老人ホ ーム	1									県道		災害時要援 護者関連
205	105	飯塚市	大分	40											市道		
205	106	飯塚市	大分	22											市道		
205	107	飯塚市	大分	12	鉄道	1									市道		
205	108	飯塚市	大分	12	鉄道	1											
205	109	飯塚市	内住	1											市道		
205	110	飯塚市	内住	15											市道		
205	111	飯塚市	内住	2											県道		
205	112	飯塚市	内住	10											県道		
205	113	飯塚市	内住	12											県道		
205	114	飯塚市	内住	10	公民館	1									県道	市道	
205	115	飯塚市	内住	11											市道		
205	116	飯塚市	内住												県道		
205	117	飯塚市	内住	3											県道		
205	118	飯塚市	内住	3											市道		
205	119	飯塚市	内住	7											市道		
205	120	飯塚市	舍利蔵	3											市道		
205	121	飯塚市	高田	5											市道		
205	122	飯塚市	高田	6											県道		
205	123	飯塚市	高田	12											県道		
205	124	飯塚市	高田	20											市道		
205	125	飯塚市	高田	54	公民館	1									市道		
205	126	飯塚市	舍利蔵	27	公民館	1									市道		
205	127	飯塚市	舍利蔵	9											市道		
205	128	飯塚市	安恒	18											県道	市道	
205	129	飯塚市	明星寺	8											市道		
205	130	飯塚市	明星寺	11											市道		
205	131	飯塚市	大日寺	8											市道		
205	132	飯塚市	伊川	11											市道		
205	133	飯塚市	蓮台寺	8											市道		
205	134	飯塚市	蓮台寺	1											市道		
205	135	飯塚市	八木山												国道		
205	136	飯塚市	蓮台寺	4											市道		
205	137	飯塚市	蓮台寺	23	寺	1									市道		
205	138	飯塚市	建花寺	13											市道		
205	139	飯塚市	建花寺	3											市道		
205	140	飯塚市	伊川	21											市道		
205	141	飯塚市	相田	9											市道		
205	142	飯塚市	相田	7											市道		
205	143	飯塚市	相田	5											市道		
205	144	飯塚市	川津	20	病院	1									市道		
205	145	飯塚市	幸袋	16											市道		
205	146	飯塚市	庄司	22											市道		

危険地区 番号		位置		人 家 数	保全対象												備考	
市町 村	地区	市町村	大字		公共施設等										道路			
					種類	数量	種類	数量	種類	数量	種類	数量	種類	数量	種類	種類		
205	147	飯塚市	相田	24													市道	
205	148	飯塚市	相田	11													市道	
205	149	飯塚市	庄司	6													市道	
205	150	飯塚市	庄司	3													市道	
205	151	飯塚市	庄司	12													市道	
205	152	飯塚市	庄司	7													市道	
205	153	飯塚市	庄司	4													市道	
205	154	飯塚市	庄司	5													市道	
205	155	飯塚市	津島	11													市道	
205	156	飯塚市	津島	32													市道	
205	157	飯塚市	津島	29													市道	
205	158	飯塚市	柳橋	43													市道	
205	159	飯塚市	目尾	20													市道	
205	160	飯塚市	八木山	6													県道	
205	161	飯塚市	八木山	10													市道	
205	162	飯塚市	八木山	6													県道	
205	163	飯塚市	八木山	4													市道	
205	164	飯塚市	八木山	1													市道	
205	165	飯塚市	八木山	3													市道	
205	166	飯塚市	八木山	3													市道	
205	167	飯塚市	八木山	3													国道	
205	168	飯塚市	八木山	11													国道	市道
205	169	飯塚市	八木山	1													市道	
205	170	飯塚市	八木山	11													市道	
205	171	飯塚市	八木山	9													市道	
205	172	飯塚市	八木山	2													国道	
205	173	飯塚市	八木山	5													国道	市道
205	174	飯塚市	八木山	21													国道	
205	175	飯塚市	八木山	5													市道	
205	176	飯塚市	八木山	6													県道	
205	177	飯塚市	八木山	2													市道	
205	178	飯塚市	八木山	2													市道	
205	179	飯塚市	八木山	15													市道	

(令和5年3月修正 福岡県地域防災計画災害危険箇所編による)

1-14 崩壊土砂流出危険地区

(国有林)

危険地区番号		位置		保全対象		備考	
		市町村	地区	市町村	大字		人家数
種類							
205	1	飯塚市	内野	13		国道	
205	2	飯塚市	内野	72		国道	
205	3	飯塚市	内野	30		国道	
205	4	飯塚市	山口	15			
205	5	飯塚市	山口	10		県道	
205	6	飯塚市	山口	17			
205	7	飯塚市	馬敷	25			
205	8	飯塚市	大分	17			
205	9	飯塚市	大分	39			
205	10	飯塚市	内住	43			
205	11	飯塚市	内住	30			
205	12	飯塚市	内住	21			
205	13	飯塚市	内住	32			
205	14	飯塚市	八木山	60			
205	15	飯塚市	大日寺	100			
205	16	飯塚市	八木山	20			
205	17	飯塚市	庄司	32			

(令和5年3月修正 福岡県地域防災計画災害危険箇所編による)

(民有林)

危険地区番号		位置		保全対象						備考
				人家数	公共施設等		道路			
市町村	地区	市町村	大字		種類	数量	種類	数量	種類	種類
205	1	飯塚市	鹿毛馬	5					市道	
205	2	飯塚市	鹿毛馬	4	公民館	1			県道	
205	3	飯塚市	庄内元吉	4					市道	
205	4	飯塚市	仁保	10						
205	5	飯塚市	仁保	6	陸上グラウンド	1	野球グラウンド	1	国道	市道
205	6	飯塚市	多田	4					市道	
205	7	飯塚市	綱分	24					市道	
205	8	飯塚市	綱分	20					市道	
205	9	飯塚市	山倉	7					県道	市道
205	10	飯塚市	入水	27						
205	11	飯塚市	高倉	18					県道	市道
205	12	飯塚市	高倉	2					県道	市道
205	13	飯塚市	高倉	1					県道	
205	14	飯塚市	高倉	3					県道	
205	15	飯塚市	筒野						市道	
205	16	飯塚市	筒野						市道	
205	17	飯塚市	筒野	3					市道	
205	18	飯塚市	筒野						市道	
205	19	飯塚市	弥山						市道	
205	20	飯塚市	弥山	3					市道	
205	21	飯塚市	弥山	151	公民館	1			県道	
205	22	飯塚市	弥山	16					県道	市道
205	23	飯塚市	弥山						市道	
205	24	飯塚市	平塚	25	公民館	1			国道	市道
205	25	飯塚市	阿恵	8					市道	
205	26	飯塚市	内野	3					市道	

危険地区 番号		位置		保全対象						備考	
市町村	地区	市町村	大字	人家数	公共施設等				道路		
					種類	数量	種類	数量	種類		種類
205	27	飯塚市	内野	10					市道		
205	28	飯塚市	内野	6					市道		
205	29	飯塚市	内野	3					国道		
205	30	飯塚市	桑曲	4					県道		
205	31	飯塚市	内野	5	鉄道	1			国道	市道	
205	32	飯塚市	内野	3					国道	市道	
205	33	飯塚市	内野		鉄道	1			国道		
205	34	飯塚市	内野		鉄道	1			国道		
205	35	飯塚市	内野		鉄道	1			国道		
205	36	飯塚市	阿恵	2	鉄道	1	福祉施設	1	国道	町道	災害時 要配慮者関連
205	37	飯塚市	阿恵	19	鉄道	1			国道	市道	
205	38	飯塚市	阿恵	10	公民館	1			市道		
205	39	飯塚市	山口	8					市道		
205	40	飯塚市	山口	6							
205	41	飯塚市	山口	6					県道		
205	42	飯塚市	山口	8					県道		
205	43	飯塚市	山口						県道		
205	44	飯塚市	馬敷	4					市道		
205	45	飯塚市	馬敷	3					県道	市道	
205	46	飯塚市	馬敷	2					市道		
205	47	飯塚市	馬敷	3					市道		
205	48	飯塚市	内住	23	公民館	1	ダム	1	市道		
205	49	飯塚市	大分	3					市道		
205	50	飯塚市	内住	25	鉄道	1			県道	市道	
205	51	飯塚市	内住	11	公民館	1	消防詰所	1	県道		
205	52	飯塚市	内住	10	学校	1			県道		
205	53	飯塚市	内住	10					県道		
205	54	飯塚市	内住	1					県道		
205	55	飯塚市	内住						県道		
205	56	飯塚市	内住	1					県道	市道	
205	57	飯塚市	舍利蔵	3					県道		
205	58	飯塚市	高田	5					市道		
205	59	飯塚市	舍利蔵	18	公民館	1			県道	市道	
205	60	飯塚市	舍利蔵	25					市道		
205	61	飯塚市	明星寺	13	公民館	1			市道	林道	
205	62	飯塚市	蓮台寺	2					国道	市道	
205	63	飯塚市	蓮台寺	2					市道		
205	64	飯塚市	建花寺	800					道路		
205	65	飯塚市	八木山	6					県道		
205	66	飯塚市	八木山	6					国道		
205	67	飯塚市	八木山	3					県道	市道	

(令和5年3月修正 福岡県地域防災計画災害危険箇所編による)

1-15 地すべり危険地区(民有林)

危険地区番号		位置		保全対象			備考	
市町村	地区	市町村	大字	人家数	公共施設等			道路
					種類	数量		
205	1	飯塚市	明星寺	12			市道	
205	2	飯塚市	八木山					
205	3	飯塚市	内野				林道	
205	4	飯塚市	舎利蔵	12	訓練所	1	市道	

(令和5年3月修正 福岡県地域防災計画災害危険箇所編による)

1-16 危険物施設

令和5年4月現在

(単位：箇所)

区分		地 区					
		飯塚	穂波	筑穂	庄内	穎田	計
製造所		0	0	0	0	0	0
貯蔵所	屋内	23	3	1	6	1	34
	屋外	0	2	0	4	0	6
	屋外タンク	14	11	3	2	0	30
	屋内タンク	1	0	0	0	0	1
	地下タンク	31	11	1	2	1	46
	簡易タンク	0	0	0	0	1	1
	移動タンク	3	4	3	1	0	11
	小計	72	31	8	15	3	129
取扱所	給油	31	16	10	6	5	68
	(自家用給油)	22	6	5	4	4	41
	一般	19	10	1	1	1	32
	第1種販売	1	0	0	0	0	1
	第2種販売	0	0	0	0	0	0
	小計	51	26	11	7	6	101
合計		123	57	19	22	9	230
指定可燃物施設 計		24	18	0	2	1	45
内訳	可燃性固体類	0	7	0	0	0	7
	可燃性液体類	2	0	0	0	0	2
	合成樹脂類	19	11	0	1	1	32
	その他	3	0	0	1	0	4
少量危険物施設 計		188	98	45	55	21	407
内訳	移動タンク	5	9	6	3	3	26
	移動タンク以外	183	89	39	52	18	381

注1) 小計、合計に自家用給油取扱所は含んでいない。

注2) 指定可燃物施設、少量危険物施設は令和4年4月1日現在

資料：飯塚地区消防本部

1-17 ダム

平成 20 年 1 月現在

ダム名	河川	管理者	所在	目的 ／型式	堤高 堤頂長 堤体積	流域面積 湛水面積	総貯水容量 有効貯水容量	完成 年度
烏尾溜池	遠賀川水系 庄内川	飯塚市	勢田	かんがい用水 ／アース	16m 93m 34 千 m ³	K m ² ha	147 千 m ³ 147 千 m ³	1940
笠城ダム	遠賀川水系 庄司川	飯塚市	庄司	かんがい用水 ／アース	16m 146m 62 千 m ³	1.6K m ² ha	399 千 m ³ 364 千 m ³	1957
切畑ダム	遠賀川水系 大分川	福岡県	大分	かんがい用水 ／アース	38m 140.4m 147 千 m ³	2.2K m ² 4ha	361 千 m ³ 336 千 m ³	1975
久保白ダム	遠賀川水系 内住川	福岡県 飯塚市 共同管理	久保白	かんがい用水、 上水道用水、 工業用水 ／アース	25m 304m 255 千 m ³	1.4K m ² 50ha	4164 千 m ³ 4150 千 m ³	1970

1-18 ため池

平成 27 年 4 月現在

番号	溜池名	所在地	番号	溜池名	所在地
1	片峰	飯塚市西徳前	62	第 1 山ノ谷	飯塚市目尾 1234
2	勝盛	飯塚市片島 1 丁目	63	口ヶ坪	飯塚市目尾 567
3	笠松	飯塚市立岩 1078	64	佐屋ノ浦	飯塚市吉北 186
4	大谷	飯塚市柏の森 10	65	繁牟田	飯塚市吉北 214
5	芦ヶ浦	飯塚市柏の森 14	66	足洗	飯塚市吉北
6	三緒浦	飯塚市下三緒 38-1	67	伊尻	飯塚市大日寺 509
7	ガンジャク	飯塚市上三緒 146	68	鳳仙	飯塚市大日寺 589
8	馬場浦	飯塚市上三緒 580	69	長谷	飯塚市大日寺 1474
9	神田	飯塚市上三緒 2	70	割子原	飯塚市大日寺 1554
10	久世ヶ浦	飯塚市川島 213	71	寺ノ谷 1	飯塚市大日寺 951
11	勝負坂	飯塚市川島 10	72	寺ノ谷 2	飯塚市大日寺 959
12	長浦	飯塚市横田 393	73	三月田	飯塚市大日寺 942
13	横川	飯塚市横田 552	74	大人	飯塚市大日寺 268
14	平原	飯塚市横田 635-1	75	狐谷	飯塚市大日寺 199
15	花瀬新堤	飯塚市伊岐須	76	猪ノ口上堤	飯塚市大日寺 1280
16	境	飯塚市伊川 157	77	猪ノ口下堤	飯塚市大日寺 1275
17	水洗	飯塚市伊川 139	78	膳棚	飯塚市大日寺 1062
18	清水谷	飯塚市伊川	79	原田	飯塚市大日寺 1283
19	安町	飯塚市伊川 849	80	井尻	飯塚市大日寺 434
20	伊川浦	飯塚市伊川 864	81	筒口	飯塚市花瀬 489
21	城ノ下	飯塚市伊川 1063	82	室堤	飯塚市潤野 744
22	野間尻	飯塚市伊川 192	83	囲下堤	飯塚市潤野 575
23		飯塚市相田	84	囲中堤	飯塚市潤野 586
24	猿喰	飯塚市相田 747	85	囲上堤	飯塚市潤野 587
25	池尻	飯塚市相田 779	86	宮ノ谷	飯塚市潤野 401
26	柳ヶ浦	飯塚市相田 1211	87	宮ノ山	飯塚市潤野 391
27	放念坊	飯塚市相田 1258	88	宮脇	飯塚市潤野 388
28	焼ヶ堤 2	飯塚市相田 1321	89	ノケヲ	飯塚市潤野 381
29	焼ヶ堤 1	飯塚市相田 1320	90	向野	飯塚市潤野 125
30	石原堤	飯塚市相田 1061	91	大牟田	飯塚市潤野 932
31	西河内下	飯塚市相田 1434	92	豊前坊上堤	飯塚市潤野 397
32	西河内上	飯塚市相田 1431	93	豊前坊下堤	飯塚市潤野 396
33	大山	飯塚市相田 1531	94	オシド堤	飯塚市潤野 737
34	青色瀬	飯塚市相田	95	政右エ門	飯塚市明星寺 1697
35	野添	飯塚市幸袋 628-1	96	囲	飯塚市明星寺 1614
36	城ノ腰	飯塚市幸袋 530-1	97	姿	飯塚市明星寺
37	背戸山	飯塚市中 1157	98	カコイ	飯塚市明星寺 1568
38	浮殿	飯塚市中 1269	99	篠振 (下)	飯塚市明星寺 1314
39	堂ノ尾	飯塚市中 1162	100	浦上堤	飯塚市明星寺 893
40	野間	飯塚市中 1336	101	小石ヶ浦	飯塚市明星寺 983
41	寺ノ谷	飯塚市中 717	102	浦	飯塚市明星寺 904
42	日陽浦	飯塚市庄司 574	103	宮ノ前	飯塚市明星寺 465
43	天瀬	飯塚市庄司 541	104	原合第 1	飯塚市明星寺 312
44	真砂	飯塚市庄司 623	105	作造	飯塚市明星寺 1751
45	吉ヶ谷	飯塚市庄司 1156	106	日物田	飯塚市八木山 1310-1
46	代用	飯塚市庄司 1559	107	峠ノ谷	飯塚市八木山 1745
47	笠城	飯塚市庄司 1508	108	甚九郎	飯塚市八木山 659
48	第 1 三十六	飯塚市庄司 1231	109	通葉山 (下)	飯塚市八木山 534
49	第 2 三十六	飯塚市庄司 1238	110	通葉山 (上)	飯塚市八木山 520
50	鴨居去	飯塚市庄司 2008	111	一ノ谷	飯塚市八木山 2876

番号	溜池名	所在地	番号	溜池名	所在地
51	中角	飯塚市庄司 182	112	萩ノ元	飯塚市八木山 354
52	城道	飯塚市庄司 1770	113	元山	飯塚市八木山 1271
53	梅川	飯塚市庄司 1073	114	鈴川	飯塚市建花寺 1383
54	山ノ神	飯塚市庄司 913	115	道葉山上堤	飯塚市建花寺 518
55	櫻田	飯塚市津島 245	116	道葉山下堤	飯塚市建花寺 515
56	尺ノ浦	飯塚市津島 306	117	道葉山中堤	飯塚市建花寺 522
57	子ジヶ浦	飯塚市津島 396	118	小切田	飯塚市建花寺 674
58	第1井ノ浦	飯塚市柳橋 868	119	古野下堤	飯塚市建花寺 1015
59	ナマエ	飯塚市柳橋	120	古野上堤	飯塚市建花寺 1073
60	井ノ浦第2	飯塚市柳橋 850	121	剣貫	飯塚市建花寺 883
61	第2山ノ谷	飯塚市目尾 1233	122	園	飯塚市建花寺 405
123	山中堤	飯塚市蓮台寺 399	186	献上	飯塚市椿
124	駒浦	飯塚市蓮台寺 391	187	大門(上)	飯塚市椿 577
125	池尻	飯塚市蓮台寺 492	188	日上	飯塚市弁分 613
126	倉谷	飯塚市蓮台寺 734	189	今丸	飯塚市弁分 444
127	宮ノ前下堤	飯塚市蓮台寺 376	190	カニガ坂(下)	飯塚市小正 894-1
128	宮ノ前上堤	飯塚市蓮台寺 385	191	立野	飯塚市小正 775-1
129	宮ノ前中堤	飯塚市蓮台寺 368	192	鋤坂	飯塚市小正 296-1
130	巡出	飯塚市蓮台寺 918	193	カニガ坂(上)	飯塚市小正 907-1
131	第2上坂	飯塚市鯉田 104	194	-	飯塚市内住
132	本坂	飯塚市鯉田 2-1	195	-	飯塚市内住
133	五反田	飯塚市鯉田 2516	196	-	飯塚市内住
134	梅ノ木	飯塚市鯉田 2500	197	中畑	飯塚市内住 606-2
135	黒切	飯塚市鯉田 148	198	切畑ダム	飯塚市内住
136	篠田	飯塚市鯉田 1572	199	土居丸	飯塚市内住
137	柳ヶ谷	飯塚市鯉田 1516	200	-	飯塚市内住
138	第1上坂	飯塚市鯉田 104	201	-	飯塚市内住
139	岩ヶ谷	飯塚市平恒 861-1	202	古屋敷	飯塚市内住 1848
140	ブドウ	飯塚市平恒 683	203	-	飯塚市大分
141	サコ第一	飯塚市太郎丸 263	204	-	飯塚市大分
142	スス坂	飯塚市太郎丸 251	205	綿打	飯塚市大分 2584
143	浦ノ谷(下)	飯塚市椋本 627	206	-	飯塚市大分
144	西ノ浦(上)	飯塚市椋本 596	207	-	飯塚市大分
145	西ノ浦(下)	飯塚市椋本 602-1	208	-	飯塚市大分
146	サコ第二	飯塚市椋本	209	-	飯塚市大分
147	観音寺	飯塚市椋本 544	210	-	飯塚市大分
148	ソコホゲ(上)	飯塚市椋本 231	211	-	飯塚市大分
149	ソコホゲ(中)	飯塚市椋本 227	212	-	飯塚市大分
150	ソコホゲ(下)	飯塚市椋本 226	213	-	飯塚市大分
151	茶ノ木浦(下)	飯塚市椋本 249	214	鶯塚	飯塚市大分 2001-2
152	茶ノ木浦(上)	飯塚市椋本 237	215	長楽寺	飯塚市大分 1299
153	浦ノ谷(上)	飯塚市椋本 609	216	-	飯塚市大分
154	菰枕(上)	飯塚市久保白	217	-	飯塚市大分
155	青利	飯塚市高田 798	218	-	飯塚市大分
156	乱橋	飯塚市高田 1767-1	219	-	飯塚市大分
157	桜木	飯塚市高田 1194	220	-	飯塚市山口
158	片山	飯塚市高田 43	221	コボシキ	飯塚市馬敷 1419-1
159	大久保	飯塚市舍利蔵 1210	222	奥畑	飯塚市馬敷 909
160	深田	飯塚市舍利蔵 971	223	岡谷	飯塚市馬敷 1345-1
161	釜底	飯塚市舍利蔵 792	224	中野	飯塚市馬敷 3-1
162	城ヶ尾	飯塚市舍利蔵 1460	225	井ノ口	飯塚市馬敷
163	平原(上)	飯塚市舍利蔵 774	226	昭和池	飯塚市馬敷 1416

番号	溜池名	所在地	番号	溜池名	所在地
164	平原（下）	飯塚市舍利蔵 782	227	鳥バミ	飯塚市筑穂元吉 966
165	松口（下）	飯塚市舍利蔵 457	228	-	飯塚市長尾
166	松口（上）	飯塚市舍利蔵 438	229	清久	飯塚市長尾 875
167	猪ノ口	飯塚市舍利蔵 391	230	風呂ノ谷	飯塚市長尾 1423
168	五反田	飯塚市舍利蔵 325-2	231	-	飯塚市北古賀
169	堀田	飯塚市舍利蔵 684	232	一ノ谷（下）	飯塚市平塚 791
170	向山	飯塚市舍利蔵	233	大谷	飯塚市平塚 460
171	浦ノ谷（下）	飯塚市津原 866-1	234	胴仏	飯塚市平塚 451
172	浦ノ谷（中）	飯塚市津原 878-1	235	一ノ谷（上）	飯塚市平塚 793
173	浦ノ谷（上）	飯塚市津原 879	236	湯ノ浦	飯塚市阿恵 1588
174	十郎谷（上）	飯塚市津原 837	237	大谷	飯塚市阿恵 650
175	十郎谷（下）	飯塚市津原 836	238	-	飯塚市弥山
176	菰枕（下）	飯塚市津原 1448	239	-	飯塚市内野
177	油田	飯塚市安恒 541	240	-	飯塚市内野
178	大門（下）	飯塚市椿 579-1	241	-	飯塚市桑曲
179	大門ヶ原（上）	飯塚市椿 594-1	242	池ノ谷	飯塚市高倉 779
180	大門ヶ原（下）	飯塚市椿 592	243	上屋敷	飯塚市高倉 300
181	ミクロ（下）	飯塚市椿 288	244	坂ノ谷	飯塚市高倉 234-1
182	ミクロ（上）	飯塚市椿 289	245	浦ノ谷	飯塚市高倉 329
183	スレダ第二	飯塚市椿 470-1	246	新堤	飯塚市高倉 151
184	スレダ第一	飯塚市椿 457-1	247	土手ノ内	飯塚市高倉 457
185	池田	飯塚市椿	248	大山上	飯塚市高倉 4
249	大山下	飯塚市高倉 6	314	不思川	飯塚市仁保 219-1
250	百田	飯塚市高倉 584	315	仁保貯水	飯塚市仁保 136-4
251	カッタイ	飯塚市高倉 767	316	人形	飯塚市仁保 580
252	丸傘田上	飯塚市筒野 122-2	317	天神	飯塚市仁保 27
253	丸傘田中	飯塚市筒野 118	318	鬼作	飯塚市大門 66-1
254	丸傘田下	飯塚市筒野 114	319	大谷	飯塚市大門 44
255	長谷	飯塚市筒野 298	320	鋤坂	飯塚市大門 11
256	小屋谷	飯塚市筒野 26	321	菰池上	飯塚市大門 61
257	権現谷	飯塚市筒野 6	322	天神免	飯塚市庄内元吉 87
258	新堤	飯塚市筒野 3	323	浦谷	飯塚市庄内元吉 577-8
259	莊太郎	飯塚市筒野 2	324	綿打下	飯塚市庄内元吉 772
260	浦山下	飯塚市筒野 131	325	綿打上	飯塚市庄内元吉 770
261	浦山上	飯塚市筒野 129	326	寺ヶ坂	飯塚市庄内元吉 42
262	伊山	飯塚市筒野 800	327	綿打	飯塚市庄内元吉
263	小憎	飯塚市赤坂 571	328	有賀浦	飯塚市有井 520
264	内堤	飯塚市赤坂 423	329	福ヶ坂	飯塚市勢田 141
265	長堤	飯塚市赤坂 397	330	青池	飯塚市勢田 117
266	簾石	飯塚市赤坂 875	331	島奥	飯塚市勢田 1058
267	三軒屋	飯塚市赤坂 884-1	332	葉山谷	飯塚市勢田 1670
268	寺室	飯塚市赤坂	333	京蓮坊	飯塚市勢田 600
269	中村	飯塚市赤坂 564	334	楠坂	飯塚市勢田 2160
270	若山下	飯塚市入水 164	335	倉谷	飯塚市勢田 214
271	宮ノ谷	飯塚市入水 227	336	石丸	飯塚市口原 186
272	坂口	飯塚市入水 258	337	円内	飯塚市佐與 2070
273	蝦坂	飯塚市入水 43-1	338	鍋ヶ浦	飯塚市佐與 601
274	山ノ口	飯塚市入水 81	339	観音寺	飯塚市佐與 2062
275	中峠	飯塚市入水 428	340	大師	飯塚市佐與 2611
276	若山	飯塚市入水 162	341	北の浦	飯塚市佐與 1646
277	山中	飯塚市山倉 166	342	市木	飯塚市佐與 1514
278	見正	飯塚市山倉 452	343	尾笹	飯塚市佐與 1491

番号	溜池名	所在地	番号	溜池名	所在地
279	草場下	飯塚市山倉 266	344	小竹ヶ浦	飯塚市佐與 56
280	草場上	飯塚市山倉 265	345	一ッ家	飯塚市鹿毛馬 699
281	斧落	飯塚市山倉 62-4	346	唐松	飯塚市鹿毛馬 695
282	松山	飯塚市綱分 282	347	古谷	飯塚市鹿毛馬 275
283	赤松下	飯塚市綱分 315	348	烏尾 C	飯塚市鹿毛馬 74
284	赤松上	飯塚市綱分 365	349	ナギノ	飯塚市鹿毛馬 18
285	ナギ	飯塚市綱分 112	350	烏尾 B	飯塚市鹿毛馬 27
286	伏尾	飯塚市綱分 26	351	烏尾	飯塚市鹿毛馬 142
287	新堤	飯塚市綱分 41-2	352	汐井場	飯塚市鹿毛馬 148
288	仮又	飯塚市綱分 906	353	荒牧	飯塚市鹿毛馬 412
289	新堤	飯塚市綱分 890	354	椿山	飯塚市鹿毛馬 1978
290	倉谷貯水	飯塚市綱分 935-1	355	清水	飯塚市鹿毛馬 1189
291	溝野	飯塚市綱分 913	356	椎木浦	飯塚市鹿毛馬 1687
292	関ノ山上	飯塚市綱分 464-4	357	神龍石	飯塚市鹿毛馬 1536
293	関ノ山下	飯塚市綱分 513	358	小堤	飯塚市鹿毛馬 1455
294	ショウケ	飯塚市綱分 558	359	狩場	飯塚市鹿毛馬 867
295	郡太郎	飯塚市綱分 1833	360	古賀ノ下	飯塚市鹿毛馬 984
296	立貯水	飯塚市綱分 1477-2	361	-	飯塚市鹿毛馬
297	合ヶ坂下	飯塚市綱分 1151-1	362	-	飯塚市鹿毛馬
298	金石上	飯塚市有安 35	363	牧龍	飯塚市鹿毛馬
299	金石下	飯塚市有安 35	364	小峠	飯塚市鹿毛馬 796
300	藤田	飯塚市有安 113			
301	鳥羽	飯塚市有安 892-2			
302	栗崎	飯塚市有安 587			
303	寺堤	飯塚市有安 2			
304	野黒見	飯塚市多田 311			
305	馬ノ背	飯塚市多田 17			
306	火山	飯塚市多田 1-7			
307	山ノ口	飯塚市多田 25			
308	菰	飯塚市多田			
309	長坂	飯塚市多田 350			
310	新堤	飯塚市仁保 26			
311	鳴	飯塚市仁保 25			
312	泥	飯塚市仁保 7			
313	高尾	飯塚市仁保 8-34			

2 設備、施設等

2-1 飯塚市防災行政無線

令和5年4月現在

(移動系)

	局種	呼び出し名称		出力	備 考	
					型式	常置場所
1	-	統制台		-	統制台	飯塚市役所
2	ML	防災センター		5W	半固定	飯塚市防災センター
3	ML	穂波支所		5W	半固定	穂波支所
4	ML	筑穂支所		5W	半固定	筑穂支所
5	ML	庄内支所		5W	半固定	庄内支所
6	ML	穎田支所		5W	半固定	穎田支所
7	-	遠隔制御装置		-	遠隔制御装置	飯塚市役所
8	ML	団本指 171(団本 指令車)	171	5W	車載	飯塚市役所管内消防団
9	MK	団本部 172(本部隊)	172	2W	車携帯	飯塚市役所管内消防団
10	MK	飯方機 111(団本 機動隊)	111	2W	車携帯	飯塚市役所管内消防団
11	MK	飯方一 112(団 1 飯塚)	112	2W	車携帯	飯塚市役所管内消防団
12	MK	飯方一 113(団 1 徳前)	113	2W	車携帯	飯塚市役所管内消防団
13	MK	飯方二 114(団 2 鯉田)	114	2W	車携帯	飯塚市役所管内消防団
14	MK	飯方二 115(団 2 目尾)	115	2W	車携帯	飯塚市役所管内消防団
15	MK	飯方三 116(団 3 芳雄)	116	2W	車携帯	飯塚市役所管内消防団
16	MK	飯方四 117(団 4 菰田)	117	2W	車携帯	飯塚市役所管内消防団
17	MK	飯方四 118(団 4 上三緒)	118	2W	車携帯	飯塚市役所管内消防団
18	MK	飯方五 119(団 5 片島)	119	2W	車携帯	飯塚市役所管内消防団
19	MK	飯方五 120(団 5 横田)	120	2W	車携帯	飯塚市役所管内消防団
20	MK	飯方六 121(団 6 新町)	121	2W	車携帯	飯塚市役所管内消防団
21	MK	飯方六 122(団 6 相田)	122	2W	車携帯	飯塚市役所管内消防団
22	MK	飯方七 123(団 7 幸袋)	123	2W	車携帯	飯塚市役所管内消防団
23	MK	飯方七 124(団 7 庄司)	124	2W	車携帯	飯塚市役所管内消防団
24	MK	飯方八 125(団 8 潤野)	125	2W	車携帯	飯塚市役所管内消防団
25	MK	飯方八 126(団 8 坂の下)	126	2W	車携帯	飯塚市役所管内消防団
26	MK	飯方八 127(団 8 八木山)	127	2W	車携帯	飯塚市役所管内消防団
27	MK	飯塚携 201	201	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
28	MK	飯塚携 202	202	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
29	MK	飯塚携 203	203	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
30	MK	飯塚携 204	204	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
31	MK	飯塚携 205	205	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
32	MK	飯塚携 206	206	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
33	MK	飯塚携 207	207	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
34	MK	飯塚携 208	208	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
35	MK	飯塚携 209	209	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
36	MK	飯塚携 210	210	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
37	MK	飯塚携 211	211	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
38	MK	飯塚携 212	212	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
39	MK	飯塚携 213	213	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
40	MK	飯塚携 214	214	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
41	MK	飯塚携 215	215	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
42	MK	飯塚携 216	216	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団

	局種	呼び出し名称		出力	備 考	
					型式	常置場所
43	MK	飯塚携 217	217	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
44	MK	飯塚携 218	218	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
45	MK	飯塚携 219	219	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
46	MK	飯塚携 220	220	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
47	MK	飯塚携 221	221	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
48	MK	飯塚携 222	222	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
49	MK	飯塚携 223	223	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
50	MK	飯塚携 224	224	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
51	MK	飯塚携 225	225	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
52	MK	飯塚携 226	226	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
53	MK	飯塚携 227	227	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
54	MK	飯塚携 228	228	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
55	MK	飯塚携 229	229	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
56	MK	飯塚携 230	230	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
57	MK	飯塚携 231	231	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
58	MK	飯塚携 232	232	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
59	MK	飯塚携 233	233	2W	携帯	飯塚市役所管内消防団
60	ML	穂方指 131(団本 指令車)	131	5W	車載	穂波支所管内 消防団
61	MK	穂方一 132(団 1 楽市)	132	2W	車携帯	穂波支所管内 消防団
62	MK	穂方二 133(団 2 椿)	133	2W	車携帯	穂波支所管内 消防団
63	MK	穂方三 134(団 3 平恒)	134	2W	車携帯	穂波支所管内 消防団
64	MK	穂方四 135(団 4 枝国)	135	2W	車携帯	穂波支所管内 消防団
65	MK	穂方五 136(団 5 忠隈)	136	2W	車携帯	穂波支所管内 消防団
66	MK	穂方六 137(団 6 高田)	137	2W	車携帯	穂波支所管内 消防団
67	MK	穂携帯 241	241	2W	携帯	穂波支所管内 消防団
68	MK	穂携帯 242	242	2W	携帯	穂波支所管内 消防団
69	MK	穂携帯 243	243	2W	携帯	穂波支所管内 消防団
70	MK	穂携帯 244	244	2W	携帯	穂波支所管内 消防団
71	MK	穂携帯 245	245	2W	携帯	穂波支所管内 消防団
72	MK	穂携帯 246	246	2W	携帯	穂波支所管内 消防団
73	MK	穂携帯 247	247	2W	携帯	穂波支所管内 消防団
74	MK	穂携帯 248	248	2W	携帯	穂波支所管内 消防団
75	MK	穂携帯 249	249	2W	携帯	穂波支所管内 消防団
76	MK	穂携帯 250	250	2W	携帯	穂波支所管内 消防団
77	MK	筑方指 141(団本 指令車)	141	2W	車携帯	筑穂支所管内 消防団
78	MK	筑方一 142(団 1 大分)	142	2W	車携帯	筑穂支所管内 消防団
79	MK	筑方二 143(団 2 阿恵)	143	2W	車携帯	筑穂支所管内 消防団
80	MK	筑方二 144(団 2 長野)	144	2W	車携帯	筑穂支所管内 消防団
81	MK	筑方三 145(団 3 内野)	145	2W	車携帯	筑穂支所管内 消防団
82	MK	筑携帯 261	261	2W	携帯	筑穂支所管内 消防団
83	MK	筑携帯 262	262	2W	携帯	筑穂支所管内 消防団
84	MK	筑携帯 263	263	2W	携帯	筑穂支所管内 消防団
85	MK	筑携帯 264	264	2W	携帯	筑穂支所管内 消防団
86	MK	筑携帯 265	265	2W	携帯	筑穂支所管内 消防団
87	MK	筑携帯 266	266	2W	携帯	筑穂支所管内 消防団
88	MK	筑携帯 267	267	2W	携帯	筑穂支所管内 消防団

	局種	呼び出し名称		出力	備 考	
					型式	常置場所
89	ML	筑携帯 268	268	2W	携帯	筑穂支所管内 消防団
90	ML	筑携帯 269	269	2W	携帯	筑穂支所管内 消防団
91	ML	筑携帯 270	270	2W	携帯	筑穂支所管内 消防団
92	ML	庄方指 151(団本 指令車)	151	2W	車携帯	庄内支所管内 消防団
93	ML	庄方一 152(団 1 綱分)	152	2W	車携帯	庄内支所管内 消防団
94	ML	庄方二 153(団 2 仁保)	153	2W	車携帯	庄内支所管内 消防団
95	ML	庄方三 154(団 3 赤坂)	154	2W	車携帯	庄内支所管内 消防団
96	ML	庄携帯 281	281	2W	携帯	庄内支所管内 消防団
97	ML	庄携帯 282	282	2W	携帯	庄内支所管内 消防団
98	ML	庄携帯 283	283	2W	携帯	庄内支所管内 消防団
99	ML	庄携帯 284	284	2W	携帯	庄内支所管内 消防団
100	ML	庄携帯 285	285	2W	携帯	庄内支所管内 消防団
101	ML	穎方一 161(団 1 勢田)	161	2W	車携帯	穎田支所管内 消防団
102	ML	穎方一 162(団 2 口原)	162	2W	車携帯	穎田支所管内 消防団
103	ML	穎方一 163(団 3 佐與)	163	2W	車携帯	穎田支所管内 消防団
104	ML	穎方一 164(団 4 鹿毛馬)	164	2W	車携帯	穎田支所管内 消防団
105	ML	穎携帯 291	291	2W	携帯	穎田支所管内 消防団
106	ML	穎携帯 292	292	2W	携帯	穎田支所管内 消防団
107	ML	穎携帯 293	293	2W	携帯	穎田支所管内 消防団
108	ML	穎携帯 294	294	2W	携帯	穎田支所管内 消防団
109	ML	穎携帯 295	295	2W	携帯	穎田支所管内 消防団
110	FB	飯塚市三郡基地		10W	基地局無線機	
111	FB	飯塚市八木山基地		10W	基地局無線機	
112	FB	飯塚市内住基地		5W	基地局無線機	
113	FX	飯塚市三郡基地		10W	FWA 無線機	
114	FX	筑穂支所		5W	FWA 無線機	

2-2 地方通信ルート（非常通信ルート）

令和4年4月現在

	担当部署	ルート名	伝送方法	非常通信受付機関	伝送方法	非常通信受付機関	伝送方法	県担当部署
1	防災安全課	警察ルート	使送	a. 飯塚警察署	無線	f. 県警察本部	有線	消防防災指導課
2	防災安全課	建設ルート	使送	b. 遠賀川河川事務所 飯塚出張所	無線	g. 遠賀川河川事務所	有線	消防防災指導課
3	防災安全課	電力ルート	使送	c. 九州電力送配電(株) 飯塚営業所	無線	h. 九州電力送配電(株)	無線	消防防災指導課
4	防災安全課	消防ルート	使送	d. 飯塚消防署	-	i. 飯塚地区消防本部	無線	消防防災指導課
5	防災安全課	県庁ルート	使送	e. 県飯塚土木事務所	無線	j. -	無線	消防防災指導課

〈伝送方法〉

- ・「使送」（徒歩、自転車、バイク等で人が直接、情報の伝達をすること）、「無線」、「有線」

〈「非常通信受付機関」の担当部署及びNTT電話番号〉

	担当部署	NTT電話番号
a.	飯塚警察署警備課	0948-21-0110
b.	国土交通省遠賀川河川事務所飯塚出張所	0948-22-1410
c.	九州電力送配電(株)飯塚配電事業所	0800-777-9403
d.	飯塚消防署警防係	0948-22-7602
e.	飯塚県土整備事務所用地課	0948-23-4111
f.	県警察本部地域部通信指令課	092-641-4141（内 3618）
g.	国土交通省遠賀川河川事務所	0949-22-1830
h.	九州電力送配電(株)	092-761-3340
i.	飯塚地区消防本部警防課	0948-22-7600
j.	-	-

飯塚市総務部防災安全課防災係 ○NTT電話番号（0948-22-5500）

2-3 水防倉庫

令和5年4月現在

施設名	所在地	施設名	所在地
幸袋水防倉庫	幸袋 826-10	庄内水防倉庫	網分 802 (支所内)
鎮西水防倉庫	大日寺 593-2	穎田水防倉庫	勢田 1271-1
穂波水防倉庫	椿 197-2	防災センター水防倉庫	芳雄 16-7
筑穂水防倉庫	長尾 1238-2		

NO	資器材	施設名							計
		幸袋	鎮西	穂波	筑穂	庄内	穎田	防災センター	
1	一輪車		2	2	3	2	11	10	23
2	リヤカー			1				1	2
3	ボート(消防団含)	1	1	3		1	2		7
4	無線機								0
5	照明灯								1
6	カケヤ	12	1	7	4	2	2	6	32
7	タコ槌								14
8	ハンマー	2		6		4		2	12
9	スコップ	40	42	12	10	16	4	1	128
10	ツルハシ	2	3	5	2	1			16
11	カキ板	1	6	1	2	6	1		18
12	ガンズメ	1	11						19
13	クワ		2	2		1			9
14	カマ	2	1	9	1		2		34
15	ノコギリ								4
16	ナタ				1	1			11
17	手オノ	4							7
18	トビロ		3		4	4			8
19	ペンチ					3			3
20	ザル、エブ	6	10	8	3	4		28	56
21	土のう袋(麻)		8					40	140
22	土のう袋	40	40	100	200	800	600	100	1,655
23	カマス						30		30
24	ブルーシート	42	25	4	20	7	12	11	137
25	杭丸太	60	6	60	5	70	15		240
26	鉄杭	20	7	30	4	30	55	110	259
27	竹							15	15
28	板(枚)		19						10
29	鉄線(Kg)	2		1					5
30	ロープ(巻)	12	4	1	8	10	9	10	62
31	縄(巻)			4	2				26
32	PPロープ(巻)	3				5			8
33	バリケード	18	18	20	20	11	3		110
34	コーン	20	16	20	40	20	10	14	162
35	マーカライト								0
36	ピカチューブ								0
37	釘(Kg)								0
38	土のう			200	50	200	150	500	1,000

2-4 給水車及び給水タンク保有状況

平成 27 年 4 月 1 日現在

種 類		地 区				
		飯塚	穂波	筑穂	庄内	穎田
給水タンク (基)	1.2m ³	3			1	
	1.0m ³	2	2	1		
	0.8m ³	3				
	0.3m ³		2			
蓋付ポリバケツ(個)	600			113		
ポリタンク (個)	100	190				

2-5 水道施設一覧表

平成 27 年 4 月 1 日現在

地区	浄水場	施設 管理者	所在地	電話番号 (0948)	水系	水源池	水源 種別	取水能力 (m ³ /日)	給水能力 (m ³ /日)	浄水方式
飯塚	鯰田		鯰田 2109-4	22-3399	鯰田水系	鯰田水源	表流水	13,900	13,200	高度処理
	明星寺		明星寺 98-3	22-2309	明星寺水系	久保白水源	ダム水	13,000	12,350	急速ろ過
	堀池		堀池 332-1	-	楽市水系	楽市水源 (1、3号)	伏流水	12,900	12,250	急速ろ過
						楽市水源 (2、4号)	浅井戸			
	伊岐須		伊岐須 751	-	相田・伊岐 須水系	伊岐須水源	浅井戸	休止中	休止中	休止中
	相田		相田 532-1	-		相田水源	深井戸	休止中	休止中	休止中
	吉北		吉北 1181	-	目尾水系	目尾水源	伏流水	1470	1,400	急速ろ過
鯰田 共同		鯰田 508	21-6372	鯰田共同水 系	鯰田共同水源	表流水	5,300 (2,300)	5,030	高度処理	
筑穂	長尾		長尾 427-1	72-1481	長尾水系	長尾1号井	浅井戸	2,200	2,200	緩速ろ過
						長尾2号井	浅井戸			
						長尾3号井	伏流水			
						長尾4号井	浅井戸			
	平塚		長尾 297	-	平塚水系	平塚1号井	浅井戸	休止中	休止中	休止中
内野		内野 942-2	-	内野水系	内野1号井	深井戸	1,300	1,230	急速ろ過	
					内野2号井	深井戸				
穂波	太郎丸		太郎丸 184	22-3019	太郎丸水系	穂波川水源	表流水	7,600	7,220	急速ろ過
						桜木水源	浅井戸	1,900	1,800	緩速ろ過
						楽市第2水源	伏流水			
	秋松		秋松 354-2	-	秋松水系	今吉水源	浅井戸	4,110	3,900	急速ろ過
						古川水源	浅井戸			
	高田		高田 627	-	高田水系	高田大塚水源	深井戸	320	300	急速ろ過
高田猪ノ口 (予備水源)						深井戸				
庄内	鯰田 共同		鯰田 508	21-6372	鯰田共同水 系	鯰田共同水源	表流水	(2,000)		高度処理
	岩崎		嘉麻市 岩崎 959-1	42-1369	岩崎水系	岩崎3号井	浅井戸	2,900	2,760	膜ろ過
						岩崎4号井	浅井戸			
岩崎5号井	浅井戸									
穎田	鯰田 共同		鯰田 508	21-6372	鯰田共同水 系	鯰田共同水源	表流水	(1,000)		高度処理

2-6 広域避難地

令和5年4月現在

名称	管理者	所在地	敷地面積	収容可能人員	電話番号	想定浸水状況			
						管理区間			
			(㎡)	(人)	(0948)	国	県		
						遠賀川	穂波川	泉河内川	建花寺川
(大規模公園・広場等)									
笠城ダム公園	都市計画課	庄司	14,350	4,340		-	-	-	-
健康の森公園 (多目的グラウンド)	都市計画課 スポーツ振興課	吉北 120-9	8,970	2,710	21-7811	-	-	-	-
大将陣公園	都市計画課	楽市	11,260	3,412		-	-	-	-
市民公園(多目的広場)	都市計画課 スポーツ振興課	鯉田 1560-5	17,200	5,210	23-0581	-	-	-	-
中央公園 (運動場・野球場)	都市計画課 スポーツ振興課	鹿毛馬 2288	20,334	6,160	92-1034	-	-	-	-
勝盛公園	都市計画課	片島 1丁目	4,200	1,270	22-2988	-	-	-	-
旌忠公園	都市計画課	鯉田	5,500	1,660		-	-	-	-
五穀神公園	都市計画課	菰田	2,900	870		-	-	-	-
高宮公園	都市計画課	伊岐須	1,300	390		-	-	-	-
筑穂グラウンド	スポーツ振興課	長尾 1340	8,878	2,690	72-2204	-	-	-	-
筑穂多目的グラウンド	スポーツ振興課	大分 1985-53	17,500	5,300	29-3266	-	-	-	-
穂波グラウンド	スポーツ振興課	平恒 1-6	2,540	760	29-3266	-	-	-	-
庄内グラウンド	スポーツ振興課	有安 1-2	18,021	5,460	82-3344	-	-	-	-
(学校関係)									
飯塚小学校	教育委員会	西徳前 2-6	6,970	2,110	22-3026	E	-	-	-
片島小学校	教育委員会	片島 3丁目 8-5	7,660	2,320	22-0289	C	-	-	C
菰田小学校	教育委員会	菰田東 2-19-5	10,110	3,060	22-0560	B	-	-	-
立岩小学校	教育委員会	立岩 1176-1	9,670	2,930	22-0005	-	-	-	-
飯塚東小学校	教育委員会	下三緒 54	10,320	3,120	22-3267	-	-	-	-
伊岐須小学校	教育委員会	伊岐須 843	19,480	5,900	22-2349	-	-	-	-
旧潤野小学校	教育委員会	潤野 320	7,840	2,370	-	-	-	-	-
八木山小学校	教育委員会	八木山 693-1	4,400	1,330	22-2951	-	-	-	-
旧蓮台寺小学校	教育委員会	蓮台寺 75	14,580	4,410	-	-	-	-	-
鯉田小学校	教育委員会	鯉田 1263	5,340	1,610	22-3299	C	-	-	-
小中一貫校穂波東校	教育委員会	平恒 1021-1	9,999	3,030	小学校 22-0579 中学校 22-1052	E	-	-	-
旧楽市小学校	教育委員会	楽市 163-1	11,150	3,370	-	D	-	-	-
椋本小学校	教育委員会	椋本 16-2	8,740	2,640	22-1068	-	-	-	-
高田小学校	教育委員会	高田 701	7,560	2,290	22-3328	-	-	-	-
若菜小学校	教育委員会	小正 249-2	8,680	2,630	22-0581	-	-	-	-
大分小学校	教育委員会	大分 1985-1	10,830	3,280	72-0106	-	-	-	-

名 称	管理者	所 在 地	敷地面積 (㎡)	収容 可能 人員 (人)	電話 番号 (0948)	想定浸水状況			
						管理区間			
						国	県		
						遠 賀 川	穂 波 川	泉 河 内 川	建 花 寺 川
上穂波小学校	教育委員会	筑穂元吉 403	6,370	1,930	72-0014	-	-	-	-
内野小学校	教育委員会	内野 3537-1	4,150	1,250	72-0155	-	-	-	-
庄内小学校	教育委員会	有安 1-22	10,000	3,030	82-1202	-	-	-	-
飯塚第一中学校	教育委員会	新立岩 16-18	8,560	2,590	22-0553	B	-	-	-
飯塚第二中学校	教育委員会	柏の森 483	7,200	2,180	22-3713	B	-	-	-
二瀬中学校	教育委員会	伊岐須 740	14,260	4,320	22-0388	-	-	-	D
小中一貫校幸袋校	教育委員会	中 730-1	9,385	2,843	22-2924	-	-	-	-
小中一貫校飯塚鎮 西校	教育委員会	大日寺 141	9,600	2,900	小学校 22-0298 中学校 24-4432	-	-	-	-
旧飯塚第三中学校	教育委員会	鯨田 2075	1,432	4,330	-	-	-	-	-
穂波西中学校	教育委員会	椿 250-1	15,460	4,680	22-1049	-	-	-	-
筑穂中学校	教育委員会	長尾 903-1	31,708	9,600	72-0103	-	-	-	-
庄内中学校	教育委員会	綱分 1000-1	11,470	3,470	82-1201	-	-	-	-
小中一貫校穎田校	教育委員会	鹿毛馬 1667-2	8,620	2,610	92-0126	-	-	-	-

注 1) 延焼火災等からの一時的避難場所

注 2) 応援部隊や救援物資の拠点、仮設住宅建設候補地

注 3) 平常時の防災訓練の場所、備蓄基地等

注 4) 収容可能人員(人)=敷地面積(グラウンド)÷3.3㎡、第1位切捨

注 5) 浸水想定状況は、遠賀川水系浸水想定区域図による。

※想定浸水状況 A;5.0m以上の区域、B;2.0～5.0m未満の区域、C;1.0～2.0m未満の区域、
D;0.5～1.0m未満の区域、E;0.5m未満、-;該当なし

2-7 指定緊急避難場所
一覧表（風水害）

地区名	避難予定地	収容人員	電話番号	所在地	浸水想定	警戒区域 土砂災害	震災時	
飯塚地区	飯塚片島	中央公民館(コミュニティセンター)	1,710	22-3274	飯塚 14-67	B		○
		飯塚片島交流センター	170	22-2379	本町 20-17	—		○
		片島小学校	160	22-0289	片島 3-8-5	B		○
	菰田	菰田交流センター	180	23-6819	菰田東 1-7-45	—		○
	立岩	立岩交流センター	320	23-6000	新立岩 8-13	C		○
	飯塚東	飯塚東交流センター	180	23-6028	下三緒 57-86	—	○	○
	鯉田	鯉田交流センター	146	22-9293	鯉田 1358-1	B		○
		飯塚市総合体育館	1,888	23-4500	鯉田 1560-5	—		○
	二瀬	二瀬交流センター	201	22-2196	横田 809	C		○
		九州工業大学	500	29-7500	川津 680-4	—		○
	幸袋	小中一貫校幸袋校	180	小学校 22-0613 中学校 22-2924	中 730-1	—		○
		幸袋交流センター	160	22-1189	目尾 1020-1	D		○
		健康の森公園多目的施設	100	24-2355	吉北 120-6	—		○
		株式会社福岡ソフトウェアセンター		21-1281	幸袋 526-1	—		○
	鎮西	鎮西交流センター	240	23-3396	大日寺 141	—		○
		旧潤野児童センター	60	—	潤野 224-1	—		○
		旧蓮台寺児童センター	70	—	蓮台寺 75	—		○
		飯塚市福祉センター伊川の郷		22-3007	伊川 82-45	—		○
	穂波地区	穂波交流センター	390	24-7458	秋松 408	C		○
忠隈住民センター		120	24-6704	忠隈 188-3	—		○	
穂波福祉総合センター		680	21-6330	枝国 402-100	—		○	
筑穂地区	筑穂交流センター	530	72-2204	長尾 1340	—			
庄内地区	庄内交流センター (別館及び旧庄内保健福祉総合センター含む)	939	82-3344	綱分 771-1 (綱分 791-4)	—		○	
顎田地区	顎田交流センター	420	92-1034	鹿毛馬 1667-2	—		○	

注 1) 想定浸水は、遠賀川水系浸水想定区域図による。(A: 5.0m以上の区域、B: 3.0~5.0m未満の区域、C: 0.5~3.0m未満の区域、D: 0.5m未満の区域、—: 該当なし)

注 2) 収容可能人員(人)=敷地面積(グラウンド)÷3.3㎡、第1位切捨

一覧表（震災）

地区名	避難予定地	収容人員	電話番号	所在地	浸水想定	風水害時	
飯塚地区	飯塚片島	中央公民館(コミュニティセンター)	1,710	22-3274	飯塚 14-67	B	○
		飯塚片島交流センター	170	22-2379	本町 20-17	—	○
		片島小学校	160	22-0289	片島 3-8-5	B	○
		クラブハウス川津支店		23-7529	川津 356-2	C	
	菰田	菰田小学校	290	22-0560	菰田東 2-19-5	—	
		菰田交流センター	180	23-6819	菰田東 1-7-45	—	○
	立岩	飯塚市役所	2,690	22-5500	新立岩 5-5	C	
		立岩交流センター	320	23-6000	新立岩 8-13	B	○
	飯塚東	飯塚東小学校	290	22-3267	下三緒 54	—	
		飯塚東交流センター	180	23-6028	下三緒 57-86	—	○
	鯉田	鯉田交流センター	146	22-9293	鯉田 1358-1	B	○
		鯉田小学校	240	22-3299	鯉田 1263	C	
		飯塚市総合体育館	1,888	23-4500	鯉田 1560-5	—	○
	二瀬	二瀬交流センター	201	22-2196	横田 809	C	○
		二瀬中学校	420	22-0388	伊岐須 740	C	
		九州工業大学	500	29-7500	川津 680-4	—	○
	幸袋	小中一貫校幸袋校	180	小学校 22-0613 中学校 22-2924	中 730-1	—	○
		幸袋交流センター	160	22-1189	目尾 1020-1	D	○
		健康の森公園多目的施設	100	24-2355	吉北 120-6	—	○
		株式会社福岡ソフトウェアセンター		21-1281	幸袋 526-1	—	○
		クラブハウス目尾支店		26-5727	目尾 362	C	
	鎮西	鎮西交流センター	240	23-3396	大日時 141	—	○
		旧潤野児童センター	60	—	潤野 224-1	—	○
旧蓮台寺児童センター		70	—	蓮台寺 75	—	○	
飯塚市福祉センター伊川の郷			22-3007	伊川 82-45	—	○	
ダイナム福岡飯塚花瀬店			26-0380	花瀬 64-1	—		
穂波地区	穂波交流センター	390	24-7458	秋松 408	C	○	
	穂波人権啓発センター	130	28-5622	太郎丸 974-1	—		
	忠隈住民センター	120	24-6704	忠隈 188-3	—	○	
	穂波福祉総合センター	680	21-6330	枝国 402-100	—	○	
	クラブハウス本店		25-6662	弁分 40-3	C		
筑穂地区	筑穂支所	1,260	72-1100	長尾 1242-1	—		
庄内地区	庄内交流センター (別館及び旧庄内保健福祉総合センター含む)	939	82-3344	綱分 771-1 (綱分 791-4)	—	○	
	クラブハウス庄内支店		82-2889	有安 524	C		
穎田地区	穎田交流センター	420	92-1034	鹿毛馬 1667-2	—	○	
	ダイナム福岡穎田店		92-4535	佐與 1558	B		

注2) 収容可能人員(人)=敷地面積(グラウンド)÷3.3㎡、第1位切捨

2-7-2 指定避難所
一覧表(1)

地区名	避難予定地	収容人員	電話番号	所在地	想定浸水	警戒区域 土砂災害	風水害	震災	
飯塚地区	飯塚片島	飯塚小学校	290	22-3026	西徳前 2-6	—		○	○
		飯塚コスモスコモン	3,840	21-0505	飯塚 14-66	B		○	○
		中央公民館(コミュニティセンター)	1,710	22-3274	飯塚 14-67	B		○	○
		飯塚片島交流センター	170	22-2379	本町 20-17	—		○	○
		片島小学校	160	22-0289	片島 3-8-5	B		○	○
	菰田	菰田小学校	290	22-0560	菰田東 2-19-5	—		○	○
		菰田交流センター	180	23-6819	菰田東 1-7-45	—		○	○
	立岩	立岩小学校	290	22-0005	立岩 1176-1	—		○	○
		飯塚第一中学校	410	22-0553	新立岩 16-18	B		○	○
		嘉穂東高等学校	2,320	22-0071	立岩 1730-5	C		○	○
		飯塚市役所	2,690	22-5500	新立岩 5-5	C		○	○
		立岩交流センター	320	23-6000	新立岩 8-13	C		○	○
	飯塚東	飯塚東小学校	290	22-3267	下三緒 54	—	○	○	○
		飯塚第二中学校	470	22-3713	柏の森 483	B		○	○
		飯塚東交流センター	180	23-6028	下三緒 57-86	—	○	○	○
	鯉田	鯉田小学校	240	22-3299	鯉田 1263	B		○	○
		旧飯塚第三中学校(体育館)	410	—	鯉田 2075	—		○	○
		鯉田交流センター	146	22-9293	鯉田 1358-1	B		○	○
		飯塚オートレース場	5,080	22-6326	鯉田 147	—		○	○
		飯塚市総合体育館	1,888	23-4500	鯉田 1560-5	—		○	○
	二瀬	伊岐須小学校	350	22-2349	伊岐須 843	C		○	○
		二瀬中学校	420	22-0388	伊岐須 740	C		○	○
		二瀬交流センター	201	22-2196	横田 809	C		○	○
	幸袋	小中一貫校幸袋校	180	小学校 22-0613 中学校 22-2924	中 730-1	—		○	○
		幸袋交流センター	160	22-1189	目尾 1020-1	D		○	○
		健康の森公園多目的施設	100	24-2355	吉北 120-6	—		○	○
	鎮西	旧潤野児童センター	60	—	潤野 320	—		○	○
旧蓮台寺児童センター		70	—	蓮台寺 75	—		○	○	
小中一貫校飯塚鎮西校		180	小学校 22-0298 中学校 24-4432	大日寺 141	—		○	○	
鎮西交流センター		150	23-3396					○	○
嘉穂高等学校		3,150	22-0231	潤野 8-12	—		○	○	

注1) 想定浸水は、遠賀川水系浸水想定区域図による。(A : 5.0m以上の区域、B : 3.0~5.0m未満の区域、C : 0.5~3.0m未満の区域、D : 0.5m未満の区域、— : 該当なし)

注2) 収容可能人員(人)=敷地面積(グラウンド)÷3.3㎡、第1位切捨

一覧表(2)

地区名	避難予定地	収容人員	電話番号	所在地	浸水想定	土砂災害警戒区域	風水害	震災
穂波地区	若菜小学校	240	22-0581	小正 249-2	—		○	○
	椋本小学校	200	22-1068	椋本 16-2	—		○	○
	小中一貫校穂波東校	660	小学校 22-0579 中学校 22-1052	平恒 1021-1	C		○	○
	高田小学校(校舎)	140	22-3328	高田 701-1	—	○	○	○
	穂波西中学校(校舎)	300	22-1049	椿 250-1	—	○	○	○
	穂波支所	2,050	22-0380	忠隈 523	B		○	○
	穂波交流センター	390	24-7458	秋松 408	C		○	○
	穂波人権啓発センター	130	28-5622	太郎丸 974-1	—		○	○
	忠隈住民センター	120	24-6704	忠隈 188-3	—		○	○
	穂波B&G海洋センター	320	29-3266	平恒 54-24	—		○	○
	穂波体育館	640	24-2204	秋松 408	C		○	○
	筑豊緊急物資輸送センター	60	26-2227	平恒 169-1	—		○	○
	穂波福祉総合センター	680	21-6330	枝国 402-100	—		○	○
筑穂地区	大分小学校	640	72-0106	大分 1985-1	—		○	○
	上穂波小学校	200	72-0014	筑穂元吉 430	—		○	○
	内野小学校	230	72-0155	内野 3537-1	—		○	○
	筑穂中学校	410	72-0103	長尾 903-1	—		○	○
	筑穂支所	1,260	72-1100	長尾 1242-1	—		○	○
	筑穂交流センター	530	72-2204	長尾 1340	—		○	
	筑穂体育館	630	72-2204	長尾 1340	—		○	○
	筑穂人権啓発センター	130	72-1110	大分 1543	—	○	○	○
筑穂保健福祉総合センター	800	72-3085	長尾 911-1	—		○	○	
庄内地区	庄内小学校	200	82-1202	有安 1-22	—		○	○
	庄内中学校	260	82-1201	綱分 1000-1	C		○	○
	庄内体育館	560	82-3344	有安 830-6	—		○	○
	庄内支所	70	81-1200	綱分 802-7	—		○	○
	庄内交流センター (別館及び旧庄内保健福祉総合センター含む)	939	82-3344	綱分 771-1 (綱分 791-4)	—		○	○
穎田地区	小中一貫校穎田校	620	92-0126	鹿毛馬 1667-2	—		○	○
	穎田交流センター	420	92-1034	鹿毛馬 1667-2	—		○	○
	穎田交流センター別館 (旧サンシャイン穎田)	120	92-1034	鹿毛馬 1563-56	—		○	○
	穎田高齢者福祉センター	210	92-5855	勢田 1101	—		○	○

注1) 注 1) 想定浸水は、遠賀川水系浸水想定区域図による。(A : 5.0m以上の区域、B : 3.0~5.0m未満の区域、C : 0.5~3.0m未満の区域、D : 0.5m未満の区域、— : 該当なし)

注2) 収容可能人員(人)=敷地面積(グラウンド)÷3.3㎡、第1位切捨

2-8 指定福祉避難所

令和4年4月現在

施設名	住所	電話番号	サービス種類	想定浸水状況					土砂災害警戒区域
				管理区間					
				国	県				
				遠賀川	穂波川	穂波川	泉河内川	建花寺川	
養護老人ホーム 愛生苑	飯塚市口原1050番地1	09496-6 -3000	養護老人ホーム	-	-	-	-	-	
介護老人保健施設 コスモス苑	飯塚市伊川1262番地1	25-5600	介護老人保健施設	-	-	-	-	-	
社会保険二瀬病院老人 保健施設	飯塚市伊川1243の1	22-2225	介護老人保健施設	-	-	-	-	-	
介護老人保健施設 ベスト・シルバー飯塚	飯塚市新飯塚1903	22-8888	介護老人保健施設	C	-	-	-	-	
介護老人保健施設 すみれ園	飯塚市秋松702番地	23-3363	介護老人保健施設	-	C	-	-	-	
介護老人保健施設 和泉の澤	飯塚市勢田1806番地1	09496-2 -0700	介護老人保健施設	-	-	-	-	C	
特別養護老人ホーム 第二いづみ苑	飯塚市庄司2003番地4	23-5778	介護老人福祉施設	-	-	-	-	-	
特別養護老人ホーム 太陽の郷	飯塚市下三緒690番地	25-7789	介護老人福祉施設	B	-	-	-	-	
特別養護老人ホーム いづつか	飯塚市花瀬157番地1	29-5850	介護老人福祉施設	-	-	-	-	-	
特別養護老人ホーム つばき苑	飯塚市椿623番地8	23-2121	介護老人福祉施設	-	-	-	-	-	
特別養護老人ホーム 天寿園	飯塚市高田167	25-3456	介護老人福祉施設	-	-	-	-	-	○
特別養護老人ホーム はぐりゆう園	飯塚市綱分192番地1	82-2420	介護老人福祉施設	-	-	-	-	-	
特別養護老人ホーム 多田の里	飯塚市多田309番地11	20-4031	介護老人福祉施設	-	-	-	-	-	○
特別養護老人ホーム 本陣園	飯塚市長尾884番地1	72-3777	介護老人福祉施設	-	-	-	-	-	
飯塚市特別養護老人 ホーム筑穂桜の園	飯塚市長尾1428番地1	72-3120	介護老人福祉施設	-	-	-	-	-	
特別養護老人ホーム くぬぎ苑	飯塚市相田114番地1	24-8000	介護老人福祉施設	-	-	-	D	-	
介護老人福祉施設 天空の杜	飯塚市平恒181番地1	26-1165	介護老人福祉施設	-	-	-	-	-	
特別養護老人ホーム サン・ふれあい菰田	飯塚市菰田115番地2	29-0770	介護老人福祉施設	C	-	-	-	-	
特別養護老人ホーム ことぶきの森	飯塚市鯉田696番地21	24-5030	介護老人福祉施設	-	-	-	-	-	
光ヶ丘学園	飯塚市勢田119-14	09496-6 -2001	施設入所支援・短期 入所	-	-	-	-	-	○

施設名	住所	電話番号	サービス種類	想定浸水状況					土砂災害警戒区域
				管理区間					
				国	県				
遠賀川	穂波川	穂波川	泉河内川	建花寺川	庄内川				
障害者支援施設 梅香苑	飯塚市大日寺1213-1	25-7500	施設入所支援・短期入所	-	-	-	-	-	○
セルプちくほ	飯塚市長尾516-1	72-3113	施設入所支援・短期入所	-	-	-	-	-	
笠松あんじゃ園	飯塚市有安959-4	82-0153	施設入所支援・短期入所	-	-	-	-	-	
あかね園	飯塚市阿恵1633	72-0502	施設入所支援・短期入所	-	-	-	-	-	
桂木とくのみ園	飯塚市建花寺975-1	29-8800	施設入所支援・短期入所	-	-	-	-	-	○
笠置寮（穂波学園）	飯塚市庄司1150	22-3022	施設入所支援・短期入所	-	-	-	-	-	○
大地の森	飯塚市佐與1497番地 2	09496-2-5055	施設入所支援・短期入所	-	-	-	-	-	-

注)浸水想定状況は、遠賀川水系浸水想定区域図による。

※想定浸水状況 A;5.0m 以上の区域、B;2.0~5.0m 未満の区域、C;1.0~2.0m 未満の区域、D;0.5~1.0m 未満の区域、E;0.5m 未満、-;該当なし

2-8-2 社会福祉施設

【要配慮者利用施設】

令和5年1月現在

施設名	住所	電話番号	サービス種類	想定浸水状況					土砂災害警戒区域
				管理区間					
				国	県				
				遠賀川	穂波川	穂波川	泉河内川	建花寺川	
ウェルケア吉原町 壱番館	飯塚市吉原町 11 番 21 号	21-7100	サービス付高齢者向け住宅	B	-	-	-	-	-
ウェルケア吉原町 弐番館	飯塚市吉原町 7 番 7 号	21-8001	サービス付高齢者向け住宅	B	-	-	-	-	-
サービス付き高齢者住宅 風の丘	飯塚市伊岐須 779 番地 15	43-9392	サービス付高齢者向け住宅	-	-	-	-	-	-
サービス付き高齢者向け住宅・春	飯塚市長尾 1425 番地 12	72-0086	サービス付高齢者向け住宅	-	-	-	-	-	-
地域優良賃貸住宅 おとひめの森	飯塚市下三緒 47 番地 1	26-0303	サービス付高齢者向け住宅	-	-	-	-	-	-
ふみの里	飯塚市阿恵 360 番 5	72-0055	サービス付高齢者向け住宅	-	-	-	-	-	-
アップルハートリビング 飯塚 1 号館	飯塚市芳雄町 6 番 9 号	22-3510	サービス付高齢者向け住宅	B	-	-	-	-	-
アップルハートリビング 飯塚 2 号館	飯塚市芳雄町 6 番 2 号	43-8260	サービス付高齢者向け住宅	B	-	-	-	-	-
愛家サービス付き高齢者向け住宅	飯塚市潤野 946 番地 1	29-5567	サービス付高齢者向け住宅	-	-	-	-	-	-
サービス付き高齢者向け住宅 いこいの和泉	飯塚市勢田 1793 番地	92-0600	サービス付高齢者向け住宅	A	-	-	-	-	-
サービス付き高齢者向け住宅 ころ	飯塚市阿恵 1155 番地 1	72-5021	サービス付高齢者向け住宅	C	-	-	-	-	-
サービス付き高齢者向け住宅 緑結館	飯塚市口原 1744 番地	96-2731	サービス付高齢者向け住宅	A	-	-	-	-	-
あっとほーむきこり	飯塚市口原 33 番地 5	96-8607	サービス付高齢者向け住宅	-	-	-	-	C	-
サービス付き高齢者向け住宅らふと勢田 2 号館	飯塚市勢田 2593 番地 145	96-1616	サービス付高齢者向け住宅	-	-	-	-	-	-
サービス付き高齢者住宅あかりの里	飯塚市横田 643 番地 31	21-8700	サービス付高齢者向け住宅	-	-	-	-	-	-
若竹荘	飯塚市秋松 709 番地 4	25-2800	高齢者優良賃貸住宅	-	C	-	-	-	-
すみれ荘	飯塚市秋松 709 番地	22-2150	高齢者専用賃貸住宅	-	C	-	-	-	-
コスモス苑	飯塚市伊川 1262 番地 1	25-5600	介護老人保健施設	-	-	-	-	-	○
社会保険二瀬病院老人保健施設	飯塚市伊川 1243 の 1	22-2225	介護老人保健施設	-	-	-	-	-	-
ベスト・シルバー飯塚	飯塚市新飯塚 1903	22-8888	介護老人保健施設	B	-	-	-	-	-

施設名	住所	電話番号	サービス種類	想定浸水状況					土砂災害警戒区域
				管理区間					
				国		県			
遠賀川	穂波川	穂波川	泉河内川	建花寺川	庄内川				
すみれ園	飯塚市秋松702番地	23-3363	介護老人保健施設	-	B	-	-	-	
和泉の澤	飯塚市勢田1806番地1	92-0700	介護老人保健施設	-	-	-	-	B	
第二いずみ苑	飯塚市庄司2003番4	23-5778	介護老人福祉施設	-	-	-	-	-	-
太陽の郷	飯塚市下三緒690番地	25-7789	介護老人福祉施設	B	-	-	-	-	-
いづか	飯塚市花瀬157番地1	29-5850	介護老人福祉施設	-	-	-	-	-	-
つばき苑	飯塚市椿623番地8	23-2121	介護老人福祉施設	-	-	-	-	-	-
天寿園	飯塚市高田167	25-3456	介護老人福祉施設	-	-	-	-	-	○
はくりゅう園	飯塚市綱分192番地1	82-2420	介護老人福祉施設	-	-	-	-	-	-
多田の里	飯塚市多田309番地11	20-4031	介護老人福祉施設	-	-	-	-	-	○
本陣園	飯塚市長尾884番地1	72-3777	介護老人福祉施設	-	-	-	-	-	-
筑穂桜の園	飯塚市長尾1428番地1	72-3120	介護老人福祉施設	-	-	-	-	-	-
かいた苑	飯塚市勢田2593番地65	92-5211	介護老人福祉施設	-	-	-	-	-	○
くぬぎ苑	飯塚市相田114番地1	24-8000	介護老人福祉施設	-	-	-	D	-	-
天空の杜	飯塚市平恒181番地1	26-1165	介護老人福祉施設	-	D	-	-	-	-
サミック飯塚	飯塚市太郎丸712番地1	43-9462	介護老人福祉施設	-	-	-	-	-	-
サン・ふれあい菰田	飯塚市菰田115番地2	29-0770	地域密着型介護老人福祉施設	C	-	-	-	-	-
ことぶきの森	飯塚市鯉田696番地21	24-5030	地域密着型介護老人福祉施設	-	-	-	-	-	-
ふれあいセンター菰田	飯塚市菰田142番1	29-8448	認知症対応型共同生活介護	-	-	-	-	-	-
ふぁみりー菰田	飯塚市菰田西3丁目9-10	22-5330	認知症対応型共同生活介護	A	-	-	-	-	-
グループホーム 陽楽	飯塚市庄司1020番地1	25-7200	認知症対応型共同生活介護	-	-	-	-	-	-
グループホーム 椿の里	飯塚市椿623番地20	28-3839	認知症対応型共同生活介護	-	-	-	-	-	-
グループホーム さくら	飯塚市秋松709番地11	21-2201	認知症対応型共同生活介護	-	C	-	-	-	

施設名	住所	電話番号	サービス種類	想定浸水状況					土砂災害警戒区域
				管理区間					
				国	県				
遠賀川	穂波川	穂波川	泉河内川	建花寺川	庄内川				
グループホーム えだくに	飯塚市枝国439番地	22-5900	認知症対応型共同生活介護	C	-	-	-	-	-
グループホーム わかば	飯塚市太郎丸499番地1	24-7222	認知症対応型共同生活介護	C	-	-	-	-	-
グループホーム ふるさと	飯塚市綱分870番地26	31-1330	認知症対応型共同生活介護	-	-	-	-	-	-
グループホーム ほほえみ	飯塚市長尾 928 番地 6	72-3734	認知症対応型共同生活介護	-	-	-	-	-	-
グループホーム 福寿草	飯塚市北古賀731番地3	72-5558	認知症対応型共同生活介護	-	-	-	-	-	-
グループホーム ふみの里	飯塚市阿恵365番地7	72-3500	認知症対応型共同生活介護	-	-	-	-	-	-
グループホーム ほほえみ頼田	飯塚市勢田173番地3	92-4623	認知症対応型共同生活介護	-	-	-	-	-	-
グループホーム ほなみ	飯塚市枝国430番地2	23-4227	認知症対応型共同生活介護	C	-	-	-	-	-
グループホーム ほりいけ	飯塚市堀池268番地1	26-5008	認知症対応型共同生活介護	B	B	-	-	-	-
グループホーム 鯨田	飯塚市鯨田1522番地1	28-0032	認知症対応型共同生活介護	-	-	-	-	-	-
グループホーム ひより	飯塚市上三緒1番11	21-7500	認知症対応型共同生活介護	-	-	-	-	-	-
グループホーム ふあみりー伊川	飯塚市伊川1番1	23-0032	認知症対応型共同生活介護	-	-	-	-	-	-
グループホーム陽楽みずゑ	飯塚市川津87番地3	24-0010	認知症対応型共同生活介護	C	-	-	C	-	-
グリーンコープ グループホーム飯塚・和	飯塚市潤野967-13	21-1801	認知症対応型共同生活介護	C	-	-	-	-	-
グループホーム 太陽の郷	飯塚市鯨田 516 番地 17	26-7789	認知症対応型共同生活介護	-	-	-	-	-	-
ベターライフ・ノア21	飯塚市柏の森11番地1	21-0021	介護型有料老人ホーム	-	-	-	-	-	-
すまいるホーム飯塚	飯塚市横田10番地	21-8660	介護型有料老人ホーム	-	-	-	-	-	-
すまいるホーム三緒	飯塚市上三緒445番地	28-5858	介護型有料老人ホーム	-	-	-	-	-	-
ふれあいホーム菰田	飯塚市菰田137番地8	29-3776	介護型有料老人ホーム	-	-	-	-	-	-
介護ハウス風の丘	飯塚市有井355番地107	82-2122	介護型有料老人ホーム	-	-	-	-	-	-
千代	飯塚市小正147番地3	23-8052	介護型有料老人ホーム	-	-	-	-	-	-
第2八木山の里すずらん	飯塚市八木山 1249 番地 1	23-2718	介護型有料老人ホーム	-	-	-	-	-	-

施設名	住所	電話番号	サービス種類	想定浸水状況					土砂災害警戒区域
				管理区間					
				国	県				
遠賀川	穂波川	穂波川	泉河内川	建花寺川	庄内川				
太陽の郷	飯塚市鯉田 516 番地 17	26-7789	介護型有料老人ホーム	-	-	-	-	-	-
介護付有料老人ホーム ほほえみ	飯塚市勢田 173 番地 3	92-8222	介護型有料老人ホーム	-	-	-	-	-	-
住宅型有料老人ホーム 向陽館	飯塚市上三緒 887 番地 1	21-6777	住宅型有料老人ホーム	C	-	-	-	-	-
すこやかかみの里ビラ山内	飯塚市下三緒 35 番地 726	28-5828	住宅型有料老人ホーム	-	-	-	-	-	○
ローシャルリビング飯塚	飯塚市上三緒 49 番地 1	26-3755	住宅型有料老人ホーム	C	-	-	-	-	-
はるの里 有料老人ホーム	飯塚市綱分 1566 番地 1	82-0389	住宅型有料老人ホーム	-	-	-	-	-	-
住宅型有料老人ホーム いこい	飯塚市太郎丸 1036 番地 1	30-3738	住宅型有料老人ホーム	C	-	-	-	-	-
有料老人ホーム やまびこ	飯塚市有安 112 番地 12	80-1251	住宅型有料老人ホーム	-	-	-	-	-	-
ひまわり園寂光	飯塚市柏の森 13 番地 141	29-8807	住宅型有料老人ホーム	-	-	-	-	-	-
シルバーハイムさくら	飯塚市枝国 520 番地	21-7788	住宅型有料老人ホーム	C	-	-	-	-	-
有料老人ホーム 隣人館	飯塚市伊川 185 番地	26-3050	住宅型有料老人ホーム	-	-	-	-	-	-
住宅型有料老人ホーム みのりの丘	飯塚市鹿毛馬 1653 番地 7	92-3311	住宅型有料老人ホーム	-	-	-	-	-	-
住宅型有料老人ホーム はなみずき	飯塚市相田 574 番地 1	21-8732	住宅型有料老人ホーム	-	-	-	-	-	-
住宅型有料老人ホーム わくわく倶楽部 良花居	飯塚市内野 214 番地 26	72-3917	住宅型有料老人ホーム	-	-	-	-	-	-
住宅型有料老人ホーム クレヨン	飯塚市相田 615 番地 1	29-3588	住宅型有料老人ホーム	-	-	-	-	-	-
有料老人ホーム であい庵	飯塚市目尾 750 番地 1	43-8525	住宅型有料老人ホーム	-	-	-	-	-	-
悠優館	飯塚市横田 856 番地 1	52-8389	住宅型有料老人ホーム	-	-	-	C	-	-
有料老人ホーム ウェルシア	飯塚市鯉田 516 番地 19	22-6000	介護型有料老人ホーム	-	-	-	-	-	-
住宅型有料老人ホーム ケアタウン あいあい 飯塚	飯塚市幸袋 575 番地 12	26-2266	住宅型有料老人ホーム	-	-	-	-	-	-
住宅型有料老人ホーム 舞鶴	飯塚市横田 700 番地 1	43-9661	住宅型有料老人ホーム	-	-	-	-	-	-
住宅型有料老人ホーム アフィニティー すいせん	飯塚市伊岐須 166 番地 6	43-3340	住宅型有料老人ホーム	-	-	-	B	-	-

施設名	住所	電話番号	サービス種類	想定浸水状況 管理区間					土砂災害警戒区域
				国		県			
				遠賀川	穂波川	穂波川	泉河内川	建花寺川	
住宅型有料老人ホームひより	飯塚市上三緒1番地92	21-7500	住宅型有料老人ホーム	-	-	-	-	-	-
欧州館高田	飯塚市高田1000番地1	25-6606	住宅型有料老人ホーム	-	-	-	-	-	-
高齢者優良住宅 すずらん	飯塚市綱分933番地7	31-1112	住宅型有料老人ホーム	-	-	-	-	-	-
ふれあいハウス芳美	飯塚市菰田46番地37	29-4040	住宅型有料老人ホーム	-	-	-	-	-	-
ふれあいハウス芳美Ⅱ	飯塚市菰田東2丁目2-17	29-4141	住宅型有料老人ホーム	B	-	-	-	-	-
ひまわりホーム柏の森	飯塚市柏の森946番地9	23-9011	住宅型有料老人ホーム	B	-	-	-	-	-
レイクヒルズ飯塚	飯塚市有安966番地48	82-3333	住宅型有料老人ホーム	-	-	-	-	-	-
シェアハウス ゆとり	飯塚市大分1442番地9	72-3566	住宅型有料老人ホーム	-	-	-	-	-	-
きんもくせい頼田	飯塚市口原347番地1	92-5076	住宅型有料老人ホーム	-	-	-	-	B	-
有料老人ホーム帆風	飯塚市相田3番地89	21-8880	住宅型有料老人ホーム	-	-	-	-	-	-
住宅型有料老人ホーム アフィニティーつつじの丘	飯塚市横田823番地1	43-3340	住宅型有料老人ホーム	-	-	-	C	-	-
八木山の里すずらん	飯塚市八木山1270番地10	26-1000	住宅型有料老人ホーム	-	-	-	-	-	-
いずみ苑	飯塚市庄司2003-1	23-6006	軽費老人ホーム	-	-	-	-	-	○
太陽の郷	飯塚市下三緒690番地	25-7789	ケアハウス	B	-	-	-	-	-
あじさい園	飯塚市大日寺512番地273	21-3380	ケアハウス	-	-	-	-	-	-
いいつか	飯塚市花瀬157番地1	29-5851	ケアハウス	-	-	-	-	-	-
多田の里	飯塚市多田309番地11	20-4031	ケアハウス	-	-	-	-	-	○
愛生苑	飯塚市口原1050番地1	96-3000	養護老人ホーム	B	-	-	-	-	-
共立病院	飯塚市横田770番地3	22-0725	介護医療院	-	-	-	C	-	-
クレリハ	飯塚市伊川602-8	52-3340	自立訓練(機能訓練)	-	-	-	-	-	-
ほっと	飯塚市小正477-1	29-6005	自立訓練(生活訓練)	-	-	-	-	-	-
障害者支援サービス ウイング川津	飯塚市川津232-2	26-5680	自立訓練(生活訓練)	B	-	-	C	-	-

施設名	住所	電話番号	サービス種類	想定浸水状況					土砂災害警戒区域
				管理区間					
				国		県			
遠賀川	穂波川	穂波川	泉河内川	建花寺川	庄内川				
社会福祉法人飯塚市 社会福祉協議会 筑穂支所障がい者支 援センター	飯塚市長尾911-1	72-3153	生活介護	-	-	-	-	-	-
あかね園	飯塚市阿恵1633	72-0502	生活介護	-	-	-	-	-	-
桂木とくのみ園	飯塚市建花寺975-1	29-8800	生活介護	-	-	-	-	-	○
障がい福祉サービス 事業所多機能型通所 施設 和の里	飯塚市綱分1369	80-1066	生活介護	-	-	-	-	-	-
生活介護 にじいろ smile	飯塚市小正 167-3	43-8211	生活介護	-	-	-	-	-	-
竜王の里	飯塚市高田1181	25-4533	生活介護	-	-	-	-	-	-
まごころ園	飯塚市佐與2603-3	28-7700	生活介護	-	-	-	-	-	-
福祉サービス事業所 草原	飯塚市鯉田字水ヶ坂 696 番地 26	43-3937	生活介護	-	-	-	-	-	-
しょうがい者支援施設 大地の森	飯塚市佐與1497-2	92-5055	生活介護	-	-	-	-	-	-
ほっと	飯塚市小正477-1	29-6005	生活介護	-	-	-	-	-	-
笠置寮	飯塚市庄司1150	22-3022	生活介護	-	-	-	-	-	○
障害者支援施設 光ヶ丘学園	飯塚市勢田119-14	96-2001	生活介護	-	-	-	-	-	○
桂木学園	飯塚市建花寺888-1	25-1179	生活介護	-	-	-	-	-	-
障害者支援施設 梅 香苑	飯塚市大日寺1213-1	25-7500	生活介護	-	-	-	-	-	○
セルフちくほ	飯塚市長尾516-1	72-3113	生活介護	-	-	-	-	-	-
コミュニティー庄の里	飯塚市有安959-1	82-2115	生活介護	-	-	-	-	-	-
笠松あんじゃ園	飯塚市有安959-4	82-0153	生活介護	-	-	-	-	-	-
重症心身障がいサポ ートセンターひばり	飯塚市有安1025-7	43-4137	生活介護	-	-	-	-	-	-
こども発達療育センタ ーテコテコ ソバニ	飯塚市口原 1061-6	86-8276	生活介護	B	-	-	-	C	-
ぴあんだ	飯塚市忠隈 71-1	22-7538	生活介護	-	-	-	-	-	-
生活介護事業所 暖	飯塚市赤坂 619-20	52-2411	生活介護	-	-	-	-	-	-

施設名	住所	電話番号	サービス種類	想定浸水状況 管理区間					土砂災害警戒区域
				国		県			
				遠賀川	穂波川	穂波川	泉河内川	建花寺川	
福祉サービス事業所 森のせいかつ	飯塚市佐興 1497 番地 2	92-5190	生活介護	—	—	—	—	—	—
セカンドつばさ	飯塚市菰田 11-1	62-5500	生活介護	—	—	—	—	—	—
グッド デイサービス	飯塚市鯉田64-1	29-4112	生活介護(共生型)	—	—	—	—	—	—
セルフちくほ	飯塚市長尾516-1	72-3113	就労定着支援	—	—	—	—	—	—
セルフちくほ	飯塚市長尾516-1	72-3113	就労移行支援(一般)	—	—	—	—	—	—
障害者就労移行支援 サービス ウイング 飯塚	飯塚市柏の森 953-13	24-3020	就労移行支援(一般)	B	—	—	—	—	—
障害者支援サービス ウイング川津	飯塚市川津232-2	26-5680	就労移行支援(一般)	B	—	—	C	—	—
コミュニティー庄の里	飯塚市有安 959-1	82-2115	就労移行支援(一般)	—	—	—	—	—	—
トライ	飯塚市鶴三緒 1418-1	42-0753	就労移行支援(一般)	—	—	—	—	—	—
株式会社will	飯塚市新飯塚 17-9	52-3155	就労移行支援(一般)	B	—	—	—	—	—
ドリカムサポート	飯塚市本町 7-26 第1バ ニーズビル 2F	43-3313	就労継続支援(A型)	C	—	—	—	—	—
サポートセンターあり がとう	飯塚市宮町 945-3	43-3960	就労継続支援(A型)	—	—	—	—	—	○
障がい福祉サービス 事業所 喜富	飯塚市大門 369 番地 2	25-1149	就労継続支援(A型)	—	—	—	—	—	—
ワークプレイス立岩	飯塚市新立岩 1451-1	21-7577	就労継続支援(A型)	B	—	—	—	—	—
ワークプレイス庄内	飯塚市庄内元吉 324	31-0707	就労継続支援(A型)	—	—	—	—	C	○
楽	飯塚市伊川 460-1	21-6008	就労継続支援(A型)	—	—	—	—	—	—
ウェルビーイング サ ービス	飯塚市中 371-1 エンゼ ルポート K102 号	52-6770	就労継続支援(A型)	—	—	—	—	—	—
ワークプレイス椿	飯塚市椿 598-90	43-9415	就労継続支援(A型)	—	—	—	—	—	—
指定就労継続支援 A 型事業所アンプレスト	飯塚市潤野 8-75	28-5710	就労継続支援(A型)	D	—	—	—	—	—
就労継続支援施設 ひまわりの家	飯塚市秋松3-4	22-3148	就労継続支援(A型)	C	—	—	—	—	—
あかね園	飯塚市阿恵1633	72-0502	就労継続支援(B型)	—	—	—	—	—	—

施設名	住所	電話番号	サービス種類	想定浸水状況 管理区間					土砂災害警戒区域
				国		県			
				遠賀川	穂波川	穂波川	泉河内川	建花寺川	
障がい福祉サービス事業所多機能型通所施設 和の里	飯塚市綱分1369	80-1066	就労継続支援(B型)	—	—	—	—	—	—
竜王の里	飯塚市高田1181	25-4533	就労継続支援(B型)	—	—	—	—	—	—
桂木学園	飯塚市建花寺888-1	25-1179	就労継続支援(B型)	—	—	—	—	—	—
セルプちくほ	飯塚市長尾516-1	72-3113	就労継続支援(B型)	—	—	—	—	—	—
なのみ荘	飯塚市椿719-1	25-5174	就労継続支援(B型)	—	—	—	—	—	—
コミュニティー庄の里	飯塚市有安959-4	82-2115	就労継続支援(B型)	—	—	—	—	—	—
いいつか学園	飯塚市上三緒 891-20	21-0666	就労継続支援(B型)	—	—	—	—	—	—
b..	飯塚市川津 194-2	26-7180	就労継続支援(B型)	B	—	—	—	—	—
hibari café 点	飯塚市本町 13-8	43-8498	就労継続支援(B型)	B	—	—	—	—	—
自立サポートセンター かれん	飯塚市川津 116-37	43-8416	就労継続支援(B型)	B	—	—	—	—	—
Jazz が聴こえる	飯塚市川島623-1プライマリー新飯塚101	43-3705	就労継続支援(B型)	B	—	—	—	—	—
All Right	飯塚市菰田東 1-4-35-206	090-7465-8012	就労継続支援(B型)	B	—	—	—	—	—
BRIDGE	飯塚市宮町 13 番 35 号	080-7187-7922	就労継続支援(B型)	B	—	—	—	—	—
あすてっぷ	飯塚市忠隈 71-10	42-5137	就労継続支援(B型)	—	—	—	—	—	—
アフェクション	飯塚市伊川 543 番地 1	090-7878-2513	就労継続支援(B型)	—	—	—	—	—	—
ウォームハート	飯塚市弁分 409-6	21-3080	就労継続支援(B型)	—	—	—	—	—	—
グッドアビリティ	飯塚市堀池 153 番地 7 堀池コーポテナント 102	22-8801	就労継続支援(B型)	B	B	—	—	—	—
はたらくつく	飯塚市花瀬 84	080-4026-9394	就労継続支援(B型)	—	—	—	—	—	—
輝き	飯塚市立岩 1077-168	25-4795	就労継続支援(B型)	—	—	—	—	—	—
就労継続支援 B 型事業所 Go and	飯塚市津島 253 番地 1	52-3712	就労継続支援(B型)	—	—	—	—	—	—
就労支援センターみのり	飯塚市菰田 626-1	25-1290	就労継続支援(B型)	B	—	—	—	—	—
A to Z	飯塚市川津 410 番地 2	43-3537	就労継続支援(B型)	C	—	—	—	—	—

施設名	住所	電話番号	サービス種類	想定浸水状況					土砂災害警戒区域
				管理区間					
				国	県				
遠賀川	穂波川	穂波川	泉河内川	建花寺川	庄内川				
NEXT INNOVATION	飯塚市目尾 1010-1	52-3325	就労継続支援(B型)	C	—	—	—	—	—
RRR	飯塚市本町 14-2	52-3942	就労継続支援(B型)	C	—	—	—	—	—
なごみ	飯塚市鶴三緒 1418-1	42-0753	就労継続支援(B型)	—	—	—	—	—	—
フルサポ	飯塚市横田 753-4	21-0015	就労継続支援(B型)	—	—	—	—	—	—
ほっと	飯塚市小正 477-1	29-6005	就労継続支援(B型)	—	—	—	—	—	—
桂木とくのみ園	飯塚市建花寺975-1	29-8800	施設入所支援	—	—	—	—	—	○
しょうがい者支援施設 大地の森	飯塚市佐與1497-2	92-5055	施設入所支援	—	—	—	—	—	—
笠置寮	飯塚市庄司1150	22-3022	施設入所支援	—	—	—	—	—	○
障害者支援施設 光ヶ丘学園	飯塚市勢田119-14	96-2001	施設入所支援	—	—	—	—	—	○
障害者支援施設 梅 香苑	飯塚市大日寺1213-1	25-7500	施設入所支援	—	—	—	—	—	○
セルプちくほ	飯塚市長尾516-1	72-3113	施設入所支援	—	—	—	—	—	—
笠松あんじゃ園	飯塚市有安959-4	82-0153	施設入所支援	—	—	—	—	—	—
あかね園	飯塚市阿恵1633	72-0502	施設入所支援	—	—	—	—	—	—
あかね園	飯塚市阿恵1633	72-0502	短期入所	—	—	—	—	—	—
桂木とくのみ園	飯塚市建花寺975-1	29-8800	短期入所	—	—	—	—	—	○
しょうがい者支援施設 大地の森	飯塚市佐與1497-2	92-5055	短期入所	—	—	—	—	—	—
笠置寮短期入所事業	飯塚市庄司1150	22-3022	短期入所	—	—	—	—	—	○
穂波学園短期入所事 業	飯塚市庄司1150	22-3022	短期入所	—	—	—	—	—	—
障害者支援施設 光ヶ丘学園	飯塚市勢田119-14	96-2001	短期入所	—	—	—	—	—	○
障害者支援施設 梅 香苑	飯塚市大日寺1213-1	25-7500	短期入所	—	—	—	—	—	○
セルプちくほ	飯塚市長尾516-1	72-3113	短期入所	—	—	—	—	—	—
笠松あんじゃ園	飯塚市有安959-4	82-0153	短期入所	—	—	—	—	—	—

施設名	住所	電話番号	サービス種類	想定浸水状況					土砂災害警戒区域
				管理区間					
				国		県			
遠賀川	穂波川	穂波川	泉河内川	建花寺川	庄内川				
グループホーム あさひの里	飯塚市椋本 457-2	52-6820	短期入所	—	—	—	—	—	—
グループホーム第二 あさひの里	飯塚市椋本 457-3	52-6820	短期入所	—	—	—	—	—	—
グループホーム キラレ	飯塚市有安 860-1	52-6325	短期入所	—	—	—	—	—	—
福祉サービス事業所 草原	飯塚市鯉田 696 番地 26	43-3937	短期入所	—	—	—	—	—	—
ショートステイクぬぎ苑	飯塚市相田 114-1	24-8000	短期入所	—	—	—	D	—	—
コーポあかね	飯塚市阿恵 364-2	72-0502	共同生活援助	—	—	—	—	—	—
桂木の家	飯塚市伊岐須 112-21	29-8800	共同生活援助	—	—	—	C	—	—
共同生活援助幸の家	飯塚市綱分 1369	80-1066	共同生活援助	—	—	—	—	—	—
そよかぜ	飯塚市綱分 713-62	82-1350	共同生活援助	—	—	—	—	—	—
ホット館	飯塚市小正 536-1	23-6266	共同生活援助	—	—	—	—	—	—
ゆずり葉	飯塚市太郎丸 1149-1	24-8880	共同生活援助	C	—	—	—	—	—
ケアハイツわかば	飯塚市太郎丸 484-1	21-1920	共同生活援助	C	C	—	—	—	—
グループホーム「ぼくらの家」	飯塚市鶴三緒 1438-2	26-3057	共同生活援助	—	—	—	—	—	—
なのみ荘	飯塚市弁分 454-1	25-5174	共同生活援助	—	—	—	—	—	—
シェアハウス喜富	飯塚市立岩 1084-1 第一立岩ビル 107	25-1149	共同生活援助	—	—	—	—	—	—
グループホーム群星	飯塚市鶴三緒 1392-1	21-5656	共同生活援助	B	—	—	—	—	—
グループホームあさひの里	飯塚市椋本 457-2	52-6820	共同生活援助	—	—	—	—	—	—
グループホーム第二 あさひの里	飯塚市椋本 457-3	52-6820	共同生活援助	—	—	—	—	—	—
共同住宅健会	飯塚市幸袋 781-64	20-9019	共同生活援助	—	—	—	—	—	—
共同生活スクラムハウス	飯塚市潤野 933-275 A102	21-4355	共同生活援助	—	—	—	—	—	—
グループホーム キラレ	飯塚市有安 860-1	52-6325	共同生活援助	—	—	—	—	—	—
グループホームレイクサイド	飯塚市上三緒 1-72-602	43-8061	共同生活援助	—	—	—	—	—	—

施設名	住所	電話番号	サービス種類	想定浸水状況					土砂災害警戒区域
				管理区間					
				国	県				
遠賀川	穂波川	穂波川	泉河内川	建花寺川	庄内川				
グループホームよいこ	飯塚市勢田 2410-7	82-1489	共同生活援助	-	-	-	-	-	-
グループホームワンライフ小正	飯塚市小正 903-132	52-3860	共同生活援助	-	-	-	-	-	-
さんあいホーム飯塚	飯塚市庄司 142-3	28-6788	共同生活援助	-	-	-	-	-	-
まどか園	飯塚市庄司 1143-5	22-3022	児童発達支援センター	-	-	-	-	-	○
児童発達支援センター こどもの森	飯塚市佐與 1489-2	92-3355	児童発達支援センター	-	-	-	-	-	-
れいんぼう	飯塚市庄司 1150	22-3022	児童発達支援	-	-	-	-	-	○
社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会筑穂支所児童デイサービス	飯塚市長尾911-1	72-3153	児童発達支援	-	-	-	-	-	-
児童発達支援事業所ほしのこ	飯塚市川島 879-1 エストア	23-1001	児童発達支援	B	-	-	-	-	-
こどもデイサービスYOOU	飯塚市秋松 347-7	52-6402	児童発達支援	C	-	-	-	-	-
APOLLO 本町	飯塚市本町 14-6	52-6407	児童発達支援	C	-	-	-	-	-
ポケット	飯塚市平恒 384-1	80-5516	放課後等デイサービス	-	-	-	-	-	-
ひばりジュニア飯塚ひがしがおか	飯塚市下三緒 35-622	28-1831	放課後等デイサービス	-	-	-	-	-	-
華富(カフー)	飯塚市多田 400-24	52-2411	放課後等デイサービス	-	-	-	-	-	-
放課後等デイサービス りんくす	飯塚市川津 410-3	80-7000	放課後等デイサービス	-	-	-	C	-	-
福祉サービス事業所森のせいかつ	飯塚市佐與字尾笹 1497番地2	92-5190	放課後等デイサービス	-	-	-	-	-	-
放課後等デイサービス はびねす	飯塚市潤野 127 番地 34	80-6495	放課後等デイサービス	-	-	-	-	-	-
放課後等デイサービス りんくす勢田	飯塚市勢田2593-36	80-7000	放課後等デイサービス	-	-	-	-	-	-
放課後等デイサービス Pucca	飯塚市鯉田 1526-182	080-6409-8521	放課後等デイサービス	-	-	-	-	-	-
多機能型児童発達支援事業所 森の子	飯塚市佐與 1497-2	92-8388	児童発達支援、放課後等デイサービス事業所	-	-	-	-	-	-
らそうむ発達支援ルーム らいく	飯塚市鯉田 2425-11	43-9907	児童発達支援、放課後等デイサービス事業所	-	-	-	-	-	-
ほわいとういんぐ飯塚館	飯塚市吉原町 1-19 サントノーレルビル	22-7110	児童発達支援、放課後等デイサービス事業所	B	-	-	-	-	-
子ども支援発達センターにじっこ	飯塚市西徳前 15-20	26-8700	児童発達支援、放課後等デイサービス事業所	C	-	-	-	-	-

施設名	住所	電話番号	サービス種類	想定浸水状況 管理区間					土砂災害警戒区域
				国	県				
				遠賀川	穂波川	穂波川	泉河内川	建花寺川	
APOLLO	飯塚市小正 404-1	43-9331	児童発達支援、放課後等デイサービス事業所	—	—	—	—	—	—
おひさま	飯塚市鯉田 1140-2 ソラーナ 21	21-0777	児童発達支援、放課後等デイサービス事業所	B	—	—	—	—	—
放課後等デイサービス ポラリス	飯塚市幸袋 141-17	43-8567	児童発達支援、放課後等デイサービス事業所	B	—	—	—	—	—
チャイルドハート 飯塚	飯塚市有安 1025-45 ラ・フォーレカ 1F	43-4027	児童発達支援、放課後等デイサービス事業所	—	—	—	—	—	—
りあん Kids スポーツクラブ	飯塚市下三緒 36-36	21-7800	児童発達支援、放課後等デイサービス事業所	—	—	—	—	—	—
みらい	飯塚市菰田 11-1	62-5500	児童発達支援、放課後等デイサービス事業所	—	—	—	—	—	—
重症心身障がいサポートセンターひばり	飯塚市有安 1025-7	43-4137	児童発達支援、放課後等デイサービス事業所	—	—	—	—	—	—
APOLLO 忠隈	飯塚市忠隈 36-32	43-3443	児童発達支援、放課後等デイサービス事業所	C	—	—	—	—	—
スマイリー	飯塚市相田 117-15	80-1107	児童発達支援、放課後等デイサービス事業所	—	—	—	—	—	—
児童デイサービス ぽっけ	飯塚市柏の森 646-1	25-6011	児童発達支援、放課後等デイサービス事業所	B	—	—	—	—	—
麦穂園	飯塚市綱分 596-3	80-3700	児童発達支援、放課後等デイサービス事業所	—	—	—	—	—	—
訪問看護併設型児童通所支援事業所メディカルキッズ	飯塚市片島 1-10-14 飯塚第一ボウル1階テナント棟 テナントB号室	52-6513	児童発達支援、放課後等デイサービス事業所	C	—	—	—	—	—
良創夢発達支援ルームらいく穂波店	飯塚市弁分 15-11	43-8310	児童発達支援、放課後等デイサービス事業所	C	C	—	—	—	—
グッド デイサービス	飯塚市鯉田 64-1	29-4112	児童発達支援、放課後等デイサービス事業所	—	—	—	—	—	—
41プラス	飯塚市鯉田 64-1	29-4112	児童発達支援、放課後等デイサービス事業所	—	—	—	—	—	—
りあん 目尾教室	飯塚市目尾 991-1	43-8687	児童発達支援、放課後等デイサービス事業所	C	—	—	—	—	—
多機能型事業所 くぬぎ苑	飯塚市相田 114-1	24-8000	児童発達支援、放課後等デイサービス事業所	—	—	—	D	—	—

注)浸水想定状況は、遠賀川水系浸水想定区域図による。

2-9 医療機関

令和5年4月現在

飯塚地区

No.	医療機関名	管理者氏名	所在地	電話番号
1	あい内科・消化器科クリニック	斉東哲浩	飯塚市菰田西1丁目6番24号	0948-22-0703
2	あおぞら整形外科医院	辰元要仁	飯塚市上三緒445番地2	0948-26-5066
3	青山外科医院	青山雄三	飯塚市吉原町10番6号	0948-22-0212
4	鱈坂皮膚科	鱈坂義之	飯塚市菰田西2丁目7番33号	0948-22-0236
5	いいづかこども診療所	牟田広実	飯塚市吉原町537番地	0948-80-5630
6	医) 社団豊永会 飯塚記念病院	豊永武一郎	飯塚市鶴三緒1452番地2	0948-22-2316
7	飯塚腎クリニック	西村 学	飯塚市片島2-16-30	0948-21-8877
8	飯塚東耳鼻いんこう科	大庭 哲	飯塚市柏の森1-46	0948-43-8191
9	榊麻生 飯塚病院	増本陽秀	飯塚市芳雄町3番83号	0948-22-3800
10	石川クリニック	石川和史	飯塚市柏の森92番地103	0948-22-0019
11	いしこ整形外科	石河利之	飯塚市片島2-6-8	0948-52-3595
12	医) 健蘭会 石橋外科内科医院	石橋憲吾	飯塚市伊岐須847番地5	0948-23-0400
13	医) 大庭医院	大庭博邦	飯塚市飯塚18番27号	0948-22-1009
14	医) 大庭クリニック	大庭憲邦	飯塚市伊岐須298番地10	0948-25-5678
15	医) 岡眼科クリニック	岡 義隆	飯塚市川津364番地2	0948-22-5155
16	小川内科・循環器内科	小川敏弘	飯塚市吉原町6番1号 あいタウン3F	0948-22-2010
17	医) 越智外科胃腸科医院	越智拓生	飯塚市柏の森618番地	0948-22-9081
18	梶原クリニック	梶原秀彦	飯塚市宮町1番8号	0948-24-2312
19	医) 梶原内科医院	梶原健伯	飯塚市下三緒35番地664	0948-23-5563
20	医) 金澤整形外科クリニック	金澤三千利	飯塚市幸袋498番地1	0948-25-1777
21	医) かやの森皮膚科クリニック	佐野幸仁	飯塚市柏の森432番地5	0948-21-0370
22	木原眼科医院	木原邦博	飯塚市伊岐須298番地6	0948-25-1319
23	医) 社団 親和会 共立病院	古瀬俊一郎	飯塚市横田770番地3	0948-22-0725
24	心のクリニック・飯塚	豊永次郎	飯塚市菰田西2-5-34	0948-24-1515
25	医) 洗心会 児嶋病院	児嶋良太	飯塚市花瀬87番1号	0948-22-1498
26	医) アガペ こどもクリニックもりた	森田 潤	飯塚市横田649番地10	0948-26-6650
27	近藤医院	近藤 淳	飯塚市菰田西1丁目4番3号	0948-22-2899
28	さい医院	崔 哲洵	飯塚市菰田西2丁目1番21号	0948-28-1401
29	坂本医院	桑原健介	飯塚市目尾1256番地14	0948-21-0076
30	坂元クリニック	坂元伸通	飯塚市目尾720番地3	0948-25-1881
31	医) 佐藤眼科医院	佐藤 徳明	飯塚市新飯塚6番21号	0948-22-1292
32	柴田みえこ内科・神経内科クリニック	柴田美恵子	飯塚市鶴三緒1547-10	0948-21-0011
33	医) 下津眼科医院	下津一秀	飯塚市菰田東2丁目3番30号	0948-22-2221
34	社会保険 二瀬病院	八谷直樹	飯塚市伊川1243番地1	0948-22-1526
35	新飯塚駅内科	加来隆一郎	飯塚市立岩1049番地11	0948-26-2018
36	社) 福岡医療団 新飯塚診療所	原口周一	飯塚市柏の森946番地6	0948-22-2680
37	医) 産婦人科・麻酔科 すどうクリニック	須藤賢次	飯塚市菰田西1丁目4番22号	0948-22-2347
38	医) 千手医院	千手昭司	飯塚市西町4番38号	0948-22-3363
39	独立行政法人労働者健康福祉機構 総合せき損センター	前田 健	飯塚市伊岐須550番地4	0948-24-7500
40	そうだレディースクリニック	荘田朋子	飯塚市新飯塚4番5号	0948-26-7575
41	そばしま内科循環器科	側島淳史	飯塚市新飯塚21番21号	0948-26-9900
42	医) たかた皮膚科	高田一郎	飯塚市菰田西1丁目5番4号	0948-21-3345
43	武富内科医院	武富弘行	飯塚市飯塚10番22号	0948-22-6924
44	医) 田代医院	田代研児	飯塚市吉原町2番18号	0948-22-2748

No.	医療機関名	管理者氏名	所在地	電話番号
45	医) 社団 飯塚恵仁会 たていわ病院	山本克康	飯塚市立岩 1725 番地	0948-22-2611
46	立神医院	立神高明	飯塚市菰田東 1 丁目 10 番 6 号	0948-26-3225
47	医) 田中クリニック	河野雅洋	飯塚市本町 17 番 12 号	0948-22-3280
48	医) 田中耳鼻咽喉科医院	田中 晃	飯塚市飯塚 6 番 1 号	0948-29-8474
49	津川診療所	津川 信	飯塚市新飯塚 18 番 12 号	0948-22-1466
50	角田整形外科医院	角田和信	飯塚市吉原町 1 番 8 号	0948-29-2633
51	医) 福豊会 豊永医院	豊永敬之	飯塚市吉原町 1 番 9 号	0948-22-5423
52	医) 中武眼科クリニック	中武純二	飯塚市西町 2 番 11 号	0948-22-8082
53	医) 中野医院	中野逸郎	飯塚市新飯塚 5 番 7 号	0948-22-3283
54	奈田クリニック	奈田勝利	飯塚市横田 325 番地 1	0948-24-5080
55	医) なかしま内科・糖尿病・腎クリニック	中嶋崇文	飯塚市西町 1-4	0948-22-8811
56	ナワタ消化器外科医院	縄田 修	飯塚市横田 334 番地	0948-24-2303
57	医) 向陽会 西田内科クリニック	西田雅弘	飯塚市上三緒 889 番地 1	0948-24-8555
58	医) 西原内科消化器科クリニック	西原秀一郎	飯塚市新立岩 4 番 10 号	0948-25-0070
59	二宮医院	二宮 健	飯塚市潤野 855 番地	0948-22-3272
60	野見山医院	野見山祐次	飯塚市伊川 406 番地 1	0948-22-8668
61	長谷川整形外科医院	長谷川善廣	飯塚市本町 1162 番地 8	0948-23-0035
62	医) 林医院	林 俊治	飯塚市相田 262 番地 3	0948-22-5333
63	医) 林田胃腸科医院	林田昌之	飯塚市片島 2 丁目 5 番 4 号	0948-22-8656
64	医) 樋口医院	樋口誠司	飯塚市横田 838 番地	0948-22-1274
65	医) ひじい小児科クリニック	肘井孝之	飯塚市川津 84 番地 1	0948-21-6661
66	ひだ内科クリニック	檜田剛	飯塚市伊川 548 番地 1	0948-52-6801
67	医) 想医会 泌尿器科 C.U.クリニック	江本 純	飯塚市川津 405-1	0948-23-1249
68	医) ふくはだ皮膚科クリニック	福田俊平	飯塚市伊岐須 640 番地 1	0948-26-2277
69	藤井泌尿器科医院	藤井善隆	飯塚市飯塚 8 番 20 号	0948-21-5550
70	細川小児科内科医院	細川 清	飯塚市鯉田 1772 番地	0948-22-1088
71	松浦医院	松浦尚志	飯塚市飯塚 19 番 20 号	0948-22-3657
72	医) 松岡産婦人科医院	松岡良衛	飯塚市飯塚 10 番 10 号	0948-24-7963
73	松隈眼科医院	松隈 博	飯塚市吉原町 2 番 2 号	0948-22-0542
74	まつなり医院	松成重之	飯塚市庄司 36 番地 5	0948-22-0643
75	医) 陽山会 丸野クリニック	丸野陽一	飯塚市立岩 1308 番地 12	0948-25-0188
76	みやじま内科・呼吸器内科クリニック	宮嶋宏之	飯塚市菰田西 2 丁目 3 番 52 号	0948-23-0578
77	三笠外科医院	三笠 茂	飯塚市中 497 番地	0948-22-2113
78	明治記念医院	金海光夫	飯塚市川津 360 番地 3	0948-25-2345
79	医) 弥永内科小児科医院	弥永保秀	飯塚市鯉田 2517 番地 201	0948-24-8680
80	医) 夢結 らそうむ内科リハビリテーションクリニック	谷口英太郎	飯塚市鯉田 2219 番地 20	0948-43-3151
81	よしかわ整形外科	吉川英一郎	飯塚市柏の森 1-1	0948-30-2009

穂波地区

No.	医療機関名	管理者氏名	所在地	電話番号
82	青山医院	青山祐彦	飯塚市高田 972 番地 1	0948-22-6328
83	医) 麻生耳鼻咽喉科クリニック	麻生丈一朗	飯塚市堀池 254 番地 2	0948-28-1122
84	いづか内科クリニック	林田実生	飯塚市楽市 309 番地 8	0948-29-1666
85	社) 地域医療振興協会 飯塚市立病院	武富 章	飯塚市弁分 633 番地 1	0948-22-2980
86	清永整形外科医院	清永寛一郎	飯塚市堀池 19 番地	0948-22-3440
87	福岡県済生会飯塚嘉穂病院	迫 康博	飯塚市太郎丸 265 番地	0948-22-3740
88	庄田整形外科	庄田孝則	飯塚市楽市 310-14	0948-30-1520
89	医) 田中医院	田中祥視	飯塚市天道 415 番地 1	0948-22-1850
90	徳永眼科医院	徳永直記	飯塚市楽市 141 番地 2	0948-25-0011
91	医) 清祥会 なかおクリニック	中尾哲二	飯塚市堀池 254 番地 1	0948-21-5755
92	医) 西園内科クリニック	西園久徳	飯塚市小正 40 番地 1	0948-24-9308
93	医) 穂波整形外科	新井貴之	飯塚市太郎丸 742 番地	0948-25-0066
94	前田眼科クリニック	前田訓志	飯塚市枝国長浦 666 番地 48	0948-43-3558
95	松口循環器科・内科医院	松口武行	飯塚市楽市 131 番地 1	0948-26-0800
96	三宅脳神経外科病院	三宅 仁	飯塚市楽市 243 番地 11	0948-25-5052
97	医) 宮嶋医院	宮嶋靖士	飯塚市忠隈 380 番地	0948-22-1477
98	宮嶋耳鼻咽喉科	宮嶋義巳	飯塚市南尾 400 番地 1	0948-28-3347

筑穂地区

No.	医療機関名	管理者氏名	所在地	電話番号
98	医) 秀和会あおやぎ内科クリニック	青柳和彦	飯塚市大分 1324 番地 4	0948-72-3230
99	内野内科クリニック	内野利昭	飯塚市長尾 884 番地 22	0948-52-6600
100	おおつか眼科内科医院	大塚正博	飯塚市長尾 405 番地 1	0948-72-2828
101	医) 塚本クリニック	塚本伝彦	飯塚市平塚 88 番地 2	0948-72-4388

庄内地区

No.	医療機関名	管理者氏名	所在地	電話番号
102	医) 恵愛会 江藤外科胃腸科	江藤恵祐	飯塚市有井 355 番地 83	0948-82-2381
103	医) 兼田循環器内科医院	兼田政治	飯塚市有井 355 番地 12	0948-82-3456
104	医) 佐野医院	佐野幸寛	飯塚市綱分 845 番地 1	0948-82-0036
105	医) 広瀬医院	廣瀬憲治	飯塚市綱分 756 番地	0948-82-0027

穎田地区

No.	医療機関名	管理者氏名	所在地	電話番号
106	医) 博愛会 穎田病院	本田宜久	飯塚市口原 1061 番地 1	0948-92-2131
107	佐藤医院	山田 真	飯塚市勢田 1286 番地 4	0948-92-0006

2-10 歯科医院

令和5年4月現在

飯塚地区

施設名	所在地	電話番号 0948	備考
原歯科医院	伊岐須 296	22-3517	歯科
医療法人正純会 花野歯科医院	伊岐須 303-1	22-8870	歯科、矯正歯科、小児歯科
にしもと歯科医院	伊岐須 636-5	29-5005	歯科、小児歯科
さくら歯科	横田 33-3	22-3317	歯科
しもみお歯科医院	下三緒岡ノ浦 10-10	26-7600	歯科、小児歯科
丸林歯科医院	花瀬 172-8	23-9642	歯科
柴田純歯科診療所	宮町 1-4 朝倉ビル	22-1130	歯科
嶺歯科診療所	吉原町 11-12	23-0120	歯科、矯正歯科、小児歯科
ぶん歯科クリニック	徳前 18-4	43-9636	歯科、小児歯科
はまさき矯正歯科医院	吉原町 6-1-4F	22-8200	矯正歯科
松本歯科医院	菰田西二丁目 7-38	22-5226	歯科、小児歯科
こもだ歯科医院	菰田西三丁目 3-9	26-5001	歯科、小児歯科
ひぐちファミリー歯科医院	幸袋 140-1	22-1281	歯科、矯正歯科、小児歯科、 歯科口腔外科
迫田歯科医院	潤野 57-7	25-0952	歯科、小児歯科
佐藤歯科医院	潤野 8-18	22-2306	歯科、矯正歯科、小児歯科
医療法人済盟会新飯塚歯科医院	新飯塚 13-27	22-7273	歯科、小児歯科
倉員歯科医院	新飯塚 8-12	22-3921	歯科、矯正歯科
飯塚ヒロ歯科口腔外科室	飯塚 18-27	080-7708-0535	歯科、歯科口腔外科
たなか歯科医院	西町 1-7	26-5111	歯科
岸田歯科医院	西町 2-18	24-4833	歯科
津川歯科医院	相田 91-1	25-1193	歯科
やまちか歯科医院	相田 259-137	28-0300	歯科、歯科口腔外科
佐野歯科クリニック	中 321-1	25-8041	歯科
はやま歯科医院	川津 370-4	26-8148	歯科、歯科口腔外科、小児 歯科
秋元歯科クリニック	川津 707-1	22-6592	歯科、矯正歯科、小児歯科、 歯科口腔外科
安藤歯科医院	柏の森 473-9	21-3339	歯科、矯正歯科、小児歯科
奈田歯科医院	柏の森 520-2	24-5300	歯科、矯正歯科、小児歯科
青山歯科医院	柏の森 92-99	26-2068	歯科、矯正歯科、小児歯科
湧上歯科医院	片島一丁目 2-19	22-0647	歯科
合屋歯科医院	片島二丁目 2-3	28-1322	歯科、小児歯科、歯科口腔外 科
山口歯科医院	本町 13-8-2F	24-6070	歯科、矯正歯科、小児歯科
新飯塚いとう歯科クリニック	立岩 931-1	26-2786	歯科、矯正歯科、小児歯科、 歯科口腔外科
新飯塚いとう歯科クリニック ケアクリニック	立岩 1049-11	52-6605	歯科、矯正歯科、小児歯科、 歯科口腔外科
飯塚病院	芳雄町 3-83	22-3800	内科、呼吸器科、消化器科、 循環器科、小児科、精神科、 神経科、神経内科、心療内 科、リウマチ科、外科、整形 外科、脳神経外科、呼吸器外 科、心臓血管外科、小児外 科、産婦人科、眼科、耳鼻咽

施設名	所在地	電話番号 0948	備考
			喉科、皮膚科、泌尿器科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科、歯科口腔外科
桑原歯科医院	目尾 377	24-4618	歯科、矯正歯科、小児歯科
時枝歯科医院	立岩 1340-2	25-1215	歯科、小児歯科
中村歯科医院	立岩 918-1	22-0304	歯科
まるの歯科	立岩 1308-12	25-2222	歯科、小児歯科
ハート歯科クリニックいまい	鯉田 2517-101	23-8102	歯科、矯正歯科、小児歯科
田中歯科医院	鯉田 567-1	25-3355	歯科
医療法人横手歯科診療所	鯉田 2396-1	28-9869	歯科、小児歯科
山本歯科医院	鯉田 1381-1	22-6758	歯科、小児歯科

穂波地区

施設名	所在地	電話番号 0948	備考
浅原歯科	楽市 488-5	25-6480	歯科、小児歯科
おおた歯科・小児歯科	楽市 620-5	26-5170	歯科、矯正歯科、小児歯科
とりお歯科クリニック	楽市 241-3	23-1184	歯科、小児歯科、歯科口腔外科
タカノ歯科医院	枝国 464-27	21-1030	歯科
アイ歯科医院	枝国 495-15	21-2770	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科
白水歯科医院	小正 124-6	25-6117	歯科、小児歯科
浅田歯科医院	南尾 603-5	22-1460	歯科、矯正歯科、小児歯科
渡辺歯科医院	平恒 186-1	25-2385	歯科
中村しげお歯科医院	弁分 611-50	25-7648	歯科
田中陽一歯科医院	弁分 137-8	28-5480	歯科
スマイル歯科医院	堀池 447-1	28-2881	歯科、矯正歯科、小児歯科
はやしだ歯科医院	堀池 153-2 三好ビル 101号	22-7422	歯科、小児歯科
西歯科クリニック	秋松 922-1	28-4618	歯科、小児歯科
JIN DENTAL CLINIC	弁分 162-1	52-8811	歯科、小児歯科

筑穂地区

施設名	所在地	電話番号 0948	備考
山本歯科医院	大分 1152-1	72-3630	歯科、小児歯科
三原歯科医院	大分 1493-120	72-2151	歯科
でぐち歯科医院	大分 1584-1	72-0118	歯科、小児歯科、歯科口腔外科
おおつか歯科医院	長尾 405-1	72-0895	歯科
ぶんの歯科医院	平塚 87-1	72-2235	歯科

庄内地区

施設名	所在地	電話番号 0948	備考
藤田歯科医院	網分 740-7	82-3237	歯科
たけだ歯科	赤坂 488-1	82-5388	歯科
村山歯科医院	赤坂 498-1	82-3717	歯科、小児歯科
みかも歯科医院	有井 334-12	82-4682	歯科、矯正歯科、小児歯科

穎田地区

施設名	所在地	電話番号 0948	備考
なかはら歯科診療所	口原 334-7	92-0063	歯科、小児歯科
ほわいと歯科	口原 349-11	92-8000	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科 口腔外科

2-1-1 保育園、届出保育施設、幼稚園、学校

【要配慮者利用施設】

令和5年1月現在

番号	区分	施設名	所在地	電話番号 (0948)	想定浸水状況					土砂災害警戒区域
					管理区間					
					国	県				
					遠賀川 穂波川	穂波川	泉河内川	建花寺川	庄内川	
1	公立	菰田保育所	堀池 15-9	22-0865	A	-	-	-	-	-
2	公立	楽市保育所	楽市 163	22-2235	C	-	-	-	-	-
3	公立	平恒保育所	平恒 278-2	23-6041	-	-	-	-	-	-
4	公立	筑穂保育所	筑穂元吉 645-1	72-0071	-	-	-	-	-	-
5	私立	明星保育園	柏の森 535-3	25-1545	B	-	-	-	-	-
6	私立	あじさい保育園	横田 644-4	25-0151	-	-	-	-	-	-
7	私立	あさひ保育園	川島 840-1	24-1573	C	-	-	-	-	-
8	私立	ひかる保育園	伊岐須 62-8	25-0065	-	-	-	-	-	-
9	私立	わかみず保育園	目尾 967-3	25-3222	C	-	-	-	-	-
10	私立	潤野こども園	潤野 35-6	25-5558	-	-	-	-	-	-
11	私立	飯塚保育園	堀池 131-1	22-8193	B	-	-	-	-	-
12	私立	横田保育園	横田 351-1	22-1329	-	-	-	-	-	-
13	私立	常楽寺保育園	太郎丸 772-1	23-1562	C	D	-	-	-	-
14	私立	つぼみ保育園	棕本 548-4	22-1515	-	-	-	-	-	-
15	私立	常葉保育園	忠隈 50-67	24-1341	-	-	-	-	-	○
16	私立	ひばり保育園	小正 45-1	24-4647	-	-	-	-	-	-
17	私立	なのはな保育園	若菜 51-1	23-1188	B	-	-	-	-	-
18	私立	たけのこ保育園	阿恵 1145	72-3366	C	-	-	-	-	-
19	私立	庄内保育園	綱分 950	82-1481	-	-	-	-	-	-
20	私立	愛の光保育園	有安 702-9	82-3545	-	-	-	-	C	-
21	私立	鯉田保育園	鯉田 1363	22-1155	B	-	-	-	-	-
22	私立	飯塚東保育園	上三緒 628-1	22-3362	-	-	-	-	-	-
23	私立	つはらたんぼ保育園	津原 663-11	25-3393	-	-	-	-	-	-
24	私立	鎮西ひかる保育園	大日寺 593-16	22-3570	-	-	-	-	-	-
25	私立	枝国保育園	枝国 515-40	22-1709	-	-	-	-	-	-
26	私立	あいだつくしんぼ保育園	相田 99-1	22-1772	-	-	-	C	-	-
27	私立	幸袋こども園	中 513-5	22-0095	B	-	-	-	-	-
28	公立	庄内こども園	赤坂 364	82-0009	-	-	-	-	-	-
29	公立	穎田こども園	勢田 1010-1	92-6857	-	-	-	-	-	-
30	私立	飯塚記念病院託児所	鶴三緒 1452-2	22-2316	-	-	-	-	-	-
31	私立	あすかほいくえん	弁分 556-19	25-7473	-	-	-	-	-	-
32	私立	飯塚病院院内保育施設びーとる	芳雄町 3-83	25-8204	C	-	-	-	-	-
33	私立	飯塚市立病院保育室プチ・キッズ	弁分 633-1	22-2980	-	-	-	-	-	-
34	私立	きんせい幼稚園舎(EQWELメソッド実践園)	勢田 2225-3	92-6380	-	-	-	-	D	-
35	私立	FSC 託児所	幸袋 526-1-201	21-1281	-	-	-	-	-	-
36	私立	タカハ機工(株)企業内託児所「タカハキッズルーム」	有安 958-9	82-3222	-	-	-	-	-	-
37	私立	花梨保育園	庄司 1924-1	23-0007	-	-	-	-	-	-
38	私立	ゆうき保育園	柏の森 2080-3	24-1911	B	-	-	-	-	-
39	私立	くぬぎ保育園	相田 101-62	22-0838	-	-	-	D	-	-
40	私立	さくら保育園	忠隈 380	52-3737	-	C	-	-	-	-
41	私立	飯塚ママー保育園	堀池 134-8	55-1818	-	B	-	-	-	-

番号	区分	施設名	所在地	電話番号	想定浸水状況					土砂災害警戒区域
					管理区間					
					国	県				
					遠賀川	穂波川	泉河内川	建花寺川	庄内川	
42	私立	ひよこ保育園	本町 11-26	29-6622	B	-	-	-	-	-
43	私立	幸袋らぶはーと保育園	中 956-4	55-1901	B	-	-	-	-	-
44	私立	かぐらだ保育園	花瀬 91-2	24-0567	-	-	-	-	-	-
45	私立	子育てサポートセンターくれよん	潤野 967-13	090-8297-6744	C	-	-	-	-	-
46	私立	ローヤルキッズ飯塚	上三緒 47-1	26-2850	C	-	-	-	-	-
47	私立	飯塚川津ママー保育園	川津 452-1	55-2258	C	-	-	C	-	-
48	私立	飯塚北らぶはーと保育園	鯉田 1646-6	55-2123	-	-	-	-	-	-
49	私立	プライベート飯塚保育園	仁保 243-3	82-0896	-	-	-	-	-	-
50	私立	愛宕幼稚園	鯉田 2578-40	24-5777	-	-	-	-	-	-
51	私立	いぎすれんげ幼稚園	伊岐須 677-3	28-8177	-	-	-	-	-	-
52	私立	さんない幼稚園	柏の森 626-1	22-2033	B	-	-	-	-	-
53	私立	了専寺白菊幼稚園	小正 93	24-7486	-	-	-	-	-	-
54	私立	飯塚聖母幼稚園	新立岩 1-11	22-0811	B	-	-	-	-	-
55	私立	近畿大学九州短期大学 附属幼稚園	菰田東 1-5-30	22-8640	-	-	-	-	-	-
56	私立	桜ヶ丘幼稚園	菰田東 2-4-50	22-6532	A	-	-	-	-	-
57	私立	ひまわり幼稚園	片島 2-20-22	22-3060	-	-	-	-	-	-
58	私立	和光幼稚園	本町 20-9	25-0793	C	-	-	-	-	-
59	私立	穂波幼稚園	忠隈 50-68	22-4138	-	-	-	-	-	-
60	私立	飯塚らいむ保育園	鯉田 2425-207	25-6266	-	-	-	-	-	-
61	公立	鯉田小学校	鯉田 1263	22-3299	B	-	-	-	-	-
62	公立	立岩小学校	立岩 1176-1	22-0005	-	-	-	-	-	-
63	公立	飯塚東小学校	下三緒 54	22-3267	-	-	-	-	-	-
64	公立	菰田小学校	菰田東 2 丁目	22-0560	-	-	-	-	-	-
65	公立	飯塚小学校	西徳前 2-6	22-3026	-	-	-	-	-	-
66	公立	片島小学校	片島 3 丁目 8-5	22-0289	B	-	-	-	-	-
67	公立	伊岐須小学校	伊岐須 843	22-2349	-	-	-	C	-	-
68	公立	幸袋小学校	中 730-1	22-0613	-	-	-	-	-	-
69	公立	飯塚鎮西小学校	大日寺 141	22-0298	-	-	-	-	-	-
70	公立	八木山小学校	八木山 693-1	22-2951	-	-	-	-	-	○
71	公立	颯田小学校	鹿毛馬 1667-2	22-0613	-	-	-	-	-	-
72	公立	庄内小学校	有安 1-22	82-1202	-	-	-	-	-	-
73	公立	内野小学校	内野 3537-1	72-0155	-	-	-	-	-	-
74	公立	上穂波小学校	筑穂元吉 430	72-0014	-	-	-	-	-	-
75	公立	大分小学校	大分 1985-1	72-0106	-	-	-	-	-	-
76	公立	穂波東小学校	平恒 1021-1	22-0579	C	-	-	-	-	-
77	公立	若菜小学校	小正 249-2	22-0581	-	-	-	-	-	-
78	公立	椋本小学校	椋本 16-2	22-1068	-	-	-	-	-	-
79	公立	高田小学校	高田 701-1	22-3328	-	-	-	-	-	○
80	公立	飯塚第一中学校	新立岩 16-18	22-0553	B	-	-	-	-	-
81	公立	飯塚第二中学校	柏の森 483	22-3713	B	-	-	-	-	-
82	公立	二瀬中学校	伊岐須 740	22-0388	-	-	-	C	-	-
83	公立	幸袋中学校	中 730-1	22-2924	-	-	-	-	-	-
84	公立	飯塚鎮西中学校	大日寺 141	24-4432	-	-	-	-	-	-
85	公立	颯田中学校	鹿毛馬 1667-2	22-2924	-	-	-	-	-	-
86	公立	庄内中学校	綱分 1000-1	82-1201	-	-	-	-	C	-
87	公立	筑穂中学校	長尾 903-1	72-0103	-	-	-	-	-	-

番号	区分	施設名	所在地	電話番号	想定浸水状況					土砂災害警戒区域
					管理区間					
					国	県				
					遠賀川	穂波川	泉河内川	建花寺川	庄内川	
88	公立	穂波東中学校	平恒 1021-1	22-1052	C	-	-	-	-	-
89	公立	穂波西中学校	椿 250-1	22-1049	-	-	-	-	-	○
90	公立	嘉穂高附属中学校	潤野 8-12	22-3273	-	-	-	-	-	-
91	私立	飯塚日新館小学校	柏の森 56-9	22-0370	-	-	-	-	-	-

注)浸水想定状況は、遠賀川水系浸水想定区域図による。

*想定浸水状況 A:5.0m 以上の区域、B:3.0~5.0m 未満の区域、C:0.5~3.0m 未満の区域、D:0.5m 未満の区域、- :該当なし

2-12 災害時における臨時ヘリポート

令和4年4月現在

番号	臨時離着陸場名	施設管理者	所在地	備考(広さ) 巾 mX 長さ
1	陸上自衛隊飯塚駐屯地	防衛庁	津島 282	300×200
2	遠賀川河川敷	国土交通省 遠賀川河川事務所	立岩	200×70
3	労働福祉事業団総合せき損センター	労働福祉事業団	伊岐須 550-4	120×68
4	遠賀川飯塚地区河川防災ステーション	国土交通省 遠賀川河川事務所	芳雄町 16-7	25×20
5	筑穂グラウンド	スポーツ振興課	長尾 1340	100×80
6	筑穂中学校 グラウンド	教育委員会教育総務課	長尾 903-1	100×80
7	大分小学校 グラウンド	〃	大分 1985-1	120×90
8	筑穂総合運動場	スポーツ振興課	大分 1985-1	185×100
9	穂波総合運動場	〃	平恒 54	90×120
10	穂波東中学校 グラウンド	教育委員会教育総務課	南尾 240	60×110
11	若菜小学校 グラウンド	〃	若菜 249-2	60×70
12	高田小学校 グラウンド	〃	高田 701	30×50
13	楽市小学校 グラウンド	〃	楽市 163-1	70×60
14	椋本小学校 グラウンド	〃	椋本 16-2	〃
15	穂波東小学校 グラウンド	〃	平恒 1021	〃
16	穂波西中学校 グラウンド	〃	椿 250	〃
17	庄内中学校 グラウンド	〃	綱分 1000-1	130×60
18	庄内小学校 グラウンド	〃	有安 1-22	90×80
19	庄内グラウンド	スポーツ振興課	有安 1-2	160×60
20	庄内工業団地グラウンド	〃	有安 958-18	200×90
21	穎田運動場	〃	鹿毛馬 2255	95×150
22	筑豊緊急物資輸送センター	福岡県トラック協会	平恒 169-1	
23	健康の森公園多目的広場	スポーツ振興課	吉北 120-9	
24	庄内野球場	スポーツ振興課	有安 830-6	

2-13 市有車両

令和4年4月現在

No.	所属	保管場所	登録番号	種別/用途	形状	車名	AT/MT	備考
1	契約	本庁	筑豊480い6901	軽/貨物	トラック	三菱	AT	
2	契約	本庁	筑豊480い8181	軽/トラ	ダンプ	三菱	4WMT	
3	契約	本庁	筑豊480う2663	軽/貨物	箱バン	三菱	AT	
4	契約	本庁	筑豊480う2664	軽/貨物	箱バン	三菱	AT	
5	契約	本庁	筑豊480う2665	軽/貨物	箱バン	三菱	AT	スピーカー
6	契約	本庁	筑豊480う2666	軽/貨物	箱バン	三菱	AT	
7	契約	本庁	筑豊480う3216	軽/貨物	箱バン	スズキ	AT	
8	契約	本庁	筑豊480う3217	軽/貨物	箱バン	スズキ	AT	スピーカー
9	契約	本庁	筑豊480う3218	軽/貨物	箱バン	スズキ	AT	
10	契約	本庁	筑豊480う3219	軽/貨物	箱バン	スズキ	AT	
11	契約	本庁	筑豊480う3220	軽/貨物	箱バン	スズキ	AT	
12	契約	本庁	筑豊580け3639	軽/乗用	箱型	スバル	CVT	
13	契約	本庁	筑豊580け3640	軽/乗用	箱型	スバル	CVT	
14	契約	本庁	筑豊580け3644	軽/乗用	箱型	スバル	CVT	
15	契約	本庁	筑豊580け3645	軽/乗用	箱型	スバル	CVT	
16	契約	本庁	筑豊580け6951	軽/乗用	箱型	スズキ	AT	
17	契約	本庁	筑豊580け7415	軽/乗用	箱型	スズキ	AT	
18	契約	本庁	筑豊480う9937	軽/貨物	箱バン	スズキ	4WAT	スピーカー
19	契約	本庁	筑豊480う9953	軽/トラ	ダンプ	スズキ	4WMT	
20	契約	本庁	筑豊580す9764	軽/乗用	箱型	スズキ	AT	
21	契約	本庁	筑豊580す9765	軽/乗用	箱型	スズキ	AT	
22	契約	本庁	筑豊580そ5831	軽/乗用	箱型	スズキ	AT	
23	契約	本庁	筑豊400す8477	小/貨物	バン	日産	AT	
24	契約	本庁	筑豊300さ702	普/乗用	ワゴン	三菱	AT	
25	契約	本庁	筑豊300て700	普/乗用	箱型	トヨタ	AT	ハイブリッド
26	契約	本庁	筑豊300て701	普/乗用	箱型	トヨタ	AT	ハイブリッド
27	契約	本庁	筑豊300て703	普/乗用	箱型	トヨタ	AT	ハイブリッド
28	契約	本庁	筑豊300て704	普/乗用	箱型	トヨタ	AT	ハイブリッド
29	契約	本庁	筑豊300て2171	普/乗用	ワゴン	三菱	4WAT	
30	契約	本庁	筑豊500つ743	小/乗用	ワゴン	日産	AT	
31	契約(穂)	穂波	筑豊500つ265	小/乗用	箱型	トヨタ		
32	契約(穂)	穂波	筑豊400さ3882	小/貨物	ダンプ	三菱	MT	
33	契約(筑)	筑穂	筑豊40さ5573	軽/貨物	トラック	スズキ	MT	
34	契約(筑)	筑穂	筑豊480あ1952	軽/貨物	箱バン	ホンダ	MT	
35	契約(筑)	筑穂	筑豊480あ6444	軽/貨物	バン	スバル	AT	
36	契約(筑)	筑穂	筑豊480う2662	軽/貨物	箱バン	三菱	AT	
37	契約(筑)	筑穂	筑豊400さ8181	小/貨物	バン	日産	AT	スピーカー
38	契約(庄)	庄内	筑豊40た1940	軽/貨物	トラック	ホンダ	4WMT	
39	契約(庄)	庄内	筑豊40た2283	軽/貨物	箱バン	ダイハツ	AT4W	
40	契約(庄)	庄内	筑豊480え9640	軽/貨物	箱バン	ダイハツ	AT4W	
41	契約(庄)	庄内	筑豊500つ 751	小/乗用	ワゴン	日産	AT	スピーカー
42	契約(穎)	穎田	筑豊480い2588	軽/貨物	バン	スズキ	AT	
43	契約(穎)	穎田	筑豊480い6900	軽/貨物	箱バン	三菱	AT	
44	契約(穎)	穎田	筑豊480え2558	軽/貨物	箱バン	ダイハツ	4WAT	
45	防災安全	本庁 (本部)	筑豊800さ2032	普/特種	消防車	イスズ	4WMT	
46	防災安全	本庁	筑豊880あ 394	軽/特種	消防車	ホンダ	AT	女性分団専用

47	防災安全	本庁	筑豊800さ4741	普/特種	消防車	スバル	AT	団長車
48	防災安全	菰田	筑豊800さ4116	普/特種	消防車	トヨタ	MT	
49	防災安全	相田	筑豊800さ4312	普/特種	消防車	日野		
50	防災安全	機動隊	筑豊800さ4701	普/特種	消防車	トヨタ	AT	
51	防災安全	目尾	筑豊800さ4311	普/特種	消防車	日野		
52	防災安全	飯塚	筑豊800さ4705	普/特種	消防車	日野	MT	
53	防災安全	坂ノ下	筑豊800さ4902	普/特種	消防車	日野	4WMT	
54	防災安全	庄司	筑豊800さ5167	普/特種	消防車	日野	MT	
55	防災安全	八木山	筑豊800さ5369	普/特種	消防車	日野	MT	
56	防災安全	徳前	筑豊830す1090	普/特種	消防車	三菱	MT	
57	防災安全	横田	筑豊800さ2100	普/特種	消防車	三菱	MT	
58	防災安全	新町 (二瀬)	筑豊800さ2393	普/特種	消防車	イスズ	MT	
59	防災安全	潤野	筑豊800さ2695	普/特種	消防車	イスズ	MT	
60	防災安全	上三緒	筑豊800さ3003	普/特種	消防車	イスズ	MT	
61	防災安全	第三 (新飯塚)	筑豊800さ3244	普/特種	消防車	三菱	MT	
62	防災安全	幸袋	筑豊800さ3450	普/特種	消防車	三菱	MT	
63	防災安全	鯉田	筑豊800さ3747	普/特種	消防車	トヨタ	MT	
64	防災安全	片島	筑豊800さ4511	普/特種	消防車	日野	MT	
65	穂波	第5	筑豊800さ4117	普/特種	消防車	トヨタ	MT	
66	穂波	第3	筑豊800さ5367	普/特種	消防車	トヨタ	MT	
67	穂波	指令	筑豊800さ1088	小/特種	消防車	トヨタ	4WAT	
68	穂波	第4	筑豊800さ5808	普/特種	消防車	日野	MT	
69	穂波	第1	筑豊800さ2405	普/特種	消防車	イスズ	4WAT	
70	穂波	第2	筑豊800さ3245	普/特種	消防車	三菱	MT	
71	穂波	第6	筑豊800さ4512	普/特種	消防車	日野	MT	
72	筑穂	内住	筑豊80あ 246	軽/特種	消防車	ダイハツ	MT	
73	筑穂	上揚	筑豊880あ 116	軽/特種	消防車	ダイハツ	MT	
74	筑穂	第 2 (山口)	筑豊880あ 360	軽/特種	消防車	ダイハツ	MT	
75	筑穂	長尾	筑豊800さ4903	普/特種	消防車	日野	4WMT	
76	筑穂	内野	筑豊800さ1624	普/特種	消防車	三菱	4WMT	
77	筑穂	阿恵	筑豊800さ2022	普/特種	消防車	三菱	MT	
78	筑穂	本部	筑豊800さ2092	普/特種	消防車	トヨタ	4WAT	
79	筑穂	大分	筑豊800さ3451	普/特種	消防車	トヨタ	4WMT	
80	庄内	第3	筑豊800さ1715	普/特種	消防車	イスズ	MT	
81	庄内	第1	筑豊800さ2031	普/特種	消防車	イスズ	4WMT	
82	庄内	支所	筑豊800さ3838	普/特種	消防車	イスズ	MT	消防庁貸与品
83	潁田	第3	筑豊800さ5166	普/特種	消防車	日野	MT	
84	潁田	第4	筑豊800さ1778	普/特種	消防車	三菱	MT	
85	潁田	第1	筑豊800さ3002	普/特種	消防車	イスズ	MT	
86	潁田	第2	筑豊800さ3961	普/特種	消防車	トヨタ	MT	
87	財産活用	本庁	筑豊480き4956	軽/貨物	ダンプ	ダイハツ	AT	
88	環境対策	クリーン	筑豊40せ9600	軽/貨物	バン	ダイハツ	AT	
89	環境対策	クリーン	筑豊40た3317	軽/貨物	箱バン	スズキ	AT	
90	環境対策	クリーン	筑豊480あ7429	軽/貨物	トラック	三菱	AT	
91	環境対策	クリーン	筑豊480い2281	軽/貨物	トラック	三菱	MT	
92	環境対策	クリーン	筑豊480い7422	軽/貨物	トラック	三菱	MT	
93	環境対策	クリーン	筑豊480う3834	軽/貨物	トラック	三菱	MT	
94	環境対策	クリーン	筑豊480か8762	軽/貨物	トラック	スズキ	MT	
95	環境対策	クリーン	筑豊480き2437	軽/貨物	ダンプ	ダイハツ	AT	

96	環境対策	クリーン	筑豊480き2438	軽/貨物	ダンプ	ダイハツ	AT	
97	環境対策	クリーン	筑豊480き2439	軽/貨物	ダンプ	ダイハツ	AT	
98	環境対策	クリーン	筑豊400さ6727	小/貨物	ダンプ	イズブ	MT	
99	環境対策	クリーン	筑豊100さ5865	普/貨物	トラック	三菱	MT	
100	環境対策	クリーン	筑豊400す9478	小/貨物	トラック	三菱	MT	
101	環境対策	クリーン	筑豊800さ2497	普/特種	塵芥車	三菱		
102	環境対策	クリーン	筑豊800さ3657	普/特種	塵芥車	三菱	MT	
103	環境対策	クリーン	筑豊800さ4295	普/特種	塵芥車	三菱	MT	
104	環境対策	クリーン	筑豊800さ4677	普/特種	塵芥車	三菱	MT	
105	環境対策	クリーン	筑豊800さ5851	普/特種	塵芥車	三菱	AT	
106	環境対策	環境ヒター	筑豊580け6950	軽/乗用	箱型	スズキ	AT	
107	環境対策	環境ヒター	筑豊800さ5406	普/特種	糞尿車	三菱	AT	
108	環境対策	環境ヒター	筑豊800さ3343	普/特種	糞尿車	いすゞ	MT	
109	環境対策	環境ヒター	筑豊800さ4900	普/特種	糞尿車	三菱	AT	
110	農林振興	市場管理	筑豊40そ 978	軽/貨物	箱バン	ダイハツ	MT	
111	産学振興	本庁	筑豊500ち3769	小/乗用	箱型	トヨタ	AT	
112	健幸保健課	穂波支所	筑豊480い2280	軽/貨物	バン	三菱	AT	
113	スポーツ振興課	穂波支所	筑豊480え9569	軽/貨物	トラック	スズキ	MT	
114	健幸保健課	穂波支所	筑豊480え9641	軽/貨物	箱バン	三菱	AT	
115	健幸保健課	穂波支所	筑豊480か2637	軽/貨物	箱バン	日産	AT	
116	健幸保健課	穂波支所	筑豊480か6031	軽/貨物	箱バン	スズキ	AT	
117	健幸保健課	穂波支所	筑豊480か6032	軽/貨物	箱バン	スズキ	AT	
118	健幸保健課	穂波支所	筑豊580つ2010	軽/乗用	箱型	スズキ	AT	
119	健幸保健課	穂波支所	筑豊580な3907	軽/乗用	箱型	スズキ	AT	
120	健幸保健課	穂波支所	筑豊580ぬ7344	軽/乗用	箱型	スズキ	AT	
121	健幸保健課	穂波支所	筑豊580つ2735	軽/乗用	箱型	三菱	AT	
122	スポーツ振興課	運動広場	筑豊40こ6653	軽/貨物	トラック	スズキ	MT	
123	医療保険	本庁	筑豊480あ9063	軽/貨物	バン	スズキ	AT	
124	高齢介護	本(調査)	筑豊480あ6451	軽/貨物	バン	三菱	AT	
125	高齢介護	本(調査)	筑豊480あ6452	軽/貨物	バン	三菱	AT	
126	高齢介護	本(調査)	筑豊480あ6454	軽/貨物	バン	三菱	AT	
127	高齢介護	本(調査)	筑豊480え9910	軽/貨物	箱バン	三菱	AT	
128	高齢介護	本(調査)	筑豊480え 113	軽/貨物	箱バン	日産	AT	
129	高齢介護	本庁	筑豊 580 さ 5743	軽/乗用	ステワゴ	三菱	AT	
130	高齢介護	本庁	筑豊 580 す9767	軽/乗用	箱型	スズキ	AT	
131	高齢介護	本庁	筑豊 580 す2365	軽/乗用	箱型	スズキ	AT	
132	社・障がい	本庁	筑豊480あ5276	軽/貨物	バン	スズキ	AT	
133	社・障がい	本庁	筑豊480あ5277	軽/貨物	バン	スズキ	AT	
134	子育て支援	青少年C	筑豊 500 の 3517	小/乗用	ワゴン	日産	AT	
135	子育て支援	本庁	筑豊 580 さ 4122	軽/乗用	ステワゴ	三菱	AT	
136	子育て支援	本庁	筑豊 580 さ 4123	軽/乗用	ステワゴ	三菱	AT	
137	子育て支援	本庁	筑豊 580 さ 4124	軽/乗用	ステワゴ	三菱	AT	
138	子育て支援	楽市 保育所	筑豊580け6944	軽/乗用	箱型	スズキ	AT	
139	子育て支援	菰田 保育所	筑豊 580 さ 5738	軽/乗用	ステワゴ	三菱	AT	
140	子育て支援	平恒保	筑豊 580 さ 5739	軽/乗用	ステワゴ	三菱	AT	
141	子育て支援	筑穂保	筑豊 580 さ 5740	軽/乗用	ステワゴ	三菱	AT	
142	子育て支援	庄内 こども園	筑豊 580 さ 5741	軽/乗用	ステワゴ	三菱	AT	
143	子育て支援	頼田 こども園	筑豊 580 さ 5744	軽/乗用	ステワゴ	三菱	AT	

144	子育て支援	本庁(保育)	筑豊480え6153	軽/貨物	箱バン	日産	AT	
145	都市計画	本庁	筑豊400す5806	小/貨物	ダンプ	トヨタ	MT	
146	都市計画	本庁	筑豊400せ126	小/貨物	Wキャダンプ	イスズ	AT	
147	人権・同和	立岩人権啓発C	筑豊480う1092	軽/貨物	箱バン	三菱	AT	
148	人権・同和	立岩人権啓発C	筑豊480い2752	軽/貨物	バン	三菱	AT	
149	人権・同和	立岩人権啓発C	筑豊480き4731	軽/貨物	箱バン	スズキ	AT	
150	人権・同和	立岩人権啓発C	筑豊55み1984	小/乗用	ワゴン	トヨタ		
151	公営競技	オート	筑豊400さ5594	小/貨物	バン	日産	AT	
152	公営競技	オート	筑豊300と4073	普/乗用	ワゴン	トヨタ	AT	
153	学校給食	本庁	筑豊480う9154	軽/貨物	箱バン	三菱	AT	
154	文化	コミセン	筑豊480い7883	軽/貨物	バン	三菱	AT	
155	文化	歴史資料館	筑豊480い6879	軽/貨物	バン	ダイハツ	AT	
156	文化	歴史資料館	筑豊480か2714	軽/貨物	トラック	スズキ	AT	
157	文化	歴史資料館	筑豊400さ5315	小/貨物	バン	日産	AT	
158	まちづくり	鎮西交流C	筑豊480う1269	軽/貨物	トラック	スバル	AT	
159	まちづくり	立岩交流C	筑豊480う1270	軽/貨物	トラック	スバル	AT	
160	まちづくり	飯塚東交流C	筑豊480え405	軽/貨物	トラック	スバル	AT	
161	まちづくり	鯉田交流C	筑豊480う1272	軽/貨物	トラック	スバル	AT	
162	まちづくり	二瀬交流C	筑豊480う4981	軽/貨物	トラック	三菱	AT	
163	まちづくり	幸袋交流C	筑豊480う4982	軽/貨物	トラック	三菱	AT	
164	まちづくり	飯塚片島交流C	筑豊480う4983	軽/貨物	トラック	三菱	AT	
165	まちづくり	菰田交流C	筑豊480う4984	軽/貨物	トラック	三菱	AT	
166	まちづくり	穂波交流C	筑豊480き4746	軽/貨物	トラック	日産	AT	
167	まちづくり	穂波交流C	筑豊480き4957	軽/貨物	箱バン	スズキ	AT	
168	まちづくり	筑穂交流C	筑豊480う3419	軽/貨物	トラック	スバル	AT	
169	まちづくり	筑穂交流C	筑豊40そ8693	軽/貨物	箱バン	ダイハツ	AT	
170	まちづくり	庄内交流C	筑豊480う4985	軽/貨物	トラック	三菱	AT	
171	まちづくり	庄内交流C	筑豊480え・331	軽/貨物	箱バン	三菱	2WAT	
172	まちづくり	穎田交流C	筑豊480き2591	軽/貨物	トラック	スズキ		
173	まちづくり	穎田交流C	筑豊500さ4677	小/乗用	ワゴン	日産		
174	まちづくり	穎田交流C	筑豊100さ1041	普/貨物	バン	日産		
175	生涯学習	図書館係	筑豊40そ8692	軽/貨物	箱バン	ダイハツ	AT	
176	生涯学習	図書館係	筑豊400さ7252	小/貨物	箱バン	日産	AT	
177	生涯学習	生涯学習係	筑豊480え6147	軽/貨物	箱バン	三菱	AT	
178	生涯学習	生涯学習係	筑豊480か139	軽/貨物	箱バン	スズキ	AT	
179	男女共同	コミセン	筑豊480あ1754	軽/貨物	バン	スバル	AT	
180	土木管理	本庁	筑豊40た5725	軽/貨物	バン	スバル	4WAT	
181	土木管理	本庁	筑豊480う3270	軽/貨物	箱バン	三菱	AT	
182	土木管理	本庁	筑豊480え9973	軽/貨物	トラック	ダイハツ	AT	道路パトロール
183	土木管理	本庁	筑豊480う9954	軽/貨物	ダンプ	スズキ	4WMT	
184	土木管理	本庁	筑豊480き5061	軽/貨物	箱バン	スズキ	AT	道路パトロール
185	土木管理	本庁	筑豊400せ67	小/貨物	Wキャブ	三菱	AT	
186	土木管理	本庁	筑豊400す6599	小/貨物	ダンプ	イスズ	4WMT	
187	土木管理	本庁	筑豊400す7230	小/貨物	ダンプ	イスズ	4WMT	
188	土木管理	本庁	筑豊400す7974	小/貨物	Wキャブ	トヨタ	MT	
189	土木管理	本庁	筑豊400せ1506	小/貨物	ダンプ	三菱		
190	土木管理	本庁	筑豊800さ4676	普/特種	塵芥車	三菱	AT	

191	教育総務	本庁	筑豊580え3238	軽/乗用	箱型	三菱		
192	教育総務	本庁	筑豊300て・702	普/乗用	箱型	トヨタ	AT	ハイブリッド
193	教育総務	穂波ヶ丘 (スクールバス)	筑豊300な 387	普/乗用	ステアコ	日産	AT	
194	教育総務	穎田 交流C	筑豊300な 388	普/乗用	ステアコ	日産	AT	
195	市民窓口	穂波支所	筑豊40そ 1301	軽/貨物	リフト	スズキ		
196	経済建設	穂波支所	筑豊40そ1134	軽/貨物	箱バン	スバル	4WAT	
197	経済建設	穂波支所	筑豊40た3315	軽/貨物	バン	スズキ		
198	経済建設	穂波支所	筑豊40た3316	軽/貨物	箱バン	スズキ		
199	経済建設	筑穂支所	筑豊40さ6135	軽/貨物	箱バン	ダイハツ	4WMT	
200	経済建設	筑穂支所	筑豊40す8682	軽/貨物	箱バン	スバル	4WMT	
201	経済建設	庄内支所	筑豊480あ1862	軽/貨物	箱バン	スズキ	4WAT	
202	経済建設	庄内支所	筑豊480う7896	軽/貨物	ダンプ	スズキ	MT	
203	経済建設	庄内支所	筑豊400せ1245	小/貨物	ダンプ	三菱	MT	
204	経済建設	庄内支所	筑豊88さ2461	普/特種	塵芥車	イズズ	MT	
205	市民窓口	穎田支所	筑豊40そ2866	軽/貨物	トラック	ダイハツ		
206	経済建設	穎田支所	筑豊480え9976	軽/貨物	バン	スズキ	AT	

2-14 近隣火葬場

令和元年5月現在

施設名	設置者	構成市町村	所在	設置年月	処理能力 (体/日)	火葬炉数
飯塚市斎場	ふくおか県中央環境広域施設組合	飯塚市・ 嘉麻市・ 桂川町・ 小竹町	大日寺 736	H4. 4	13	6 基
筑穂園			長尾 654	S52. 4 (H10. 1)	9	3 基

2-15 ゴミ焼却施設

令和元年5月現在

施設名	設置者	構成市町村	所在	設置年月	型式	能力 (t/日)
飯塚市清掃工場	ふくおか県中央環境広域施設組合	飯塚市・ 嘉麻市・ 桂川町・ 小竹町	吉北 118-2	H10. 4	全連	90×2 炉
ごみ燃料化センター			嘉麻市 岩崎 124	H14. 8	RDF	54×1 炉
桂苑			桂川町九郎丸 275-21	H6. 4	流・准連	37×2 炉

2-16 し尿処理施設

令和元年5月現在

施設名	設置者	構成市町村	所在	設置年月	型式	能力 (kl /日)
飯塚市環境センター	ふくおか県中央環境広域施設組合	飯塚市・ 嘉麻市・ 桂川町・ 小竹町	目尾 451-1	H8. 4	高負荷	99
汚泥再生処理センター			嘉麻市山 野 135-10	H18. 6	高負荷 膜分離	146
穂波苑			楽市 728-1	H15. 4	高負荷 膜分離	152

2-17 資源化施設

令和元年5月現在

施設名	設置者	構成市町村	所在	設置年月	能力 (t/日)
飯塚市リサイクルプラザ	ふくおか県中央環境広域施設組合	飯塚市・ 嘉麻市・ 桂川町・ 小竹町	吉北 118-2	H10. 4	不燃・粗大・資源ごみ 35t/日
リサイクルセンター			入水 757-1	H11. 4	不燃・粗大ごみ 10t/日 資源ごみ 2t/日

2-18 最終処分場

令和元年5月現在

施設名	設置者	構成市町村	所在	設置年月	埋立容量 (m ³)
飯塚市クリーンセンター埋立処分場	ふくおか県中央環境広域施設組合	飯塚市・ 嘉麻市・ 桂川町・ 小竹町	吉北 118-2	H10	26, 800
一般廃棄物最終処分場			入水 757-1	H11. 3	40, 690

3 関係機関連絡先等

3-1 関係官公署等所在地及び電話番号一覧表

令和4年4月現在

機関名	連絡窓口	NTT 電話	NTTFAX	防災電話 (78)	防災 FAX (1-78)	所在地
		(0948)	(0948)			
飯塚市						
飯塚市役所	本庁舎	22-5500	21-2066	205-70	205-75	飯塚市新立岩 5-5
	穂波支所	22-0380	29-5440	726-70	426-75	飯塚市忠隈 523
	筑穂支所	72-1100	31-3101	425-70	425-75	飯塚市長尾 1242-1
	庄内支所	82-1200	82-5223	427-70	427-75	飯塚市網分 802-7
	穎田支所	92-2211	92-0332	428-70	428-75	飯塚市鹿毛馬 2333-4
消防団						
飯塚市消防団	防災安全課内	22-5500	25-7996	205-70	205-75	飯塚市新立岩 5-5
消防本部						
飯塚地区消防本部		22-7600	24-5670	668-70	668-75	飯塚市菰田 52-1
飯塚消防署		22-7602	24-5670	668-70	668-75	飯塚市菰田 52-1
	片島分署	23-2211	22-3385			飯塚市片島 3-16-8
	桂川分署	65-0321	65-4307			嘉穂郡桂川町九郎丸 611-1
	嘉麻分署	57-0399	57-0700			嘉麻市大隈町 250-13
	桂川分署	65-0321	65-4307			嘉穂郡桂川町九郎丸 611-1
	岩崎出張所	42-0655	43-3570			嘉麻市岩崎 651
	庄内元吉出張所	82-4114	82-4116			飯塚市庄内元吉 179-1
	山田出張所	52-1285	52-0513			嘉麻市上山田 1200-1
その他の主な消防本部						
北九州市消防局	警防部警防課	093-582-3817	093-592-6898	100-111 ~114	100-115	北九州市小倉北区大手町 3-9
福岡市消防局	警防部警防課	092-725-6551	092-725-6606	130-71	130-75	福岡市中央区舞鶴 3-9-7
直方市消防本部	警防課	0949-25-2303	0949-25-2308	667-70	667-75	直方市新町 2-5-10
田川地区消防本部	警防課	0947-44-6225	0947-46-1404	669-70	669-75	田川市川宮 1570
直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部	警防課	0949-32-1132	0949-32-9425	670-70	670-75	宮若市宮田 16-1
福岡県						
総務部 消防防災指導課		092-651-1111	092-643-3117	700-7022	700-7390 ~7393	福岡市博多区東公園 7-7
	課長	092-643-3110		700-7020		〃
	防災指導係	092-643-3113		700-7022		〃
	消防係	092-643-3111		700-7023		〃
	統制室	092-643-3116		700-7026		〃
	災害対策本部室	092-643-3111	092-643-3990	700-7500 ~7504		〃
防災企画課	防災企画係	092-643-3112				〃
	防災情報係	092-643-3114		700-7024 ~7025		〃
総務部県民情報広報課		092-643-3101				〃
総務部行政経営企画課		092-643-3027		700-7012		〃
企画・地域振興部総合政策課		092-643-3156		700-7032		〃
保健医療介護部保健医療介護総務課		092-622-6394		700-7042		〃
環境部環境政策課		092-643-3354		700-7052		〃
新社会推進部社会活動		092-643-3379		700-7092		〃

機関名	連絡窓口	NTT 電話	NTTFAX	防災電話 (78)	防災 FAX (1-78)	所在地
		(0948)	(0948)			
推進課						
商工部商工政策課		092-643-3413		700-7062		〃
農林水産部農林水産政策課		092-641-4665		700-7072		〃
福祉労働部福祉総務課		092-643-3244		700-7082		〃
県土整備部県土整備総務課		092-641-4457		700-7102		〃
県土整備部河川課		092-643-3667		700-7103	700-7396	〃
県土整備部道路維持課		092-622-5107				〃
県土整備部砂防課		092-643-3679				〃
建築都市部建築都市総務課		092-643-3704		700-7112		〃
教育庁総務課		092-643-3857		700-7132		〃
会計局会計課		092-641-3934				〃
飯塚・直方県税事務所		21-4902	23-3806	820-501 (副所長)		飯塚市新立岩 8-1(飯塚総合庁舎内)
筑豊労働者支援事務所		22-1149	22-4118			飯塚市新立岩 8-1(飯塚総合庁舎別館)
田川児童相談所		0947-42-0499	0947-42-0439			田川市弓削田 188
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所		21-4911	24-0186	820-211		飯塚市新立岩 8-1(飯塚総合庁舎内)
飯塚農林事務所		21-4951	24-1134	820-701	820-760	〃
飯塚県土整備事務所		21-4933	25-6280	820-711	820-761	〃
飯塚中小企業振興事務所		22-3561	21-0365			飯塚市吉原町 6-12
北部家畜保健衛生所		42-0214	42-1376			嘉麻市漆生 587-8
警察						
福岡県警察本部	警備課	092-641-4141		700-7202		福岡市博多区東公園 7-7
飯塚警察署		21-0110				飯塚市柏の森 159-26
幸袋交番		22-1465				飯塚市幸袋 827-43
二瀬交番		22-0939				飯塚市横田 818-1
新飯塚駅前交番		24-8650				飯塚市新飯塚 1-1
宮町交番		22-8926				飯塚市宮町 1-36
飯塚駅前交番		24-8649				飯塚市菰田西 1-1-6
筑穂交番		72-0293				飯塚市長尾 366-2
穂波交番		25-5489				飯塚市忠隈 393-7
庄内交番		82-1210				飯塚市綱分 1668-15
顛田交番		09496-2-1414				飯塚市口原 334-1
自衛隊						
陸上自衛隊第4師団	司令部	092-591-1020		983-70		春日市大和町 5-12
陸上自衛隊飯塚駐屯地	第3高射特科群第3科	22-7651 (内線 286)				飯塚市津島 282
航空自衛隊芦屋基地		093-223-0981				遠賀郡芦屋町大字芦屋 1445-1
指定行政機関						
消防庁	応急対策室(平日昼)	03-5253-7527	03-5253-7537	840-7527	840-7537	東京都千代田区霞が関 2-1-2
	宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553	840-7782	840-7789	
指定地方行政機関						
九州管区警察局	広域調整第2課	092-622-5000				福岡市博多区東公園 7-7(県警察本部内)
福岡財務支局	総務課	092-411-7281				福岡市博多区博多駅東 2-11-1(福岡合同庁舎 4F)

機関名	連絡窓口	NTT 電話	NTTFAX	防災電話 (78)	防災 FAX (1-78)	所在地
		(0948)	(0948)			
九州厚生局	総務課	092-707-1115				福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目2-8
九州農政局	農産課	096-211-9111				熊本市西区春日 2丁目10番1号
九州森林管理局福岡森林管理署		092-843-2100	092-851-5904			福岡市早良区百道1-16-29
	筑穂森林事務所	72-0142	(FAX 兼用)			飯塚市長尾1221-2
福岡農政事務所	農政推進課	090-281-8261				福岡市中央区赤坂1丁目8番8号
九州経済産業局	総務課	092-482-5405(～9)				福岡市博多区博多駅前2-11-1(福岡合同庁舎本館6・7F)
九州産業保安監督部	管理課	092-482-5923(～7)				福岡市博多区博多駅前2-11-1(福岡合同庁舎本館8F)
九州運輸局福岡運輸支局		092-673-1195	092-472-2316			福岡市東区千早3丁目10-40
大阪航空局福岡空港事務所	空港保安防災課	092-621-2221	092-621-3063			福岡市博多区上臼井字屋敷295
大阪航空局北九州空港事務所		093-474-0204	093-473-4335			北九州市小倉南区空港北町6番
福岡管区気象台	予報課	092-725-3600	092-771-2886	981-70		福岡市中央区大濠1-2-36
九州総合通信局	陸上課	096-326-7857				熊本県熊本市西区春日2丁目10-1
九州地方整備局	企画部防災課	092-471-6331				福岡市博多区博多駅前2-10-7
福岡労働局	総務課	092-411-4861	092-473-0736			福岡市博多区博多駅前2-11-1
	飯塚労働基準監督署	22-3200	22-3202			飯塚市芳雄町13-6 飯塚合同庁舎
	ハローワーク飯塚	24-8609	28-7599			飯塚市芳雄町12-1
飯塚税務署		22-6710				飯塚市芳雄町13-6
九州地方整備局遠賀川河川事務所	調査課	0949-22-1830	0949-22-2859			直方市溝堀1-1-1
	飯塚出張所	22-1410				飯塚市川島729-1
九州地方整備局北九州国道事務所		093-951-4331	093-951-4494			北九州市小倉南区春ヶ丘10-10
	筑豊維持出張所	22-7942				飯塚市川津678
指定公共機関						
九州旅客鉄道(株)	広報課	092-474-2501				福岡市博多区博多駅前3-25-21
	飯塚駅	22-0690				飯塚市菰田西1-1
	新飯塚駅	22-0421				飯塚市立岩931-1
西日本電信電話(株)	北九州支店 設備部 災害対策室	093-513-9615				福岡県北九州市小倉北区古船場町5番12号
NTTコミュニケーションズ(株)	ネットワーク事業部 災害対策室	03-5202-9909				東京都千代田区大手町2-3-1 大手町プレイスウエストタワー

機関名	連絡窓口	NTT 電話	NTTFAX	防災電話 (78)	防災 FAX (1-78)	所在地
		(0948)	(0948)			
㈱エヌ・ティ・ティ・ド・コム	九州支社	092-717-5511				福岡市中央区渡辺通 2-6-1
日本銀行	福岡支店	092-725-5511				福岡市中央区天神 4-2-1
日本赤十字社	福岡県支部	092-523-1171		980-70		福岡市南区大楠 3-1-1
日本放送協会	福岡放送局	092-724-2800		982-70		福岡市中央区六本松 1-1-10
西日本高速道路㈱	九州支社	092-260-6111				福岡県福岡市博多区博多 駅東 3-13-15
日本通運㈱	福岡支店	092-291-7126				福岡市博多区下呉服町 1-1
	筑豊営業所	22-0321				飯塚市平垣 435-78
九州電力送配電㈱	飯塚配電事業所	0800-777-9403				飯塚市新飯塚 23-32
日本郵便㈱	飯塚郵便局	22-7851				飯塚市本町 4-1
	潁田郵便局	09496-2-1501				飯塚市口原 333-1
指定地方公共機関						
西部ガス㈱	福岡支店	092-631-0919				福岡市南区横手 1-7-1
㈱西日本新聞社	総務部	092-711-5555				福岡市中央区天神 1-4-1
	筑豊総局	22-3500	22-3503			飯塚市新立岩 12-9
㈱朝日新聞	西部本社	093-563-1131				北九州市小倉北区室町 1-1-1
	筑豊支局	22-1730	24-3104			飯塚市新立岩 4-4
㈱毎日新聞	西部本社	093-541-3131				北九州市小倉北区紺屋町 13-1
	筑豊支局	22-1630	25-1416			福岡県飯塚市新立岩 4-4
㈱読売新聞	西部本社	092-715-4311				福岡市中央区赤坂 1-16-5
	筑豊支局	22-2327	26-1074			飯塚市新立岩 4-4
㈱時事通信社	福岡支社	092-741-2536				福岡県福岡市中央区天神 2丁目13-7
㈱共同通信社	福岡支社	092-781-4241				福岡市中央区天神 1-4-1(西日本新聞会館内)
日刊工業新聞社	西部支社	092-271-5713				福岡市博多区古門戸町 1-1
RKB毎日放送㈱	福岡支社	092-852-6666	092-852-6663			福岡市早良区百道浜 2-3-8
㈱テレビ西日本		092-852-5555	092-852-5616			福岡市早良区百道浜 2-3-2
九州朝日放送㈱		092-721-1234	092-751-4574			福岡市中央区長浜 1-1-1
㈱福岡放送		092-532-1111	092-532-3072			福岡市中央区清川 2-22-8
㈱エフエム福岡		092-533-0807	092-713-0240			福岡県福岡市中央区清川 1-9-19 渡辺通南ビル
㈱TVQ九州放送	福岡本社	092-262-0077	092-272-5906			福岡市博多区住吉 2-3-1
㈱CROSS FM		093-551-9119	093-533-3532			北九州市小倉北区古船場 町 9-1-1
ラブエフエム国際放送㈱		092-734-5462	092-715-7610			福岡県福岡市中央区今泉 1丁目12-23
福岡県医師会		092-431-4564	092-411-6858			福岡市博多区博多駅南 2-9-30 福岡メディカルセ ンタービル 4F

機関名	連絡窓口	NTT 電話	NTTFAX	防災電話 (78)	防災 FAX (1-78)	所在地
		(0948)	(0948)			
福岡県歯科医師会		092-771-3531	092-771-2988			福岡市中央区大名 1-12-43
福岡県トラック協会		092-451-7878	092-472-6439			福岡市博多区博多駅東 1-18-8
福岡県LPガス協会		092-476-3838				福岡市博多区山王 1-10-15
近隣市町村						
嘉麻市	防災対策課	42-7417	42-7098	423-70	423-75	嘉麻市岩崎 1180 番地 1
桂川町	総務課	65-1100	65-3424	421-70	421-75	嘉穂郡桂川町大字土居 424-1
宮若市	総務課	0949-32-0510(代)	0949-32-9430	403-70	403-75	宮若市宮田 29-1
小竹町	総務課	09496-2-1212	09496-2-1140	401-70	401-75	鞍手郡小竹町大字勝野 3349
直方市	市民協働課	0949-25-2223	0949-24-3812	204-70	204-75	直方市殿町 7-1
福智町	総務課	0947-22-0555(代)	0947-22-0782	603-70	603-75	田川郡福智町金田 937-2
糸田町	総務課	0947-26-1231(代)	0947-26-1651	604-70	604-75	田川郡糸田町 1975-1
田川市	総務防災課	0947-44-2000(代)	0947-46-0124	206-70	206-75	田川市中央町 1-1
篠栗町	総務課	092-947-1113	092-947-7977	342-70	342-75	福岡県糟屋郡篠栗町中央 一丁目 1 番 1 号
須恵町	総務課	092-932-1151	092-933-6579	344-70	344-75	粕屋郡須恵町大字須恵 771
宇美町	総務課	092-932-1111	092-933-7512	341-70	341-75	糟屋郡宇美町宇美 5-1-1
筑紫野市	総務課	092-923-1111	092-923-5391	217-70	217-75	筑紫野市二日市西 1-1-1
筑前町	まちづくり課	0946-42-6609	0946-42-2011	444-70	444-75	朝倉郡筑前町篠隈 373
広域連合・一部事務組合						
ふくおか県央環境広域 施設組合		22-5911	22-5451			飯塚市楽市 728 番地 1
公共的団体・防災上重要な施設管理者						
飯塚市社会福祉協議会		23-2210	23-2262			飯塚市柏の森 956-4
	穂波支所	29-5520	29-5522			飯塚市忠隈 522-3
	筑穂支所	72-3085	72-3078			飯塚市長尾 911-1
	庄内支所	82-4736	82-5301			飯塚市綱分 771-1
	穎田支所	09496-2-5855	09496-2-5859			飯塚市勢田 1101
飯塚医師会		22-0165	28-9107			飯塚市吉原町 1 番 1 号 サンメディラック 飯塚 2 階
飯塚歯科医師会		22-2124	22-7554			飯塚市片島 3 丁目 11-29
飯塚薬剤師会		24-4426	24-4997			飯塚市西徳前 398-1
福岡県薬剤師会		092-271-3791	092-281-4101			福岡市博多区住吉 2-20-15
飯塚商工会議所		22-1007	22-0007			飯塚市吉原町 6-12
	穂波支所	22-5382	29-5416			飯塚市忠隈 494
	筑穂支所	72-0216	72-4264			飯塚市阿恵 6001-1
	庄内支所	82-3155	82-3294			飯塚市綱分 789-6
	穎田支所	09496-2-0199	09496-2-3276			飯塚市勢田 1271-1
福岡嘉穂農協		24-7060	29-5387			飯塚市小正 319-1
	飯塚支所	22-0885	24-4123			飯塚市川津 422
	穂波支所	22-0344	28-6404			飯塚市忠隈 502-2
	筑穂支所	72-0020	72-1326			飯塚市長尾 1247-1

機関名	連絡窓口	NTT 電話	NTTFAX	防災電話 (78)	防災 FAX (1-78)	所在地
		(0948)	(0948)			
	庄内支所	82-0195	82-1327			飯塚市綱分 802-7
	穎田支所	92-2211	92-0332			飯塚市鹿毛馬 2333-4
福岡県広域森林組合	飯塚支所	72-0204	72-3060			飯塚市長尾 1250-3
福岡県道路公社		092-641-0101	092-641-0202			福岡市博多区吉塚本町 13-50
西鉄バス筑豊(株)		29-4060				飯塚市片島 2-19-1
西部瓦斯株式会社		092-633-2261				福岡市博多区千代 1-17-1
福山通運株式会社		24-5353				飯塚市川島 370-2
佐川急便株式会社		21-3911				飯塚市横田 643-82
ヤマト運輸株式会社		0570-200-991				飯塚市横田字大森 785-1
西濃運輸株式会社		092-591-1671				福岡市博多区井相田 1-1-56
ソフトバンクモバイル株式会社		03-6889-2000				東京都港区海岸 1-7-1

【 例規、基準、応援協定等 】

4 市、一部事務組合等の例規等

4-1 飯塚市防災会議条例

平成 18 年 3 月 26 日
飯塚市条例第 166 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、飯塚市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 飯塚市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 33 条の水防計画を調査審議すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 福岡県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 福岡県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長及び飯塚地区消防組合消防吏員のうちから市長が委嘱する者
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (8) 学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する者
- 6 委員の定数は、37 人以内とする。
- 7 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(会議の招集)

第 4 条 防災会議は、会長が招集する。

(会議)

第 5 条 防災会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第 6 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福岡県の職員、飯塚市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

(幹事)

第 7 条 防災会議に幹事 72 人以内を置く。

- 2 幹事は、防災会議の委員の属する機関の職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員を補佐する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 26 日から施行する。

4-2 飯塚市防災会議委員名簿

区分	関係機関	役職名
会長	飯塚市	市長
第1号委員	国土交通省 遠賀川河川事務所 飯塚出張所	所長
	国土交通省 北九州国道事務所 筑豊維持出張所	所長
	国土交通省 気象庁 福岡管区气象台	次長
第2号委員	福岡県飯塚県土整備事務所	所長
	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	所長
第3号委員	飯塚警察署	署長
第4号委員	飯塚市	企業管理者
	飯塚市	総務部長
	飯塚市	都市建設部長
	飯塚市	教育部長
	飯塚市	福祉部長
	飯塚市	福祉部次長
	飯塚市	男女共同参画推進課長
	飯塚市	飯塚片島交流センター長
	飯塚市	菰田交流センター長
第5号委員	飯塚市教育委員会	教育長
第6号委員	飯塚市消防団	団長
第7号委員	飯塚消防署	署長
	西日本電信電話(株)筑豊営業支店	支店長
	九州電力送配電(株)飯塚配電事業所	所長
第8号委員	九州旅客鉄道(株) 新飯塚駅	駅長
	陸上自衛隊	第3 高射特科群長
	西鉄バス 筑豊(株)	安全推進室室長
	(一社) 飯塚医師会	理事
	(一社) 飯塚歯科医師会	会長
	福岡嘉穂農業協同組合	リスク管理課 防犯・事故防止担当主任
	飯塚市自治会連合会	会長
	いいつか男女共同参画推進ネットワーク	広報委員
	飯塚市民生委員児童委員協議会	理事
	飯塚市社会福祉協議会	会長
	飯塚商工会議所	専務理事
	飯塚市議会	議長
	飯塚市議会	副議長
	飯塚市議会	総務委員長
	飯塚市議会	経済建設委員長
飯塚市立病院	副看護部長	

4-3 飯塚市災害対策本部条例

平成 18 年 3 月 26 日
飯塚市条例第 167 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 7 項の規定に基づき、飯塚市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長(以下「現地本部長」という。)及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名するものをもって充てる。

2 現地本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 26 日から施行する。

4-4 飯塚市災害対策本部規程

平成 18 年 3 月 26 日

飯塚市訓令第 32 号

改正 H19—11、H29—11、R 元-2

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、飯塚市災害対策本部条例(平成 18 年飯塚市条例第 167 号。以下「条例」という。)第 5 条の規定に基づき、飯塚市災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置)

第 2 条 本部は、飯塚市役所内に置く。

(副本部長及び本部員)

第 3 条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副市長をもって充てる。

2 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、企業管理者及び教育長並びに飯塚市事務分掌条例(平成 18 年飯塚市条例第 7 号)に定める部長、消防団長、飯塚地区消防組合飯塚消防署長及び本部長が必要と認める者をもって充てる。

(H19—11、H29—11 一改)

(本部会議)

第 4 条 本部に本部会議を置く。

2 本部会議は、災害対策本部長(以下「本部長」という。)、副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策に関する重要な事項について協議する。

3 本部会議は、本部長が招集し、議長となる。

(本部の組織)

第 5 条 条例第 3 条の部に班及び係を置く。

2 班に班長を置く。

3 班長は、上司の命を受けて班の事務を掌理する。

4 係に係長を置く。

5 係長は、上司の命を受けて係の事務を掌理する。

6 係に係員を置く。

7 係員は、係の事務を処理する。

(事務局)

第 6 条 本部に事務局を置く。

2 事務局に事務局長、その他事務局員を置く。

3 事務局長には、防災安全課長をもって充てる。

4 事務局員は、防災安全課の職員をもって充てる。

5 事務局長は、事務局の業務を掌握し、所属職員を指揮監督する。

6 事務局員は、上司の命令を受け、分掌事務に従事する。

(連絡員)

第 7 条 各部に連絡員を置く。

2 連絡員は、部長が指名する職員をもって充てる。

3 連絡員は、部長の命により各部所管の応急対策の実施状況その他災害対策活動に必要な情報を取りまとめて、本部長に連絡するとともに、本部長の指令その他の連絡事項を所属の部長に伝達することを任務とする。

4 連絡員は、必要に応じて本部長の命により、本部に常駐するものとする。

(本部の活動態勢)

第8条 本部長は、災害の状況に応じ、次の区分により、活動態勢を決定し、各部長に指示するものとする。ただし、本部長が必要があると認めるときは、次の区分態勢によらず他の態勢を指示することができる。

(1) 注意態勢 気象業務法(昭和27年法律第165号)及び水防法(昭和24年法律第193号)に基づく予報及び警報が発令される等災害が発生するおそれがある場合に、各部の情報連絡担当職員及び危険箇所の警戒に当たる職員(少数の人員)が配置につき、状況によりいつでも警戒態勢に移行し得る態勢

(2) 警戒態勢 現に災害が発生しつつあり、かつ、相当な災害の発生が予想される場合に、各部の所要人員が配置につき、かつ、他の者を待機させ、状況によりいつでも非常態勢に移行し得る態勢

(3) 非常態勢 市全域にわたって大災害が発生し、若しくは発生が予想される場合又は市全域ではなくても被害が特に甚大な場合に、各部の全員が配置につき、直ちに活動し得る態勢

2 各部長は、前項の活動態勢に応じて必要と認める人員を配備し、災害対策活動に当たらなければならない。

3 前項の規定に基づき人員を配備したときは、その状況を態勢配備報告書(別記様式)により速やかに本部長に報告しなければならない。

(応援のための動員)

第9条 各部長は、災害対策活動を実施するに当たり、他に応援を求める必要があるときは、直ちにその旨を本部長に報告しなければならない。

2 前項の報告があった場合は、本部長は必要に応じ所要人員を派遣するものとする。

(事務の調整)

第10条 事務の執行に当たり、主管の明らかでないものについて各部相互間で定め難いときは、本部長の定めるところによる。

(現地災害対策本部)

第11条 現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)は、災害地における情報の収集及び伝達並びに関係機関との連絡調整その他災害応急対策の迅速確実な実施を図る。

2 現地本部は、穂波支所、筑穂支所、庄内支所、颯田支所、飯塚市防災センターその他本部長が適当と認める場所に置く。

3 現地災害対策本部長(以下「現地本部長」という。)には、副本部長及び本部員のうちから、本部長が指名する者をもって充てる。

4 現地災害対策本部員(以下「現地本部員」という。)には、本部員及びその他の職員のうちから、本部長が指名する者をもって充てる。

5 現地本部の事務を処理するため、必要に応じ、現地本部に班を設け、班に班長及び班員を置くことができる。

6 班長には、現地本部員を充て、班員には班長の所属する部課に勤務する職員その他の職員をもって充てる。

7 本部長は、必要と認めるときは、現地本部長及び現地本部員に第3項及び第4項に規定する職員以外の職員を臨時に充て、又は現地本部に第5項に規定する職以外の職を設けることができる。

(事務の決裁及び文書)

第12条 本部における事務の決裁は、飯塚市事務決裁規程(平成18年飯塚市訓令第3号)の例により、部又は班の所管する事務についてそれぞれ部長又は班長が別表のとおり専決するものとする。

2 本部における文書の処理は、市長の事務部局における文書の処理の例による。ただし、電話又は口頭による要請、指示、報告その他の連絡事項は、受信者がその要旨を記録し、文書に準ずる取扱いをするものとし、その処理に当たっては、口頭の伺いによって決裁を受けることができるほかそ

の施行に当たっても電話又は口頭ですることができるものとし、この場合において、担当者がその経過を記録しておかなければならない。

(補則)

第 13 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成 18 年 3 月 26 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 31 日 訓令第 11 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日 訓令第 11 号)

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 8 月 7 日 訓令第 2 号)

この訓令は、令和元年 8 月 7 日から施行する。

別表 略

4-5 飯塚市災害対策本部事務分掌

注) (長) 責任者 (副) 副責任者

共通事務		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興・支援時の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○所管に属する防災対策に関すること。 ○被災者支援システムに関すること。 		<ul style="list-style-type: none"> ○通常業務の所掌に基づく復旧・復興事業に関すること。

総括部		
(総括部長)総務部長、(副)防災危機管理監		
事務局【(長) 防災安全課長】		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○地域防災計画、業務継続計画、初動マニュアル、水防計画の修正に関すること。 ○自主防災組織の設立・運営支援に関すること。 ○防災教育に関すること。 ○防災会議に関すること。 ○総合防災訓練及び個別訓練等に関すること。 ○防災行政無線、Jアラート、ワンストップ防災メール等に関すること。 ○河川カメラの維持運営に関すること。 ○ハザードマップの作成に関すること。 ○ヘリポート適地の見直しに関する事項 ○避難所の見直しに関する事項 ○防災に必要な器材、物資の見積・計画 ○市 HP を活用した防災啓発に関すること。 ○各種防災関連情報の収集に関すること。 ○消防団に関すること。 ○消防水利に関すること。 ○飯塚地区消防組合に関すること。 ○防災関連会議及び研修会への参加及び職員への普及教育に関すること。 ○各防災関係機関（消防、自衛隊、河川事務所、県等）の主催する会議・行事に関すること。 ○被災者支援システム（被災予測等・復旧復興関連システム）に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部等の設置並びに廃止に関すること。 ○災害対策本部等の規模の指定に関すること。 ○本部会議等の企画・進行に関すること。 ○被害状況の把握・分析による被害の拡大見積に関すること。 ○災害対応に関する防災関係機関との連絡・調整に関すること。 ○消防団の運用に関すること。 ○市民への避難に関する情報の判断に関すること。 ○防災行政無線等を活用した市民に対する水防警報、避難に関する情報の伝達に関すること。 ○被害の拡大予測に対応するための防災関係機関への役割付与に関すること。 ○県との調整・報告に関すること（応援の要請等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○復旧・復興の全般統制 ○ヘリコプター支援受け時の支援内容の調整及び離発着場の確保に関すること。 ○り災届出兼証明願、被害届出兼証明書の受理及び交付についての全体の作業の統括及び交付に関すること。

総務班【(長)総務課長】		
平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○職員の備蓄品の見積・計画に関すること。 ○防災功労者の表彰に関すること。 ○本庁舎自家発電装置及び電話等の通信施設の維持管理に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○本部長命令・指示の伝達に関すること。 ○各部の災害応急対策の把握及び部間の調整に関すること。 ○応急復旧資材の調達に関する調整に関すること。 ○職員用の災害備蓄品の備蓄に関する調整に関すること。 ○防災・減災のために必要な気象、河川水位情報、土砂災害警戒情報等あるいは地震時の余震情報等の収集に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○国、県からの視察対応に関すること。 ○防災功労者の表彰に関すること。 ○職員の備蓄品の調達・保管に関すること。
秘書班【(長)秘書課長】		
平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割
	<ul style="list-style-type: none"> ○本部長・副本部長の秘書、庶務事項等に関すること。 ○市長会見資料の確認に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○本部長・副本部長の秘書、庶務事項等に関すること。 ○市長会見資料の起案作成等に関すること。 ○被害視察等に係る本部長・副本部長の面談・応接に関すること。
広報班【(長)情報管理課長】		
平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○マスコミ(TV局、新聞社等)、SNSを活用した防災関連情報の市民への情報提供 ○防災関係の取材協力 	<ul style="list-style-type: none"> ○マスコミ(TV局、新聞社等)、SNSを活用した市民への情報提供の調整に関すること。 ○記者会見に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○マスコミ(TV局、新聞社等)、SNSを活用した市民への情報提供の調整に関すること。 ○記者会見に関すること。 ○情報システム及び通信インフラの復旧に関すること。
車両班【(長)契約課長】		
平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○車両の維持・管理 ○災害時車両配当計画の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ○配車計画に関すること。 ○車両等の整備調整に関すること。 ○車両・燃料等の調達に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○配車計画に関すること。 ○車両等の整備調整に関すること。 ○車両・燃料等の調達に関すること。
人事班【(長)人事課長】		
平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○職員想定参集数及び参集率の見積 ○BCP発動時の受援必要職員数の見積 ○各職員の特技の把握 ○災害対策本部職員のシフト勤務態勢に関する立案、計画、管理に関すること。 ○派遣職員に関する市長会との調整に関すること。 ○受援計画の作成に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の動員及び動員記録の整理に関すること。 ○各支所に派遣する連絡職員の人選に関すること。 ○各部からの職員動員の追加要請における部間調整に関すること。 ○災害対策本部職員のシフト勤務態勢に関する立案、計画、管理に関すること。 ○災害従事職員の公務災害等に関すること。 ○災害従事職員の健康管理に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関及び他自治体への職員の派遣要請に関すること。 ○関係機関からの派遣職員の受入及び派遣職員の身分取扱いに関すること。 ○他自治体からの支援受け職員の受け入れ・配置調整に関すること。

会計班【(長)会計管理者】		
平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割
○金銭の出納、経理に関する事 こと。	○金銭の出納、経理に関する事 こと。 ○義援金の受け入れ及び取扱に 関すること。	○金銭の出納、経理に関する事 こと。 ○義援金の受け入れ及び取扱に 関すること。

情報部

(情報部長)行政経営部長、(副)総合政策課長		
情報班【(長)総合政策課長】		
平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割
○現地連絡員及び各支所連絡職 員の掌握 ○非常時における各連絡職員と の連絡手段の確認 ○災害時に使用する地図の掌握 ○福岡県災害情報提供システム の使用法の把握 ○被害状況図作成に関する事 こと。	○市民からの災害通報の受付に 関すること。 ○現地連絡員との調整連絡に関 すること。 ○各支所への連絡職員の派遣に よる支所の状況把握に関する事 こと。 ○「クロノロジーの作成」及び「被 害状況図の作成」による災害対策 本部内の情報共有に関する事 こと。 ○被害状況等の記録(写真含む)・ 整理に関する事 こと。	○市民からの災害通報の受付に 関すること。 ○現地連絡員との調整連絡に関 すること。 ○各支所への連絡職員の派遣に よる支所の状況把握に関する事 こと。 ○「クロノロジーの作成」及び「被 害状況図の作成」による災害対策 本部内の情報共有に関する事 こと。 ○被害状況等の記録(写真含む)・ 整理に関する事 こと。
パトロール班【(長)税務課長】		
平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割
○国河川・県河川の重要水防箇所 巡視(年1回)への参加 ○福岡県災害情報提供システム の使用法の把握	○本部長の指示に基づく河川、水 害危険箇所等のパトロールに関 すること。	○本部長の指示に基づく河川、水 害危険箇所等のパトロールに関 すること。
財政班【(長)財政課長】		
平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割
○災害発生時の予算計画に関す ること。 ○国、県の各種支援制度の把握	○災害に関する応急費、災害対策 本部費の予算措置に関する事 こと。 ○災害救助法の適用申請に関す ること。 ○災害救助法適用に関連する各 種帳簿作成に係る各部への指示 及びこれらの整理に関する事 こと。	○災害に関する応急費、災害対策 本部費の予算措置に関する事 こと。 ○災害救助法の適用申請に関す ること。 ○災害救助法適用に関連する各 種帳簿作成に係る各部への指示 及びこれらの整理に関する事 こと。
管財班【(長)財産活用課長】		
平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割
○総括部総務班計画係と調整し、 物資調達・出納・保管・配分計画の 作成。 ○職員の備蓄品の調達及び出納 保管及び配分に関する事 こと。	○防災に必要な器材、物資の調達 及び出納保管、配分等に関する事 こと。 ○職員の備蓄品の調達及び出納 保管及び配分に関する事 こと。 ○公有財産の応急修理及び復旧 に関する事 こと。	○防災に必要な器材、物資の調達 及び出納保管、配分等に関する事 こと。 ○職員の備蓄品の調達及び出納 保管及び配分に関する事 こと。 ○公有財産の応急修理及び復旧 に関する事 こと。

避難所部		
(避難所部長) 市民協働部長、(副) 市民活動支援課長		
避難所班【(長) 市民活動支援課長、まちづくり推進課長、地域公共交通対策課長、人権・同和政策課長、健幸保健課長、スポーツ振興課長、男女共同参画推進課長、感染対策室主幹】		
避難所係(まちづくり推進課、人権・同和政策課、健幸保健課、スポーツ振興課、感染対策室) ※総務課、社会・障がい者福祉課、各支所		
平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○避難所運営マニュアルに関する事。 ○避難所開設及び運営に関する事。 ○物資集配拠点の開設に関する事。 ○避難所開設及び運営に関する自主防災組織との調整。 ○避難所の見直しへの協力に関する事。 ○自主防災組織の運営協力に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市公共施設及びその他の施設管理者等からの避難状況報告の把握・報告に関する事。 ○避難所及び物資集配拠点の開設に関する事。 ○避難者の収容記録の作成及び避難所の運営支援に関する事。 ○避難所運営組織が構成される迄の避難所運営に関する事。 ○避難者による避難所運営組織の構成支援に関する事。 ○避難所運営本部からの要望の受付、要望に係る関係部署との調整、及び要望への回答に関する事。 ○避難所における災害時要配慮者相談窓口及び被災者相談窓口の開設・運営に関する事。 ○避難所における食料の需要調査、調達、供給、保管に関する事。 ○生活必需物資等供給協定企業への物資供給依頼等に関する避難者の支援及び情報交換等に関する事。 ○避難者に対する情報の提供に関する事。 ○避難所への救援物資、協力者等の受入れに関する事。 ○避難所での広報に関する事。 ○避難所におけるコミュニティの構築に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市公共施設及びその他の施設管理者等からの避難状況報告の把握・報告に関する事。 ○避難所及び物資集配拠点の開設に関する事。 ○避難者の収容記録の作成及び避難所の運営支援に関する事。 ○避難所運営組織が構成される迄の避難所運営に関する事。 ○避難者による避難所運営組織の構成支援に関する事。 ○避難所運営本部からの要望の受付、要望に係る関係部署との調整、及び要望への回答に関する事。 ○避難所における災害時要配慮者相談窓口及び被災者相談窓口の開設・運営に関する事。 ○避難所における食料の需要調査、調達、供給、保管に関する事。 ○生活必需物資等供給協定企業への物資供給依頼等に関する避難者の支援及び情報交換等に関する事。 ○避難者に対する情報の提供に関する事。 ○避難所への救援物資、協力者等の受入れに関する事。 ○避難所での広報に関する事。 ○避難所におけるコミュニティの構築に関する事。
物資配給係(地域公共交通対策課)		
平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○避難所における食料の備蓄に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の運営に必要な物資の確保及び配分に関する事。 ○被災民に対する臨時物資配給所の開設に関する事。 ○応急対策従事者に対する物資の配給に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の運営に必要な物資の確保及び配分に関する事。 ○被災民に対する臨時物資配給所の開設に関する事。 ○応急対策従事者に対する物資の配給に関する事。
避難所ケア係(男女共同参画推進課)		
平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画に関わる防災研修に関する事。 ○男女共同参画関連諸団体との災害時の協力要領の調整に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所での性別の違いに関わる問題、子育て家庭・障がい者・高齢者等が直面する課題等に関する配慮施策の推進に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所での性別の違いに関わる問題、子育て家庭・障がい者・高齢者等が直面する課題等に関する配慮施策の推進に関する事。

ること。	○避難所運営本部との連携・情報交換によるDV等や暴力行為の兆候の早期発見及び対処に関する こと。 ○避難所で必要とする事案が出た場合に各班へ通報	○避難所運営本部との連携・情報交換によるDV等や暴力行為の兆候の早期発見及び対処に関する こと。 ○避難所で必要とする事案が出た場合に各班へ通報
------	--	--

避難支援部		
(避難支援部長)福祉部長、(副)福祉部次長		
避難支援班【(長)高齢介護課長、(副)社会・障がい者福祉課長、子育て支援課長、保育課長】		
高齢介護障がい者係(高齢介護課、社会・障がい者福祉課)		
平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割
○避難行動要支援者台帳の作成・更新に関する こと。 ○避難行動要支援者の個別計画の作成に関する こと。 ○避難所における避難行動要支援者 収容スペースに関する こと。 ○福祉避難所に関する こと。 ○被災者支援システム(避難行動要 支援者関連システム)に関する こと。	○障がい者、高齢者等災害時避難 行動要支援者への情報提供に関 すること。 ○障がい者、高齢者等災害時避難 行動要支援者の安否確認に関す ること。 ○障がい者、高齢者等災害時避難 行動要支援者の避難支援に関す ること。 ○寝具の確保及び配分に関する こと。 ○避難所開設に伴う福祉施設の 開閉及び管理に関する こと。 ○福祉避難所の設置・運営に関す ること。 ○避難行動要支援者に係る安否 情報の収集・伝達に関する こと。 ○福祉避難所へ移送する市民の 選定(スクリーニング)。 ○要支援者の相談窓口の設置に 関すること。	○障がい者、高齢者等災害時避難 行動要支援者への情報提供に関 すること。 ○障がい者、高齢者等災害時避難 行動要支援者の安否確認に関す ること。 ○障がい者、高齢者等災害時避難 行動要支援者の避難支援に関す ること。 ○寝具の確保及び配分に関する こと。 ○避難所開設に伴う福祉施設の 開閉及び管理に関する こと。 ○福祉避難所の設置・運営に関す ること。 ○避難行動要支援者に係る安否 情報の収集・伝達に関する こと。 ○福祉避難所へ移送する市民の 選定(スクリーニング)。 ○要支援者の相談窓口の設置に 関すること。
こども・保育所係(子育て支援課、保育課)		
平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割
○保育士又は幼児に対する防災 教育に関する こと。	○こども園、幼稚園、保育所に在 園する児童の避難等に関する こと。 ○施設の被害調査及び管理に関 すること。 ○こども園、幼稚園、保育所等 に在園する児童・保護者等の安 否情報の収集・伝達に関する こと。	○こども園、幼稚園、保育所に在 園する児童の避難等に関する こと。 ○施設の被害調査及び管理に関 すること。 ○こども園、幼稚園、保育所等 に在園する児童・保護者等の安 否情報の収集・伝達に関する こと。
民地調査班【(長)生活支援課長】(生活支援課)		
平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割
○福岡県災害情報提供システム の使用法の把握。 ○被災者支援システム(倒壊家屋 管理システム)に関する こと。	○被害状況調査(写真撮影、指定 項目の情報収集)に関する こと。 ○被災者台帳等の整備に関す ること。 ○必要に応じ公共施設部の応急 危険度判定及びり災証明書発行 の為の被害状況調査、協力	○被害状況調査(写真撮影、指定 項目の情報収集)に関する こと。 ○被災者台帳等の整備に関す ること。 ○必要に応じ公共施設部の応急 危険度判定及びり災証明書発行 の為の被害状況調査、協力。

環境対策部

(環境対策部長) 市民環境部長、(副) 医療保険課長

医療班 【(長) 医療保険課長】

平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○救護所設置計画に関すること。 ○医療及び助産に関すること。 ○医療班の編成及び派遣の計画に関すること。 ○医療関係機関、団体等の調整に関すること。 ○パンデミック事態対処計画に関すること。 ○避難所での心理療法や心理カウンセラー施策の計画・実施に関すること。 ○心的外傷後ストレス障害(PTSD)の対応等保健衛生に関すること。 ○保健衛生に関すること。 ○食品衛生及び食中毒に関すること。 ○医療器具、医薬品、衛生材料等の斡旋確保に関すること。 ○保健センター施設の警備に関すること。 ○傷病者等の受入れ態勢の整備及び医療情報の収集・伝達に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○救護所設置に関すること。 ○医療及び助産に関すること。 ○医療班の編成及び派遣に関すること。 ○医療関係機関、団体等の派遣要請及び連絡に関すること。 ○傷病者の輸送に関すること。 ○医療機関等からの傷病者発生状況等の把握に関すること。 ○感染症の予防に関すること。 ○避難所での心理療法や心理カウンセラー施策の計画・実施に関すること。 ○心的外傷後ストレス障害(PTSD)の対応等保健衛生に関すること。 ○保健衛生に関すること。 ○食品衛生及び食中毒に関すること。 ○医療器具、医薬品、衛生材料等の斡旋確保に関すること。 ○被災地、避難所等の衛生状態の把握、衛生状態改善策に関すること。 ○保健センター施設の警備に関すること。 ○傷病者等の受入れ態勢の整備及び医療情報の収集・伝達に関すること。 ○引取人のない又は身元不明の遺体の処理に関すること。 ○福祉避難者へ移送する市民の選定の協力(スクリーニング協力) 	<ul style="list-style-type: none"> ○救護所設置に関すること。 ○医療及び助産に関すること。 ○医療班の編成及び派遣に関すること。 ○医療関係機関、団体等の派遣要請及び連絡に関すること。 ○傷病者の輸送に関すること。 ○医療機関等からの傷病者発生状況等の把握に関すること。 ○感染症の予防に関すること。 ○避難所での心理療法や心理カウンセラー施策の計画・実施に関すること。 ○心的外傷後ストレス障害(PTSD)の対応等保健衛生に関すること。 ○保健衛生に関すること。 ○食品衛生及び食中毒に関すること。 ○医療器具、医薬品、衛生材料等の斡旋確保に関すること。 ○被災地、避難所等の衛生状態の把握、衛生状態改善策に関すること。 ○保健センター施設の警備に関すること。 ○傷病者等の受入れ態勢の整備及び医療情報の収集・伝達に関すること。 ○引取人のない又は身元不明の遺体の処理に関すること。 ○福祉避難者へ移送する市民の選定の協力(スクリーニング協力)

清掃班 【(長) 環境整備課長、(副) 環境対策課長】

平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○指定避難所における仮設トイレ設置計画に関すること。 ○遺体の安置・埋葬火葬計画に関すること。 ○犬・猫等の死体処理計画に関すること。 ○災害廃棄物の処理計画に関すること。 ○災害廃棄物の処理等に関する協定に基づく公益社団法人福岡県産業廃棄物協会との調整に関する事項。 ○被災者支援システム(犠牲者・ 	<ul style="list-style-type: none"> ○防疫に関すること。 ○し尿、塵芥等の処理及び仮設便所の設置に関すること。3 遺体の安置・埋葬火葬に関すること。 ○犬、猫等の死体処理に関すること。 ○災害廃棄物の処理に関すること。 ○災害ゴミ集積施設、災害ゴミ処分施設の管理に関すること。 ○災害ゴミを広域で処理する場合の対象となる市町村との業務要領の調整に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○防疫に関すること。 ○し尿、塵芥等の処理及び仮設便所の設置に関すること。3 遺体の安置・埋葬火葬に関すること。 ○犬、猫等の死体処理に関すること。 ○災害廃棄物の処理に関すること。 ○災害ゴミ集積施設、災害ゴミ処分施設の管理に関すること。 ○災害ゴミを広域で処理する場合の対象となる市町村との業務要領の調整に関すること。

遺族管理システム)に関する こと。 ○災害ゴミ集積施設、災害ゴミ処 分施設の管理に関すること。 ○災害ゴミを広域で処理する場 合の対象となる市町村との業務 要領の調整に関すること。		
現地対策班 【(長)市民課長】		
平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割
○自治会長を通じての情報収集・ 伝達の調整に関すること。 ○災害ボランティア本部との連 絡・調整に関すること。	○自治会長(自主防災組織)を通 じての情報収集・伝達に関する こと。 ○現地災害対策班設置場所周辺 の被害情報の収集伝達に関する こと。 ○災害ボランティア本部の設 置・運営の要請に関すること。 ○災害ボランティア本部との連 絡・調整に関すること。 ○災害現場においての各部、班と の協力及び本部との連絡に関す ること。 ○被災地に必要な救援物資及び 生活物資の需要調査に関するこ と。	○自治会長(自主防災組織)を通 じての情報収集・伝達に関する こと。 ○現地災害対策班設置場所周辺 の被害情報の収集伝達に関する こと。 ○災害ボランティア本部との連 絡・調整に関すること。 ○災害現場においての各部、班と の協力及び本部との連絡に関す ること。 ○被災地に必要な救援物資及び 生活物資の需要調査に関するこ と。

被災者支援部

(被災者支援部長) 経済部長、(副) 経済政策推進室長、公営競技事業所長		
被災者支援班 【(長) 農林振興課長】		
被災者支援係 (経済政策推進室、農業委員会事務局)		
平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割
○避難所班と調整し被災者相談 窓口設置避難所の選定	○工業団地等災害(有害物質の漏 洩等防止を含む)に関すること。	○被災者総合相談窓口の開設・運 営及び他の相談窓口との調整に 関すること。 ○復旧・復興支援の全般調整に関 すること。 ○工業団地等災害(有害物質の漏 洩等防止を含む)に関すること。
農林係 (農林振興課)		
平常時の役割	平常時の役割	平常時の役割
○農林関係に関する復旧計画の 作成 ○農作物の病虫害防除に関する こと。 ○家畜伝染病の防疫に関するこ と。 ○家畜飼料の補給対策に関する こと。	○農林に関する被害状況の把握 ○国・県への要望事項の整理 ○り災農作物の技術対策及び指 導に関すること。 ○農作物の病虫害防除に関する こと。 ○家畜伝染病の防疫に関するこ と。 ○家畜飼料の補給対策に関する こと。	○り災農作物の技術対策及び指 導に関すること。 ○農作物の病虫害防除に関する こと。 ○家畜伝染病の防疫に関するこ と。 ○家畜飼料の補給対策に関する こと。

市場管理事務所係（農業振興課（市場管理事務所））		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○災害時の流通統制計画の作成に関する事。	○市場の管理に関する事。 ○総括部事務局との調整に基づく流通の統制に関する事。	○市場の管理に関する事。 ○総括部事務局との調整に基づく流通の統制に関する事。
外国人支援班【（長）国際政策課長】		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○外国人に対する防災研修の支援に関する事。 ○外国人に対する防災訓練に関する事。 ○外国人に対する防災啓発活動 ○各種防災情報の翻訳・通訳支援	○外国人等に対し発行する証明書等に関する事。 ○外国人の避難誘導に関する事。 ○避難所における外国人への支援に関する事。	○外国人被災者の相談窓口の開設。 ○外国人被災者の支援に関する事。
避難誘導班【（長）商工観光課長】		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○商工観光に関する復旧計画の作成	○災害危険地域の現地における避難誘導 ○商工観光に関する被害状況の把握 ○国・県への要望事項の整理	○事業所の被害状況の把握と復旧・復興支援に関する事。
物資受援班【（長）特産品振興・ふるさと応援課長】		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○支援物資の受け入れ候補地の選定に関する事項。 ○受援計画に関する事。	○支援物資の受け入れ、配分及び保管の準備に関する事。	○支援物資の受け入れ、配分及び保管に関する事。
公営競技班【（長）公営競技事業所副所長】		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○オートレース場施設に関する復旧計画の作成	○オートレース場施設の被害調査及び総括部事務局への報告に関する事。 ○来客者等の避難誘導に関する事。 ○オートレース場を避難所等として利用する場合の運営協力に関する事。	○オートレース場施設の復旧に関する事。
公共施設部		
(公共施設部長)都市建設部長、(副)都市建設部次長		
公共土木班【（長）土木管理課長、(副)土木建設課長、建設政策課長】		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○各排水機場の維持・管理	○各排水機場の操作管理に関する事。	○各排水機場の操作管理に関する事。
水門係(土木管理課(兼)、土木建設課(兼))		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○各水門管理者の把握及び指導	○土木管理課所管の各水門の操作管理に関する事。	○土木管理課所管の各水門の操作管理に関する事。
樋門(樋管)パトロール係(土木管理課(兼)、土木建設課(兼))		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○樋門(樋管)管理者の把握及び指導	○樋門(樋管)のパトロールに関する事。 ○樋門(樋管)の被害調査及び写真記録に関する事。	○樋門(樋管)の被害調査及び写真記録に関する事。

道路係(土木管理課(兼))		
平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○道路・橋梁の整備・維持・管理に関すること。 ○道路・橋梁の応急復旧計画に関すること。 ○緊急車両優先道路の見積に関すること。 ○災害時の緊急対策等に関する協定の締結に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○総務班との調整に基づく道路、橋梁の交通規制に関すること。 ○国県道の交通規制情報に関すること。 ○道路、橋梁の応急修理及び復旧に関すること。 ○道路、橋梁の共通事務に関すること。 ○障害物及び瓦礫の除去に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○道路、橋梁の応急修理及び復旧に関すること。 ○道路、橋梁の共通事務に関すること。 ○障害物及び瓦礫の除去に関すること。
河川係(土木建設課(兼)、土木管理課(兼))		
平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○国又は県に指定されていない中小河川の危険箇所の把握及び避難判断基準の策定に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○河川・水路の共通事務に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○河川・水路の共通事務に関すること。
鉱害係(土木建設課(兼)、土木管理課(兼))		
平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○鉱害地の状況把握に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○鉱山災害(ボタ山含む)の応急対策に関すること。 ○鉱害地の共通事務に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○鉱山災害(ボタ山含む)の応急対策に関すること。 ○鉱害地の共通事務に関すること。
都市計画班【(長)都市計画課長】		
平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○指定緊急避難場所の指定への協力に関すること。 ○支援部隊集結地の選定への協力に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画に属する施設(公園、緑地及び市民広場)の共通事務に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画に属する施設(公園、緑地及び市民広場)の共通事務に関すること。
農林班【(長)農業土木課長】		
平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○農業関連の各水門及び各排水機場の操作員の把握及び指導。 ○他地域災害の農業被害に関する教訓事項の把握。 ○ため池等を含む農業関係施設の共通事務に関すること。 ○ため池氾濫時の避難判断基準の策定に関すること。 ○ため池ハザードマップの作成に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○農業関連の各水門及び各排水機場の操作管理に関すること。 ○ため池等を含む農業関係施設の警戒巡視に関すること。 ○農業関連施設の被害状況の写真記録に関すること。 ○その他農業災害に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○農業関連の各水門及び各排水機場の操作管理に関すること。 ○ため池等を含む農業関係施設の共通事務に関すること。 ○農業関連施設の被害状況の写真記録に関すること。 ○その他農業災害に関すること。
建築住宅班【(長)建築課長、(副)住宅課長】		
平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○市営住宅等の共通事務に関すること。 ○建築物等の耐震化に関すること。 ○応急仮設住宅建設候補地台帳の整備に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市営住宅等の共通事務に関すること。 ○応急仮設住宅の用地選定及び建設に関すること。 ○応急仮設住宅及び公営住宅等への入居者斡旋に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市営住宅等の共通事務に関すること。 ○応急仮設住宅の用地選定、建設及び維持管理に関すること。 ○応急仮設住宅及び公営住宅等への入居者斡旋に関すること。

○応急危険度判定の計画に関すること。 ○被災者支援システム(仮設住宅管理システム)に関すること。	○被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定に関すること。	○被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定に関すること。
---	-----------------------------	-----------------------------

議会部

(議会部長) 議会事務局長、(副) 議会事務局次長		
議会班【(長) 議会事務局次長】		
平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割
○議員の防災研修の調整に関すること。 ○議員の防災計画に関すること。	○議会関係等への情報提供及び連絡調整に関すること。 ○議員との調整に関すること。	○議会関係等への情報提供及び連絡調整に関すること。 ○議員との調整に関すること。

教育対策部

(教育対策部長) 教育部長、(副) 教育総務課長		
教育総務班【(長) 教育総務課長】		
平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割
○教育施設の開閉及び管理(警備含む)の調整に関すること。	○教育機関に対する災害に関する通報連絡に関すること。 ○教育施設等の被害調査、写真記録及び報告に関すること。 ○教育再開に必要な教育施設・教育備品等の確保に関すること。 ○教育施設の開閉及び管理(警備含む)に関すること。	○教育再開に必要な教育施設・教育備品等の確保に関すること。 ○教育施設の開閉及び管理(警備含む)に関すること。 ○児童・生徒等の保健管理に関すること。 ○児童・生徒への就学援助(学用品等の給付含む)に関すること。 ○施設被害調査及び管理に関すること。
学校避難所班【(長) 学校給食課長、(副) 文化課長】		
平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割
○小中学校における防災教育に関すること。 ○児童・生徒の避難計画及び避難訓練に関すること。 ○被災後の教育要領(応急的教育)の計画に関すること。 ○小・中学校避難所開設計画の作成に関すること。 ○生徒用備蓄食料品の確保に関すること。 ○炊き出し訓練に関すること。 ○児童クラブ入所児童の避難等に関すること。 ○児童クラブに在所する児童・保護者の避難訓練に関すること。	○教育中に被災した場合の、児童・生徒の避難に関すること。 ○教職員の協力要請に関すること。 ○児童クラブ入所児童の避難等に関すること。 ○施設被害調査及び管理に関すること。 ○児童クラブに在所する児童・保護者の安否情報の収集・伝達に関すること。 ○教育施設等を避難所として開設した場合の避難所班との調整に基づく避難所開設・運営に関すること。 ○避難所における災害時要配慮者相談窓口及び被災者相談窓口の開設・運営に関すること。	○被災後の応急的教育のための教育実施者、学校給食用品の確保及び学校給食用品の管理に関すること。 ○応急的教育の計画・実施に関すること。 ○小・中学校において避難所を開設した場合の、避難所班や避難所運営本部との調整に基づく避難所開設・運営支援に関すること。 ○学校における避難所の避難所運営組織が構成される迄の避難所運営に関すること。 ○炊き出しに関すること。 ○児童クラブ入所児童の避難等に関すること。 ○児童クラブに在所する児童・保護者の安否情報の収集・伝達に関すること。

上下水道部

(上下水道部長) 企業局次長、(副) 上水道課長		
水道総務班【(長) 企業管理課長】		

水道総務係(企業管理課)		
平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割
<p>○上下水道業務全般の調整に関する事。</p> <p>○上下水道関係の広報に関する事。</p> <p>○上下水道復旧資材及び貯水タンク・水缶・貯水容器等の調達に関する事。</p> <p>○上下水道部に係る業務のための配車計画等の車両管理に関する事。</p> <p>○給水所の開設のための給水車・水タンクの調達・支援受けに関する事。</p>	<p>○上下水道業務全般の調整に関する事。</p> <p>○上下水道の被害調査、写真記録及び総務班への報告に関する事。</p> <p>○部内の人員の掌握に関する事。</p> <p>○上下水道関係の広報に関する事。</p> <p>○上下水道復旧資材及び貯水タンク・水缶・貯水容器等の調達に関する事。</p> <p>○上下水道部に係る業務のための配車計画等の車両管理に関する事。</p> <p>○給水所の開設のための給水車・水タンクの調達・支援受けに関する事。</p>	<p>○上下水道業務全般の調整に関する事。</p> <p>○上下水道の被害調査、写真記録及び総務班への報告に関する事。</p> <p>○部内の人員の掌握に関する事。</p> <p>○上下水道関係の広報に関する事。</p> <p>○上下水道復旧資材及び貯水タンク・水缶・貯水容器等の調達に関する事。</p> <p>○上下水道部に係る業務のための配車計画等の車両管理に関する事。</p> <p>○給水所の開設のための給水車・水タンクの調達・支援受けに関する事。</p>
水道業務係(企業管理課)		
平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割
<p>○公共上下水道全般の修繕依頼等の受付及び取りまとめに関する事。</p>	<p>○公共上下水道全般の修繕依頼等の受付及び取りまとめに関する事。</p>	<p>○公共上下水道全般の修繕依頼等の受付及び取りまとめに関する事。</p>
水道対策班【(長)上水道課長、(副)下水道課長】		
上水道対策係(上水道課)		
平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割
<p>○上水道施設の安全性の強化に関する事。</p> <p>○上水道の応急修理及び計画復旧に関する事。</p> <p>○浄水・配水施設の巡回警備に関する事。</p>	<p>○上水道の被害調査、写真記録及び総務班への報告に関する事。</p> <p>○上水道の応急修理及び計画復旧に関する事。</p> <p>○上水道の計画復旧における復旧指導に関する事。</p> <p>○浄水・配水施設の巡回警備に関する事。</p>	<p>○上水道の被害調査、写真記録及び総務班への報告に関する事。</p> <p>○上水道の応急修理及び計画復旧に関する事。</p> <p>○上水道の計画復旧における復旧指導に関する事。</p> <p>○浄水・配水施設の巡回警備に関する事。</p>
下水道対策係(下水道課)		
平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割
<p>○下水道施設の安全性の強化に関する事。</p> <p>○公共下水道の応急修理及び計画復旧に関する事。</p> <p>○下水道施設の巡回警備に関する事。</p>	<p>○公共下水道の被害調査、写真記録及び総務班への報告に関する事。</p> <p>○公共下水道の応急修理及び計画復旧に関する事。</p> <p>○公共下水道の計画復旧における復旧指導に関する事。</p> <p>○下水道施設の巡回警備に関する事。</p>	<p>○公共下水道の被害調査、写真記録及び総務班への報告に関する事。</p> <p>○公共下水道の応急修理及び計画復旧に関する事。</p> <p>○公共下水道の計画復旧における復旧指導に関する事。</p> <p>○下水道施設の巡回警備に関する事。</p>
浄水係(上水道課)		
平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割
<p>○浄水・配水施設の施設管理に関する事。</p>	<p>○浄水・配水施設の施設管理に関する事。</p>	<p>○浄水・配水施設の施設管理に関する事。</p>

○配水池の水量管理に関する こと。	○配水池の水量管理に関する こと。 ○久保白ダム関連施設の被害調 査及び復旧に関すること。	○配水池の水量管理に関する こと。 ○久保白ダム関連施設の被害調 査及び復旧に関すること。
水質保全係（上水道課）		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○水質保全に関する こと。	○災害時における水質保全に 関すること。	○水質保全に関する こと。
給水係（上水道課）		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○断水地域の調査に関する こと。 ○断水地区の給水計画に 関すること。 ○給水所による給水運 営に関する こと。 ○給水車の運用に 関すること。	○断水地域の調査に関する こと。 ○断水地区の給水計画に 関すること。 ○給水所による給水運 営に関する こと。 ○給水車の運用に 関すること。	○断水地域の調査に関する こと。 ○断水地区の給水計画に 関すること。 ○給水所による給水運 営に関する こと。 ○給水車の運用に 関すること。
終末処理場係（下水道課）		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○終末処理場の維持・管 理に関する こと。 ○終末処理場被災時の 計画に 関すること。	○終末処理場の被害調 査、写真記 録及び総務 班への報告 に関する こと。	○終末処理場の応急修 理及び計 画復旧に 関すること。 ○終末処理場の計 画復旧に おける 復旧指 導に 関すること。 ○終末処理場被災 時の代 替処 置に 関すること。

支所対策部

穂波・筑穂・庄内・穎田支所対策部長（支所長）		
支所総括班【(長)市民窓口課長(兼)】		
総務係(各支所市民窓口課)		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○職員の動員計画に 関すること。 ○災害応急対策のた めの調整 及び災 害応急 対策の 取りま とめに 関する こと。 ○支所管轄エリアに おける 気象、 地震及 び河川 情報等 の収集 及び本 部への 報告に 関する こと。 ○本庁との連絡途 絶時の 地区内 市民へ の避難 に関する 情報の 判断に 関する こと。 ○地区内における 防災行 政無線 の維持 管理協 力に 関する こと。 ○市民からの災害 情報の 受付に 関する こと。 ○自治会の自主防 災活動 の協力 に 関する こと。 ○自治会長への 連絡・ 通報に 関する こと。 ○防災功労者の 候補者 の推薦	○本庁災害対策本 部長命 令の伝 達及び 同本 部長へ の報告 に 関する こと。 ○職員の動員配 備に 関する こと。 ○支所災害対策 本部の 設置に 関する こと。 ○災害応急対策 のた めの調 整及 び災 害応 急対 策の 取り ま と め に 関 する こ と。 ○支所管轄エ リアに おける 気象、 地震及 び河川 情報等 の収集 及び本 部への 報告に 関する こと。 ○本庁との連絡 途絶時 の地区 内市民 への 避難に 関する 情報の 判断に 関する こと。 ○地区内市民に 対する 水防警 報、 避難に 関する 情報等 の伝達 及び 災害 広報に 関する こと。 ○地区内市民に 対する 高齢者	○地区内の被災者 相談に 関する こと。 ○り災届出兼証 明書、 被害届 出兼 証 明書 の受 理及 び交 付に 関 する こ と。 ○本庁の行う支 所管内 の復 旧・ 復興 業務 の協 力に 関 する こ と。

<p>関すること。</p>	<p>避難、避難指示の周知に関する こと。 ○地区内に対する防災行政無線 の放送に関すること。 ○市民からの災害情報の受付（災 害受信票の記入）に関すること。 ○被害状況の把握・分析による被 害の拡大見積に関すること。 ○本庁災害対策本部との調整・報 告に関すること（応援の要請、緊 急措置実施の要請、被害状況等の 報告）。 ○地区内の災害記録及び被災現 地の写真記録等の資料の本庁へ の提出に関すること。 ○本庁災害対策本部からの視察 対応依頼に基づく視察者への状 況説明に関すること。 ○自治会長への連絡・通報に関す ること。 ○本庁との連絡途絶時の地区内 における避難所の開設指示 ○開設状況の把握・報告に関す ること。 ○地区内における避難誘導に関 すること。 ○防災功労者の候補者の推薦に 関すること。 ○地区内被災地における緊急的 対応が必要な状況での対応に関 すること。</p>	
<p>調査・パトロール係（各支所市民窓口課）</p>		
<p>平常時の役割</p>	<p>災害（準備室～対策本部）時の役割</p>	<p>復旧・復興時の役割</p>
<p>○国・県指定河川の重要水防箇所 巡視（年1回）の協力に関するこ と。 ○広報車又は消防団方面隊を活 用した警報や避難情報の周知徹 底に関すること。</p>	<p>○本庁災害対策本部河川等パト ロール班との調整に基づき、地区 内において次のことを行う。 ・河川・水害等危険箇所等のパト ロールに関すること。 ・地震発生時等の被害状況情報資 料の収集、支所災害対策部への報 告に関すること。 ・広報車又は消防団方面隊を活 用した警報や避難情報の周知徹底 に関すること。 ・本庁災害対策本部が行う民家・ 民有地の被害状況調査支援に関 すること。 ・本庁災害対策本部が行う土砂崩 れ・崖崩れに関する調査の支援に 関すること。</p>	<p>○本庁の行う支所管内の復旧・復 興業務の協力に関すること。</p>
<p>支援係（市民窓口課）</p>		
<p>平常時の役割</p>	<p>災害（準備室～対策本部）時の役割</p>	<p>復旧・復興時の役割</p>
<p>○避難所の備蓄に対する協力を 関すること。</p>	<p>○本庁災害対策本部避難支援部 避難所班及び支援班との調整に</p>	<p>○本庁の行う支所管内の復旧・復 興業務の協力に関すること。</p>

<p>○避難所における避難行動要支援者スペースの確保協力に関すること。</p>	<p>より、地区内において、次のことを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所における寝具その他生活必需品の配分に関すること。 ・障がい者、高齢者等災害時要配慮者の支援に関すること。 ・避難所の衛生状態の把握に関すること。 	
<p>支所対策班【(長)経済建設課長】</p>		
<p>平常時の役割</p>	<p>災害（準備室～対策本部）時の役割</p>	<p>復旧・復興時の役割</p>
<p>○水門の操作管理に関すること。 ○土砂災害危険箇所の調査への協力に関すること。</p>	<p>○本庁災害対策本部公共施設部公共土木班との調整により、地区内において、次のことを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水門の操作管理に関すること。 ・河川等の被害状況調査及び写真記録に関すること。 ・道路、橋梁等の被害調査・記録、交通統制及び応急修理に関すること。 ・河川、水路の被害調査・記録及び応急修理に関すること。 ・市営住宅等の応急修理及び被害調査に関すること。 ・農業関係施設の被害調査に関すること。 ・支所管内の被災現場の確認支援 	<p>○本庁の行う支所管内の復旧・復興業務の協力に関すること。</p>

4-6 飯塚市消防団の組織等に関する規則

平成 18 年 3 月 26 日

飯塚市規則第 205 号

改正 H18-238、H22-9、H22-26、H23-37

(趣旨)

第 1 条 この規則は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 18 条第 2 項及び第 23 条第 2 項の規定に基づき、消防団の組織及び消防団員の階級等に関し必要な事項を定めるものとする。

(H18-238 一改)

(組織)

第 2 条 消防団は、消防団本部及び方面隊をもって組織する。

2 消防団本部は、団本部、分団(隊)、部(分隊)及び班をもって組織する。

3 方面隊は、分団(隊)、部(分隊)及び班をもって組織する。

4 方面隊は方面隊本部を置くことができる。

5 分団の名称及び区域は、別表第 1 のとおりとする。

6 消防団員は、飯塚市内に居住し、又は通勤若しくは通学する者とする。

(H22-9 一改)

(消防団本部の位置及び事務)

第 3 条 消防団本部は、飯塚市総務部防災安全課に置く。

2 消防団本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 消防団員の身分に関すること。

(2) 報告、通報及び連絡に関すること。

(3) 教育訓練に関すること。

(4) 消防団の諸計画に関すること。

(5) 会計及び経理に関すること。

(6) 設備、資材及び物品の管理に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、団長が必要と認める事項

(方面隊の事務)

第 4 条 方面隊は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 消防団員の身分に関すること。

(2) 報告、通報及び連絡に関すること。

(3) 設備、資材及び物品の管理に関すること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、方面隊長が必要と認める事項

(階級)

第 5 条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

(H22-9 全改)

(職名及び職務)

第 6 条 消防団に団長、副団長、方面隊長、分団長、隊長、副分団長、副隊長、部長、副部長(筑穂方面隊に限る。)、班長及び団員の職を置く。

2 消防団員の職別の職務及び階級は、次の表のとおりとする。

職	職務	階級
団長	消防団の事務を統括し、消防団員を指揮監督する。	団長
副団長	団長を補佐し、団長に事故があるとき、又は団長が欠けたときは、その職務を代理する。	副団長
方面隊長	団長の命を受け、当該方面隊の事務を掌理し、所属の団員を指揮監督する。	方面隊長

職	職 務	階 級
分団長 隊長	上司の命を受け、所属する分団(隊)の事務を掌理し、所属の団員を指揮監督する。	分団長
副分団長 副隊長	分団長若しくは隊長を補佐し、当該長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。	副分団長
部 長	上司の命を受け、所属する部(分隊)の事務をつかさどる。	部 長
副部長	部長を補佐し、部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。	班 長
班 長	上司の命を受け、所属する班の事務をつかさどる。	班 長
団 員	上司の命を受け、消防事務に従事する。	団 員

3 消防団員の所属及び職別の定員は、別表第2のとおりとする。ただし、各方面隊の現員が定員に満たない場合は、定員と現員の差の人数を限度に、消防団本部本部隊の定員にもって充てることができる。

4 団長及び副団長に共に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ団長の指定する者が団長の職務を代理する。

(H22—9 一改)

(名誉団長)

第6条の2 前条に定めるもののほか、消防団に荣誉職として、飯塚市消防団名誉団長(以下「名誉団長」という。)を置くことができる。

2 前項の名誉団長は、消防団長として永年にわたり消防防災活動に尽力し、公共の福祉の増進に特に功労のあった者として市長が認めたものとする。

(H22—26 追加)

(設備及び資材の設置及び保管)

第7条 別に定めるところにより消防団に必要な設備及び資材(以下「設備等」という。)を設置する。

2 設備等は、団長が保管する。

3 貸与品は、服務以外これを使用し、又は他人に貸与してはならない。

4 機械器具その他設備等は、常に整備し、職務以外に使用してはならない。

5 設備等を損傷し、又は亡失したときは、団長は、その事由を付して市長に届け出なければならない。

6 故意又は重大な過失により設備等を損傷し、又は亡失した者に対しては、市長は、その損害を賠償させることができる。

(文書及び簿冊)

第8条 消防団は、消防団に関する文書及び簿冊を備え、常にこれを整理しておかなければならない。

(訓練)

第9条 団長は、消防の本質と責務とを自覚し、人格を磨き、実力を養い、公正かつ能率的に職務を遂行し得るよう定期的に教養訓練を行わなければならない。

(表彰)

第10条 消防団員又は消防協力者については、次の場合に表彰することができる。

(1) 災害の予防、警戒及び防ぎよ又は人命の救護について特段の功績があった場合

(2) 防災思想の普及又は消防施設の整備等について特に功労があった場合

2 前項の表彰に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(H22—9 一改)

(服制)

第 11 条 消防団員の服制は、消防団員服制基準(昭和 25 年国家公安委員会告示第 1 号)によるものとする。

(H22—9 一改)

附 則

この規則は、平成 18 年 3 月 26 日から施行する。

附 則(平成 18 年 10 月 13 日 規則第 238 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 19 日 規則第 9 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日 規則第 26 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 4 月 1 日 規則第 37 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 6 月 27 日 規則第 34 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 26 日 規則第 12 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 2 条関係)

(H22—9 全改)

消防団本部

分団別	区 域
本部隊	飯塚市の全域
女性分団	飯塚市の全域

飯塚方面隊

分団別	区 域
本部機動隊	この表の第1分団から第8分団までの区域
第1分団	飯塚、西町、宮町、本町、吉原町、東徳前、西徳前、徳前
第2分団	鯉田、目尾、吉北
第3分団	新立岩、新飯塚、芳雄町、柏の森、川島、立岩
第4分団	菰田、菰田東、菰田西、鶴三緒、上三緒、下三緒
第5分団	片島一丁目、片島二丁目、片島三丁目、川津、横田、伊岐須のうち井手浦、尾畑、台の下
第6分団	伊岐須(井手浦、尾畑、台の下を除く。)、相田、伊川
第7分団	幸袋、中、庄司、柳橋、津島
第8分団	潤野、明星寺、大日寺、蓮台寺、建花寺、花瀬、八木山

穂波方面隊

分団名	区域名
第1分団	楽市、楽市東区、天道、太郎丸一区、大陣
第2分団	太郎丸二区、椋本、安恒、椿、弁分、秋松西、振興、弁分彼岸原
第3分団	忠営、忠営二区、忠営三区、南尾、南尾二区、南尾迎坂、神の浦、神の浦々田、平恒、平恒新町、平恒本町、平恒中野、平恒原口、忠隈宮下町、忠隈北区
第4分団	小正一区、小正二区、小正三区、若菜、枝国一区、枝国二区、枝国三区、小正浦の原、小正高畑、日鉄枝国
第5分団	堀池、堀池東、秋松、忠隈一区、忠隈二区、松ヶ瀬、忠隈浦田、忠隈泉町
第6分団	久保白、津原、見田、舍利蔵、本谷、高田

筑穂方面隊

名 称	区 域
第1分団	大分、黒石、鶯塚、内住本村、切畑、大野、久保山、氷屋
第2分団	阿恵、長尾、馬敷、山口、筑穂元吉、北古賀、平塚、栄町、浦田
第3分団	三町、弥山、上揚、下揚、桑曲

庄内方面隊

名 称	区 域
第1分団	本村、赤松、立、栄町、旭町、大坪、持田、安丸、若草、関の台
第2分団	藤田、有安、多田、仁保、柿田、あさひ台、大門、庄内元吉、有井、有井二、有井三、鳥羽、雇用促進住宅
第3分団	高倉、筒野、赤坂、新町一、新町二、簾石、入水、山倉、勝島

穎田方面隊

名 称	区 域
第1分団	勢田
第2分団	口原
第3分団	佐与
第4分団	鹿毛馬

別表第2(第6条関係)

(H23—37 全改)

消防団本部 83人

所 属	職							計
	団 長	副団長	隊 長 分団長	副隊長 副分団長	部 長	班 長	団 員	
団本部	1	2						3
本部隊			1	1	5	10	23	40
女性分団			1	1	1	6	31	40
合 計	1	2	1	1	6	12	60	83

飯塚方面隊 359人

所 属	職						計
	方面隊長	隊 長 分団長	副隊長 副分団長	部 長	班 長	団 員	
方面隊長	1						1
本部機動隊		1	1	1	4	9	16
第1分団		1	1	2	8	33	45
第2分団		1	1	2	8	29	41
第3分団		1	1	1	4	16	23
第4分団		1	1	2	8	31	43
第5分団		1	1	2	8	26	38
第6分団		1	1	2	8	24	36
第7分団		1	1	2	8	33	45
第8分団		1	3	3	12	53	71
合 計	1	9	10	17	68	254	359

穂波方面隊 241人

所 属	職						計
	方面隊長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員	
方面隊長	1						1
第1分団		1	1	1	7	30	40
第2分団		1	1	1	7	30	40
第3分団		1	1	1	7	30	40
第4分団		1	1	1	7	30	40
第5分団		1	1	1	7	30	40
第6分団		1	1	1	7	30	40
合 計	1	6	6	6	42	180	241

筑穂方面隊 338人

所 属	職							計
	方面隊長	分団長	副分団長	部 長	副部長	班 長	団 員	
方面隊長	1							1
第1分団		1	1	5	5	20	52	84
第2分団		1	1	9	9	37	113	170
第3分団		1	1	5	5	20	51	83
合 計	1	3	3	19	19	77	216	338

庄内方面隊 152人

所 属	職						計
	方面隊長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員	
方面隊長	1						1
第1分団		1	1	2	6	39	49
第2分団		1	1	2	6	41	51
第3分団		1	1	2	6	41	51
合 計	1	3	3	6	18	121	152

潁田方面隊 113人

所 属	職						計
	方面隊長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員	
方面隊長	1						1
第1分団		1	1	3	3	20	28
第2分団		1	1	3	3	20	28
第3分団		1	1	3	3	20	28
第4分団		1	1	3	3	20	28
合 計	1	4	4	12	12	80	113

総計 1,286

4-7 飯塚市火入れに関する条例

平成 18 年 3 月 26 日
飯塚市条例第 182 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、本市の森林又は森林の周囲 1 キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法(昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。)第 21 条の許可の手續その他必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第 2 条 法第 21 条第 1 項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、火入れを行おうとする期間(以下「火入予定期間」という。)の開始する日の 7 日前までに、火入許可申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 火入れを行おうとする土地(以下「火入地」という。)及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図
- (2) 火入地が、申請者以外の者が所有し、又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書
- (3) 申請者が、請負契約又は委託契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負契約書又は委託契約書の写し

2 申請者は、火入地において火入れの実施を指揮監督する者(以下「火入責任者」という。)を定め、申請書に明示しなければならない。

(許可の要件)

第 3 条 市長は、当該申請に係る火入れが次の各号のすべてに該当する場合でなければ許可をしてはならない。

- (1) 火入れの目的が、法第 21 条第 2 項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。
- (2) 火入地の周囲の現況、防火の設備計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。

(許可証の交付等)

第 4 条 市長は、火入れの許可をするときは、法第 21 条第 1 項の規定に基づき、第 8 条から第 15 条まで及び第 16 条第 4 項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した火入許可証(様式第 2 号。以下「許可証」という。)を交付するものとする。

2 市長は、火入れを不許可とするときは、その旨及びその理由を記載した火入不許可通知書(様式第 3 号)を申請者に交付するものとする。

(許可後における指示)

第 5 条 市長は、火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、法第 21 条の規定に基づき火入れの差止め又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を火入差止書(様式第 4 号)により行うことができる。

(許可の対象期間)

第 6 条 火入れの許可の対象期間は、1 件につき 14 日以内とする。

(許可の対象面積)

第 7 条 1 団地における 1 回の火入れの許可の対象面積は、1 ヘクタールを超えないものとする。ただし、火入地を 1 ヘクタール以下に区画し、その 1 区画に火入れを行い、完全に消火したことを確認してから次の 1 区画の火入れを行う場合にあっては、市長はこれを超えて許可をすることができる。

(火入れの通知)

第8条 火入れの許可を受けた者(以下「火入者」という。)は、火入れを行う日の前日までに、火入れの場所及び日時を火入届出書(様式第5号)により市長に通知しなければならない。

(許可証の返納)

第9条 火入者は、火入れが終了したとき、又は火入れの許可の対象期間を経過したときは、速やかに市長に許可証を返納しなければならない。

(火入責任者の義務)

第10条 火入責任者は、火入れの現場において、直接火入れの実施の指揮監督に当たらなければならない。

2 火入責任者は、火入れに際し、許可証を携帯しなければならない。

3 火入責任者は、次条に定める防火の設備及び第12条に定める火入従事者の配置が適正になされ、かつ、現地の気象状況に異常が認められないことを確認した後でなければ火入れをしてはならない。

(防火帯の設置)

第11条 火入責任者は、火入地の周囲に幅7メートル以上(火入地が傾斜地である場合におけるその上側又は風勢のある場合における風下に当たる部分については10メートル以上)の防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。

2 前項の防火帯は、河川、湖沼、溝、堰等によって防火帯と同等の効果が認められる場合は、その設置を省略することができる。

(火入従事者)

第12条 火入者は、火入れに当たっては、1回の火入れの面積に応じ、次のとおり火入れの作業に従事する者(以下「火入従事者」という。)を配置しなければならない。

(1) 0.5ヘクタールまでは10人以上

(2) 0.5ヘクタールを超える場合にあっては、10人にその超える面積0.1ヘクタールにつき1人を加えて得た人数以上

2 火入者は、消火に必要な器具を火入従事者に携行させなければならない。

3 火入責任者は、火入れの跡地が完全に消火したことを確認した後でなければ、火入従事者を火入れの現場から退去させてはならない。

(火入れの方法)

第13条 火入れは、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに、風下から行わなければならない。ただし、火入地が傾斜地である場合には、上方から下方に向かって行わなければならない。

2 火入れは、日の出後に着手し、日没までに終えなければならない。

(火入れの中止)

第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、異常乾燥注意報若しくは火災警報が発令されたときは、速やかに消火しなければならない。

(緊急連絡体制の整備)

第15条 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たっては、市長及び消防署長に連絡することのできる体制を確保しておかななければならない。

(消防署長への通知等)

第 16 条 市長は、火入れの許可を行った場合には、火入(許可)通知書(様式第 6 号)により消防署長にその旨通知するものとする。

2 市長は、火入れの許可をしようとする場合において必要と認めるときは、当該職員を火入地に立ち入らせ、実地調査をさせることができる。

3 市長は、必要と認めるときは、当該職員を火入れに立ち合わせることができる。

4 前項の場合において、火入者、火入責任者及び火入従事者は、当該職員の指示に従わなければならない。

(手数料)

第 17 条 市長は、火入れ申請 1 件につき 500 円の許可手数料を徴収するものとする。

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 3 月 26 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までに、合併前の飯塚市火入れに関する条例(昭和 60 年飯塚市条例第 17 号。次項において「合併前の飯塚市条例」という。)、穂波町火入れに関する条例(昭和 59 年穂波町条例第 1 号)、筑穂町火入れに関する条例(昭和 59 年筑穂町条例第 2 号)、庄内町火入れに関する条例(昭和 59 年庄内町条例第 19 号)又は潁田町火入れに関する条例(昭和 59 年潁田町条例第 18 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までの利用許可に係る合併前の飯塚市条例の規定による手数料については、なお合併前の飯塚市条例の例による。

以下、様式省略

4-8 飯塚市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成 18 年 3 月 26 日
飯塚市条例第 120 号
改正 H23-31

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 災害弔慰金の支給(第 3 条—第 8 条)
- 第 3 章 災害障がい見舞金の支給(第 9 条—第 11 条)
- 第 4 章 災害援護資金の貸付け(第 12 条—第 15 条)
- 第 5 章 雑則(第 16 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた市民に災害障がい見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は全員に対しなされたものとみなす。

(H23—31 一改)

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障がい見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障がい見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障がい見舞金の支給

(災害障がい見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障がいがあるときは、当該住民(以下「障がい者」という。)に対し、災害障がい見舞金の支給を行うものとする。

(災害障がい見舞金の額)

第10条 障がい者1人当たりの災害障がい見舞金の額は、当該障がい者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障がい見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害

の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350万円

(3) 第1号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は10年とし、措置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は5年)とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、措置期間中は無利子とし、措置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月26日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の飯塚市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年飯塚市条例第22号)、穂波町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年穂波町条例第611号)、筑穂町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和50年筑穂町条例第19号)、庄内町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年庄内町条例第18号)又は災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年穎田町条例第13号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成23年12月27日 条例第31号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

4-9 飯塚市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成 18 年 3 月 26 日
飯塚市規則第 88 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、飯塚市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成 18 年飯塚市条例第 120 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

- 2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を出させるものとする。

第 3 章 災害障がい見舞金の支給

(支給の手続)

第 4 条 市長は、条例第 9 条の規定により災害障がい見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上災害障がい見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障がい者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障がいの原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障がいの種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 5 条 市長は、本市の区域外で障がいの原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

- 2 市は、障がい者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)別表に規定する障がいを有することを証明する医師の診断書(様式第 1 号)を出させるものとする。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第 6 条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(様式第 2 号。以下「借入申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項

- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。)において他の市町村に居住していた借入申込書にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 借入申込者は、借入申込書とその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨の決定をしたときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第3号)を借入申込者に交付するものとする。

- 2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸付けしない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第4号)により借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 災害援護資金貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した災害援護資金借用書(様式第5号)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を当該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、支払猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)により当該借受人に通知するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

- 3 市長は、違約金の支払免除を認めない旨の決定をしたときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第 12 号)により当該借受人に通知するものとする。

(償還免除)

第 15 条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第 13 号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

- (1) 借受人の死亡を証する書類

- (2) 借受人が精神又は身体に著しい障がいを受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

- 3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第 14 号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

- 4 市長は、償還の免除を認めない旨の決定をしたときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第 15 号)により当該償還免除申請者に通知するものとする。

(督促)

第 16 条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第 17 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに、その旨を市長に氏名等変更届(様式第 16 号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第 5 章 雑則

(補則)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障がい見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 18 年 3 月 26 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の飯塚市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 50 年飯塚市規則第 4 号)、穂波町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 49 年穂波町規則第 6 号)、筑穂町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 50 年筑穂町規則第 1 号)、庄内町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 58 年庄内町規則第 1 号)又は災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 49 年穎田町規則第 4 号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

以下、様式(第 1 号～第 16 号、参考)省略

4-10 被害想定箇所における避難指示等の発令基準と現況

【水害】 記入例：現況編 ○：基準に到達した場合（時刻を付記）

区分	【警戒レベル3】高齢者等避難					現況
	発令基準①	発令基準② ※下記条件を満たす場合				
	指定河川 洪水予報	水位観測	河川監視 カメラ	雨量	その他	
庄司川流域地区 ⑤柳橋・庄司地区 ⑥幸袋郵便局地区	遠賀川上流部に、はん濫注意情報が発表された時	(川島) はん濫注意水位に達し、避難判断水位に到達することが見込まれる時	庄司川 量水標「0」超過	小河原・川島 2時間100ミリ見込	排水路の溢水予想	
遠賀川水系椎の木川流域地区 ⑦椎の木川地区			椎の木川 量水標「0」超過			川島・穎田 2時間100ミリ見込
遠賀川水系三緒浦川・新川流域地区 ⑧学頭排水機場地区 ⑨新川地区			新川 溢水予想	飯塚・嘉穂 2時間100ミリ見込	三緒浦川 溢水予想	
熊添川流域地区 ⑩飯塚駅西地区			熊添川 量水標「0」超過			
明星寺川流域地区 ⑪明星寺川地区		(秋松橋) はん濫注意水位に達し、避難判断水位に到達することが見込まれる時	明星寺川 量水標「0」超過	内野・小河原 2時間100ミリ見込		
穂波川流域地区 ⑫秋松西地区 ⑬楽市地区 ⑭平垣地区 ⑮天道地区		西秋松川 溢水予想				
鹿毛馬川・庄内川流域地区 ⑯北勢田・上勢田地区		庄内川 (宮前橋) はん濫注意水位に達し、避難判断水位に到達することが見込まれる時		穎田 2時間100ミリ見込	側溝溢れ 道路冠水予想	
建花寺川・大日寺地区 ①二瀬地区 ②片島・西川津地区 ③相田川地区 ④大日寺川地区		(井手浦橋) はん濫注意水位に達し、避難判断水位に到達することが見込まれる時	建花寺川 量水標「0」超過	小河原 2時間100ミリ見込	相田川 溢水予想	
					大日寺川 溢水予想	
上記以外の箇所 (遠賀川決壊時2m以上浸水予定地区:遠賀川河川事務所資料)		遠賀川上流部に、はん濫注意情報が発表された時	(井手浦橋) はん濫注意水位に達し、避難判断水位に到達することが見込まれる時	各支流河川 量水標「3」超過	その他支流河川 溢水	

※ただし、「台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした避難指示の発令等に着目したタイムライン（防災行動計画）」(R3.6 飯塚市策定)に基づき、台風の接近・上陸が伴う場合においては「水防団待機水位」に到達した時点で高齢者等避難を発令する。

【水害】 記入例：現況編 ○：基準に到達した場合（時刻を付記）

区分	【警戒レベル4】避難指示					【警戒レベル5】緊急安全確保		
	発令基準①	発令基準② ※下記条件を満たす場合				現況	発令基準	現況
	指定河川洪水予報	水位観測	河川監視カメラ	雨量	その他			
庄司川流域地区 ⑤柳橋・庄司地区 ⑥幸袋郵便局地区	遠賀川上流部に、はん濫警戒情報が発表された時	(川島) 避難判断水位に達し、はん濫危険水位に到達することが見込まれる時	庄司川 量水標「3」超過	小河原・川島 2時間110ミリ超過見込 又は記録的短時間大雨情報発表	排水路の溢水		①遠賀川上流部にはん濫危険情報が発表された時 ②はん濫危険水位に到達しその後、更に水位の上昇が見込まれる時 ③各排水機場運転停止水位到達が予想された時 ④遠賀川穂波川に溢水・異常が発見された時 ⑤支流河川の破堤が発生した時	
遠賀川水系椎の木川流域地区 ⑦椎の木川地区		椎の木川 量水標「3」超過	川島・穎田 2時間110ミリ超過見込 又は記録的短時間大雨情報発表					
遠賀川水系三緒浦川・新川流域地区 ⑧学頭排水機場地区 ⑨新川地区		新川 溢水	飯塚・嘉穂 2時間110ミリ超過見込 又は記録的短時間大雨情報発表	三緒浦川 溢水				
熊添川流域地区 ⑩飯塚駅西地区		熊添川 量水標「3」超過						
明星寺川流域地区 ⑪明星寺川地区		(秋松橋) 避難判断水位に達し、はん濫危険水位に到達することが見込まれる時	明星寺川 量水標「3」超過	内野・小河原 2時間110ミリ超過見込 又は記録的短時間大雨情報発表				
穂波川流域地区 ⑫秋松西地区 ⑬楽市地区 ⑭平垣地区 ⑮天道地区			西秋松川 溢水		側溝溢れ 道路冠水			
鹿毛馬川・庄内川流域地区 ⑯北勢田・上勢田地区		庄内川(宮前橋) 避難判断水位に達し、はん濫危険水位に到達することが見込まれる時		穎田 2時間110ミリ超過見込 又は記録的短時間大雨情報発表	庄内川北勢田地区 溢水			
建花寺川・大日寺地区 ⑰二瀬地区		(井手浦橋) 避難判断水位に達し、はん	建花寺川 量水標「3」超過	小河原 2時間110ミリ超過見込	相田川 溢水			

区分	【警戒レベル4】避難指示						【警戒レベル5】緊急安全確保	
	発令基準①	発令基準② ※下記条件を満たす場合				現況	発令基準	現況
	指定河川 洪水予報	水位観測	河川監視 カメラ	雨量	その他			
②片島・西川津地区 ③相田川地区 ④大日寺川地区		濫危険水位に到達することが見込まれる時		又は記録的短時間大雨情報発表	大日寺川 溢水			
上記以外の箇所 (遠賀川決壊時2m以上浸水予定地区:遠賀川河川事務所資料)	遠賀川上流部に、はん濫危険情報が発表された時			記録的短時間大雨情報発表	各排水機 場運転停止水位到達予想			
	遠賀川、穂波川に溢水・異常が見られた時				支流河川 破堤			

<特記事項>

記録的短時間大雨情報	近隣の市町村（特に河川の上流域）で記録的短時間大雨情報【時間雨量110mm以上】が発表された場合、短時間で急激に河川水位が上昇する可能性が高いため影響を受けると予想される時は、避難指示を発令する。	
情報入手先	福岡県	河川防災情報： http://www.kasen.pref.fukuoka.lg.jp/bousai/index.html 飯塚県土整備事務所
	福岡管区气象台	気象庁ホームページ https://www.jma.go.jp/jma/index.html

【土砂災害】 記入例：現況編 ○：基準に到達した場合（時刻を付記）

該当地区	【警戒レベル3】 高齢者等避難		【警戒レベル4】避難指示		【警戒レベル5】 緊急安全確保		
	発令基準	現況	発令基準	現況	発令基準	現況	
① 幸袋中地区	(1) 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ土砂災害危険度情報(スネークライン)がレベル2に達し、1時間後にレベル3に達すると見込まれるとき (2) 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 (3) 強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合		(1) 警戒レベル4相当情報が発表され、記録的短時間大雨情報発表 (2) 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ土砂災害危険度情報(スネークライン)がレベル3に達し、2時間後も引き続きレベル3にあると見込まれるとき (3) 土砂災害警戒情報が発表され、かつ土砂災害の兆候が明確なとき	小河原・川島 2時間 110 ミリ超過見込		(1) 人命に影響を及ぼすような土砂災害が発生したとき	
②相田・新相田地区				内野・小河原 2時間 110 ミリ超過見込			
③八木山・蓮台寺・建花寺地区							
④明星寺・舍利蔵地区							
⑤天道地区							
⑥鶯塚・氷屋地区							
⑦内住地区							
⑧阿恵・下揚地区							
⑨内野・弥山地区							
⑩庄内元吉地区							
⑪勢田地区							
⑫小峠地区							
土砂災害警戒区域	想定箇所に準じる		想定箇所に準じる	全区域 2時間 110 ミリ超過見込			

<特記事項>

記録的短時間大雨情報	近隣の市町村で記録的短時間大雨情報【時間雨量110mm以上】が発表された場合、雨雲の移動等に伴い影響を受けると予想される時は、避難指示を発令する。	
情報入手先	福岡県	土砂災害危険度情報： http://www.sabo.pref.fukuoka.lg.jp/dosya/index.html 飯塚県土整備事務所
	福岡管区气象台	気象庁ホームページ https://www.jma.go.jp/jma/index.html

【土砂災害】

<想定される事態>

災害形態	想定される事態	種別	箇所数
土砂災害	土石流	土砂災害警戒区域	251箇所
		うち土砂災害特別警戒区域	226箇所
	急傾斜地の崩壊	土砂災害警戒区域	676箇所
		うち土砂災害特別警戒区域	621箇所

	地滑り	土砂災害警戒区域	1箇所
		うち土砂災害特別警戒区域	0箇所
	合 計	土砂災害警戒区域	928箇所
		うち土砂災害特別警戒区域	847箇所

5 国、県の例規、基準等

5-1 注意報及び警報の種類並びに発表の基準

福岡管区気象台から発表される注意報・警報等のうち、本市の防災活動に利用される主なものは次のとおりである。

区分	種類		発表基準	解説
注意報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数 15	大雨によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。
		(土砂災害)	土壌雨量指数 108	
	洪水	<ul style="list-style-type: none"> ○流域雨量指数基準 穂波川流域=24.9,泉河内川流域=10.9,山口川流域=6.9,内住川流域=10.5,碓川流域=6.4,建花寺川流域=10.4,明星寺川流域=7.5,庄内川流域=6.1,鹿毛馬川流域=7.7,八木山川流域=7.9,庄司川流域=5.9,畑川流域=4.5 ○複合基準*1 遠賀川流域=(14,22.9),穂波川流域=(8,24.9),泉河内川流域=(13,8.7),碓川流域=(8,5.1),建花寺川流域=(8,9),明星寺川流域=(8,5.6),庄内川流域=(8,6.1),鹿毛馬川流域=(8,6.5),庄司川流域=(8,5.9) ○指定河川洪水予報による基準 遠賀川上流部 [川島] 	洪水によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数 24	大雨によって、重大な災害の起こるおそれがある旨を警告して行う予報。
		(土砂災害)	土壌雨量指数 162	
	洪水	<ul style="list-style-type: none"> ○流域雨量指数基準 穂波川流域=31.2,泉河内川流域=13.7,山口川流域=8.7,内住川流域=13.2,碓川流域=8.1,建花寺川流域=13,明星寺川流域=9.4,庄内川流域=9.4,鹿毛馬川流域=9.7,八木山川流域=9.9,庄司川流域=7.4,畑川流域=5.7 ○複合基準*1 遠賀川流域=(14,25.8),碓川流域=(12,5.7),建花寺川流域=(12,10),明星寺川流域=(12,6.2),庄内川流域=(12,7.5),鹿毛馬川流域=(12,7.2),庄司川流域=(12,7.3) ○指定河川洪水予報による基準 遠賀川上流部 [川島] 	洪水によって、重大な災害の起こるおそれがある旨を警告して行う予報。	
	暴風	平均風速 20m/ s 以上	暴風によって、重大な災害の起こるおそれがある旨を警告して行う予報。	
記録的短時間大雨情報			R1=110	
土砂災害警戒情報			2時間後までに土砂災害警戒情報の発表基準線を超えると予測される場合	

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

土壌雨量指数: 降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中にたまっている雨水の量を示す指数。数値は基準の最低値を示す。

表面雨量指数: 短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを示す指数。

流域雨量指数: 降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量をします指数。

5-2 気象庁震度階級解説関連表

平成 21 年 3 月 31 日改定

(1) 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ばれることもある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

(2) 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

(3) 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

(4) 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

(5) ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある [*] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [*] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

(6) 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いいため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

5-3 火災・災害等即報要領

				昭和59年10月15日 消防災第267号消防庁長官
改正	平成	6年	12月	消防災第279号
	平成	7年	4月	消防災第83号
	平成	8年	4月	消防災第59号
	平成	9年	3月	消防情第51号
	平成	12年	11月	消防災第98号 消防情第125号
	平成	15年	3月	消防災第78号 消防情第56号
	平成	16年	9月	消防震第66号
	平成	20年	9月	消防応第166号
	平成	24年	5月	消防応第111号
	平成	29年	2月	消防応第11号
	平成	31年	4月	消防応第28号
	令和	元年	6月	消防応第12号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

- (1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。

- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1) の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故を対象とする。ただし、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については、省略すること。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

- (1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

- (2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。
- (3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。
- (4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあつては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。
- (5) (1) から (5) までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあつても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 「適マーク」を交付した防火対象物の火災（複合用途防火対象物で「適マーク」対象外の部分からの出火を含む。）
- 4) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- 5) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 6) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災
- イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故
(例示)
 - ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
 - 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
 - 3) 特定事業所内の火災(1)以外のもの。
- ウ 危険物等に係る事故
危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)
(例示)
 - 1) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの
 - 2) 負傷者が5名以上発生したもの
 - 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
 - 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
 - 5) 海上、河川への危険物等流出事故
 - 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故
- エ 原子力災害等
 - 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
 - 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
 - 3) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
 - 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
- オ その他特定の事故
可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害・事故であっても、報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む)

(例示)

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故

- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- ・消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故
- ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 3) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 噴火警報（火口周辺）が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

1) 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ

2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの

3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害

第2の1の(2)のエに同じ。

オ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

カ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの(武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性のあるものを含む)。

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

2) バスの転落等による救急・救助事故

3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

5) その他報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

4 災害即報

ア 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない)。

イ 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領(「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」)の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式(火災)

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動の状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

2) 建物火災で個別基準の5)又は6)に該当する火災

ア) 発見及び通報の状況

イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他

ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ) り災者の避難保護の状況

オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

3) 林野火災

ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

イ) 林野の植生

ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

4) 交通機関の火災

ア) 車両、船舶、航空機等の概要

イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事

業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故即報>

3 第3号様式（救急・救助事故）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・避難の指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

<災害即報>

4 第4号様式

1) 第4号様式—その1（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること

(1) 災害の概況

ア 発生の場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

(ア) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

(イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

(ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

(エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

(オ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上（東京23区については、震度5強以上）の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

(例)

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第4号様式—その2（被害状況即報）

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

災害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上（東京23区については、震度5強以上）の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

（例）

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・災害ボランティアの活動状況

以下、各号の様式は省略

5-4 福岡県災害調査報告実施要綱

制定 昭和39年 5月21日

改正 平成 6年 4月 1日

平成10年 4月 1日

(趣 旨)

第1 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第53条の規定による報告及び他関係法令又は各省（庁）の要請等により、災害が発生した場合における被害状況を迅速かつ、的確に把握し、もって災害地域の災害応急対策を行うため必要な調査報告事項等について定めるものとする。

(定 義)

第2 この要綱において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。

(総括事務)

第3 この災害状況の調査についての総括事務は、次に掲げる区分により行うものとする。

- 1 災害対策本部が設置されないとき、又は設置されるまでの間は、総務部消防防災安全課において行う。
- 2 災害対策本部が設置されたときは、総合指令部（総括班）において行う。

(報告責任者)

第4 災害時における事務のふくそうをさけるため、市長村長及び関係出先機関の長はあらかじめ報告責任者（この場合「災害報告主任」という。）及び副主任を定めておくものとする。

(報告すべき災害)

第5 市町村長から知事に報告すべき災害はおおむね次のとおりとする。

- 1 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- 2 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。
- 3 災害が最初は軽微であっても今後拡大発展するおそれのあるもの、又は2市町村以上にまたがるもので、1の市町村における被害は軽微であっても全県的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- 4 災害による被害に対し、国又は県の特別の財政援助を要するもの。
- 5 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告の必要があると認められるもの。

(報告及び提出部数)

第6 市町村長、関係出先機関の長及び本庁関係各部長は、災害による被害状況を次に掲げる区分により知事（又は災害対策本部長）に報告するものとし、被害の判定基準は別表1によるものとする。

1 即 報

災害の発生に際し、死傷者、住家等の被害が発生し、又は避難が行われた場合にあっては、ただちに災害概況即報（様式第1号）を防災行政無線又は電話（ファクシミリを含む。）をもって報告するものとする。

以後、新たに被害が発生したとき、又は増大した場合はその都度遅滞なく様式第1号を提出するものとする。

前記報告のほか、判明した被害状況については様式第2号に掲げる事項を速やかに報告するものとし、以後にあっては毎日、下記に定める時間までに報告するものとする。

なお、被害件数等は「累計数」として取り扱うものとする。

区 分	報 告 時 間	
市 町 村 長	10時00分	15時00分
出先機関の長	10時30分	15時30分
各 部 長	11時00分	16時00分

2 詳 報

災害発生後市町村長にあつては5日以内に、関係出先機関の長にあつては7日以内に、それぞれの関係機関に様式第2号又は様式第3号を提出するものとし、関係各部長は関係出先機関の長からの報告を受けた後、速やかに同様式に揚げる事項を知事（又は災害対策本部長）に提出するものとする。

3 確定報告

応急対策を終了したとき、又は災害対策本部を解散した日から15日以内に様式第2号又は様式第3号を前項に準じて提出しなければならない。

確定報告は、即報及び詳報をもって報告した被害状況の総括的なものであつて、その被害の実態を把握するために必要な証明書、現地写真、図面その他必要な資料を添付するものとする。

4 提出部数

(1) 出先機関の長は、各様式とも2部作成し関係部長に提出するものとする。

(2) 各部長は、1部を知事（対策本部長）又は総務部長に提出するものとする。

なお、市町村長が出先機関を経由せず直接関係部長あて報告するものにあつては、出先機関の長に準じ2部提出するものとする。

（報告の順序）

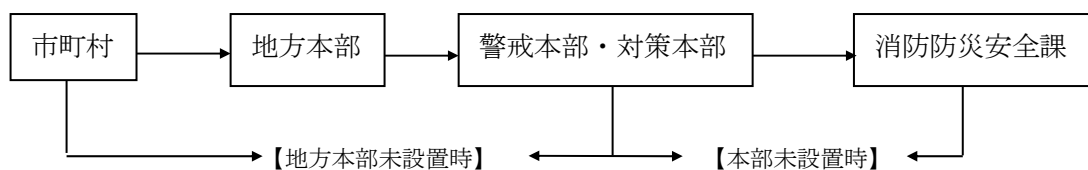
第7 市町村長、関係出先機関の長及び関係各部長の行う災害被害によるものとする。

但し、応急対策等のため急を要すると認められるときは、これによらないことができる。

1 市町村長の報告

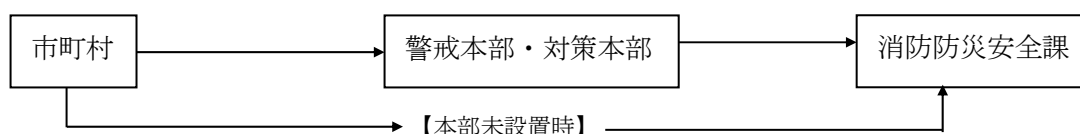
(1) 災害概況及び被害状況即報

（様式第1号・様式第2号の1）



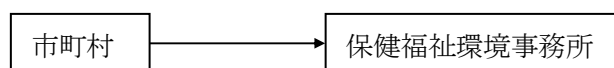
(2) 被害状況確定報告

（様式第2号の1）



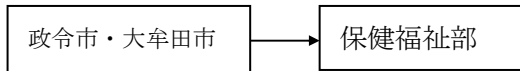
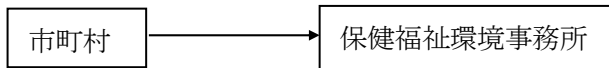
(3) 社会福祉施設関係被害即報

（様式第2号の2）

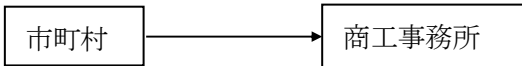


(4) 保健環境関係被害即報・詳報・確定報告

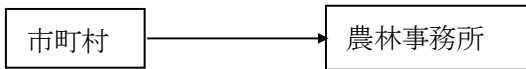
(様式第2号の3、様式第3号の1)



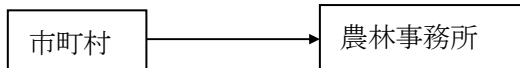
- (5) 商工業関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の4、様式第3号の2)



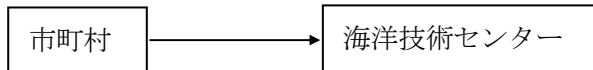
- (6) 農業関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の5、様式第3号の3～15)



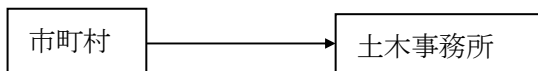
- (7) 林業関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の6、7、8、9、10)



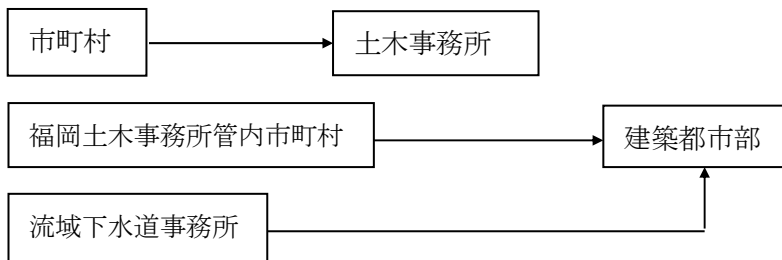
- (8) 水産関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の11、12)



- (9) 土木関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の13、様式第3号の16)

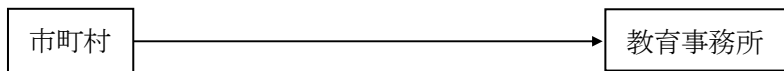


- (10) 建築都市関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号14、15、様式第3号の17)



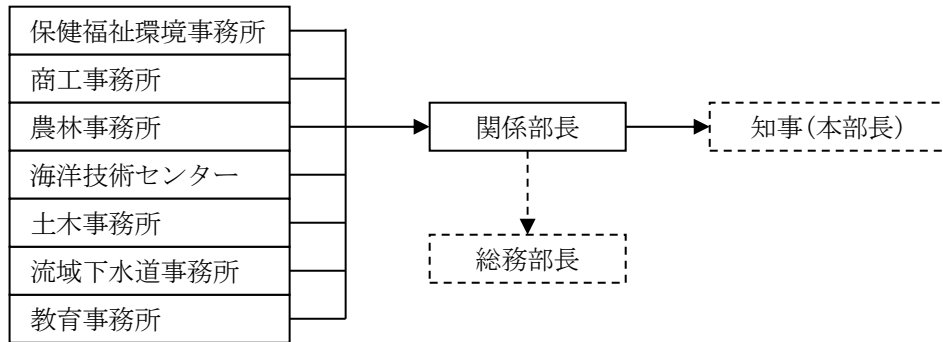
(11) 教育関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の16)



2 出先機関の長の報告

市町村から報告を受けた出先機関の長は、速やかに関係部長に報告するものとする。



3 各部長の報告

- (1) 各部長は、出先機関の長からの報告を受けた後、速やかにその状況を書面をもって知事（又は災害対策本部長）に報告するものとする。
- (2) 被害額については、様式第4号により報告するものとする。
- (3) 災害対策本部が設置されないときは、災害ごとに様式第2号の1及び様式第4号を総務部長（消防防災安全課）に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

5-5 被害の判定基準

(その1) (福岡県地域防災計画より抜すい: 福岡県災害調査報告実施要綱 別表1)

被害区分		備考
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したものの、または住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹林のたい積により、一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にはいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用、又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫・土蔵・車庫等の建物とする。
その他	田の流出埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能になったものとする。
	畑の流出埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法〈昭和27年法律第180号〉第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

非住家被害は全壊、又は半壊のもののみを記入するものとする。

(その2)

(福岡県地域防災計画より抜すい：福岡県災害調査報告実施要綱 別表1)

被害区分		備考	
そ の 他	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	河川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、もしくは準用される河川もしくは、その他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防・護岸・水利・床止その他の施設、もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	
	港湾	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5号に規定する水域施設・外かく施設・けい留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	
	砂防	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、又は第3条の2の規定によって天然の河岸とする。	
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
	航空機被害	人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等の機器が被害を受けたものとする。	
	電話	災害により、通信不能となった電話の回線数とする。	
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。	
	水道	上水道または簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。	
	ガス	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	
	ブロック塀	倒壊したブロック塀、又は石塀の箇所数とする。	
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。	住居の一部破損及び床上浸水の被害世帯は含まない。	
り災者	り災者世帯の構成員とする。		

(その3)

(福岡県地域防災計画より抜すい：福岡県災害調査報告実施要綱 別表1)

被害区分		備考
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産施設	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び協同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川・海岸・砂防施設・林地荒廃防止施設・道路・港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎・児童館・都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
	災害中間年報及び災害年報の被害金額の記入方法	公立文教施設、水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額(被害見込額)はカッコ外書きとするものとする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で例えば工業原材料商品、生産機械器具等とする。	

5-6 福岡県災害救助法施行細則

昭和40年8月31日
福岡県規則第44号

福岡県災害救助法施行細則を制定し、ここに公布する。

福岡県災害救助法施行細則

福岡県災害救助法施行細則(昭和35年福岡県規則第120号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「法」という。)の実施について、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号。以下「政令」という。)及び災害救助法施行規則(昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「省令」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(平13規則33)

(救助実施区域の告示)

第3条 知事は、法第2条の規定による救助(以下「救助」という。)を開始したときは、速やかに当該救助を適用する市町村の地域を告示するものとする。(平13規則33・一部改正)

(市町村長の緊急処置)

第4条 市町村長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、法第30条第2項の規定に基づき救助に着手することができる。(平13規則33・一部改正)

(救助の組織)

第4条の2 災害救助に関する事務を処理するため、保健福祉部に災害救助部(以下「部」という。)を置く。

2 部に部長及び副部長を置き、部長には保健福祉部長を、副部長には保健福祉部次長をもって充てる。

3 部に別表第1の上欄に掲げる班を置き、同表の下欄に掲げる区域を管轄させる。

4 班に班長及び班員を置き、班長には別表第1の中欄に掲げる組織の長の職にある者をもって充て、班員には同表の中欄に掲げる組織に所属する職員をもって充てる。

(昭47規則55・追加、平10規則19・一部改正)

(救助の程度、方法及び期間)

第5条 政令第9条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間は、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定により難い特別の事情があるときは、別に定めるところによるものとする。

(昭46規則71・昭47規則55・昭48規則64・平13規則33・一部改正)

(物資の収用等の場合の公用令書等)

第6条 省令第1条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 公用令書(様式第3号から様式第3号の4まで)

二 公用変更令書(様式第4号)

三 公用取消令書(様式第5号)

2 知事は、前項第1号の公用令書を交付する時は、共生物件台帳(様式第6号)に、これを登録するものとする。

3 第1項第2号または第3号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、その理由を詳細に記録し、公用変更令書にあつては、変更事項を記録しなければならない。

第7条 削除

(平13規則33)

(物資の収用等の引渡時における所有者等の立会い)

第8条 省令第2条第3項の規定により、当該職員が収用又は使用すべき物資の引渡しを受け受領調書(様式第7号)を作成しようとするときは、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者の立ち会いの下で行わなければならない。ただし、やむをえない場合においては、この限りでない。(平13規則33・平19規則21・一部改正)

(損失補償請求書)

第9条 省令第3条の規定により、損失補償請求書(様式第8号)の提出があつたとき及びこれに基づき損失の補償を行ったときは、第6条第2項の強制物件台帳に所要の事項を記録するものとする。

(平13規則33・一部改正)

(従事命令の場合の公用令書等)

第10条 省令第4条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 公用令書(様式第9号)

二 公用取消令書(様式第10号)

2 前項第1号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳(様式第11号)に、これを登録するものとする。

3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳に、その理由を詳細に記録してこれを抹消しなければならない。

(協力命令の場合の様式等)

第11条 法第25条に規定する救助に関する業務に協力させる者には、協力令書(様式第12号)を交付するものとする。ただし、そのいとまがないときはこの限りでない。

2 前項の協力令書を交付するときは、救助協力者台帳(様式第13号)に、これを登録するものとする。

第12条 削除

(平13規則33)

(従事命令に従事できない場合の届出)

第13条 省令第4条第2項の規定による届出に当たり添付する書類は、次のものとする。

一 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書

二 天災その他の避けられない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な公務員の証明書

(平13規則33・一部改正)

(実費弁償の程度)

第14条 政令第11条の規定による実費弁償の方法及び程度は、別表第3のとおりとする。

(昭46規則71・昭47規則55・一部改正)

(実費弁償請求書の様式)

第15条 省令第5条に規定する実費弁償請求書は、様式第14号による。

(立入検査証)

第16条 法第27条第4項の規定により、当該職員が立入検査にあたって、携帯する証票は様式第15号による。(昭50規則59・平19規則21・一部改正)

第17条 削除

(平13規則33)

(扶助金支給申請書の様式等)

第18条 省令第6条第1項の規定による扶助金支給申請書は様式第18号による。

2 前項の扶助金申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書の提出に当たり、添付する書類は次のものとする。

一 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得るこ

とができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類及び証明書等

二 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治ゆまでの見込期間等に関する医師の意見書

3 前条第3項の規定は、省令第6条第2項の扶助金支給申請書及び前項の扶助金申請書の処理について準用する。

(平13規則33・一部改正)

(知事の権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととする場合の通知)

第19条 知事は、法第30条第1項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととするときは、様式第19号により政令第23条第1項の規定による通知を行うものとする。(平13規則33・全改)

(繰替支弁)

第20条 法第44条の規定による市町村長の救助の実施に要する費用は、市町村において一時繰替支弁をするものとする。(平13規則33・一部改正)

(繰替支弁金請求書及び提出期限)

第21条 市町村長は、前条の規定により一時繰替支弁をしたときは、救助に関する業務の完了後60日以内に次の各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。

一 災害救助費繰替支弁金請求書(様式第21号及び第21号の2)

二 救助業務に要した経費算出内訳(様式第22号)

三 決定報告による被害状況調(様式第24号)

四 災害救助費繰替支弁状況調(様式第25号)

五 歳入歳出予算書抄本及び支払証拠書類の写

2 市町村長は、前条に規定する費用について、概算払を受けようとするときは災害救助費繰替支弁金概算払請求書(様式第26号)を、精算を行うときは災害救助費繰替支弁金精算請求書(様式第27号)に前項第2号から5号までに掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

(昭47規則79・昭50規則59・平13規則33・一部改正)

第22条及び第23条 削除

(平13規則33)

(災害救助基金台帳)

第24条 法第37条の規定に基づき設置した福岡県災害救助基金に係る収入及び支出については、福岡県災害救助基金台帳(様式第43号及び様式第44号)に記載し、常時その状況を明らかにするものとする。(昭43規則7・追加、昭45規則67・旧第24条繰上、昭47規則79・旧第23条繰下・一部改正、昭50規則59・一部改正)

(補則)

第25条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(昭45規則76・追加、昭47規則79・旧第24条繰下・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

(災害救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度等の廃止)

～省略～

附 則(平成24年規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

以下、別表第1、様式は省略

5-7 災害救助法による救助内容

別表第二(第五条) (その1) 福岡県災害救助法施行細則 平25・一部改正

	救助の種類	救助の程度、方法及び期間
一	避難所の供与	<p>(1) 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するものとする。</p> <p>(2) 学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施する。</p> <p>(3) 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とする者をいう。)を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要となる当該地域における通常の実費を加算できるものとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">(基本額)</p> <p>避難所設置費 一人一日当たり 300円</p> <p style="padding-left: 40px;">(加算額)</p> <p>冬期(十月～三月)の燃料費 別に定める額</p> <p>(4) 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から七日以内とする。</p>
二	応急仮設住宅の供与	<p>(1) 住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができない者を収容するものとする。</p> <p>(2) 一戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、2,401,000円以内とする。</p> <p>(3) 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できるとし、一施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、(2)の規定にかかわらず別に定める。</p> <p>(4) 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数の者を収容する施設(以下「福祉仮設住宅」という。)を応急仮設住宅として設置することができる。</p> <p>(5) 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができる。</p> <p>(6) 応急仮設住宅の設置については、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。</p> <p>(7) 応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十五条第三項による期限内(最高二年以内)とする。</p>

	救助の種類	救助の程度、方法及び期間																								
三	たき出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	<p>(1) たき出しその他による食品の給与</p> <p>ア 避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住宅に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行うものとする。</p> <p>イ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。</p> <p>ウ たき出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、一人一日当たり1,010円以内とする。</p> <p>エ たき出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に三日分以内を現物により支給することができるものとする。</p> <p>(2) 飲料水の供給</p> <p>ア 災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。</p> <p>イ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>ウ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とする。</p>																								
四	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<p>(1) 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。)若しくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。</p> <p>ア 被服、寝具及び身のまわり品</p> <p>イ 日用品</p> <p>ウ 炊事用具及び食器</p> <p>エ 光熱材料</p> <p>(3) 生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次の額の範囲内とする。なお、季別は、災害発生の日をもつて決定する。</p> <p>ア 住家の全壊、全焼又は流失による被害を受けた世帯</p> <table border="1" data-bbox="272 1765 1358 1973"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>期間</th> <th>一人世帯</th> <th>二人世帯</th> <th>三人世帯</th> <th>四人世帯</th> <th>五人世帯</th> <th>六人以上一人を増すごとに加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td>四月～九月</td> <td>17,200円</td> <td>22,200円</td> <td>32,700円</td> <td>39,200円</td> <td>49,700円</td> <td>7,300円</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>十月～三月</td> <td>28,500円</td> <td>36,900円</td> <td>51,400円</td> <td>60,200円</td> <td>75,700円</td> <td>10,400円</td> </tr> </tbody> </table>	季別	期間	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人を増すごとに加算する額	夏季	四月～九月	17,200円	22,200円	32,700円	39,200円	49,700円	7,300円	冬季	十月～三月	28,500円	36,900円	51,400円	60,200円	75,700円	10,400円
季別	期間	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人を増すごとに加算する額																			
夏季	四月～九月	17,200円	22,200円	32,700円	39,200円	49,700円	7,300円																			
冬季	十月～三月	28,500円	36,900円	51,400円	60,200円	75,700円	10,400円																			

救助の種類		救助の程度、方法及び期間					
		イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。)により被害を受けた世帯					
季別	期間	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	四月～九月	5,600円	7,600円	11,400円	13,800円	17,400円	2,400円
冬季	十月～三月	9,100円	12,000円	16,800円	19,900円	25,300円	3,300円
		(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。					
五	医療及び助産	<p>(1) 医療</p> <p>ア 災害のため医療の途を失つた者に対して、応急的に処置するものとする。</p> <p>イ 医療は、救護班によつて行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)及び柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことができるものとする。</p> <p>ウ 医療は、次の範囲内にて行う。</p> <p>(ア) 診療</p> <p>(イ) 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>(ウ) 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>(エ) 病院又は診療所への収容</p> <p>(オ) 看護</p> <p>エ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。</p> <p>オ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から十四日以内とする。</p> <p>(2) 助産</p> <p>ア 災害発生の日以前又は以後の七日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失つたものに対して行うものとする。</p> <p>イ 助産は、次の範囲内において行う。</p> <p>(ア) 分べんの介助</p> <p>(イ) 分べん前及び分べん後の処置</p> <p>(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p> <p>ウ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の二割引以内の額とする。</p> <p>エ 助産を実施できる期間は、分べんした日から七日以内とする。</p>					

別表第二(第五条) (その4) 福岡県災害救助法施行細則 平 24 規則 28・一部改正

	救助の種類	救助の程度、方法及び期間
六	被災者の救出	<p>(1) 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明状態にある者を捜索し、救出するものとする。</p> <p>(2) 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3) 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から三日以内とする。</p>
七	被災した住宅の応急修理	<p>(1) 災害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のため支出できる費用は、一世帯当たり520,000円以内とする。</p> <p>(3) 災害にかかった住宅の応急修理は、災害発生の日から一箇月以内に完了しなければならない。</p>
八	生業に必要な資金の貸与	<p>(1) 住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。</p> <p>(2) 生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。</p> <p>(3) 生業に必要な資金として貸与できる金額は、次の額の範囲内とする。</p> <p>ア 生業費 一件当たり 30,000円</p> <p>イ 就職支度費 一件当たり 15,000円</p> <p>(4) 生業に必要な資金の貸与には、次の条件を付するものとする。</p> <p>ア 貸与期間 二年以内</p> <p>イ 利子 無利子</p> <p>(5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から一箇月以内に完了しなければならない。</p>

	救助の種類	救助の程度、方法及び期間
九	学用品の給与	<p>(1) 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。)により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童(盲学校、聾学校及び養護学校(以下「特殊教育諸学校」という。))の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。以下同じ。))及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。))に対して行うものとする。</p> <p>(2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。</p> <p>ア 教科書 イ 文房具 ウ 通学用品</p> <p>(3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>ア 教科書代 (ア) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和三十二年法律第百三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 (イ) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 イ 文房具及び通学用品費 小学校児童 一人当たり 4,100円 中学校生徒 一人当たり 4,400円 高等学校等生徒 一人当たり 4,800円</p> <p>(4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については一箇月以内、その他の学用品については十五日以内に完了しなければならない。</p>
十	埋葬	<p>(1) 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。</p> <p>(2) 原則として、棺又は棺材等の現物をもつて次の範囲内において行う。</p> <p>ア 棺(附属品を含む。) イ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。) ウ 骨つぼ及び骨箱</p> <p>(3) 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人201,000円、小人160,800円以内とする。</p> <p>(4) 埋葬は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。</p>
十一	死体の搜索	<p>(1) 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3) 死体の搜索は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。</p>

別表第二(第五条) (その6) 福岡県災害救助法施行細則 平 25・一部改正

	救助の種類	救助の程度、方法及び期間
十二	死体の処理	<p>(1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。</p> <p>(2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。</p> <p>ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置</p> <p>イ 死体の一時保存</p> <p>ウ 検案</p> <p>(3) 検案は、原則として救護班によつて行う。</p> <p>(4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。</p> <p>ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり3,300円以内とする。</p> <p>イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合にあっては当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合にあっては一体当たり五、〇〇〇円以内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できるものとする。</p> <p>ウ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。</p> <p>(5) 死体の処理は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。</p>
十三	災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去	<p>(1) 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり133,900円以内とする。</p> <p>(3) 障害物の除去は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。</p>
十四	応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	<p>(1) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。</p> <p>ア 被災者の避難</p> <p>イ 医療及び助産</p> <p>ウ 被災者の救出</p> <p>エ 飲料水の供給</p> <p>オ 死体の搜索</p> <p>カ 死体の処理</p> <p>キ 救済用物資の整理配分</p> <p>(2) 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。</p>

6 応援協定等

6-1 応援協定等一覧

協定名	協定先	締結年月日 (改訂年月日)	備考
福岡県消防相互応援協定	福岡県内の市町村及び、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合	H1.3.25 (R2.3.11)	全ての災害
災害時における福岡県市町村間の相互応援に関する基本協定	福岡県内の市町村	H17.4.1	全ての災害
二市一町消防相互応援協定	飯塚市、嘉麻市、桂川町	H19.8.1	全ての災害
筑豊地区常備消防相互応援協定	直方市、飯塚地区、田川地区、直方鞍手広域	S47.10.16 (S54.3.1)	全ての災害
飯塚地区消防組合、筑紫野大宰府消防組合消防相互応援協定	飯塚地区、筑紫野大宰府	S62.11.1	全ての災害
飯塚地区消防組合、粕屋南部消防組合消防相互応援協定	飯塚地区、粕屋南部	S63.10.17	全ての災害
甘木・朝倉広域市町村圏事務組合、飯塚地区消防組合消防相互応援協定	飯塚地区、甘木朝倉広域	H6.12.1	全ての災害
救急医療用ヘリコプター離着陸場に関する覚書	医療法人財団池友会	H21.6.23	全ての災害
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	H26.3.11	全ての災害
筑豊緊急物資輸送センターの使用に関する協定	公益社団法人 福岡県トラック協会	H25.8.24	全ての災害
災害時の緊急救援物資輸送に関する協定	公益社団法人 福岡県トラック協会	H25.8.24	全ての災害
災害時における生活必需物資等の協定に関する特別協定	株式会社コメリ	H24.5.17	全ての災害
災害時における生活必需物資等の協定に関する特別協定	麻生芳雄商事株式会社 株式会社飯塚井筒屋 イオン九州株式会社 エフコープ生活協同組合 嘉徳無線株式会社 株式会社新生堂薬局 株式会社ナフコ 株式会社ハローデイ 株式会社トライアルカンパニー	H20.12.24	全ての災害

協 定 名	協 定 先	締結年月日 (改訂年月日)	備 考
河川管理者による水防管理団体が行う水防のための活動への協力に関する確認	国土交通省 遠賀川河川事務所	H25.7.11	全ての災害
飯塚市における大規模な災害時の応援に関する協定	国土交通省 九州地方整備局	H23.8.24	大規模災害
災害時におけるボランティア活動に関する協定	社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会	H20.10.20	全ての災害
避難所施設利用に関する協定	福岡県立嘉穂高等学校	H26.11.26	全ての災害
避難所施設利用に関する協定	福岡県立嘉穂東高等学校	H26.11.26	全ての災害
風水災害時の緊急対策等に関する協定	飯塚市 指名業者 108 社	H28.6.1	全ての災害
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	H27. 4. 28	全ての災害
特設公衆電話の設置・利用に関する協定	西日本電信電話株式会社北九州支店	H27. 9. 25	全ての災害
災害時における物資供給に関する協定	株式会社エムオーテック	H27. 10. 14	全ての災害
災害廃棄物の処理等に関する協定	公益社団法人 福岡県産業廃棄物協会	H29. 10. 1	全ての災害
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	市内 27 施設	H29. 11. 24	全ての災害
災害時における電気設備等機能復旧に関する協定書	飯塚電気工事業協同組合	H30. 1. 22	全ての災害
災害時における避難所施設利用等に関する協定	国立大学法人九州工業大学	H30. 3. 7	全ての災害
防災啓発情報等に関する協定書	N T T タウンページ株式会社	H30. 3. 19	全ての災害
災害時の医療救護活動に関する協定書	一般社団法人飯塚医師会	H30. 3. 26	全ての災害
防災パートナーシップに関する協定	九州朝日放送株式会社	H31. 1. 30	全ての災害
災害時における避難所施設利用等に関する協定	株式会社福岡ソフトウェアセンター	H31. 2. 14	全ての災害
災害時における避難所施設利用等に関する協定	株式会社 GOLD SEA HOLDINGS	H31. 3. 15	震災

協 定 名	協 定 先	締結年月日 (改訂年月日)	備 考
災害時における避難所施設利用等に関する協定	社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会	H31. 3. 20	全ての災害
災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定	株式会社 iZMA	H31. 3. 25	全ての災害
災害時における避難所施設利用等に関する協定	近畿大学九州短期大学	R1. 7. 31	風水害 その他事故災害
災害時における協力に関する協定	一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会	R1. 11. 28	全ての災害
災害時における災害廃棄物の収集運搬に関する協定	飯塚市清掃事業協同組合	R2. 7. 2	全ての災害
災害時における資機材供給に関する協定	株式会社アクティオ	R2. 11. 25	全ての災害
災害時における避難場所利用等に関する協定	株式会社ダイナム	R3. 11. 29	震災
災害時における資機材供給に関する協定	太陽建機レンタル株式会社	R4. 3. 22	全ての災害
災害時における資機材供給に関する協定	株式会社ナガワ	R4. 3. 23	全ての災害
災害時における生活必需物資等の協定に関する特別協定	株式会社ゆめマート	R4.4.1	全ての災害
災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	佐川急便株式会社	R4.6.24	全ての災害
遭難事故防止に向けた相互連携・協力に関する包括連携	株式会社ヤマップ	R4.8.11	遭難事故
災害時における電気自動車による電力供給に関する協定	龍王ガス株式会社	R5.1.27	全ての災害

【 各種様式 】

7-2 参集途上の被災状況記録票

○参集後に各自で記入し、班長へ提出すること

整理番号 _____

■報告者氏名	■災害対策班名	班
■参集報告		
○参集日時	年 月 日 時 分	
■見聞情報（参集時に見聞きした情報）		
○自宅付近の状況 ○道路の状況 ○建物被害の状況 ○救助者の有無 ○火災の発生状況 ○その他気づいたこと		
■地図・略図	火災や人命に関わる場合は、直接担当班に連絡する	

8 情報の収集・伝達

8-1 被害発生状況連絡票

被害発生状況連絡票				
受付日時	年 月 日 時 分	被災者 または 通報者	住所 氏名	電話 ()
被害発生場				
被害状況				
記録者	氏名	班	送付先 送付 日時	年 月 日 時 分 班
関係班処置記録				
本部解散後の対応				

8-2 災害箇所一覧表

No. _____

災害箇所一覧表

番号	通報時刻 年 月 日 時 分	被害発生場所	災害の種類	調査担当	応急対策実施者	応急対策の概要
				班	班	
				班	班	
				班	班	
				班	班	
				班	班	
				班	班	
				班	班	
				班	班	
				班	班	
				班	班	

8-3 り災台帳

り 災 台 帳

(表)

(整理番号第 号)

り災場所		番地		家屋所有者		番地				
飯塚市		番 号		飯塚市		番 号				
住 所		番地		避難所						
飯塚市		番 号								
り 災 者	続柄	氏 名	性別	生年月日	職業又は 学 年 別	現 況				その他
						健在	軽傷	重傷	死亡	
	1									
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
	7									
	8									
	9									
10										
り 災 状 況	住家	<input type="checkbox"/> 壊(焼) <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 間借 <input type="checkbox"/> 流失 <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> 自宅				その 他 の 事 項				
	家財	<input type="checkbox"/> 壊(焼) <input type="checkbox"/> き損 <input type="checkbox"/> 流失								
調査員の意見		避難所収容		応急仮設住宅		炊き出し		その他		
		<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否				
り 災	平成 年 月 日 時 分				調査員の職・氏名					
調 査	平成 年 月 日 時 分				印					

(裏)

月・日	物資交付及び援護状況	認印
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		

8-4 人的被害報告

人的被害報告									
発信日時	月	日	時	分	受信日時	月	日	時	分
発信機関	班				発信者				
受信機関	班				受信者				
情報源	住民	消防団	行政区	確認	済(どこで)	警察			
	その他()			認	未	その他			
発生	日時	月	日	時	分				
	場所								
	原因								
状況	・被害者の住所氏名 ・年令等								
対応措置									
死者	行方不明者	負傷者							
人	人	重傷	人			計	人		
		軽傷	人						
この情報は	第	号	} で記者発表			済	未発表		
	その他	()							

8-5 住家被害報告

住 家 被 害 報 告				
発信日時	月 日 時 分	受信日時	月 日 時 分	
発信機関	班	発 信 者		
受信機関	班	受 信 者		
情 報 源	住民 消防団 行政区	確 認	済 (どこで)	警 察
	その他 ()		未	その他
発 生	日 時	月 日 時 分		
	場 所	-----		
	原 因	-----		
状 況 ・住居者名 ・避難状況				
全壊	半壊	一部破壊	床上浸水	床下浸水
棟	棟	棟	棟	棟
世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
人	人	人	人	人
この情報は	第 その他 ()	号	} で記者発表 済 未発表	

8-6 その他被害報告

その他		道路・橋梁・河川・砂防・がけ崩れ・ 非住家・田畑・文教施設・病院・水道・ 電気・電話・その他（ ）				の被害報告	
発信日時		月 日 時 分		受信日時		月 日 時 分	
発信機関		班		発 信 者			
受信機関		班		受 信 者			
情 報 源	住民		消防団		行政区		確
	その他（ ）						認
		済（どこで）		警 察			
		未		その他			
発 生	日 時		月 日		時 分		
	場 所						
	原 因						
状 況							
・路線、河川名等							
・被災延長、崩土 量等							
・被災の状況							
・規制内容							
・復旧見込							
対 応 措 置							
この情報は		第 号		} で記者発表 済		未発表	
		その他					
		（ ）					

8-7 火災・災害等即報要領（様式）

第1号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名 _____
 ※爆発除く

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物	2 林野	3 車両	4 船舶	5 航空機	6 その他
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時	月 日 時 分 月 日 時 分		
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢)		人	死者の生じた理由		
	負傷者	重症 中等症 軽症	人 人 人			
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積			
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや	棟 棟 棟 棟	計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積
						m ² m ² a
り災世帯数			気象状況			
消防活動状況	消防本部 (署)		台	人		
	消防団		台	人		
	その他			人		
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()
発生場所	
事業所名	特別防災区域 (レイアウト第一種、第一種、第二種、その他)
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分
	(月 日 時 分)
消防覚知方法	気象状況
物資の区分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高压ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.RI等 7.その他 () 物質名
施設の区分	1.危険物施設 2.高危混在施設 3.高压ガス施設 4.その他 ()
施設の概要	危険物施設の区分
事故の概要	
死傷者	死者(性別・年齢) 人
	負傷者等 人 (人)
	重傷 人 (人)
	中等症 人 (人)
消防防災活動状況及び救急・救助活動状況	出場機関
	事業所
	自衛防災組織
	共同防災組織
	その他
	消防本部(署)
	消防団
海上保安庁	
警戒区域の設定	月 日 時 分
使用停止命令	月 日 時 分
自衛隊	人
その他	人
災害対策本部等の設置状況	
その他参考事項	

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれてない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態																		
発生場所																			
発生日時 (覚知日時)	<table border="1"> <tr> <td>月 日 時 分</td> <td>覚知方法</td> </tr> <tr> <td>(月 日 時 分)</td> <td></td> </tr> </table>	月 日 時 分	覚知方法	(月 日 時 分)															
月 日 時 分	覚知方法																		
(月 日 時 分)																			
事故等の概要																			
死傷者等	<table border="1"> <tr> <td>死者(性別・年齢)</td> <td>負傷者等</td> <td>人(人)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>重症</td> <td>人(人)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中等症</td> <td>人(人)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>軽症</td> <td>人(人)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>不明</td> <td></td> <td>人</td> </tr> </table>	死者(性別・年齢)	負傷者等	人(人)		重症	人(人)		中等症	人(人)		軽症	人(人)	計		人	不明		人
死者(性別・年齢)	負傷者等	人(人)																	
	重症	人(人)																	
	中等症	人(人)																	
	軽症	人(人)																	
計		人																	
不明		人																	
救助活動の要否																			
要救護者数(見込)	救助人員																		
消防・救急・救助活動状況																			
災害対策本部等の設置状況																			
その他参考事項																			

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その1)

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名	報告日時	年 月 日 時
	都道府県	
	市 町 村 (消防本部名)	
	報告者名	

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所		発生日時	月 日 時 分		
被害の状況	死傷者	死者 人	不明 人	住家	全焼 棟	一部破損 棟
		負傷者 人	計 人		半壊 棟	床上浸水 棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)	(市町村)			

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その2)

(災害状況即報)

都道府県				区分		被害	
災害名 報告番号	災害名 第 報 (月 日 時現在)			田	流失・埋没冠水	ha	
					畑	流失・埋没冠水	ha
報告者名				その他		文教施設	箇所
区分		被害			病院	箇所	
人的被害者	死者	人		道路	箇所		
	行方不明者	人		橋りょう	箇所		
	負傷者	重傷	人	河川	箇所		
		軽傷	人	港湾	箇所		
住家被害	全壊	棟		砂防	箇所		
		世帯		清掃施設	箇所		
		人		崖くずれ	箇所		
	半壊	棟		鉄道不通	箇所		
		世帯		被害船舶	隻		
		人		水道	戸		
	一部破損	棟		電話	回線		
		世帯		電気	戸		
		人		ガス	戸		
	床上浸水	棟		他	ブロック塀等	箇所	
		世帯					
		人					
床下浸水	棟		り	炎世帯数	世帯		
	世帯		り	炎者数	人		
	人		火災発生	建物	件		
非住家	公共建物	棟		危険物	件		
	その他	棟		その他	件		

区 分		被 害		炎等 害の 対設 策置 本状 部況	都 道 府 県 市 町 村			
公立文教施設	千円							
農林水産業施設	千円							
公共土木施設	千円							
その他の公共施設	千円							
小 計	千円							
公共施設被害市町村数	団体							
そ の 他	農 業 被 害	千円		炎適 害用 救市 助町 法村 名				
	林 業 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
				計		団体		
そ の 他	千円			消防職員出動延人数	人			
被 害 総 額	千円			消防団員出動延人数	人			
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出勤状況 ・ 災害ボランティアの活動状況							

※被害額は省略することができるものとする。

8-8 福岡県災害調査報告実施要綱（様式）

様式第1号

〔災害概況即報〕

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	
報告者名	

災害名 _____ (第 報)

(市町村→地方本部→県本部)

災害の概要	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況						避難状況				
						勧告・指示 自主の別	日時	地区名	避難先	人員

以下、省略

9 応援要請

9-1 自衛隊災害派遣要請依頼書

文書番号

年 月 日

福岡県知事 殿

飯塚市長

印

自衛隊の災害派遣要請について

災害対策基本法第68条の2に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣方を要請します。

記

1 災害の情况及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日 (時 分) から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

9-2 自衛隊災害派遣撤収依頼書

文書番号

年 月 日

福岡県知事 殿

飯塚市長

印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣を要請しましたが、災害応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収方お願いいたします。

記

- 1 撤収要請日時 年 月 日 時 分
- 2 派遣された部隊
- 3 派遣人員及び従事作業の内容
- 4 その他参考事項

9-3 九州地方整備局災害時応援要請依頼書

別紙-1

文 書 番 号
平成 年 月 日

国土交通省九州地方整備局長 殿

飯 塚 市 長

大規模な災害時の応援について（要請）

「飯塚市における大規模な災害時の応援に関する協定書」第4条に基づき、下記のとおり応援を要請します。

- 1 期間
- 2 場所
- 3 要請内容
- 4 その他

表

10 避難所

10-1 避難者カード

この様式を使う場合は、表面と裏面を両面コピーしてください。

ひなんじょりようしゃとうろくひよう

避難所利用者登録票

表面

		避難所名		受付番号	
記入日	年 月 日 ()		記入者氏名		
住所	〒 -		自治会・町内会名		
電話	() -		自宅の被害状況	全壊 / 半壊 / 一部損壊 全焼 / 半焼 / 床上浸水 流出/その他()	
携帯電話	() -		滞在を希望する場所	<input type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> テント(避難所敷地内に設営) <input type="checkbox"/> 車両(避難所敷地内に駐車) <input type="checkbox"/> 避難所以外の場所 (自宅 / 他())	
FAX	() -				
メール	@				
他の連絡先(親戚など)	〒 - () -				
避難所を利用する人 (避難所以外の場所に滞在する人も記入)			けがや病気・障がい・アレルギーの有無、妊娠中、使用できる言語など、特に配慮が必要なこと	運営に協力できること(特技・免許)	
氏名			生年月日・年齢	性別	
世帯主	ふりがな	明/大/昭/平/西暦 年 月 日 (歳)			公開 ・ 非公開
	ふりがな	明/大/昭/平/西暦 年 月 日 (歳)			公開 ・ 非公開
家族	ふりがな	明/大/昭/平/西暦 年 月 日 (歳)			公開 ・ 非公開
	ふりがな	明/大/昭/平/西暦 年 月 日 (歳)			公開 ・ 非公開
ペットの状況	<input type="checkbox"/> 飼っていない <input type="checkbox"/> 飼っている→右欄へ		種類(頭数)	<input type="checkbox"/> 同伴希望(ペット台帳に記入) <input type="checkbox"/> 置き去り <input type="checkbox"/> 行方不明	
自家用車(避難所に駐車する場合)	車種	色	ナンバー		

●世帯(家族)ごとに記入して、総合受付に提出してください。

●ご記入いただいた情報は、食料や物資の配給や健康管理などの支援を行うため、避難所運営のために必要最低限の範囲で共有します。また飯塚市災害対策本部にも提供し、被災者支援のために飯塚市が作成する「被災者台帳」にも利用します。

※住所(〇〇町〇〇丁目まで)と氏名、ふりがなについては、被災者の安否確認について問い合わせがあった場合に使用しますので、原則公開とするよう御協力をお願いします。

避難所利用者登録票

裏面：運営側(受付担当)記入用

<登録時>

●運営側（受付担当）は、記入者とともに表面の記載を確認する。

- ・安否確認への対応（公開・非公開）個人ごとに○がついているか。
- ・けがや病気、障がい、アレルギーの有無、妊娠中、使用できる言語（または日本語が理解できるか）など、とくに配慮が必要なことはあるか。

→詳細を聞き取ったら↓「本人からの申告・聞き取り事項」に記入

●受け入れ先

受け入れ先 (滞在先)	場所	<input type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> テント（避難所敷地内に設営） <input type="checkbox"/> 車 両（避難所敷地内に設営） <input type="checkbox"/> 避難所以外の場所（自宅 / その他（ ））
	組名	
本人からの申告・聞き取り事項など		

<転出・退出後>

「退所届」受付後に記入し、「退所届」と合わせてファイルに綴じること

退所届	受付日	年 月 日（ ）
	受付番号	

10-2 避難者名簿

避難者名簿					避難所名						
登録票の 受付番号	入所日 入所時間		氏名 (世帯主に○)	受け入れ先 (滞在先)	組名	安否確認 への対応		メモ（特に配慮 が必要なこと）	退所日 退所時間		退所届の 番号
	年	月				日	時		分	秒	
	/					公開	・ 非公開		/		
	:								:		
	/					公開	・ 非公開		/		
	:								:		
	/					公開	・ 非公開		/		
	:								:		
	/					公開	・ 非公開		/		
	:								:		
	/					公開	・ 非公開		/		
	:								:		
	/					公開	・ 非公開		/		
	:								:		
	/					公開	・ 非公開		/		
	:								:		
	/					公開	・ 非公開		/		
	:								:		
	/					公開	・ 非公開		/		
	:								:		
	/					公開	・ 非公開		/		
	:								:		
	/					公開	・ 非公開		/		
	:								:		
	/					公開	・ 非公開		/		
	:								:		
	/					公開	・ 非公開		/		
	:								:		
	/					公開	・ 非公開		/		
	:								:		
	/					公開	・ 非公開		/		
	:								:		
	/					公開	・ 非公開		/		
	:								:		

10-3 避難所運営記録

避難所運営記録					
年 月 日 時 分現在			受信日時	月 日 時 分	
発信機関	避難所			発信者	
受信機関				受信者	
避難者数	男	女	計	備考	
	人	人	人		
(運営状況)					
(問題点・要望等)					

10-5 避難所設置及び収容状況

避難所設置及び収容状況

市町村名: _____ No. _____

避難所の名称	種別	開設期間 月 日～ 月 日	実人員	延人員	物品使用状況		実支出額	備考
					品名	数量		
			人	人			円	
小計	既存建物		人	人			円	
	屋外仮設							
合計	天井幕							

(注) 1 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。
 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品名、単価、数量を記入すること。
 3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。(ただし、該当者が多く記入不可能の場合は、その「避難者名簿」の写しを添付し、その旨を「備考欄」に記すこと。)
 4 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線でけすこと。

1 1 救助・医療

1 1 - 1 行方不明者名簿

行方不明者名簿

整理番号	届出月日	行方不明者						届出者			備考		
		住所	氏名	年齢	性別	身長(cm)	体重(kg)	着衣その他の特徴	住所	氏名		行方不明者との関係	
	月 日												
	月 日												
	月 日												
	月 日												
	月 日												
	月 日												
	月 日												
	月 日												
	月 日												

1 1 - 2 医療救護所開設状況報告

医療救護所開設状況報告								
年 月 日 時 分現在				受信日時		月 日 時 分		
発信機関		部			発 信 者			
受信機関		部			受 信 者			
場 所								
従事者数				軽 症	中毒症	重 傷	計	左のうち 要搬送者
医 師	看護婦	その他	計					
人	人	人	人	人	人	人	人	人
状 況								
執 っ て い る 措 置								
処 理 状 況								

1 2 緊急輸送

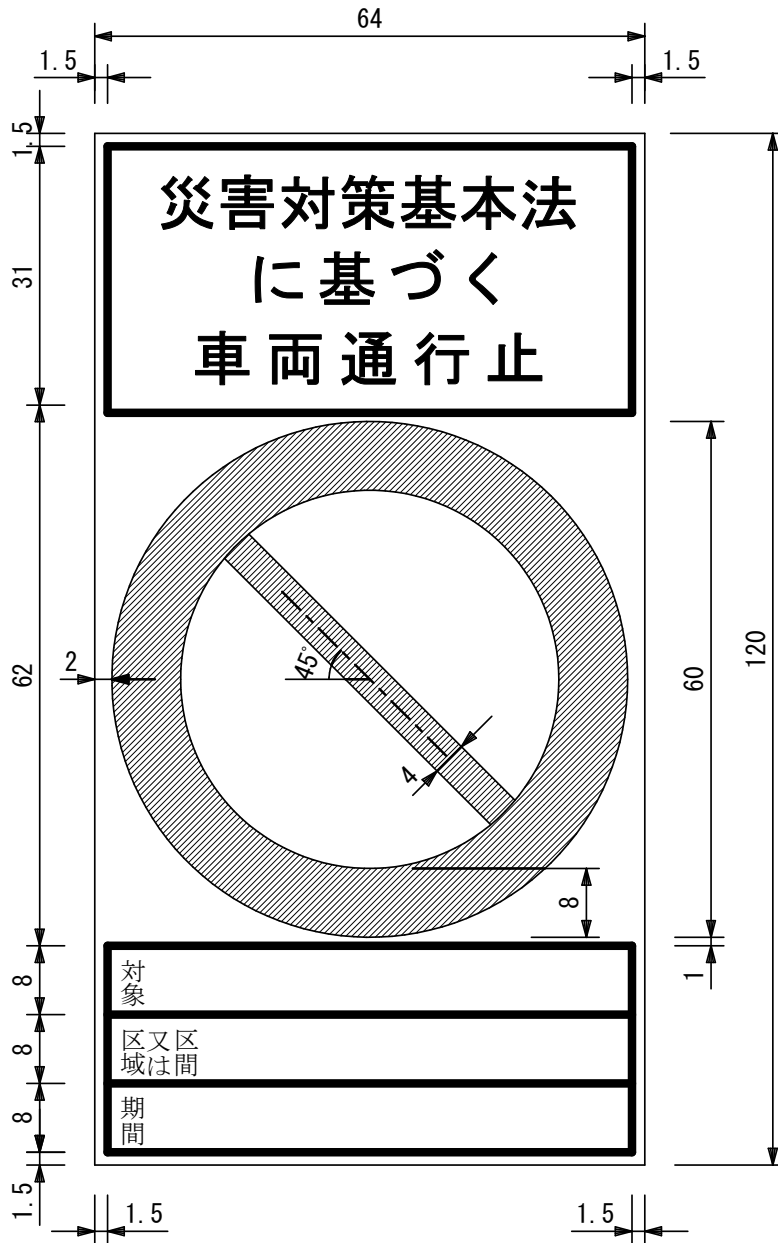
1 2 - 1 緊急通行車両事前届出書

別記様式第 1

災害応急対策用 緊急通行車両事前届出書		災害応急対策用 緊急通行車両事前届出済証	
福岡県公安委員会 殿		福岡県公安委員会 印	
申請者 住所 (電話) 氏名		年 月 日	
番号標に表示されている番号		左記のとおり事前届出を受けたことを証する。	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)		福岡県公安委員会 印	
使用者	住所		
	氏名		
出 発 地			
<p>(注) この事前届出書は、2 通作成し、申請者が緊急通行車両として使用することを疎明する書類及び自動車検査証の写しをそれぞれ 1 通添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は警察本部交通規制課に提出してください。</p>			
<p>(注)</p> <p>1 災害発生時には、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。</p> <p>2 本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合には、公安委員会(警察本部又は警察署経由)に届け出て再交付を受けてください。</p> <p>3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。</p> <p>(1) 緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 緊急通行車両が廃車となったとき。</p> <p>(3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。</p>			

12-2 緊急車両以外の車両通行止め標示

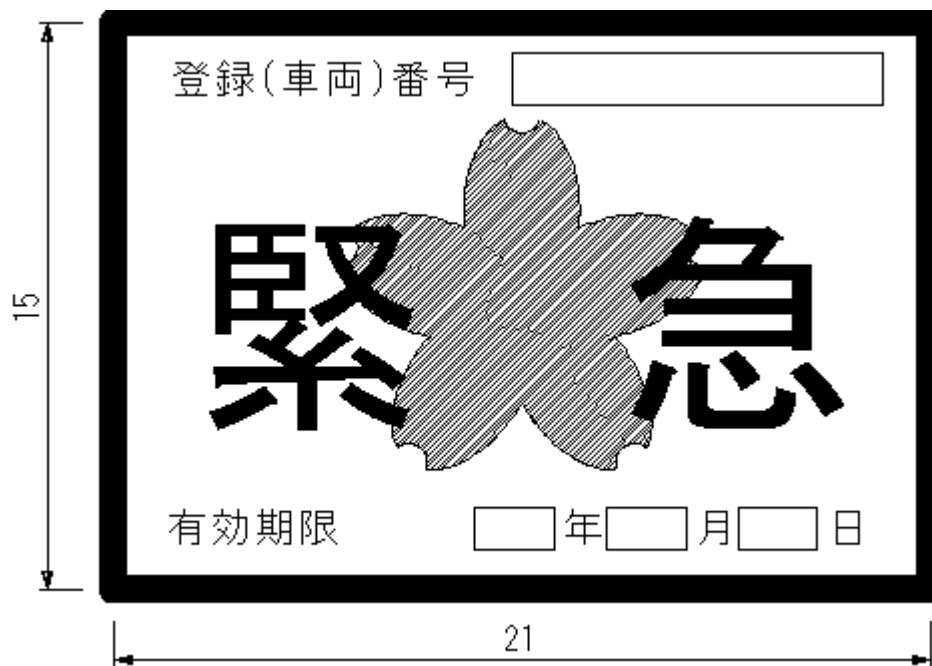
別記様式第2（災害対策基本法施行規則第5条関係）



- 備考
- 1 色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
 - 2 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 - 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

12-3 緊急通行車両通行標章

別記様式第3（災害対策基本法施行規則第6条関係）



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画線が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

12-4 緊急通行車両確認証明書

別記様式第4（災害対策基本法施行規則第6条関係）

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事	(印)
		公安委員会	(印)
番号票に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通行日時			
通行経路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は日本工業規格A5とする

13 遺体の処理・埋葬

13-1 遺体処理票

遺 体 処 理 票

[飯塚市]

災害遺体番号		第	号
死亡者	氏名		
	住所		
	遺骨処理番号	第	号
	焼骨日時場所		
引取人	氏名		
	住所		
	死亡者との関係		
	引取年月日	年	月 日
遺留品	処理番号	第	号
	保管所		
備考			
納骨場所			

13-2 遺留品処理票

遺 留 品 処 理 票

[飯塚市]

災害遺体番号		第	号
死亡者	氏 名		
	住 所		
	主 な 遺 留 品		
引取人	氏 名		
	住 所		
	死亡者との関係		
	引 取 年 月 日	年	月 日
遺留品	処 理 番 号	第	号
	保 管 所		
備 考			
遺留品保管場所			

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
申請者住所 <small>(申請者が世帯主と異なる場合のみ記載)</small>	
申請者氏名 <small>(申請者が世帯主と異なる場合のみ記載)</small>	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	<input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水
備考	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

飯塚市長

14-3 被害届出兼証明書

(宛先) 飯塚市長

被害届出証明交付申請書

下記のとおり、被害があったので届け出ます。

年 月 日

届出者	住所		
	氏名(自署) (事業所名・代表者)		電話番号 ()
被害物件 の所有者	住所		
	氏名		
被害場所	飯塚市		
被害日	年 月 日		
被害原因			
被害の 状況			
使用目的 及び 必要枚数	使用目的	必要枚数	
		枚	
		枚	
		枚	

第 号

被害届出証明書

上記のとおり、届出があったことを証明します。

年 月 日

飯塚市長

※この証明は、災害対策基本法第2条に規定する災害により受けた被害のうち、罹災証明の対象事項でなく市の調査確認が出来ていない被害について、本人の届出があったことを証明するものです。

同意を得るための様式例

フリガナ			
氏名			
生年月日		性別	男 ・ 女
住所			
避難支援等を必要とする事由	<input type="checkbox"/> 介護保険の認定を受けている <input type="checkbox"/> 手帳所持 <input type="checkbox"/> その他 【特記事項】	要介護状態区分： 障害名：（ <input type="checkbox"/> ）等級：	
電話番号		FAX番号	
携帯電話番号		メールアドレス	

※同意いただいた場合、 の欄に障害名等を記載し、避難支援等関係者に提供します。

避難行動要支援者は、避難支援者への情報提供に同意することにより、避難支援者（地域等）から災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護をうけるために、上記内容（氏名、生年月日、性別、住所、障害種別等の内容、連絡先等）及び障害名や病名等を、市防災計画に定める避難支援等関係者に提供することに、

- 同意します
- 趣旨を十分理解した上で、同意しません
- 同意するかしないかを判断するために、市からの詳細な説明を求めます

平成 年 月 日 氏名 _____

※同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。

※避難行動要支援者情報を作成するため、避難支援等関係者が訪問調査を行いますので、その際は御協力ください。

個別計画の様式例

避難時に配慮しなくてはならない事項	<p>(あてはまるものすべてに☑)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"><input type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない</td> <td style="width: 50%; border: none;"><input type="checkbox"/> 音が聞こえない (聞き取りにくい)</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 物が見えない (見えにくい)</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解がむずかしい</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族とわからない</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> その他</td> <td style="border: none;"></td> </tr> </table> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 50px; margin: 10px 0;"></div>	<input type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない	<input type="checkbox"/> 音が聞こえない (聞き取りにくい)	<input type="checkbox"/> 物が見えない (見えにくい)	<input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解がむずかしい	<input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない	<input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族とわからない	<input type="checkbox"/> その他	
<input type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない	<input type="checkbox"/> 音が聞こえない (聞き取りにくい)								
<input type="checkbox"/> 物が見えない (見えにくい)	<input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解がむずかしい								
<input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない	<input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族とわからない								
<input type="checkbox"/> その他									

同居家族等	
-------	--

緊急時の連絡先 ①	フリガナ	
	氏名(団体名)	
	住所	
	連絡先	電話番号 1 : 電話番号 2 : メールアドレス : その他 :
緊急時の連絡先 ②	フリガナ	
	氏名(団体名)	
	住所	
	連絡先	電話番号 1 : 電話番号 2 : メールアドレス : その他 :
【特記事項】	(普段いる部屋、寝室の位置) (不在の時の目印、避難済みの目印) など	

避難支援者情報 ①	フリガナ	
	氏名 (団体名及び代表者)	
	住所	
	連絡先	電話番号 1 : 電話番号 2 : メールアドレス : その他 :
避難支援者情報 ②	フリガナ	
	氏名 (団体名及び代表者)	
	住所	
	連絡先	電話番号 1 : 電話番号 2 : メールアドレス : その他 :

避難場所等情報 ※位置・経路・移動するまでの注意すべき事項など

平成 年 月 日

上記避難支援等関係者に提供した情報について、記載内容に誤りがないことを確認するとともに、市に報告することを了承します。

氏名 _____

飯塚市地域防災計画

— 資料編 —

(平成 26 年 6 月) 初版発行

平成 27 年 6 月 改正

平成 28 年 6 月 改正

平成 29 年 6 月 改正

平成 30 年 6 月 改正

令和 1 年 6 月 改正

令和 2 年 6 月 改正

令和 3 年 6 月 改正

令和 4 年 6 月 改正

令和 5 年 6 月 改正

編集・発行 飯塚市防災会議
事務局 飯塚市 総務部 防災安全課
〒820-8501

福岡県飯塚市新立岩 5 番 5 号

TEL 0948-22-5500 (代表) (内線 1333-1335)

FAX 0948-22-5754

